

**川越市における  
新型コロナウイルス感染症  
対応報告書**

令和 7 年 3 月

**川 越 市**



## はじめに

新型コロナウイルス感染症については、令和元（2019）年12月、中国武漢市で原因不明の肺炎の集団感染の発生として確認されてから、世界的に感染が拡がり、人々の生活にさまざまな影響を及ぼしてきた。

我が国においては、令和2（2020）年1月15日に国内初の感染者が確認され、本市では令和2（2020）年3月10日に市内初の感染者が確認され、徐々に感染の規模は広がっていった。

新型コロナウイルス感染症は未知のウイルスであったことから、法令上の位置付けも見直されながら、これに伴う対策が進められた。

令和2（2020）年2月1日には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）における指定感染症に位置付けられ、二類感染症（結核等）と同等の措置が講じられることとなった。

また、令和2（2020）年3月14日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の改正法が施行され、新型インフルエンザ等とみなして同法の規定が適用されることとなり、緊急事態措置などの対策が取られてきた。

流行初期はウイルスの科学的知見もない中、治療薬やワクチンもなく、また医療体制も十分でない状況において、接触機会を減らすことを中心とした対策であった。

徐々に知見が得られ、ウイルスの変異の特徴を踏まえた効果的な感染対策などが示されるようになり、また、治療薬やワクチンが開発されると、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るための対策へと変化していった。

こうした状況の変化に応じて示された国や県の要請等に対応し、本市ではさまざまな取組を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5（2023）年5月8日から5類感染症（インフルエンザ等）に変更となり、特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策」が終了となるまでの間、本市が行ってきたさまざまな取組は、次の感染症危機に備える上で、参考とすべき重要な教訓となっている。

そこで、本報告書は、新型コロナウイルス感染症対応における経験を、次の感染症危機に備えた検討の参考とするため、本市が取り組んだ新型コロナウイルス感染症対応における対策を整理することを目的として作成するものである。

# ～ 目 次 ～

## 第1章 基本事項

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症について ..... | 3 |
| 2 | 対象期間 .....             | 3 |
| 3 | 対象範囲 .....             | 3 |
| 4 | 整理方法 .....             | 3 |
| 5 | 感染拡大の波の定義について .....    | 3 |

## 第2章 概況（川越市における感染状況と国・県からの要請等）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 県内発生前（令和2年1月6日～令和2年1月31日） ..... | 9  |
| 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日） .....    | 12 |
| 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日） .....  | 17 |
| 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日） .....  | 21 |
| 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日） .....  | 26 |
| 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日） ..... | 31 |
| 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日） .....  | 36 |
| 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日） .....   | 41 |
| 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日） .....   | 45 |

## 第3章 川越市の対策

|   |                            |     |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 実施体制 .....                 | 53  |
| 2 | 情報収集・分析.....               | 81  |
| 3 | サーベイランス.....               | 85  |
| 4 | 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ..... | 89  |
| 5 | 水際対策 .....                 | 107 |
| 6 | まん延防止.....                 | 111 |
|   | （１）市有施設 .....              | 113 |
|   | （２）イベント .....              | 161 |
|   | （３）福祉施設 .....              | 173 |
|   | （４）子育て・保育 .....            | 191 |
|   | （５）学童保育 .....              | 225 |
|   | （６）学校 .....                | 239 |
|   | （７）職員 .....                | 253 |



|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (8) その他 .....               | 265 |
| 7   ワクチン .....              | 277 |
| 8   医療 .....                | 287 |
| (1) 総括 .....                | 289 |
| (2) 外来医療 .....              | 299 |
| (3) 入院医療 .....              | 323 |
| (4) その他 .....               | 333 |
| 9   治療薬・治療法 .....           | 341 |
| 10   検査 .....               | 345 |
| 11   保健 .....               | 351 |
| 12   物資 .....               | 361 |
| 13   市民生活及び市民経済の安定の確保 ..... | 369 |
| (1) 市民生活支援 .....            | 371 |
| (2) 事業者支援 .....             | 431 |

## ○参考資料

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1   新規陽性者数 .....              | 491 |
| 2   死亡者数 .....                | 493 |
| 3   クラスター発生状況 .....           | 494 |
| 4   検査数 .....                 | 495 |
| 5   保健所相談件数 .....             | 495 |
| 6   保健所人員体制 .....             | 496 |
| 7   療養者数（埼玉県） .....           | 497 |
| 8   病床使用率（埼玉県） .....          | 498 |
| 9   医療提供体制 .....              | 499 |
| 10   新型コロナウイルス感染症対策関連経費 ..... | 501 |
| 11   本部会議等開催状況 .....          | 503 |

## ○掲載事業一覧 ..... 509



# **第 1 章**

## **基本事項**



## 1 新型コロナウイルス感染症について

本報告書における新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年に中国武漢市で発見された「SARS-CoV-2」をいう。

## 2 対象期間

本報告書で取り扱う取組等の対象期間は、厚生労働省から、令和元年12月に中国武漢市で集団発生した原因不明の肺炎に係る注意喚起が通知された令和2年1月6日から、国の新型コロナウイルス感染症対策本部廃止前の令和5年5月7日までとする。

なお、令和5年5月8日以降も継続している取組は、本報告書作成時点（令和7年3月）の状況で、可能な範囲で終了時期を記載することとしている。

## 3 対象範囲

本報告書で取り扱う取組等の対象範囲は、特措法が、「国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を目的としていることを踏まえ、特措法に関連する取組を幅広く対象とする。

## 4 整理方法

新型コロナ対応の経験を、次の感染症危機に生かせるよう、本市の新型コロナ対応の整理に当たっては、特措法に基づき、感染症発生時の対策の内容を示す「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）との関係性に配慮しながら、体系的に整理する。

## 5 感染拡大の波、特措法に基づく措置の定義

本報告書における本市の感染拡大の波は、埼玉県衛生研究所が公表しているデータを参考に、「（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波の定義」のとおり定義する。

また、特措法等に基づき講じられた措置については「（2）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置の定義」のとおり定義する。

なお、本報告書において使用する新規陽性者数は、公表日ベースでの数字を用いている。

## (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波の定義

| 波         | 波の定義                           | ピーク時の<br>新規陽性者数 | 期 間                      |
|-----------|--------------------------------|-----------------|--------------------------|
| 県内<br>発生前 | 県内初の感染者が確認されるまでの期間             | —               | 令和2年1月6日<br>～令和2年1月31日   |
| 第1波       | 令和2年4月7日をピークとする波               | 5人              | 令和2年2月1日<br>～令和2年6月9日    |
| 第2波       | 令和2年8月6日他をピークとする波              | 5人              | 令和2年6月10日<br>～令和2年9月13日  |
| 第3波       | 令和3年1月22日をピークとする波              | 36人             | 令和2年9月14日<br>～令和3年2月22日  |
| 第4波       | 令和3年4月22日をピークとする波<br>(アルファ株)   | 23人             | 令和3年2月23日<br>～令和3年6月10日  |
| 第5波       | 令和3年8月26日をピークとする波<br>(デルタ株)    | 102人            | 令和3年6月11日<br>～令和3年12月14日 |
| 第6波       | 令和4年1月31日をピークとする波<br>(オミクロン株)  | 318人            | 令和3年12月15日<br>～令和4年6月5日  |
| 第7波       | 令和4年8月11日をピークとする波<br>(オミクロン株)  | 891人            | 令和4年6月6日<br>～令和4年10月7日   |
| 第8波       | 令和4年12月21日をピークとする波<br>(オミクロン株) | 415人※           | 令和4年10月8日<br>～令和5年5月7日   |

※新規陽性者数は、令和4年9月26日公表分までは市内在住者の数で集計していたが、令和4年9月27日公表分からは、全数届出の見直しにより、市内医療機関で確認された数に変更された。

## (参考) 新型コロナウイルスの懸念される変異株 (VOC)

※厚生労働省アドバイザリーボード資料より

| WHO ラベル | 最初の検出              | 感染性 (従来株比)                 | 重篤度 (従来株比)                                   |
|---------|--------------------|----------------------------|----------------------------------------------|
| アルファ株   | 2020年9月<br>英国      | 1.32倍と推定※<br>(5～7割程度高い可能性) | 1.4倍 (40-64歳 1.66倍) と推定※<br>(入院・死亡リスクが高い可能性) |
| デルタ株    | 2020年10月<br>インド    | 高い可能性<br>(アルファ株の1.5倍高い可能性) | 入院リスクが高い可能性<br>(アルファ株比)                      |
| オミクロン株  | 2021年11月<br>南アフリカ等 | 高い可能性<br>(デルタ株比)           | 入院リスク、重症化リスクが低い可能性<br>(デルタ株比)                |

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。

## (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置の定義

【緊急事態宣言】特措法第 32 条の規定により、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生した旨等の公示

【まん延防止等重点措置】特措法第 31 条の 6 の規定により、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態の公示がされた時から、事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体が特措法の規定により実施する措置（令和 3 年 2 月の特措法改正で創設）

| 波                                        | ピーク時の<br>新規陽性者数<br>※カッコ内は<br>ピーク日 | 新型インフルエンザ等<br>対策特別措置法に基づ<br>く措置等 | 措置期間                                                                         |
|------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 県内発生前<br>R2. 1. 6～R2. 1. 31              | —                                 |                                  |                                                                              |
| 第 1 波<br>R2. 2. 1～R2. 6. 9               | 5 人<br>(R2. 4. 7)                 | 緊急事態宣言（1 回目）                     | R2. 4. 7～R2. 5. 25                                                           |
| 第 2 波<br>R2. 6. 10～R2. 9. 13             | 5 人<br>(R2. 8. 6)                 |                                  |                                                                              |
| 第 3 波<br>R2. 9. 14～R3. 2. 22             | 36 人<br>(R3. 1. 22)               | 緊急事態宣言（2 回目）                     | R3. 1. 8～R3. 3. 21                                                           |
| 第 4 波<br>(アルファ株)<br>R3. 2. 23～R3. 6. 10  | 23 人<br>(R3. 4. 22)               | まん延防止等重点措置<br>（1 回目）             | R3. 4. 20～R3. 8. 1<br>うち川越市指定期間<br>R3. 4. 28～R3. 6. 20<br>R3. 7. 20～R3. 8. 1 |
| 第 5 波<br>(デルタ株)<br>R3. 6. 11～R3. 12. 14  | 102 人<br>(R3. 8. 26)              | 緊急事態宣言（3 回目）                     | R3. 8. 2～R3. 9. 30                                                           |
| 第 6 波<br>(オミクロン株)<br>R3. 12. 15～R4. 6. 5 | 318 人<br>(R4. 1. 31)              | まん延防止等重点措置<br>（2 回目）             | R4. 1. 21～R4. 3. 21                                                          |
| 第 7 波<br>(オミクロン株)<br>R4. 6. 6～R4. 10. 7  | 891 人<br>(R4. 8. 11)              | B A. 5 対策強化宣言                    | R4. 8. 4～R4. 9. 30                                                           |
| 第 8 波<br>(オミクロン株)<br>R4. 10. 8～R5. 5. 7  | 415 人※<br>(R4. 12. 21)            |                                  |                                                                              |

※新規陽性者数は、令和 4 年 9 月 26 日公表分までは市内在住者の数で集計していたが、令和 4 年 9 月 27 日公表分からは、全数届出の見直しにより、市内医療機関で確認された数に変更された。





# **第2章**

## **概 況**

**(感染状況、国・県の対応等)**



## 県内発生前（令和2年1月6日～令和2年1月31日）

### （１）感染状況

令和2年1月6日、厚生労働省から、令和元年12月に中国武漢市で集団発生した原因不明の肺炎に係る注意喚起が通知された。

国内では、令和2年1月15日に国内初の感染者（武漢市滞在歴有）が確認された。また、1月28日には武漢市滞在歴のない感染者、1月29日には無症状病原体保有者が確認された。

こうした中、国立感染症研究所からは、新型コロナウイルス感染症の疑い例として、発熱等の症状を有するとともに、中国武漢市への渡航歴がある者とする症例定義※が示された。

※症例定義（令和2年1月21日時点）

以下のⅠ及びⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の（ア）、（イ）の暴露歴のいずれかを満たす。

（ア）武漢市への渡航歴がある。

（イ）「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

### （２）国、県の対応等

国では、令和2年1月15日に国内初の感染者が確認されたことを受け、1月21日、24日に「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議」が開催され、水際対策や国内の感染拡大防止対策等が検討されるとともに、現地在留邦人の安全確保と帰国対応が進められた。

1月28日には、厚生労働省において新型コロナウイルスに係る電話相談窓口が設置された。

また、1月28日、新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症※に指定する政令が閣議決定された。当初は2月7日施行予定であったが、1月30日の世界保健機関（WHO）によるPHEIC宣言（Public Health Emergency of International Concern：国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）を受けて、2月1日に前倒して施行することとされた。これにより、保健所では、感染症法に基づく指定感染症としての積極的疫学調査、入院勧告、患者搬送などの業務を行うこととなった。

さらに、国内で無症状病原体保有者が確認されたこと等を受け、1月30日に全閣僚による「新型コロナウイルス感染症対策本部」（特措法に基づかない）が設置された。

県では、1月24日に、武漢市への渡航歴等があり、発熱等の症状のある方が医療機関を受診すべきか相談できる「帰国者・接触者相談窓口」が設置され

た。また、1月27日、30日、2月13日に「新型コロナウイルス対策会議」が開催され、県内発生期に備えた相談体制や検査・医療体制等が検討された。

#### ※指定感染症

既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

### ○主な国等の動き

| 月 日       | 対 応 等                                                                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2. 1. 15 | ○国内初の感染者（武漢市滞在歴有）が確認<br>医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があり、その後、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）に基づき報告されたもの                                |
| R2. 1. 21 | ○「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議」開催<br>内閣府において1月21日と24日に開催され、主に水際対策、濃厚接触者把握、情報収集、国民に対する情報提供（個人情報の取扱いに留意）、在留邦人対応等が検討された。                        |
| R2. 1. 24 | ○埼玉県において「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談窓口」設置<br>武漢市への渡航歴等があり、発熱等の症状のある方が医療機関を受診すべきか相談できる「帰国者・接触者相談窓口」が設置された。                                          |
| R2. 1. 27 | ○埼玉県において「新型コロナウイルス対策会議」開催<br>埼玉県では、1月27日、30日、2月13日に「新型コロナウイルス対策会議」が開催され、県内発生期に備えた相談体制や検査・医療体制等が検討された。                                         |
| R2. 1. 28 | ○国内初の武漢市滞在歴のない感染者が確認<br>武漢市の滞在歴はないが、武漢市からのツアー客との接触があったため、疑似症サーベイランスとして報告がされたもの<br>バス運転手（武漢からのツアー客を、運転手としてバスに乗せた）                              |
| R2. 1. 28 | ○「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）」設置<br>厚生労働省の電話相談窓口が1月28日（火）18時から設置された。<br>○ 対応時間 9時～21時                                                    |
| R2. 1. 28 | ○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等を公布<br>令和2年1月28日に新型コロナウイルスが感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する政令が閣議決定され、同日公布された。<br>施行期日 公布の日から起算して10日を経過した日（2月7日） |
| R2. 1. 29 | ○国内初の無症状病原体保有者（2例）が確認<br>武漢市からのチャーター便により帰国された邦人で、国立国際医療研究センターにおいて検体採取を行ったPCR検査の結果、新型コロナウイルスが検出されたもの                                           |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2. 1. 30 | <p>○国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」（特措法に基づかない）設置</p> <p>国内で無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が 2 例確認されたことを受け、新型コロナウイルス感染症対策を総合的かつ強力に推進するために、1 月 30 日、閣議決定により総理を本部長とする全閣僚による政府対策本部が設置された。</p>                                                                                                                                                                   |
| R2. 1. 30 | <p>○WHO が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言</p> <p>1 月 30 日、WHO において新型コロナウイルスに関連した感染症について緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が宣言された。</p> <p>PHEIC : Public Health Emergency of International Concern</p>                                                                                                                                      |
| R2. 1. 31 | <p>○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正</p> <p>令和 2 年 1 月 31 日に、新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する政令の施行期日を公布の日（1 月 28 日）から起算して 4 日を経過した日（2 月 1 日）とする政令の一部改正が閣議決定され、同日公布された。</p> <p>※当初、施行期日は「公布の日から起算して 10 日を経過した日」（2 月 7 日）とされていたが、1 月 30 日に WHO が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言したことを受け、「公布の日から起算して 4 日を経過した日」（2 月 1 日）とされた。</p> |

## 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

### （1）感染状況

国内では、令和2年1月28日以降、感染経路が特定できない感染者が確認されるようになり、1日あたりの新規陽性者数は2月中旬から増え始め、3月上旬には50人を超えた。

また、県内では、2月1日に県内初の陽性者が確認された。

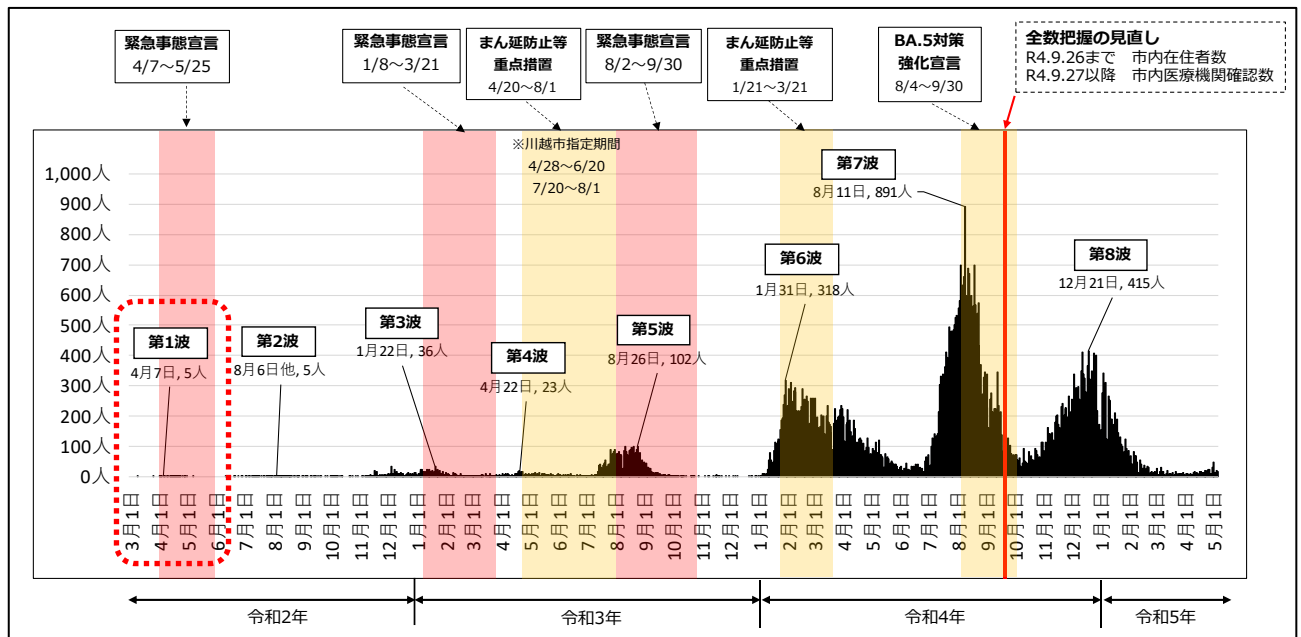
本市では、3月10日に市内初の陽性者が確認され、その後は5月8日まで断続的に新規陽性者が確認された。第1波における本市の1日あたりの最大新規陽性者数は、4月7日の5人となったが、5月9日以降は6月11日まで新規陽性者数が確認されない状況が続いた。

なお、第1波では、人と人との接触機会を低減することが主な対策とされ、また、当時スポーツジムや屋形船などにおいてクラスターの発生が確認されたことから、クラスターの発生防止のため、クラスターの発生事例に共通する事項を踏まえ、国からは、感染防止対策として、

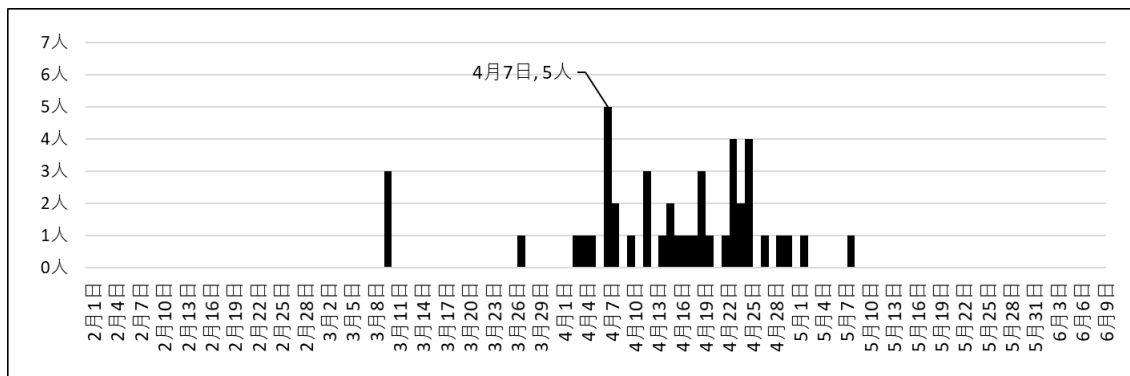
- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

の3つの密を避けることが呼びかけられた。





○川越市の新規陽性者数の推移（令和2年2月1日～令和2年6月9日）



○川越市の感染状況（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

| 区 分            |         | 数 量  | 備 考    |       |
|----------------|---------|------|--------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 44 人 |        |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 0 人  | 構成比    | 0.0%  |
|                | 20～39 歳 | 14 人 | 構成比    | 31.8% |
|                | 40～59 歳 | 15 人 | 構成比    | 34.1% |
|                | 60 歳以上  | 15 人 | 構成比    | 34.1% |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 5 人  | R2.4.7 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 3 人  |        |       |
| クラスター発生数       |         | 0 件  |        |       |

## (2) 国、県の対応等

国では、武漢市等の現地在留邦人の帰国に際し、チャーター便の手配や帰国後の対応が進められるとともに、令和2年2月3日に横浜港へ入港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗降客等の検疫及び健康観察等の対応が行われた。

また、2月1日に新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく指定感染症となり対策が進められることとなったほか、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が本部決定され、感染拡大防止対策が強力に進められることとなった。

基本方針では、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生している状況から、強力な感染拡大防止策が必要とされ、2月26日に全国的なイベント等の2週間の中止等、2月27日に学校の臨時休業が要請された。

さらに、より強力に対策を推進するため、3月13日に新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなし、特措法を適用できることとする法改正が行われるとともに、3月26日に特措法に基づく政府対策本部が設置され、特措法に基づく対策が行える体制となった。

4月7日に、特措法に基づく緊急事態宣言（1回目）が発出され、4月7日から5月6日までの間、埼玉県を含む7都府県を区域として緊急事態措置が行われることとなった。その後、区域変更や期間延長を経て、5月25日に緊急事態解除宣言が発出された。

当該緊急事態宣言下で、国では、人と人との接触機会を、最低7割、極力8割削減が目標とされた。これを受け県では、接触機会の8割低減を目指すこととされ、県全域を対象に、外出自粛や施設の使用停止が要請されるとともに、飲食店での酒類の提供を午後7時までとするなどの要請が行われた。

5月に入ると、国では緊急事態宣言解除後を見据え、業界団体等に対し感染防止のためのガイドラインを作成するよう通知するなど、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組も進められた。

なお、令和2年7月に開催予定とされていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、本市もゴルフ競技の会場となっていたが、アスリート及び観客の安心・安全を確保することが重要との観点から、3月24日に、開催を1年延期することとされた。



## ○主な国等の動き

| 月 日        | 対 応 等                                                                                                                                                                                       |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2. 2. 1   | ○指定感染症指定<br>新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症に指定                                                                                                                                                   |
| R2. 2. 3   | ○ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に入港<br>令和2年2月3日に横浜港へ入港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗降客等の検疫及び健康観察等の対応が行われた。<br>またこの時期に国では、武漢市等の現地在留邦人の帰国に際し、チャーター便の手配や帰国後の対応が進められた。                                              |
| R2. 2. 13  | ○「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」本部決定<br>帰国者等への支援、国内感染対策の強化など、予備費 103 億円を合わせた総額 153 億円の対応策                                                                                                           |
| R2. 2. 20  | ○「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表<br>イベント等の主催者に、開催の必要性を改めて検討するよう依頼（政府として一律の自粛要請を行うものではない。）                                                                                                        |
| R2. 2. 25  | ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」本部決定<br>強力な感染拡大防止策の必要性から、クラスター対策や外出自粛の協力を求める対応等が示される。                                                                                                                 |
| R2. 2. 26  | ○全国的なイベントについて2週間の中止等の対応要請<br>多数が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等について、2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請                                                                                                           |
| R2. 2. 27  | ○学校の臨時休業要請<br>全国すべての小・中・高・特別支援学校について、3月2日から春休みまでの臨時休業を要請                                                                                                                                    |
| R2. 3. 13  | ○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正<br>新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなし、特措法の規定を適用できることとする等を内容とする改正                                                                                                         |
| R2. 3. 24  | ○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期決定                                                                                                                                                            |
| R2. 3. 26  | ○特措法に基づく政府対策本部設置<br>特措法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部を設置（同時に県対策本部も設置）                                                                                                                                |
| R2. 3. 28  | ○特措法に基づく基本的対処方針決定<br>特措法第 18 条第 1 項に基づく基本的対処方針を決定                                                                                                                                           |
| R2. 4. 7   | ○特措法に基づく緊急事態宣言（1 回目）※埼玉県<br>期間 R2. 4. 7～5. 6<br>※県：まだ急激な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況には至っていないが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や、鉄道駅・高速道路に沿う形で感染者数が拡大している。そのため、首都圏一体となって、ヒト移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的と考える。 |
| R2. 4. 12～ | ○布製マスクの全戸配布<br>店頭でのマスク品薄の続く状況を踏まえ、布製マスクを各世帯 2 枚ずつ配布                                                                                                                                         |

|           |                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2. 5. 4  | ○新型コロナウイルス感染症専門家会議が「新しい生活様式」を提言<br>今後の具体的な行動変容に関する提言において、日常生活の実践例として示された生活様式                                                                                                                         |
| R2. 5. 4  | ○特措法に基づく緊急事態宣言（１回目）（期間延長） ※埼玉県<br>期間 R2. 4. 7～5. 31<br>※県：新規の陽性者数は減少し、また感染経路不明の孤発例も少しずつ下がっているが、この傾向が継続するか判断するにはまだ時期尚早。引き続き行動抑制によって感染のピークを後ろにずらし、積極的な疫学調査を行いながらクラスター対策を進めるとともに、医療的措置が必要な県民への対応が極めて重要。 |
| R2. 5. 25 | ○特措法に基づく緊急事態解除宣言発出<br>5月25日、緊急事態が終了した旨を宣言                                                                                                                                                            |

## ○緊急事態宣言（１回目）における県の要請等

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>期間：令和２年４月７日～５月２５日</p> <p>○接触機会の８割低減を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の外出自粛の要請（第４５条１項）</li> <li>・学校等、大学等、劇場等、宿泊施設等、運動施設等、遊技場等、展示施設等、遊興施設等の施設の使用停止もしくはイベントの開催停止の協力要請（第２４条９項）</li> </ul> <p>※飲食店の酒類提供は午後７時まで</p> <p>※４月２４日付で、各市町村長に対し、宿泊施設の運営や保健所の相談業務などに従事する職員の派遣協力を依頼 等</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

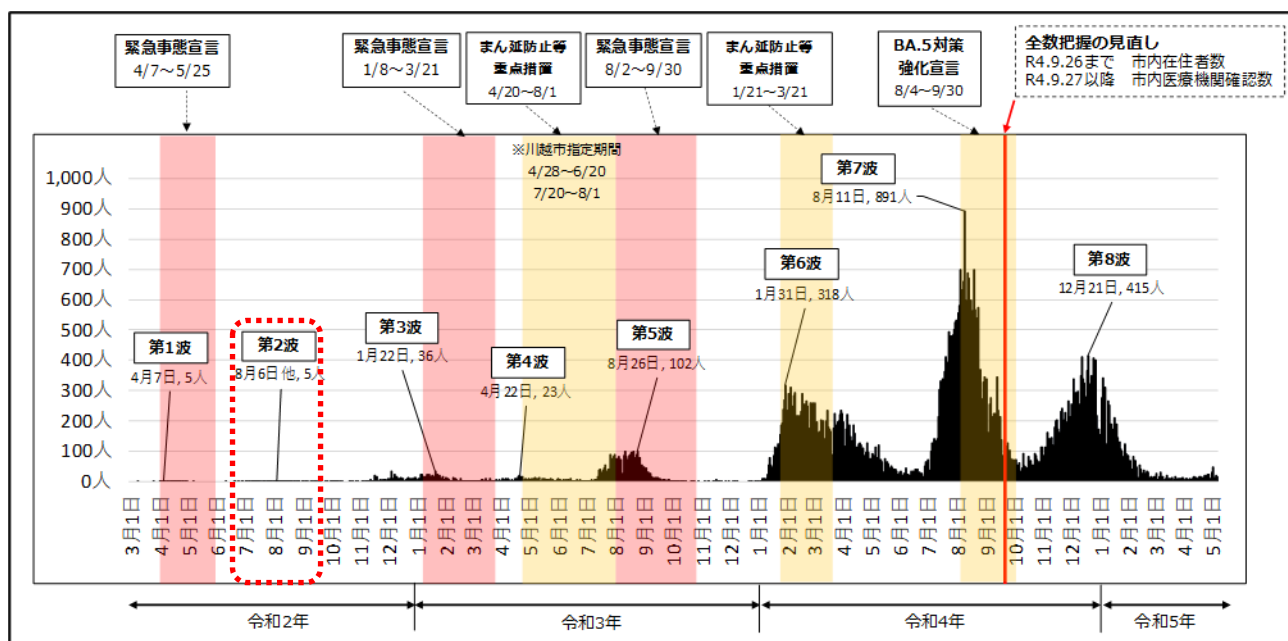
## 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

### （１）感染状況

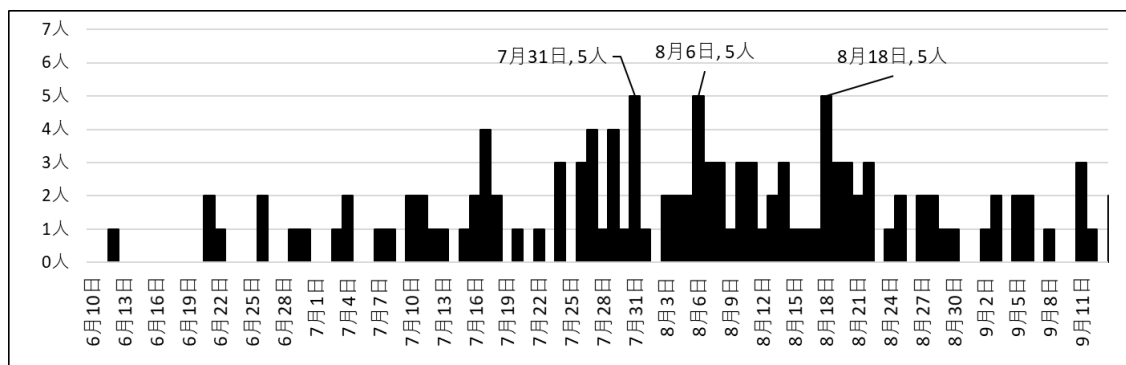
国内の感染状況は、令和2年5月25日で緊急事態宣言が解除された後は、しばらく小康状態が続いたが、7月から8月に感染が拡大し、第2波が生じた。

第2波は、大都市の歓楽街で感染者数が増加し、周辺地域、地方都市や家庭・職場等に伝播し、全国的な感染拡大につながったものと考えられ、飲食店に対する営業時間の短縮の要請などの対策が行われた。

なお、本市では、5月9日から6月11日まで新規陽性者が確認されない状況が続いたが、6月12日以降は新規陽性者が断続的に確認されるようになり、7月下旬から8月中旬にかけて第2波が発生し、1日あたり最大新規陽性者数となる5人が確認された。



### ○川越市の新規陽性者数の推移（令和2年6月10日～令和2年9月13日）



## ○川越市の感染状況（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

| 区 分            |         | 数 量   | 備 考                  |       |
|----------------|---------|-------|----------------------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 122 人 |                      |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 9 人   | 構成比                  | 7.4%  |
|                | 20～39 歳 | 60 人  | 構成比                  | 49.2% |
|                | 40～59 歳 | 34 人  | 構成比                  | 27.9% |
|                | 60 歳以上  | 19 人  | 構成比                  | 15.6% |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 5 人   | R2. 7. 31、8. 6、8. 18 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 0 人   |                      |       |
| クラスター発生数       |         | 0 件   |                      |       |

## （２）国、県の対応等

国では、緊急事態宣言解除後は、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされ、新しい生活様式の定着や業種別ガイドライン等の実践などを前提に、イベント等の開催制限、施設の使用制限等が段階的に緩和されることとなった。令和2年7月22日からは「Go To トラベル事業」も開始された。

また、今後の感染拡大に備え、医療提供体制のさらなる強化を進めることとされ、6月19日には、都道府県に「病床・宿泊療養施設確保計画」の策定が依頼された。

さらに、8月28日には、季節性インフルエンザ等の流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充することなどを示した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が決定された。これを踏まえ、9月4日には、都道府県に対し、必要な検査や治療が受けられる仕組みについて10月中を目途に整備するよう依頼された。

本市においても感染拡大に対応できる体制を整備するため、保健所の体制強化を図りながら、疑い患者を診療できる医療機関、入院受入病床、検査機関の能力強化を進めた。

一方で、7月から8月に感染が拡大した。この感染拡大は、大都市の歓楽街で感染者が増加し、全国的な感染拡大につながったと考えられ、県内でも7月上旬に、夜の繁華街でのクラスター（集団感染）が確認された。

こうした状況を受け、県では、7月10日に県と県内の保健所設置自治体の首長による協議会が開催され、『「夜の街」対策の推進』などに関する共同宣言が発表された。また、7月13日から接待を伴う飲食店のうち感染症対策が徹底されていない施設の使用停止などの要請が行われ、本市においても、飲食店への啓発等の対策を行った。

## ○保健所設置自治体首長協議会 共同宣言（令和2年7月10日）

| 保健所設置自治体首長協議会 共同宣言                                                                                                                              |                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【連携の更なる強化】</p> <p>県民、市民の命と健康を守る保健所の設置自治体として、新型コロナウイルス感染症情報の共有化やその対策のための連携を強化し、一致団結して取り組む。</p>                                                | <p>【「夜の街」対策の推進】</p> <p>いわゆる夜の街の接待を伴う飲食店で感染するケースが多数確認されている状況に鑑み、各保健所を中心にPCR検査を幅広く早急を実施するなど、クラスターの発生回避と県民、市民の安心と安全の確保を徹底する。</p> |
| 令和2年7月10日                                                                                                                                       |                                                                                                                               |
| <p>【事業者、県民・市民への呼びかけ】</p> <p>夜の繁華街において感染症対策が十分取られていない店の利用回避等、県民・市民への呼びかけを強めるとともに、「彩の国新しい生活様式安心宣言」や「LINEコロナお知らせシステム」など、安心安全対策の普及・拡大に率先して取り組む。</p> | <p>埼玉県知事 大野元裕<br/>さいたま市長 清水勇人<br/>川越市長 川合善明<br/>川口市長 奥ノ木信夫<br/>越谷市長 高橋努</p>                                                   |

また無症状者の行政検査は原則として濃厚接触者に限定されていたが、7月28日に県から示された「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」で検査対象の拡大が示され、高齢者施設など感染リスクの高い者が多い集団等において、複数名の患者や有症状者がおり、集団感染の可能性を疑わせる集団も検査対象とされた。

## ○新型コロナウイルス対策本部会議資料より（令和2年8月6日）

| 感染リスクの高い集団でのPCR等の検査対象の拡大                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|----------|---------------------|-------|----------------|---------|---------------|----------|---------------------------------|----------|-------------------------|-----------------|---------------------------|--------|--------------------------------|----------|-------------------------|-----------|-------------------------------------------|------------------------|--|
| <p>これまで<br/>無症状者の検査は原則として濃厚接触者に限定</p> <p><b>無症状者の検査を拡大</b></p> <p>複数名の患者や有症状者（接触確認アプリにより把握した者を含む）があり、かつ、接触が生じやすいなど集団感染の可能性を疑わせる集団であって</p> <p>1 重症化リスクが高い者（高齢者、基礎疾患のある方等）が多い集団</p> <p>2 感染拡大リスクや社会的影響が大きい集団</p> <p>に属する方</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>集団（施設）</th> <th>対象範囲の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関（病院）</td> <td>感染者と同じ病棟に属する職員・入院患者</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設</td> <td>施設全体に属する職員・入所者</td> </tr> <tr> <td>保育所・幼稚園</td> <td>施設全体に属する職員・園児</td> </tr> <tr> <td>小・中・高等学校</td> <td>感染者と同じ学級（又はフロア）及びクラブに属する職員・児童生徒</td> </tr> <tr> <td>会社組織（職場）</td> <td>感染者と同じ部署（フロア）に属する職員・利用者</td> </tr> <tr> <td>学習塾・音楽塾・クラブチーム等</td> <td>感染者と同じクラス（チーム）に属する職員・児童生徒</td> </tr> <tr> <td>スポーツジム</td> <td>感染者と同じ時間帯にジム室（共用部を含む）にいた職員・利用者</td> </tr> <tr> <td>居酒屋・カラオケ</td> <td>感染者と同じ時間帯に店舗内にいた従業員・利用者</td> </tr> <tr> <td>接待を伴う飲食店等</td> <td>感染の発生した飲食店等と同じビル又は地域（繁華街）に属する飲食店等の従業員・利用者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※共通 感染者と同じ休憩室や食堂を利用する者</td> </tr> </tbody> </table> | 集団（施設） | 対象範囲の例 | 医療機関（病院） | 感染者と同じ病棟に属する職員・入院患者 | 高齢者施設 | 施設全体に属する職員・入所者 | 保育所・幼稚園 | 施設全体に属する職員・園児 | 小・中・高等学校 | 感染者と同じ学級（又はフロア）及びクラブに属する職員・児童生徒 | 会社組織（職場） | 感染者と同じ部署（フロア）に属する職員・利用者 | 学習塾・音楽塾・クラブチーム等 | 感染者と同じクラス（チーム）に属する職員・児童生徒 | スポーツジム | 感染者と同じ時間帯にジム室（共用部を含む）にいた職員・利用者 | 居酒屋・カラオケ | 感染者と同じ時間帯に店舗内にいた従業員・利用者 | 接待を伴う飲食店等 | 感染の発生した飲食店等と同じビル又は地域（繁華街）に属する飲食店等の従業員・利用者 | ※共通 感染者と同じ休憩室や食堂を利用する者 |  |
| 集団（施設）                                                                                                                                                                                                                      | 対象範囲の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 医療機関（病院）                                                                                                                                                                                                                    | 感染者と同じ病棟に属する職員・入院患者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 高齢者施設                                                                                                                                                                                                                       | 施設全体に属する職員・入所者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 保育所・幼稚園                                                                                                                                                                                                                     | 施設全体に属する職員・園児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 小・中・高等学校                                                                                                                                                                                                                    | 感染者と同じ学級（又はフロア）及びクラブに属する職員・児童生徒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 会社組織（職場）                                                                                                                                                                                                                    | 感染者と同じ部署（フロア）に属する職員・利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 学習塾・音楽塾・クラブチーム等                                                                                                                                                                                                             | 感染者と同じクラス（チーム）に属する職員・児童生徒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| スポーツジム                                                                                                                                                                                                                      | 感染者と同じ時間帯にジム室（共用部を含む）にいた職員・利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 居酒屋・カラオケ                                                                                                                                                                                                                    | 感染者と同じ時間帯に店舗内にいた従業員・利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| 接待を伴う飲食店等                                                                                                                                                                                                                   | 感染の発生した飲食店等と同じビル又は地域（繁華街）に属する飲食店等の従業員・利用者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |
| ※共通 感染者と同じ休憩室や食堂を利用する者                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |        |          |                     |       |                |         |               |          |                                 |          |                         |                 |                           |        |                                |          |                         |           |                                           |                        |  |

## ○主な国等の動き

| 月 日       | 対 応 等                                                                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2. 5. 29 | ○新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の運用開始                                                                         |
| R2. 6. 19 | ○国において接触確認アプリ COCOA <sup>※</sup> の運用開始<br>※スマートフォンの近接通信機能を利用して、陽性者と接触した可能性について通知を受けることができるアプリ                     |
| R2. 6. 19 | ○都道府県に対し「病床・宿泊療養施設確保計画」の策定を依頼<br>県では、国の新たな患者推計に基づき、フェーズに応じて確保する病床数（ピーク期 1,400 床）、宿泊療養施設の室数（ピーク期 1,450 室）を示した計画を策定 |
| R2. 7. 10 | ○「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の運用開始                                                                                      |
| R2. 7. 10 | ○「保健所設置自治体首長協議会 共同宣言」を発表<br>埼玉県、県内保健所設置市の首長による協議会が開催され、「夜の街」対策の推進などに関する共同宣言を発表                                    |
| R2. 7. 22 | ○国の「Go To トラベル事業」開始（東京都を除く）<br>観光需要の低迷や、外出自粛等の影響により大きな影響を受けている観光・運輸業を対象として実施                                      |
| R2. 7. 28 | ○埼玉県から「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」が示される。<br>これまで無症状者の検査は原則として濃厚接触者に限定されていたが、感染リスクの高い集団での検査対象が拡大された。    |
| R2. 8. 28 | ○「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」本部決定<br>季節性インフルエンザ等の流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充することなど                                        |

## ○令和 2 年 7 月 11 日の県の要請等

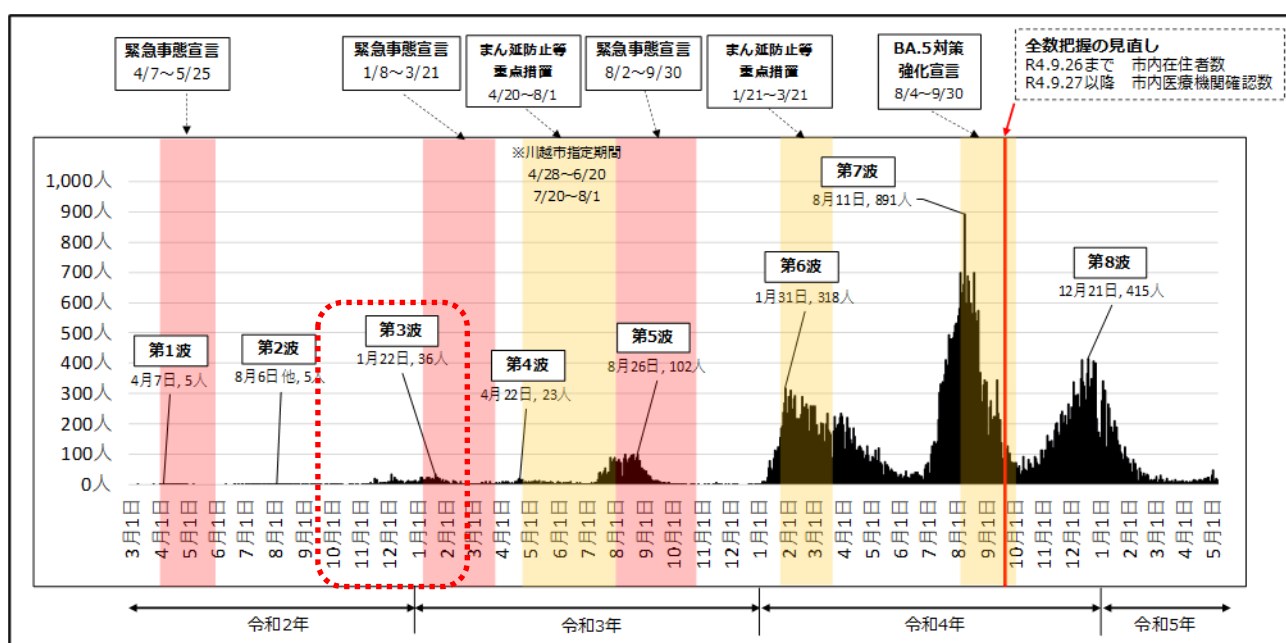
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○県民に対して（第 24 条 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱の症状があるなど体調の悪い人の外出自粛</li> <li>・夜の繁華街に限らず、感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避</li> <li>・国及び県の接触確認アプリの活用</li> </ul> <p>○事業者に対して（第 24 条 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用し、感染症対策を徹底</li> <li>・テレワーク、時差出勤のさらなる推進</li> <li>・キャバクラ店やホストクラブなど接待を伴う飲食店のうち、業界ガイドラインに従った感染症対策が徹底されていない施設の使用停止（7 月 13 日午前 0 時から）</li> <li>・国及び県の接触アプリの導入促進</li> </ul> <p>※他、特措法に基づかない協力依頼</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

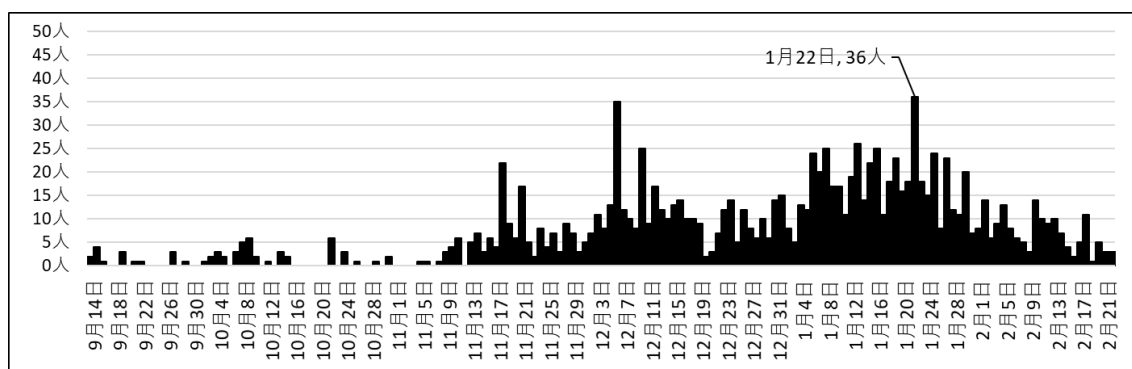
### （1）感染状況

第2波では、1日あたり新規陽性者数は5人以下で推移していたが、11月から新規陽性者数が増え始め、令和3年1月をピークとする第3波が発生した。本市では令和3年1月22日に、1日あたり最大新規陽性者数となる36人が確認された。

第3波では、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府への提言として『感染リスクが高まる「5つの場面」』が示され、飲食の場面などの感染リスクが高いとされた。



### ○川越市の新規陽性者数の推移（令和2年9月14日～令和3年2月22日）





## ○川越市の感染状況（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

| 区 分            |         | 数 量     | 備 考       |       |
|----------------|---------|---------|-----------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 1,228 人 |           |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 155 人   | 構成比       | 12.6% |
|                | 20～39 歳 | 449 人   | 構成比       | 36.6% |
|                | 40～59 歳 | 326 人   | 構成比       | 26.5% |
|                | 60 歳以上  | 298 人   | 構成比       | 24.3% |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 36 人    | R3. 1. 22 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 23 人    |           |       |
| クラスター発生数       |         | 7 件     |           |       |

## （2）国、県の対応等

国では、第2波の新規陽性者数が減少に転じたのは、大都市の歓楽街の接待を伴う飲食店等に対象を絞った対策によるものと評価され、地域・業種を限定したメリハリの効いた対策を進めることとされた。

令和2年10月23日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府への提言として『感染リスクが高まる「5つの場面」』や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」が示され、飲食などにおける住民の行動変容を促す啓発が行われた。

「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」（令和2年10月23日）より

### 感染リスクが高まる「5つの場面」

**場面① 飲酒を伴う懇親会等**

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



**場面② 大人数や長時間におよぶ飲食**

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



**場面③ マスクなしでの会話**

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



**場面④ 狭い空間での共同生活**

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



**場面⑤ 居場所の切り替わり**

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。





第3波では、11月以降、首都圏を中心に感染が拡大しており、国では感染拡大は飲食の場面が主な要因とされ、また、東京都での感染拡大が周辺自治体に波及していると考えられた。

飲食店でのクラスターが多く発生している状況などから、令和3年1月7日、特措法施行令の改正が公布・施行され、「飲食店」を緊急事態措置における施設の使用制限等の要請の対象となる施設に加えられた。

また、新規陽性者数が多く確認される状況が続いたことから、1月8日から3月21日を期間として緊急事態宣言（2回目）が発出された。

さらに、地域・業種を限定したメリハリの効いた営業時間短縮の要請等が有効とされ、緊急事態宣言を発出するような事態になる前に感染拡大を抑える対策の必要性から、特措法が改正され、「まん延防止等重点措置」が創設（2月13日施行）された。

なお、2月の特措法改正では、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられた。（改正前は、附則において新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなす取扱い）

## ○「新型インフルエンザ等対策推進会議」（令和5年10月4日）資料より

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----|
| 新型インフルエンザ等対策推進会議（第2回）<br>（令和5年10月4日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  | 資料1 |
| <b>新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・改正経緯</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |     |
| 制定：平成24年5月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |     |
| ○ 平成21年4月に発生した <u>新型インフルエンザ（A/H1N1）</u> の教訓等を踏まえ、対策の実効性を高めるため制定。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |     |
| 改正（1）：令和2年3月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |     |
| ○ 令和元年12月に中国武漢市で発生した <u>新型コロナウイルス感染症</u> について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する <u>新型インフルエンザ等とみなし</u> 、同法に基づく措置を実施することを可能とする改正（附則で対応）。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |     |
| 改正（2）：令和3年2月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |     |
| ① 緊急事態に至る前から実効的な対策を講ずることが出来るよう、 <u>「まん延防止等重点措置」を創設</u> 。<br>② 特措法の <u>対象となる感染症の見直し</u><br>・感染症法改正で、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」と位置付けるとともに、指定感染症を特措法の対象に追加<br>③ 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置において、 <u>要請に応じない事業者等に対する命令・過料を規定</u> 。<br>・【命令違反に係る過料の金額】緊急事態措置：30万円以下 まん延防止等重点措置：20万円以下<br>④ <u>事業者及び地方公共団体に対する支援</u><br>⑤ <u>差別の防止</u> に係る国及び地方公共団体の責務<br>⑥ <u>新型インフルエンザ等対策推進会議</u> の設置<br>・これまで要綱で設置されていた「新型インフルエンザ等対策有識者会議」を法定化 |  |     |
| 改正（3）：令和5年4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |     |
| ① 迅速な初動対応のため、 <u>政府対策本部長の指示権の発動可能時期</u> を、政府対策本部設置時に <u>前倒し</u> 。<br>・従前は、まん延防止等重点措置時及び緊急事態宣言時に限定<br>② 感染拡大時に地方公共団体が機能不全とならないよう、 <u>事務の代行等の要請可能時期・対象事務を拡大</u> 。<br>③ 事業者に対する要請等の実効性を確保するため、事業者に対し <u>命令を発出する際の「特に必要があると認めるとき」を明確化</u> 。<br>④ 地方公共団体の感染拡大防止措置に係る円滑な財源確保のため、 <u>国の財政上の措置等を見直し</u> 。 等                                                                                                                  |  |     |

当時、国では、徐々に新型コロナウイルスの特性や感染が起きやすい状況などの知見が深まり、飲食など感染リスクの高い場面に絞った対策が進められた。また、令和2年11月17日、都道府県が飲食店等に営業時間の短縮等を要請し、事業者には協力金の支援等を行う場合には、新たに地方創生臨時交付金

(協力要請推進枠)が追加配分されることとなった。

県では、こうした財源も活用しながら、県民の外出自粛要請や飲食店の営業時間短縮の要請等の対策が進められた。

本市では、こうした県の要請等に対応した対策のほか、波ごとに規模が拡大する感染状況に対応できる保健所の体制強化を図るとともに、県と連携し、医療提供体制の強化を進めた。

ワクチン接種については、12月9日に予防接種法の臨時接種として実施されることとなり、12月17日に国から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」が示された。

また、令和3年2月14日にファイザー社のワクチンが特例承認され、2月17日から、国が定めた接種順位に沿って、医療従事者等からワクチン接種が開始されることとなった。

本市では、1月14日、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、国から示される制度に従い、接種体制の整備を進めた。

## ○主な国等の動き

| 月 日        | 対 応 等                                                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2. 10. 23 | ○国の分科会が『感染リスクが高まる「5つの場面」』を提言                                                                                |
| R2. 11. 17 | ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）創設                                                                         |
| R2. 12. 1  | ○「埼玉県指定診療・検査医療機関」の指定・公表<br>季節性インフルエンザの流行期に備え、埼玉県において、ホームページや埼玉県受診・相談センターで受診先を確認し、直接、医療機関に予約して受診できる体制が構築される。 |
| R3. 1. 7   | ○特措法に基づく緊急事態宣言（2回目）発出<br>期間 R3. 1. 8～2. 7<br>※県：感染拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐ。                                        |
| R3. 1. 7   | ○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令改正<br>特措法施行令について、緊急事態措置における施設の使用制限等の要請の対象となる施設に「飲食店」を加える等の改正が行われる。                     |
| R3. 2. 2   | ○特措法に基づく緊急事態宣言（2回目）（期間延長）<br>期間 R3. 1. 8～3. 7 ※3. 5に3. 21まで期間を延長<br>※県：感染拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐ。                 |

|           |                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3. 2. 13 | <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正</p> <p>特措法について、「まん延防止等重点措置」の創設、特措法の対象となる感染症の見直し（新型型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」と位置付けるとともに、指定感染症を特措法の対象に追加）等の改正が行われる。</p> |
| R2. 2. 14 | <p>○新型コロナウイルスワクチン承認</p> <p>米国のファイザー社が開発したワクチンについて、厚生労働省が承認</p>                                                                                    |

## ○緊急事態宣言（２回目）における県の要請等

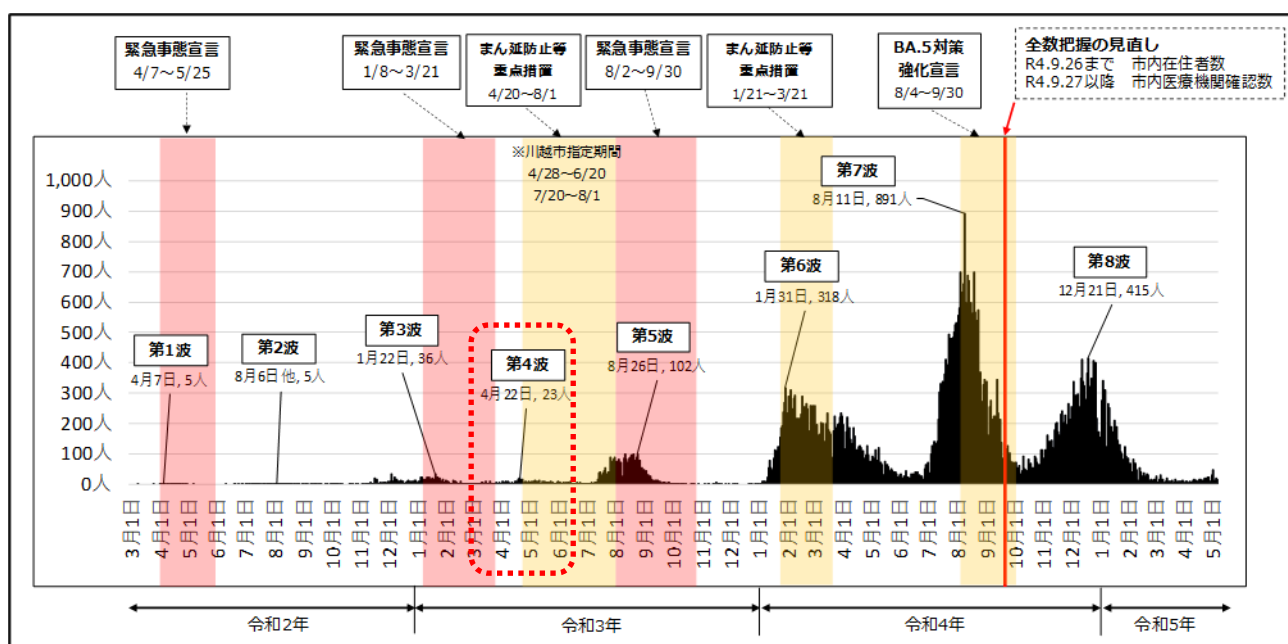
|                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>期間：令和３年１月８日～３月２１日</p> <p>○県民の外出自粛の要請（第４５条１項）</p> <p>不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛（特に午後８時以降）</p> <p>○飲食店の営業時間の短縮要請等</p> <p>営業時間 午前５時～午後８時 酒類提供時間 午前１１時～午後７時</p> <p>○催物（イベント等）の開催制限</p> <p>参加人数５,０００人以下かつ収容率５０％以内（営業時間午後８時まで）</p> <p>その他、テレワークの徹底（目標値：出勤者数を７割削減）等</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

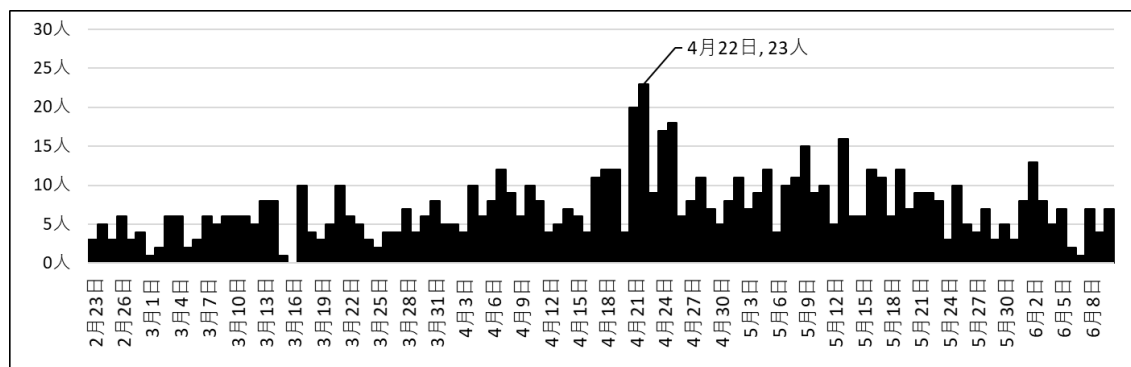
### （1）感染状況

令和3年3月以降、従来株より感染力が高いとされるアルファ株への置き換わりが進んでいるとされ、関西を中心にアルファ株の感染者が多く発生し、第4波が生じた。

本市では、第3波を超える感染拡大は生じなかったが、新規陽性者は断続的に確認され、4月22日に1日あたり最大新規陽性者数となる23人が確認された。



### ○川越市の新規陽性者数の推移（令和3年2月23日～令和3年6月10日）



## ○川越市の感染状況（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

| 区 分            |         | 数 量   | 備 考       |       |
|----------------|---------|-------|-----------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 763 人 |           |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 111 人 | 構成比       | 14.5% |
|                | 20～39 歳 | 309 人 | 構成比       | 40.5% |
|                | 40～59 歳 | 208 人 | 構成比       | 27.3% |
|                | 60 歳以上  | 135 人 | 構成比       | 17.7% |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 23 人  | R3. 4. 22 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 6 人   |           |       |
| クラスター発生数       |         | 1 件   |           |       |

## （２）国、県の対応等

令和3年1月8日からの緊急事態宣言（2回目）は、当初は2月7日までとされていたが、2月2日時点で、新規陽性者数は1月をピークとして減少傾向が見え始めたものの、減少傾向を確かなものにするため、対策を継続・徹底することとされ、期間を3月7日まで延長することとされた。

また、3月5日時点で、病床使用率が高い水準にあることや再拡大の恐れがあることなどから、更に3月21日まで期間を延長することとされた。

3月21日に緊急事態宣言（2回目）は終了したが、大都市部では新規陽性者数の増加が続いており、都道府県知事からの要請を受け、国では、4月5日から5月11日を期間とし、宮城県、大阪府、兵庫県の3府県を区域とする「まん延防止等重点措置」を初めて実施することとされた。

また、関西ではアルファ株への置き換わりが進んでいるとされ、4月25日から5月11日を期間とし、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県を区域とする緊急事態宣言が発出された。

埼玉県は、緊急事態宣言の区域に入らなかったが、東京都と接する県南部において感染拡大が生じたことから、4月16日、国において4月20日から5月11日を期間として、埼玉県をまん延防止等重点措置（1回目）の区域に含めることとされた。県が定める重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）は、当初はさいたま市と川口市を指定していたが、県南部において、新規陽性者の増加が続いたことから、4月28日から川越市を含む13市町を加え、措置区域は15市町となった。

また、対策の効果が十分に確認できない状況から、5月8日にまん延防止等重点措置（1回目）の期間を5月31日まで延長することとされ、さらに5月28日には6月20日まで延長することとされた。

まん延防止等重点措置期間中、県からは、飲食や東京由来の感染拡大が増加していることを踏まえ、県民には県境をまたぐ移動の自粛、飲食店には営業時間の短縮及び酒類提供の終日自粛などが要請された。

埼玉県では、4月26日、飲食店の感染対策として、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」制度が開始された。

## ○「彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）制度」チラシ

飲食店の事業者のみなさま

# 彩の国「新しい生活様式」 安心宣言飲食店+ 認証制度のご案内

埼玉県では、  
感染防止対策に取り組む飲食店への認証を推進しています。  
ぜひ、認証を受けていただきますよう、ご協力をお願いします。



このステッカーを  
交付します!

彩の国  
埼玉県

### 認証のメリットは?

- 利用者に、安心して飲食できる店舗であることをPRできます。
- 県ホームページで認証店舗を紹介します。

### 対象となる店舗は?

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得し、県内において来客用の飲食スペースを有する店舗が対象です。以下は対象外となります。
- 惣菜・弁当・菓子などの持ち帰り専門の店舗・キッチンカー
- クータリングなどのデリバリー専門の店舗
- イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ネットカフェ・マンガ喫茶

### 認証の手続きは?

- ① 訪問日程を予約してください。
  - HPからインターネット予約 又は
  - 電話で予約 0570-000-678
- ② 担当者が飲食店を個別訪問し、現地確認します。
- ③ チェック項目を全て遵守する飲食店に認証ステッカーを交付します。

チェック項目など詳しくは認証ホームページで

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証制度について [検索](#)



また、令和3年4月から高齢者に対するワクチンの優先接種が始まった。当時の国の方針で、希望する高齢者への接種を7月末までに完了することとされたため、川越市医師会や医療機関の協力のもと、ワクチン接種を強力に進めた。



## ○主な国等の動き

| 月 日              | 対 応 等                                                                                                                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3. 2. 2<br>(再掲) | ○特措法に基づく緊急事態宣言（２回目）（期間延長）<br>期間 R3. 1. 8～3. 7<br>※県：感染拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐ。                                                                                                   |
| R3. 3. 5         | ○特措法に基づく緊急事態宣言（２回目）（期間延長）<br>期間 R3. 1. 8～3. 21<br>※県：感染拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐ。                                                                                                  |
| R3. 3. 18        | ○特措法に基づく緊急事態の終了（２回目）<br>期間 R3. 3. 21をもって、緊急事態を終了<br>※県：３月 22 日以降は、再度の感染拡大を防ぐため、段階的緩和措置等を実施。                                                                                |
| R3. 4. 16        | ○特措法に基づくまん延防止等重点措置（１回目）の実施<br>期間 R3. 4. 20～5. 11<br>措置区域 さいたま市、川口市                                                                                                         |
| R3. 4. 24        | ○特措法に基づくまん延防止等重点措置（１回目）の実施（区域変更）<br>期間 R3. 4. 20～5. 11（区域変更 4. 28～）<br>措置区域 川越市を含む 13 市町新たに指定（合計 15 市町）<br>※県：４月 23 日に 207 人の新規陽性者を確認し、特に、東京都区部と接する県南部において、新規陽性者の増加が続いている。 |
| R3. 4. 26        | ○「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」制度を開始<br>感染防止対策に取り組む飲食店を現地確認し、県が推奨する対策が取られている場合、認証ステッカーを交付する。<br>※埼玉県感染防止対策協力金の支給要件                                                            |
| R3. 5. 8         | ○特措法に基づくまん延防止等重点措置（１回目）の実施（期間延長）<br>期間 R3. 4. 20～5. 31<br>措置区域 川越市を含む 15 市町<br>※県：緊急事態宣言の発出を要請する段階ではないものの、現時点では十分な効果が確認できていない状況。                                           |
| R3. 5. 28        | ○特措法に基づくまん延防止等重点措置（１回目）の実施（期間延長）<br>期間 R3. 4. 20～6. 20<br>措置区域 川越市を含む 15 市町<br>※県：緊急事態宣言の発出を要請する段階ではないものの、引き続き、感染拡大防止対策の徹底が必要な状況。                                          |

## ○緊急事態宣言（２回目）における県の要請等（再掲）

期間：令和３年１月８日～３月２１日

○県民の外出自粛の要請（第４５条１項）

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛（特に午後８時以降）

○飲食店の営業時間の短縮要請等

営業時間 午前５時～午後８時 酒類提供時間 午前１１時～午後７時

○催物（イベント等）の開催制限

参加人数 ５,０００人以下かつ収容率 ５０％以内（営業時間午後８時まで）

その他、テレワーク等の徹底（目標値：出勤者数を７割削減）等

## ○まん延防止等重点措置（１回目）における県の要請等

期間：令和３年４月２０日～８月１日

うち川越市の措置期間 ４月２８日～６月２０日、７月２０日～８月１日

○県民への要請

- ・営業自粛の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。（第３１条の６第２項）
- ・県境をまたぐ移動、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えること。不要不急の外出・移動の自粛（第２４条第９項） 等

○飲食店の営業時間の短縮要請等

営業時間 午前５時～午後８時

酒類提供時間 終日、提供を自粛

○催物（イベント等）の開催制限

人数上限 ５,０００人

収容率 大声なし １００％、大声あり ５０％

営業時間 午後９時まで（措置区域内は午後８時まで）

酒類の提供 終日、提供を自粛

その他、テレワーク等の徹底（目標値：出勤者数を７割削減）等



## 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

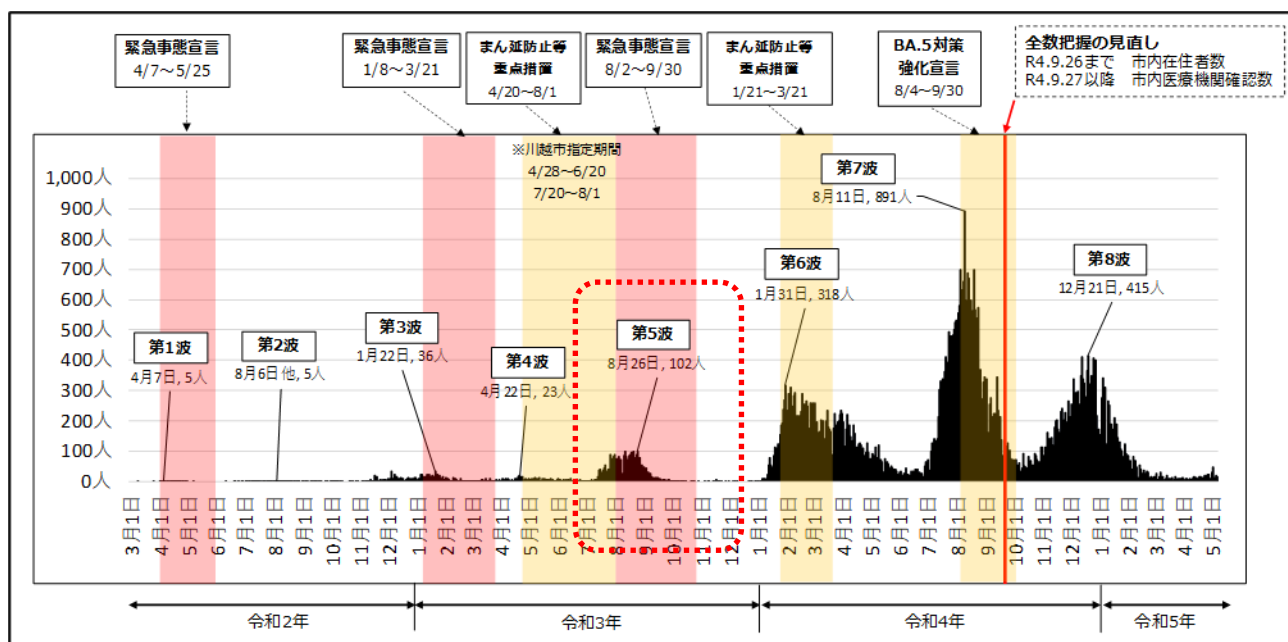
### （１）感染状況

令和3年7月下旬から急激に感染が拡大し、第5波が発生した。第5波はアルファ株からデルタ株への置き換わりが進んだことなどが主な要因とされた。

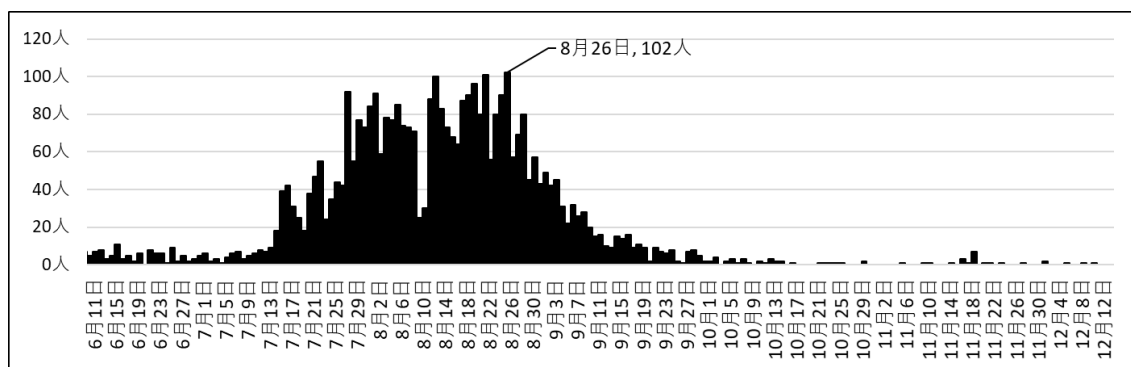
デルタ株は、アルファ株と比べ、感染力が1.5倍高く、重症化しやすい可能性が示唆され、第5波における本市の1日あたり新規陽性者数は、8月13日に100人となり、8月26日には最大となる102人が確認されるなど、これまでの感染拡大の波を大幅に超えるものとなった。

国や県からは、7月20日から8月1日のまん延防止等重点措置（1回目）を経て、8月2日から9月30日の間、緊急事態宣言（3回目）が発せられ、当時の知見に基づき、飲食店等に対する休業や営業自粛の短縮、イベントの開催制限などが要請された。

9月に入ってから急速に感染状況が収束に向かい、10月から12月までは小康状態が続いた。



### ○川越市の新規陽性者数の推移(令和3年6月11日～令和3年12月14日)



## ○川越市の感染状況（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

| 区 分            |         | 数 量     | 備 考       |       |
|----------------|---------|---------|-----------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 3,814 人 |           |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 642 人   | 構成比       | 16.8% |
|                | 20～39 歳 | 1,780 人 | 構成比       | 46.7% |
|                | 40～59 歳 | 1,085 人 | 構成比       | 28.4% |
|                | 60 歳以上  | 307 人   | 構成比       | 8.0%  |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 102 人   | R3. 8. 26 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 13 人    |           |       |
| クラスター発生数       |         | 2 件     |           |       |

## （2）国、県の対応等

埼玉県は、令和3年4月20日から5月11日を期間として、まん延防止等重点措置（1回目）の区域とされ、埼玉県ではさいたま市、川口市を措置区域としたが、緊急事態宣言の発出を要請する段階ではないものの、重点措置の十分な効果が確認できないとし、6月20日まで期間延長を行った。

また、6月以降は、減少傾向が見られたが、病床使用率が下がりきらず、感染力が強いとされるデルタ株が懸念されたことから、さらに8月22日まで期間延長を行った。

この間、本市は、4月28日から6月20日、7月20日から8月1日の期間、県が定めるまん延防止等重点措置（1回目）の措置区域に指定された。

なお、この時期、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が7月23日に開幕し、本市においても、ゴルフ競技が7月29日から8月7日まで無観客により開催された。

こうした中、7月から8月にかけて、アルファ株からデルタ株への置き換わりが進み、急速な感染拡大が生じたため、国において8月2日から8月31日までを期間とし、埼玉県を区域に含める緊急事態宣言（3回目）が発出された。

なお、期間は、新規陽性者数が高い水準にあることや医療提供体制のひっ迫もみられることなどを踏まえ、8月18日には9月12日まで、9月9日には9月30日まで継続された。

デルタ株はアルファ株と比べ、感染しやすく、重症化しやすい可能性が示唆され、国では、デルタ株を前提とした業種別ガイドラインの改訂や、百貨店の地下食品売り場（デパ地下）を施設の使用制限等の要請の対象に加えるなどの対策が行われ、県では、県民には不要不急の外出・移動の自粛、事業者には営業時間の短縮や酒類の提供の自粛等が要請された。

本市では、こうした要請に対応するとともに、感染の急拡大への対策として

感染拡大防止に向けた啓発や県と連携した医療提供体制の強化を進めた。

10月1日以降は、県において段階的緩和措置が実施され、感染状況を見ながら、飲食店への要請や、イベント等の開催制限等が、段階的に緩和されることとなった。

また、国では、11月12日に「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」が本部決定され、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できる体制強化や、ワクチン接種の進展等を踏まえた日常生活の回復に向けた取組が進められることとなった。

その一つとして、11月19日に「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」が本部決定され、ワクチン接種歴や検査の陰性を確認することにより、行動制限の緩和が可能とされた。

ワクチン接種については、国では、希望する高齢者に対し、7月末までに初回接種（1・2回目）を終えるとの目標のもと接種が進められた。

また、「令和3年6月21日以降における取組」（6月17日本部決定）では「10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了することを目指す」とされ、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（11月12日本部決定）では「12月から追加接種を開始できるよう、都道府県及び市町村と緊密に連携を図りながら、適切に体制を整備する」とされ、12月1日から追加接種（3回目）が予防接種法上の予防接種として位置付けられた。

県では、8月16日に埼玉県西部ワクチン接種センターが南公民館に開設され、県内在住の18歳以上のエッセンシャルワーカーを対象として接種が行われた。

こうした状況を踏まえ、本市では、次の感染拡大に備えた保健所の体制強化の検討や、ワクチン接種の推進を図った。

## ○主な国等の動き

| 月 日               | 対 応 等                                                                                                                           |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3. 5. 28<br>(再掲) | ○特措法に基づくまん延防止等重点措置（1回目）の実施（期間延長）<br>期間 R3. 4. 20～6. 20<br>措置区域 川越市を含む15市町<br>※県：緊急事態宣言の発出を要請する段階ではないものの、引き続き、感染拡大防止対策の徹底が必要な状況。 |
| R3. 6. 12         | ○「令和3年6月21日以降における取組」本部決定<br>「飲食対策の徹底・人流抑制」と「ワクチン接種の円滑化・加速化」に取り組むこととし、ワクチン接種については、10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了することを目指すこととされた。      |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3. 6. 17  | <p>○特措法に基づく「まん延防止等重点措置」の実施（期間延長、区域変更）<br/> 期間 R3. 4. 20～7. 11<br/> 措置区域 さいたま市、川口市（川越市を含む 13 市町は 6. 20 をもって解除）<br/> ※県：新規陽性者数の減少傾向がみられる一方、病床使用率が下がりきらず、感染力が強いと言われているデルタ株への懸念が存在することから、引き続き、感染拡大防止対策が必要な状況。</p>                                       |
| R3. 7. 8   | <p>○特措法に基づく「まん延防止等重点措置」の実施（期間延長）<br/> 期間 R3. 4. 20～8. 22<br/> 措置区域 さいたま市、川口市<br/> ※県：人口 10 万人あたりの新規陽性者数がステージⅢの目安となる 15 人を下回る一方、新規陽性者数が増加に転ずる兆しがみられ、感染力が強いと言われているデルタ株への懸念が引き続き存在する中、特に、緊急事態措置区域となる東京都との往来が頻繁で、かつ陽性者が多い地域等に柔軟かつ強力な感染拡大防止対策が必要な状況。</p> |
| R3. 7. 16  | <p>○特措法に基づく「まん延防止等重点措置」の実施（区域変更）<br/> 期間 R3. 4. 20～8. 22（区域変更 7. 20～）<br/> 措置区域 川越市を含む 18 市町新たに指定（合計 20 市町）<br/> ※県：7 月 15 日に 328 人の新規陽性者を確認し、感染力が強いと言われているデルタ株への懸念が引き続き存在する中、特に、緊急事態措置区域となる東京都との往来が頻繁で、かつ陽性者が多い地域等に柔軟かつ強力な感染拡大防止対策が必要な状況。</p>      |
| R3. 7. 30  | <p>○特措法に基づく緊急事態宣言（3 回目）（区域変更） ※埼玉県含む<br/> 期間 R3. 8. 2～8. 31<br/> ※緊急事態宣言（3 回目）は、4. 25 から東京都等に対して発出され、区域変更や期間延長を行いながら、9. 30 まで対策が進められた。埼玉県は 8. 2 から区域とされた。</p>                                                                                       |
| R3. 8. 16  | <p>○埼玉県西部ワクチン接種センター開設<br/> 県内在住の 18 歳以上のエッセンシャルワーカーを対象として、埼玉県西部ワクチン接種センターが開設される。<br/> 予約開始日 R3. 8. 12<br/> 接種開始日 R3. 8. 16<br/> 接種会場 南公民館</p>                                                                                                       |
| R3. 8. 18  | <p>○特措法に基づく緊急事態宣言（3 回目）（期間延長）<br/> 期間 R3. 8. 2～9. 12<br/> ※県：1 日あたりの新規陽性者数が 8 月 3 日から連続して 1,000 人を超えており、徹底した感染拡大防止対策が必要な状況。</p>                                                                                                                     |
| R3. 9. 9   | <p>○特措法に基づく緊急事態宣言（3 回目）（期間延長）<br/> 期間 R3. 8. 2～9. 30<br/> ※県：1 日あたりの新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫もみられることなどから、徹底した感染拡大防止対策が必要な状況。</p>                                                                                                               |
| R3. 9. 30  | <p>○特措法に基づく緊急事態の終了（3 回目）<br/> 期間 R3. 9. 30 をもって、緊急事態を終了<br/> ※県：10 月 1 日以降は、再度の感染拡大を防ぐため、段階的緩和措置等を実施。</p>                                                                                                                                           |
| R3. 11. 12 | <p>○「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」本部決定<br/> 今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が 2 倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。<br/> ワクチン接種については、12 月から追加接種を開始。2 回目接種完了からおおむね 8 か月以降に、追加接種対象者のうち希望するすべての方が受けられるよう体制を確保するとされた。</p>                          |

|            |                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3. 11. 19 | ○「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」本部決定<br>将来の緊急事態宣言等の下においても、感染リスクを低減させることにより、行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージ制度の施行にあたり必要となる基本的な事項を定める。 |
| R3. 12. 1  | ○ワクチン追加接種（3回目）開始<br>ワクチン追加接種（3回目）が予防接種法上の予防接種に位置付けられる。                                                              |

## ○まん延防止等重点措置（1回目）における県の要請等

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>期間：令和3年4月20日～8月1日</p> <p>うち川越市の措置期間 4月20日～6月20日、7月20日～8月1日</p> <p>○県民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業自粛の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。（第31条の6第2項）</li> <li>・県境をまたぐ移動、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えること。不要不急の外出・移動の自粛（第24条第9項）等</li> </ul> <p>○飲食店の営業時間の短縮要請等</p> <p>営業時間 午前5時～午後8時</p> <p>酒類提供時間 終日、提供を自粛</p> <p>○催物（イベント等）の開催制限</p> <p>人数上限 5,000人</p> <p>収容率 大声なし100%、大声あり50%</p> <p>営業時間 午後9時まで（措置区域内は午後8時まで）</p> <p>酒類の提供 終日、提供を自粛</p> <p>その他、テレワーク等の徹底（目標値：出勤者数を7割削減）等</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ○緊急事態宣言（3回目）における県の要請等

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>期間：令和3年8月2日～9月30日</p> <p>○県民に対する要請（第45条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は極力控えること</li> <li>・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に午後8時以降の外出を自粛 等</li> </ul> <p>○飲食店、結婚式場に対する要請（第45条第2項）</p> <p>酒類提供及びカラオケ設備の使用 あり：休業を要請 なし：午前5時～午後8時</p> <p>○商業施設に対する要請（第45条第2項）</p> <p>入場者の人数管理・人数制限等の措置 等</p> <p>○イベント等の開催制限（第24条第9項）</p> <p>10,000人以下の施設；収容定員の半分 10,000人超の施設：5,000人まで可<br/>（但し、チケット既存販売分には適用しない。）</p> <p>営業時間 午後9時まで（無観客の場合を除く。）</p> <p>ただし、イベント開催以外の場合の施設利用は午後8時まで</p> <p>その他 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしないこと 等</p> <p>その他、テレワーク等の徹底（目標値：出勤者数を7割削減）等</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

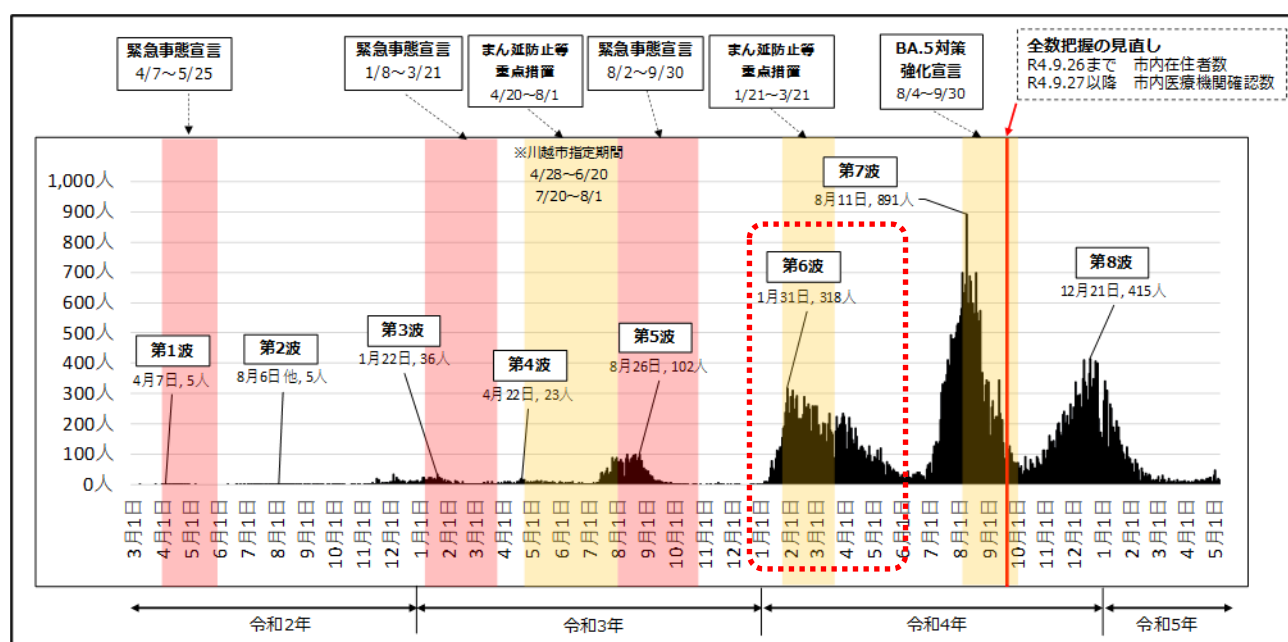
### （１）感染状況

令和3年9月30日に緊急事態宣言（3回目）が解除されてからは、新規陽性者数は低く抑えられていたが、海外において、オミクロン株が確認され、国内でも12月21日にオミクロン株の患者が確認された。

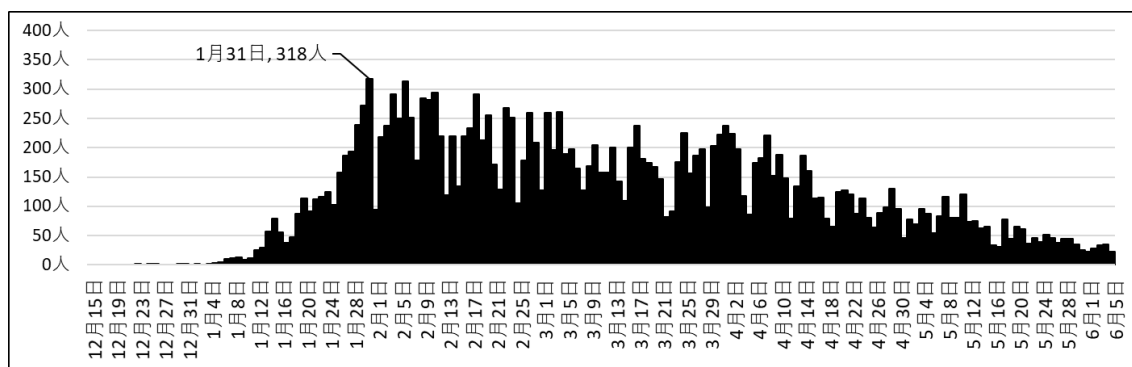
オミクロン株は、デルタ株と比べ、感染力が強く、重症化リスクが低い可能性が示唆されており、令和4年1月から、オミクロン株への置き換わりが進んだことなどを要因として急激に感染が拡大し、第6波が発生した。

第6波における本市の1日あたり最大新規陽性者数は、令和4年1月31日に第5波の約3倍となる318人となった。

また、第6波では、オミクロン株の感染力が高い特徴から、新規陽性者数が大幅に増えるとともに、重症化リスクが低い特徴から、自宅療養者が大幅に増加した。



○川越市の新規陽性者数の推移（令和3年12月15日～令和4年6月5日）



## ○川越市の感染状況（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

| 区 分            |         | 数 量      | 備 考       |       |
|----------------|---------|----------|-----------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 20,131 人 |           |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 6,639 人  | 構成比       | 33.0% |
|                | 20～39 歳 | 6,639 人  | 構成比       | 33.0% |
|                | 40～59 歳 | 5,001 人  | 構成比       | 24.8% |
|                | 60 歳以上  | 1,852 人  | 構成比       | 9.2%  |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 318 人    | R4. 1. 31 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 30 人     |           |       |
| クラスター発生数       |         | 13 件     |           |       |

## （２）国、県の対応等

令和3年12月以降、オミクロン株を中心とした感染拡大が進み、全国的に新規陽性者数が増加傾向となった。

国では、ワクチン接種歴や検査の陰性を確認することにより、行動制限の緩和を可能としたワクチン・検査パッケージ制度を推進しており、より簡易に新型コロナワクチン接種証明書を入手できるように、12月20日から「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」の運用を開始した。

県では、同制度を活用するために検査が必要な者のうち、健康上の理由等でワクチン接種が受けられない者に対する埼玉県PCR検査等無料化事業を12月23日に開始し、また、東京都においてオミクロン株の市中感染が確認されたことに伴い、12月28日から、感染に不安を感じる無症状の県民も埼玉県PCR検査等無料化事業の対象に追加された。

令和4年1月に入ると、オミクロン株への置き換わりが進んだことなどから、急激に感染が拡大し、国では、令和4年1月9日から、広島県、山口県、沖縄県の3県を、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、埼玉県も1月21日から区域に追加（まん延防止等重点措置（2回目））された。

埼玉県の期間は、当初1月21日から2月13日までであったが、新規陽性者数は増加傾向が続き、医療への負荷が増している状況から、2月10日に3月6日まで期間が延長され、さらに3月4日には3月21日まで期間が延長された。なお、延長の際に、県からの要請に「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策」が加えられた。

なお、主な対策としては、県民に対する飲食店の利用や県境をまたぐ移動等に関する要請や、飲食店等に対する営業時間の短縮、イベント等の開催制限などの要請が行われ、本市では、県の要請を踏まえ、市民等への啓発や市有施設等における感染防止対策を進めた。



また、第6波では、オミクロン株の感染力が強く、重症化しにくいとの特徴から、新規陽性者、自宅療養者、またその濃厚接触者が大きく増加することとなった。そのため、医療現場での欠勤が増えるなど医療体制や社会経済活動への影響が危惧され、国では、濃厚接触者の待機期間の短縮等の見直しが進められた。

ワクチン接種については、令和3年12月1日から、追加接種（3回目）が予防接種法上の予防接種として位置付けられた。オミクロン株の急速な感染拡大が懸念される中で、初回接種（1・2回目）からの接種間隔を8か月以上から6か月に短縮するなど、追加接種（3回目）の前倒しが進められた。また、2月のできるだけ早い時期に1日100万回の接種を目指すこととされ、令和4年1月31日に東京都に大規模接種会場（自衛隊東京大規模接種会場）が開設され、また、県では3月1日に県の接種会場（埼玉県西部ワクチン接種センター）が川越駅西口の山崎ビルに開設されるなど、追加接種（3回目）が加速化された。

また、国では5歳から11歳までの小児に対するワクチン接種について、努力義務の規定は適用しないこととして、2月21日から開始することとされた。

さらに、5月25日から60歳以上の方等を対象とした追加接種（4回目）が開始されることとされた。

## ○主な国等の動き

| 月 日        | 対 応 等                                                                                                                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3. 12. 20 | ○新型コロナワクチン接種証明書アプリの運用開始<br>「ワクチン・検査パッケージ制度」を進める上で、より簡易に新型コロナワクチン接種証明書を入手できるようにデジタル庁と厚生労働省が開発した「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」の運用を開始した。                                    |
| R3. 12. 21 | ○国内でオミクロン株の患者の発生を確認                                                                                                                                           |
| R3. 12. 23 | ○埼玉県PCR検査等無料化事業の開始<br>対象者 無症状で「ワクチン・検査パッケージ制度」を活用するために検査が必要な方のうち基礎疾患や副反応等、健康上の理由によりワクチン接種が受けられない方と、12歳未満の子ども<br>実施場所 県内薬局等                                    |
| R3. 12. 28 | ○埼玉県PCR検査等無料化事業の対象者の拡大<br>・対象者（拡大） 感染に不安を感じる無症状の埼玉県民<br>・実施場所 県内薬局等                                                                                           |
| R4. 1. 14～ | ○濃厚接触者の待機期間等の見直し<br>R4. 1. 14 待機期間の短縮（14日間から10日間）<br>濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に見直されるとともに、社会機能維持者については、6日目（抗原定性検査キットの場合は6、7日目）に検査を行い陰性であれば、10日を待たずに待機を解除できることとなった。 |
|            | R4. 2. 2 待機期間の短縮（10日間から7日間）<br>濃厚接触者の待機期間が10日間から7日間に見直されるとともに、社会機能維持者については、4、5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性の場合は5日目に解除できることとなった。                                        |



|           |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>R4. 3. 16 早期解除の対象拡大</p> <p>2 日にわたる検査を組み合わせることで、社会機能維持者に関わらず 5 日目に解除できることとなった。</p>                                                                                                                                 |
| R4. 1. 19 | <p>○特措法に基づくまん延防止等重点措置（2 回目）の実施（埼玉県）</p> <p>期間 R4. 1. 21～2. 13</p> <p>措置区域 埼玉県全域</p> <p>※国では、R4. 1. 9 から広島県、山口県、沖縄県を区域としてまん延防止等重点措置を実施。感染状況に応じて、期間延長、区域変更を行いながら 3. 21 まで措置を実施。埼玉県は、1. 21 から区域に追加された。</p>              |
| R4. 1. 31 | <p>○東京都に大規模接種会場（自衛隊東京大規模接種会場）開設</p> <p>国ではワクチン接種を加速するため、1 日 100 万回を目指し、東京・大阪に大規模接種会場を開設した。</p> <p>自衛隊東京大規模接種会場の概要</p> <p>予約開始日 R4. 1. 28</p> <p>接種開始日 R4. 1. 31（R5. 3. 25 まで）</p> <p>接種会場 大手町合同庁舎 3 号館</p>           |
| R4. 2. 10 | <p>○特措法に基づくまん延防止等重点措置（2 回目）の実施（期間延長）</p> <p>期間 R4. 1. 21～3. 6</p> <p>措置区域 埼玉県全域</p> <p>※県：新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は未だ増加傾向が続き、医療への負荷が増している状況下において、国と県がより一層連携しながらオミクロン株の特性等を踏まえた感染防止対策を強化していく必要がある。</p>                      |
| R4. 2. 21 | <p>○5 歳から 11 歳までの小児に対するワクチン接種開始</p> <p>5 歳から 11 歳までの小児に対するワクチン接種が予防接種法上の予防接種に位置付けられる。なお、努力義務の規定は適用しないこととされた。</p>                                                                                                     |
| R4. 3. 1  | <p>○埼玉県西部ワクチン接種センター開設</p> <p>追加接種を加速させるため、県内に 2 箇所（南部：さいたま市（2. 1 開始）、西部：川越市）の接種会場を設置した。</p> <p>埼玉県西部ワクチン接種センターの概要</p> <p>予約開始日 R4. 2. 22</p> <p>接種開始日 R4. 3. 1</p> <p>接種会場 川越駅西口（山崎ビル）</p> <p>接種能力 1 日最大 400 人程度</p> |
| R4. 3. 4  | <p>○特措法に基づくまん延防止等重点措置（2 回目）の実施（期間延長）</p> <p>期間 R4. 1. 21～3. 21</p> <p>措置区域 埼玉県全域</p> <p>※重症病床使用率は低いものの、医療への負荷が高い状況が継続している状況下において、オミクロン株の特性等を踏まえた感染防止対策を今しばらく継続していく必要がある。</p>                                         |
| R4. 3. 17 | <p>○特措法に基づくまん延防止等重点措置（2 回目）の終了</p> <p>期間 R4. 3. 21 をもって、まん延防止等重点措置（2 回目）を終了</p> <p>※県：3 月 22 日以降、感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、県民・事業者へ協力を要請</p>                                                                 |
| R4. 5. 25 | <p>○ワクチン追加接種（4 回目）開始</p> <p>60 歳以上等へのワクチン追加接種（4 回目）が予防接種法上の予防接種に位置付けられる。</p>                                                                                                                                         |

## ○まん延防止等重点措置（２回目）における県の要請等

期間：令和４年１月２１日～３月２１日

措置区域：埼玉県全域

### ○県民への要請

- ・営業自粛の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。（第３１条の６第２項）
- ・県境をまたぐ移動（不要不急の県境をまたぐ移動を、極力控える）（第２４条第９項） 等

《２月１０日の期間延長から追加された要請》

### ○ オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策

次の感染防止対策を徹底し、感染リスクを減らすこと。

- ・飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすること。
- ・会話をする際にはマスクの着用を徹底すること。
- ・感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること。
- ・家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いをを行うこと。
- ・子どもの感染防止策を徹底すること。
- ・高齢者や基礎疾患のある者は、いつも会う人と少人数で会うこと。 等

### ○飲食店の営業時間の短縮要請等（第３１条の６第１項）

- ・ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける場合  
ワクチン接種歴等を確認した場合  
午前５時～午後９時（酒類提供 午前１１時～午後８時３０分まで）  
人数上限なし
- ・ワクチン接種歴等を確認できない場合  
午前５時～午後９時（酒類提供 終日、提供を自粛）  
同一グループ、同一テーブル４人以内
- ・ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けない場合  
午前５時～午後８時（酒類提供 終日、提供を自粛）  
同一グループ、同一テーブル４人以内

### ○イベント等の開催制限（第２４条第９項）

- ・感染防止安全計画策定対象 ５,０００人超かつ大声なし  
収容定員が設定されている場合：人数上限 ２０,０００人、収容率 １００％  
収容定員が設定されていない場合：人と人が触れ合わない程度の間隔（１ｍ程度）を確保
- ・それ以外（安全計画が策定されない）  
収容定員が設定されている場合：人数上限 ５,０００人、収容率 大声なし １００％、あり ５０％  
収容定員が設定されていない場合  
大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔（１ｍ程度）を確保  
大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ２ｍ、最低１ｍ以上）を確保

その他、出勤者数の削減の取組を推進 等

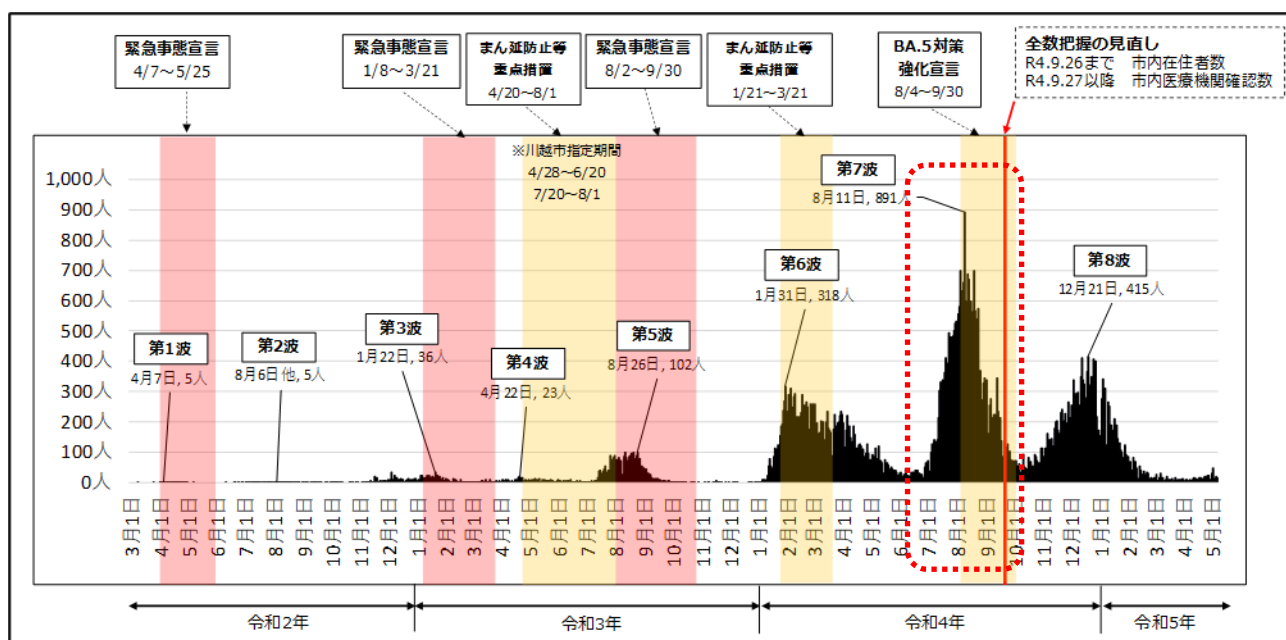
## 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

### （1）感染状況

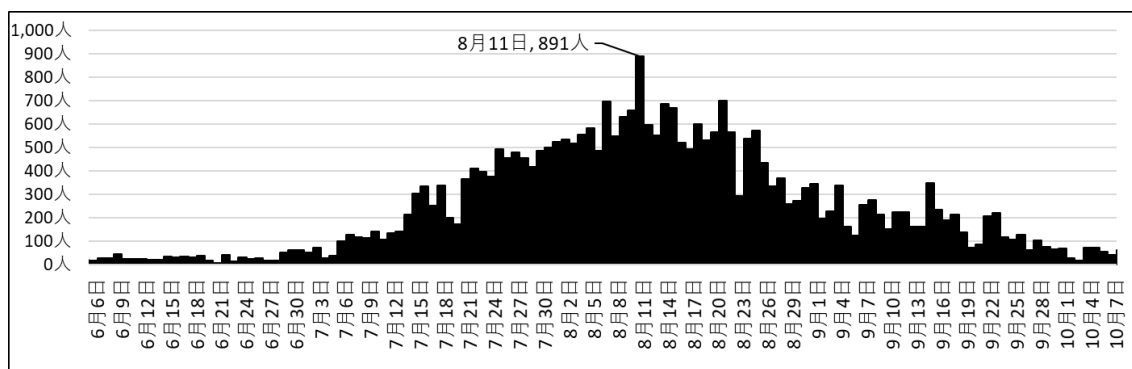
令和4年7月から8月に生じた第7波では、オミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進んだことによる感染拡大とされた。

国では、オミクロン株の感染力が強く、重症化しにくいとの特徴を踏まえ、新たな行動制限を行わず、社会経済活動をできる限り維持するとともに、医療の負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いた対策を進めることとされた。

これに伴い、入院者数が抑制される一方で、新規陽性者数と自宅療養者が大幅に増加することとなり、本市の1日あたりの最大新規陽性者数は、8月11日に、本市最大となる891人が確認された。



### ○川越市の新規陽性者数の推移（令和4年6月6日～令和4年10月7日）



## ○川越市の感染状況（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

| 区 分            |         | 数 量      | 備 考     |       |
|----------------|---------|----------|---------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 31,034 人 |         |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 8,482 人  | 構成比     | 27.3% |
|                | 20～39 歳 | 9,573 人  | 構成比     | 30.8% |
|                | 40～59 歳 | 8,794 人  | 構成比     | 28.3% |
|                | 60 歳以上  | 4,185 人  | 構成比     | 13.5% |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 891 人    | R4.8.11 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 45 人     |         |       |
| クラスター発生数       |         | 16 件     |         |       |

## （２）国、県の対応等

令和4年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大した。

感染者数がより増加しやすいことが示唆されたオミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進むことにより、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されたことから、国では、7月15日に「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」が本部決定され、オミクロン株の特性を踏まえ、新たな行動制限を行わず、社会経済活動をできる限り維持するとともに、医療の負担に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いた対策を進めることとされた。

これを受け、県では、8月4日から9月30日までの間、「BA.5対策強化宣言」として、オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策などへの協力を要請することし、感染拡大防止と社会経済活動を両立する取組が進められた。

なお、国では、9月8日に本部決定された「With コロナに向けた政策の考え方」では、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行することとされた。

関連する取組としては、症状の軽い者が抗原定性検査キットを入手しやすくなるように、8月17日にOTC（\*）化、8月31日にはインターネット販売が開始されたほか、9月7日から、有症状患者の療養期間を、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とするよう見直すとともに、9月26日から患者の発生届出の対象を高齢者等の4つの類型に限定する全数届出の見直しなどが進められた。

---

（\*）「Over The Counter：オーバー・ザ・カウンター」の略。薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方せん無しに購入できる医薬品。

第7波では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの行動制限を伴う措置を講じることなく、8月をピークとして減少に転じ、9月30日をもって、県の「BA.5対策強化宣言」は終了した。

なお、10月1日以降は、感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、埼玉県から、当面の間、「令和4年10月1日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」が要請されることとなり、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立が進められることとなった。

ワクチン接種については、60歳以上の方等への追加接種（4回目）と若者等への追加接種（3回目）の促進が進められていたが、オミクロン株の感染拡大を受け、初回接種を終了した接種可能な年齢のすべての者を対象として、オミクロン株対応ワクチン接種が開始された。なお開始時期は、10月開始予定を9月20日に前倒して開始された。（令和4年秋開始接種）

## ○主な国等の動き

| 月 日       | 対 応 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R4. 7. 15 | <p>○「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」本部決定</p> <p>【対策の基本的な考え方】（一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな行動制限を行うのではなく社会経済活動をできる限り維持しながら、</li> <li>・保健医療体制について、昨年とりまとめた「全体像」に基づき整備してきた病床等をしっかりと稼働させることを基本に、引き続き、自治体や医療機関等の支援を行い、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、</li> <li>・医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組むこととし、同時に新型コロナウイルスと併存しつつ平時への移行を慎重に進めていく。</li> </ul> |
| R4. 8. 3  | <p>○埼玉県におけるBA.5対策強化宣言</p> <p>対象地域 埼玉県全域</p> <p>実施期間 R4. 8. 4～8. 31</p> <p>※県：オミクロン株のBA.5系統を中心とする感染が急速に拡大しており、本県の新規陽性者数は1万人を越える状況が続き、病床使用率及び医療への負荷が増加している状況。</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| R4. 8. 26 | <p>○埼玉県におけるBA.5対策強化宣言（期間延長）</p> <p>対象地域 埼玉県全域</p> <p>実施期間 R4. 8. 4～9. 30</p> <p>※県：オミクロン株のBA.5系統を中心とする感染については、新規陽性者数及び高止まりとなっており、依然として、医療への負荷が高い状況が続いている。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R4. 9. 8  | <p>○「With コロナに向けた政策の考え方」本部決定<br/>高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行する。</p> <p>【関連する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抗原定性検査キットのO T C化（8月17日～）</li> <li>・抗原定性検査キットのインターネット販売（8月31日～）</li> <li>・療養期間の見直し（9月7日～）<br/>有症状患者 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。 等<br/>無症状患者（無症状病原体保有者） 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする取扱いに加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。</li> <li>・全数届出の見直し（9月26日～）<br/>患者の発生届出の対象を、(a) 65歳以上の者、(b)入院を要する者、(c)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d)妊婦、の4類型に限定</li> </ul> |
| R4. 9. 20 | <p>○オミクロン株対応ワクチン接種開始<br/>初回接種を終了した接種可能な年齢のすべての者を対象として、オミクロン株対応ワクチン接種を開始した。（令和4年秋開始接種）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| R4. 9. 26 | <p>○埼玉県におけるB A. 5対策強化宣言の終了<br/>期間 R4. 9. 30をもって、B A. 5対策強化宣言を終了<br/>※県：10月1日以降は、感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、当面の間、「令和4年10月1日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」を実施。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## ○「埼玉県におけるB A. 5対策強化宣言」期間における県の要請等

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>対象地域：埼玉県全域<br/>実施期間：令和4年8月4日～9月30日</p> <p>○県民に対して（第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済み者を含め、検査を受ける。</li> <li>・体調がすぐれない場合は、外出を控える。</li> <li>・飲食等については、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店を利用</li> <li>・オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策 等</li> </ul> <p>○飲食店の営業時間の短縮要請等（その他のお願い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の使用・遵守</li> <li>・認証を取得していない飲食店等では、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類提供の自粛を依頼 等</li> </ul> <p>○イベント等の開催制限（第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止安全計画策定対象 5,000人超かつ大声なし<br/>収容定員が設定されている場合：人数上限 収容定員まで、収容率100%<br/>収容定員が設定されていない場合：人と人が触れ合わない程度の間隔（1m程度）を確保</li> <li>・それ以外（安全計画が策定されない）<br/>収容定員が設定されている場合：人数上限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方<br/>収容定員が設定されていない場合<br/>大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔（1m程度）を確保<br/>大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m以上）を確保</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）

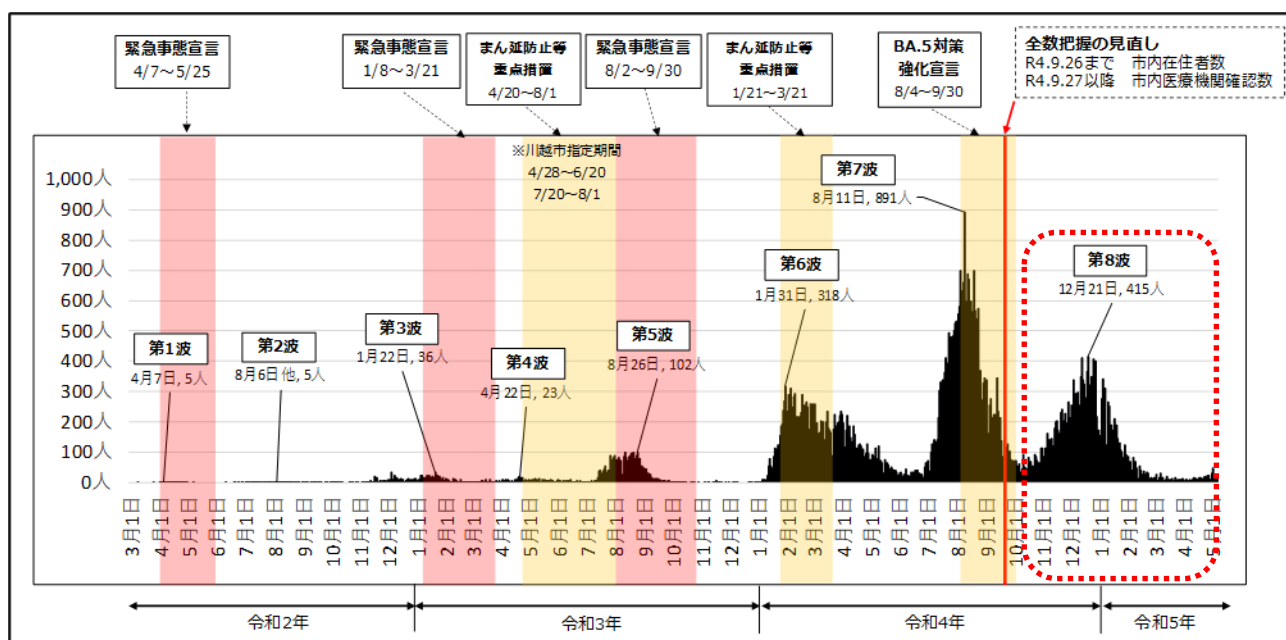
### （1）感染状況

令和4年11月以降、再び感染が拡大し、第8波が生じた。

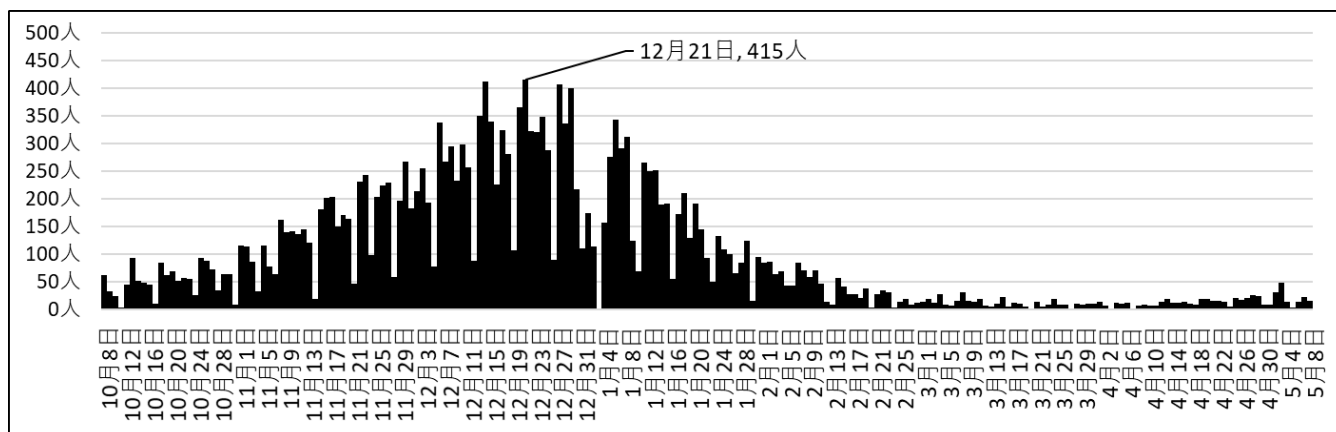
9月26日の全数届出の見直し後は、新規陽性者数を居住地で集計することができなくなり、市内医療機関からの報告数で把握することとなった。

第8波において、市内医療機関から報告のあった1日あたりの最大新規陽性者数は12月21日の415人であった。第7波には至らなかったものの、多くの陽性者が確認された状況であったが、国では、オミクロン株の特徴を踏まえ、新たな行動制限は行われなかった。

第8波の新規陽性者数は、12月中旬をピークとして減少に転じ、3月以降は小康状態となった。



### ○川越市の新規陽性者数の推移（令和4年10月8日～令和5年5月7日）



## ○川越市の感染状況（令和4年10月8日～令和5年5月7日）

| 区 分            |         | 数 量      | 備 考      |       |
|----------------|---------|----------|----------|-------|
| 新規陽性者数（合計）     |         | 20,860 人 |          |       |
| 年齢別            | 20 歳未満  | 6,690 人  | 構成比      | 32.1% |
|                | 20～39 歳 | 5,177 人  | 構成比      | 24.8% |
|                | 40～59 歳 | 4,995 人  | 構成比      | 23.9% |
|                | 60 歳以上  | 3,997 人  | 構成比      | 19.2% |
|                | 不明      | 1 人      | 構成比      | 0.0%  |
| 1 日あたり最大新規陽性者数 |         | 415 人    | R4.12.21 |       |
| 死亡者数（合計）       |         | 79 人     |          |       |
| クラスター発生数       |         | 18 件     |          |       |

## （２）国、県の対応等

令和4年11月以降に感染が拡大した第8波では、第7波には至らなかったものの、多くの陽性者が確認されたが、国では、オミクロン株との特徴を踏まえ、新たな行動制限は行われなかった。

国では、令和4年12月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて議論が進められ、令和5年1月27日の厚生科学審議会感染症部会において、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるべきであるとの考え方が示された。

これを受け、同日の政府対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付ける方針が決定された。

感染防止対策については、2月10日の政府対策本部において、3月13日（学校は4月1日）からマスク着用の考え方を個人の判断に委ねることが決定されるとともに、5類移行後の日常における基本的な感染対策は、個人や事業者の判断に委ねられることが示された。

医療提供体制については、3月10日の政府対策本部において、5類移行後は、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に段階的に移行することなどが決定された。

なお、4月27日、厚生科学審議会感染症部会において、感染症法上の位置づけの変更にあたり、病原性の大きく異なる変異株の出現など特段の事情が生じていないことの最終確認が行われ、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、5月8日に同法の5類感染



症に位置付けられることとなった。

また、同日に政府対策本部会議が持ち廻り開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針を5月8日に廃止することが決定された。

さらに、4月28日の閣議において、5月8日に政府対策本部を廃止することが決定され、県においても5月1日に県対策本部会議が開催され、5月8日に県対策本部を廃止することが決定された。

### ○2類相当から5類移行に伴う主な変更点

- ・患者への制限等  
⇒感染症法に基づく制限（外出制限、入院措置・勧告）無し
- ・検査費  
⇒公費負担から自己負担のある保険診療に変更
- ・医療費（外来、入院）  
⇒公費負担から自己負担のある保険診療に変更（令和5年度までは負担軽減のための経過措置あり）
- ・自宅療養者への支援（健康観察、配食、パルスオキシメーター、宿泊療養等）  
⇒終了
- ・感染者把握  
⇒全数把握（医療機関からの日次報告）から定点把握（定点医療機関からの週次報告）

なお、5類移行後も新型コロナウイルス感染症はなくなるわけではなく、国の方針において高齢者施設等への対策は継続することとされ、感染状況に応じて従事者等に対する検査が行える体制を維持するとともに、保健所では施設の感染対策に関する相談を受ける体制を継続した。

ワクチン接種については、オミクロン株対応ワクチン接種（初回接種を終了した接種可能な年齢のすべての者が対象）が進められていたが、季節性インフルエンザとの同時流行に備え、令和4年10月21日には、オミクロン株対応ワクチンの接種間隔について、「5か月以上」から「3か月以上」に短縮されるなど、接種が促進された。

また、全額公費負担となる特例臨時接種の期限が、令和4年度までとされていたが、令和5年度まで延長となり、令和5年度は高齢者等を対象とした令和5年春開始接種と、追加接種が可能なすべての者を対象とした令和5年秋開始接種が行われることとなった。

なお、特例臨時接種は令和5年度をもって終了となり、令和6年10月からは65歳以上等を対象とした定期接種として実施されている。

## ○主な国等の動き

| 月 日        | 対 応 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R4. 10. 21 | ○オミクロン株対応ワクチンの接種間隔の変更<br>オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が、「5 か月以上」から「3 か月以上」に短縮された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| R5. 1. 27  | ○「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（厚生科学審議会感染症部会）<br>厚生科学審議会感染症部会において、『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるべき』との考え方が示される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| R5. 1. 27  | ○「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（本部決定）<br>1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ<br>オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。<br>2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し<br>新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。<br>3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止<br>新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられることに伴い、特措法第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。<br>また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第25条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。<br>4. 特措法に基づく措置の終了<br>5類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。<br>5類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。 |
| R5. 2. 10  | ○「マスク着用の考え方の見直し等について」本部決定<br>1. マスク着用の考え方見直しについて<br>新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。<br>このマスク着用の考え方見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。<br>2. 基本的な感染対策について<br>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組を支援していく。                                                                                                                |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R5. 3. 10 | <p>○「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」本部決定</p> <p>1. 位置づけ変更に伴う医療提供体制の見直し</p> <p>新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことになる。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症対策にこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進める。そして、暫定的な診療報酬措置を経て、令和 6 年 4 月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じて新型コロナウイルス感染症対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行させる。この間、感染拡大が生じうることも想定し、感染拡大への対応や医療提供体制の状況等を検証した上で、その結果に基づき、必要な見直しを行う。</p> <p>2. 高齢者施設等における対応</p> <p>高齢者施設には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種の政策・措置は、当面継続する。</p> <p>3. 患者等に対する公費支援の取扱い</p> <p>位置づけ変更による急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担等に係る一定の公費支援について期限を区切って継続する。</p> <p>4. その他</p> <p>令和 5 年度のワクチン接種については、秋冬に 5 歳以上のすべての者を対象に接種を行い、高齢者等重症化リスクが高い者等には、秋冬を待たず春夏にも追加で接種を行うとともに、引き続き、自己負担なく受けられるようにする。</p> |
| R5. 4. 27 | <p>○「新型コロナウイルス感染症 COVID-19) に係る新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症への移行について」(厚生労働大臣通知)</p> <p>厚生科学審議会感染症部会において、病原性が大きく異なる変異株の出現等の科学的な前提が異なるような特段の事情は生じていないことが確認された。</p> <p>感染症部会で確認されたことを受けて、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症について、本年 5 月 7 日をもって「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなることを公表する。これに伴い、今般の新型コロナウイルス感染症については、本年 5 月 8 日から感染症法の「5 類感染症」に位置づけることとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| R5. 4. 27 | <p>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止」本部決定</p> <p>新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。</p> <p>このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| R5. 4. 28 | <p>○新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止 (閣議決定)</p> <p>閣議において、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法第 21 条第 1 項の規定に基づき、政府対策本部は 5 月 8 日に廃止することを決定。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| R5. 5. 1  | <p>○埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止 (本部決定)</p> <p>特措法第 25 条に基づき、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部を 5 月 8 日に廃止することを決定。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |



# **第3章**

## **川越市の対応**



# 1 実施体制

| No. | 取 組 名     | 担 当                    | ページ |
|-----|-----------|------------------------|-----|
| 1-1 | 本部体制      | 保健医療部保健医療推進課           | 55  |
| 1-2 | 組織体制      | 総合政策部行政改革推進課           | 64  |
| 1-3 | 職員体制      | 総合政策部行政改革推進課<br>総務部職員課 | 65  |
| 1-4 | 職員に係る予算対応 | 総務部職員課                 | 66  |
| 1-5 | 予算措置      | 財政部財政課                 | 68  |
| 1-6 | 寄附金       | 財政部財政課                 | 79  |
| 参考  | 市議会における対応 | 議会事務局庶務課               | 80  |





| No. | 取組名 | 本部体制          |
|-----|-----|---------------|
| 1-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 県内発生前（令和2年1月6日～令和2年1月31日）

令和2年1月6日に、国から新型コロナウイルス感染症への注意喚起が通知されてから、本市では、国や関係機関の情報を注視し、特措法による対応も視野に、体制整備の準備を進めた。

1月28日に、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定されることが閣議決定されたことを受け、全庁的な情報共有を行うため、全部局の筆頭課を集め、「新型コロナウイルス対策に関する関係課長会議」を開催した。

また、国において、1月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」（特措法に基づかない）が設置されたことを受け、新型コロナウイルス感染症に関する対策を総合的に推進するため、1月31日に「新型コロナウイルス感染症対策会議」（以下「市対策会議」という。）を設置した。

なお、市対策会議は、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用を受けることを想定し、特措法に基づく対策本部と同じ構成員とした。

### ●新型コロナウイルス対策に関する関係課長会議

| 回数  | 開催日              | 議 事                             |
|-----|------------------|---------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>1月29日(火) | ・新型コロナウイルスの現状について<br>・今後の対応について |

## 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

本市では、新型コロナウイルス感染症に関する対策を総合的に推進するため、1月31日に、市対策会議を設置し、庁内における情報共有及び必要な対策の協議を行った。

市対策会議では、感染状況等の情報共有を図るほか、国からの学校や市有施設の休業要請等への対応、保健所の体制強化等を協議するとともに、各部の取組状況を確認した。

新型コロナウイルス感染症が特措法の適用を受け、令和2年3月26日に特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部が設置されたことを受け、本市では、3月27日に任意の本部体制として、川越市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置した。また、緊急事態宣言期間中（4月7日～5月25日）は、特措法に基づく川越市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、必要に応じて会議（以下「市本部会議」という。）を開催した。

第1波では、国から緊急事態宣言（1回目）が発出され、県からさまざまな協力要請が行われた。

本市では、市本部会議を開催し、県の協力要請を踏まえた対応として、市民等への啓発、市有施設・市主催イベント等の取扱い、職員の非常出勤体制、業務継続、ゴールデンウィー

クの対応等の対策を協議するとともに、各部の取組状況を確認した。

なお、緊急事態宣言が解除された5月26日以降も本部体制を継続し、任意の本部体制である市警戒本部（第2期）を設置し、施設の再開に向けた協議等を行った。

## ●川越市新型コロナウイルス感染症対策会議

| 回数   | 開催日              | 議 事                                                  |
|------|------------------|------------------------------------------------------|
| 第1回  | 令和2年<br>2月4日(火)  | ・新型コロナウイルスについて<br>・推進体制について                          |
| 第2回  | 令和2年<br>2月17日(月) | ・新型コロナウイルスの現状について<br>・本市の対応状況について                    |
| 第3回  | 令和2年<br>2月25日(火) | ・現状と緊急対策について<br>・市主催イベント等への対応について                    |
| 第4回  | 令和2年<br>2月28日(金) | ・学校の臨時休業について                                         |
| 第5回  | 令和2年<br>2月28日(金) | ・学校の臨時休業による影響について<br>・施設の休止について                      |
| 第6回  | 令和2年<br>3月2日(月)  | ・現状について<br>・各部の対応状況について<br>・業務継続について<br>・公民館等の休止について |
| 第7回  | 令和2年<br>3月6日(金)  | ・新型コロナウイルスの現状について<br>・本市の対応状況について                    |
| 第8回  | 令和2年<br>3月10日(火) | ・新型コロナウイルスに関連した患者の発生について                             |
| 第9回  | 令和2年<br>3月11日(水) | ・現状について<br>・国の緊急対応策について<br>・各部からの報告について              |
| 第10回 | 令和2年<br>3月17日(火) | ・現状について<br>・緊急対応策について<br>・各部からの報告について                |
| 第11回 | 令和2年<br>3月24日(火) | ・現状について<br>・今後の対応について<br>・各部からの報告について                |
| 第12回 | 令和2年<br>3月26日(木) | ・埼玉県からの要請について                                        |

## ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第1期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                                  |
|-----|------------------|------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>3月27日(金) | ・行事・イベント等の取扱いについて<br>・施設の休館等の取扱いについて<br>・各部からの報告について |
| 第2回 | 令和2年<br>4月3日(金)  | ・現状について<br>・学校の臨時休業について<br>・各部からの報告について              |
| 第3回 | 令和2年<br>4月7日(火)  | ・現状について<br>・緊急事態宣言への対応について                           |

## ●川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第１期）

| 回数  | 開催日                  | 議 事                                                 |
|-----|----------------------|-----------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>4月8日(金)      | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について                     |
| 第2回 | 令和2年<br>4月13日(月)     | ・現状について<br>・非常出勤体制について<br>・業務継続について<br>・各部からの報告について |
| 第3回 | 令和2年<br>4月23日(木)     | ・現状について<br>・GWの対応について<br>・各部からの報告について               |
| 第4回 | 令和2年<br>4月28日(火)     | ・5月7日以降の対応について<br>・各部からの報告について                      |
| 第5回 | 令和2年<br>5月1日(金)      | ・GW中の対応について<br>・各部からの報告について                         |
| 第6回 | 令和2年<br>5月5日(火)      | ・現状について<br>・緊急事態宣言について<br>・各部からの報告について              |
| 第7回 | 令和2年<br>5月15日<br>金曜日 | ・現状について<br>・国の方向性を踏まえた市の対応について<br>・各部からの報告について      |
| 第8回 | 令和2年<br>5月22日(金)     | ・現状について<br>・国の方向性を踏まえた市の対応について<br>・各部からの報告について      |

## ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第２期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                            |
|-----|------------------|------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>5月26日(火) | ・現状について<br>・緊急事態宣言解除後の市の対応について<br>・各部からの報告について |
| 第2回 | 令和2年<br>6月4日(火)  | ・現状について<br>・施設の再開について<br>・各部からの報告について          |

## 第２波（令和２年６月１０日～令和２年９月１３日）

第２波では、第１波を超える大きな波にはならず、特措法に基づく緊急事態宣言等の措置は講じられなかったが、県からは再拡大を防ぐための協力要請等が行われた。

そこで、本市では、市本部会議において、第１波を踏まえた保健所の業務体制や、県の協力要請を踏まえた対応として、市民等への啓発、市主催イベントの取扱い等を協議するとともに、各部の取組状況を確認した。

## ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第２期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                                         |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第3回 | 令和2年<br>6月30日(火) | ・現状について<br>・これまでの課題と今後の対応について<br>・各部からの報告について               |
| 第4回 | 令和2年<br>7月28日(火) | ・現状について<br>・埼玉県からの協力要請について<br>・保健所の業務体制について<br>・各部からの報告について |
| 第5回 | 令和2年<br>8月21日(金) | ・現状について<br>・各部からの報告について                                     |

## 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

第3波では、想定を超える急激な感染拡大が発生し、令和3年1月8日から3月21日までを期間とする緊急事態宣言（2回目）が発出され、緊急事態宣言期間中は、市対策本部（第2期）を設置した。

12月から急激な感染拡大が生じたことから、市本部会議では、緊急対策として、市民等への啓発、保健所体制、庁内における感染対策の強化を進める方針を決定するとともに、年末年始の体制について協議した。

緊急事態宣言期間中は、県からさまざまな協力要請が行われ、市本部会議において、県の協力要請を踏まえた対応として、市民等への啓発、市有施設や市主催イベント等の取扱い等を協議するとともに、各部の取組状況を確認した。

## ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第２期）

| 回数  | 開催日               | 議 事                                                |
|-----|-------------------|----------------------------------------------------|
| 第6回 | 令和2年<br>11月18日(水) | ・現状について<br>・今後の取組課題について<br>・各部からの報告について            |
| 第7回 | 令和2年<br>12月11日(金) | ・川越市の現状について<br>・急激な感染拡大への緊急対策について<br>・各部からの報告について  |
| 第8回 | 令和2年<br>12月25日(金) | ・川越市の現状について<br>・屋内市有施設の休館について<br>・各部からの報告について      |
| 第9回 | 令和3年<br>1月5日(火)   | ・川越市の現状について<br>・埼玉県からの協力要請への対応について<br>・各部からの報告について |

## ●川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第２期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                                 |
|-----|------------------|-----------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和3年<br>1月8日(金)  | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について                     |
| 第2回 | 令和3年<br>1月29日(金) | ・現状について<br>・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について<br>・各部からの報告について |
| 第3回 | 令和3年<br>2月5日(金)  | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について<br>・その他             |

## 第４波（令和３年２月２３日～令和３年６月１０日）

令和３年３月２１日までは緊急事態宣言（２回目）が発出されており、緊急事態宣言期間中は、市対策本部（第２期）を設置し、県の協力要請等を踏まえた対応について協議した。

緊急事態宣言解除後は、県では再度の感染拡大を防ぐため、段階的緩和措置等を実施することとされ、本市では、市警戒本部（第３期）において、県の協力要請を踏まえた対応について協議した。

４月２０日からは、埼玉県がまん延防止等重点措置の対象区域に指定され、本市は４月２８日から措置区域に指定された。まん延防止等重点措置の実施期間は、市本部会議において、県の協力要請を踏まえた対応として、市民等への啓発、市有施設や市主催イベント等の取扱い等を協議するとともに、飲食店の見回り、ゴールデンウィークの体制、高齢者施設等の従事者等に対するＰＣＲ検査などの対策を協議したほか、各部の取組状況を確認した。

なお、４月２５日から東京都を含む４都府県に緊急事態宣言（３回目）が発出され、埼玉県は区域には入っていないが、特措法の規定により、市対策本部（第３期）を設置して対応した。

## ●川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第２期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                 |
|-----|------------------|-------------------------------------|
| 第4回 | 令和3年<br>3月6日(土)  | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について     |
| 第5回 | 令和3年<br>3月19日(金) | ・緊急事態宣言解除後の市の対応について<br>・各部からの報告について |

### ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第３期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和3年<br>4月21日(水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県における「まん延防止等重点措置」等に基づく協力要請について</li> <li>・川越市における感染状況</li> <li>・今後想定される本市の課題</li> <li>・保健所（保健予防課）体制について</li> <li>・変異株について</li> <li>・ワクチン接種について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |

### ●川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第３期）

| 回数            | 開催日              | 議 事                                                                                                                |
|---------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回           | 令和3年<br>4月26日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況</li> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |
| 第2回           | 令和3年<br>5月10日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況</li> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |
| 第3回<br>(書面会議) | 令和3年<br>5月31日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応について</li> </ul>                                         |

## 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

第5波では、令和3年8月1日まではまん延防止等重点措置、8月2日から9月30日まででは緊急事態宣言（3回目）の区域とされ、県からさまざまな協力要請が行われた。

そこで、本市では、市本部会議において、県の協力要請を踏まえた対応として、市民等への啓発、市有施設・市主催イベント等の取扱い、保健所体制の強化、ワクチン接種等の対策を協議するとともに、各部の取組を確認した。

また、8月13日に、本市の1日あたりの新規陽性者数が100人確認されたことを受け、緊急対策として、感染防止啓発の強化や医療提供体制の強化を行うことを本部決定した。

緊急事態宣言解除後は、県では再度の感染拡大を防ぐため、段階的緩和措置等を実施することとされ、本市では、市警戒本部（第4期）において、県の協力要請を踏まえた対応について協議した。

また、第5波の1日あたりの新規陽性者数が100人を超え、保健所業務がひっ迫した状況を踏まえ、今後の感染拡大に備えた保健所体制の強化を進めることなどが確認された。

### ●川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第３期）

| 回数   | 開催日              | 議 事                                                           |
|------|------------------|---------------------------------------------------------------|
| 第4回  | 令和3年<br>6月18日(金) | ・川越市における感染状況について<br>・埼玉県との協力要請を踏まえた川越市の対応について<br>・各部からの報告について |
| 第5回  | 令和3年<br>7月9日(金)  | ・川越市における感染状況について<br>・埼玉県との協力要請を踏まえた川越市の対応について<br>・各部からの報告について |
| 第6回  | 令和3年<br>7月19日(月) | ・川越市における感染状況について<br>・埼玉県との協力要請を踏まえた川越市の対応について<br>・各部からの報告について |
| 第7回  | 令和3年<br>7月30日(金) | ・川越市における感染状況について<br>・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について           |
| 第8回  | 令和3年<br>8月16日(月) | ・川越市における感染状況について<br>・感染の急拡大に対する緊急対策について<br>・各部からの報告について       |
| 第9回  | 令和3年<br>9月10日(金) | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について                               |
| 第10回 | 令和3年<br>9月29日(水) | ・川越市の現状について<br>・緊急事態宣言解除後の川越市の対応について<br>・各部からの報告について          |

### ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第４期）

| 回数  | 開催日               | 議 事                                                        |
|-----|-------------------|------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和3年<br>10月22日(金) | ・川越市の現状について<br>・令和3年10月25日以降における川越市の対応について<br>・各部からの報告について |

## 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

第6波では、令和4年1月から急激に感染が拡大し、1月21日から3月21日の期間、まん延防止等重点措置の措置区域となり、県からさまざまな協力要請が行われた。

本市では、市本部会議を開催し、県の協力要請を踏まえた対応として、市民等への啓発、市有施設・市主催イベント等の取扱い、業務継続体制、高齢者施設等の従事者等に対するPCR検査、ワクチン接種等の対策を協議するとともに、各部の取組を確認した。

また、1月下旬には、想定を超える感染状況となり、緊急に保健所業務の体制強化を協議した。

まん延防止等重点措置終了後は、県では感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、当面の間、県民や事業者に対する協力要請等が示された。本市では、市本部会議において、県の協力要請を踏まえた対応を協議した。

## ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第４期）

| 回数            | 開催日              | 議 事                                                      |
|---------------|------------------|----------------------------------------------------------|
| 第2回           | 令和4年<br>1月20日(木) | ・川越市の現状について<br>・埼玉県との協力要請を踏まえた川越市の対応について<br>・各部からの報告について |
| 第3回           | 令和4年<br>1月28日(金) | ・川越市の現状について<br>・川越市保健所の体制について<br>・各部からの報告について            |
| 第4回           | 令和4年<br>2月14日(月) | ・川越市の現状について<br>・埼玉県との協力要請を踏まえた川越市の対応について<br>・各部からの報告について |
| 第5回<br>(書面会議) | 令和4年<br>3月7日(月)  | ・川越市の現状について<br>・埼玉県との協力要請を踏まえた川越市の対応について                 |
| 第6回<br>(書面会議) | 令和4年<br>3月18日(金) | ・埼玉県との協力要請等を踏まえた川越市の対応について                               |

## 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

第7波では、令和4年7月から感染が拡大し、8月11日には、1日あたりの新規陽性者数が、本市で最大となる891人が確認された。

国では、オミクロン株の特性を踏まえ、新たな行動制限を行わず、社会経済活動をできる限り維持する方針とされた。県からは、8月4日から9月30日までの間、「B A．5対策強化宣言」が発出されたが、新たな行動制限を伴うものではないことから、市本部会議は開催せず、本部長指示を通知し、県の協力要請等を踏まえ、市民等への啓発、市有施設・市主催イベント等の取扱い、職場における感染対策のほか、高齢者施設等の従事者等に対するPCR検査、保健所体制の確保、ワクチン接種等の対策を進めることとした。

また、県では、「B A．5対策強化宣言」終了後も、新たな行動制限は伴わず、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくための要請等を継続することとされた。

そこで、本市では、令和4年10月1日以降の市有施設や市主催イベント等の取扱いなどの対応を本部長指示として通知し、各部署がそれぞれ必要な対策を進めることとした。

## ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第４期）

| 回数    | 開催日              | 議 事                                                   |
|-------|------------------|-------------------------------------------------------|
| 第7回   | 令和4年<br>7月20日(水) | ・川越市の現状について<br>・国・県の方針を踏まえた川越市の対応について<br>・各部からの報告について |
| 本部長指示 | 令和4年<br>8月4日(木)  | ・埼玉県におけるB A．5対策強化宣言への対応について                           |
| 本部長指示 | 令和4年<br>8月30日(火) | ・埼玉県の協力要請等を踏まえた本市の対応について                              |
| 本部長指示 | 令和4年<br>9月9日(金)  | ・埼玉県の協力要請等を踏まえた本市の対応について                              |
| 本部長指示 | 令和4年<br>9月28日(水) | ・令和4年10月1日以降の本市の対応について                                |



## 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）

第8波では、令和4年11月以降、感染が拡大し、市内医療機関から報告のあった1日あたりの新規陽性者数は、12月21日の415人がピークとなったが、国や県からは、新たな行動制限は行われず、本市では、本部長指示「令和4年10月1日以降の本市の対応について」の基づき対策を進めた。

また、国では、令和5年1月27日の政府対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付ける方針とされた。

そこで、本市では、4月26日に市本部会議を開催し、5類感染症に位置付けられた場合の本市の対応を協議し、5類移行後の本部体制の廃止、市有施設・市主催イベント等の対応、職員の感染対策等についての方針を決定した。

なお、国では、4月27日の厚生科学審議会感染症部会の意見を受け、5月8日以降は5類感染症に位置づけることとし、また、同日の政府対策本部において基本的対処方針を5月8日に廃止、4月28日の閣議において5月8日に政府対策本部を廃止することが決定された。

これを受け、本市では、4月26日の市対策本部において、5月8日以降の本市の対応として、市対策本部の廃止や職員や市有施設等における基本的な感染対策の考え方を決定した。

### ●川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第4期）

| 回数    | 開催日              | 議 事                                                     |
|-------|------------------|---------------------------------------------------------|
| 本部長指示 | 令和5年<br>1月30日(月) | ・ 埼玉県との協力要請等への対応について                                    |
| 本部長指示 | 令和5年<br>2月17日(金) | ・ 埼玉県との協力要請等の内容の変更を踏まえた本市の対応について                        |
| 第8回   | 令和5年<br>4月26日(水) | ・ 川越市の現状について<br>・ 令和5年5月8日以降の本市の対応について<br>・ 各部からの報告について |

| No. | 取組名 | 組織体制          |
|-----|-----|---------------|
| 1-2 | 担 当 | 総合政策部 行政改革推進課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対応に係る非常時における業務量の増加に対しては、全庁応援体制を基本としつつ、状況に応じて組織の新設や必要な増員を行ってきた。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ① 令和3年1月14日付け

新型コロナウイルスワクチン予防接種開始に伴い、課相当室として「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置し、同年1月18日付けで職員を7名配置した。

### ② 令和3年5月20日付け

新型コロナウイルスワクチン集団接種の開始に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種対策室内の「ワクチン接種担当」を「事業推進・体制確保担当」と「集団接種担当」に再編し、職員を13名配置した。

## 【3. 効果】

組織の新設や必要な増員を行うことで、ワクチン接種体制や感染予防対策の強化等を図ることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

組織設置時において、国からの情報の不足等により業務量が不明瞭であったため、適正な規模を見積ることが困難であった。

事後的に増員し、及び全庁的な応援体制を構築して対応した。

| No. | 取組名 | 職員体制                  |
|-----|-----|-----------------------|
| 1-3 | 担 当 | 総合政策部 行政改革推進課、総務部 職員課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る非常時における業務量の増加に対し、部内又は全庁的な応援体制をとるため、職員の兼務・併任の発令をした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

感染の拡大やそれに伴いフェーズが進行した場合、新たな事業の実施が必要となった場合等、業務量の増加が見込まれる際に、所管部署の要請に基づき、人事所管課（主に職員課）により兼務・併任の発令を行った。部外からの全庁的な応援に当たっては、部局ごとの人数の割り振りや候補者のとりまとめ等を人事所管課において行った。

### ●新型コロナウイルス感染症対策業務に係る兼務発令件数（延べ人数）

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 令和元年度： | 1人   | 令和2年度： | 80人  |
| 令和3年度： | 182人 | 令和4年度： | 158人 |
| 令和5年度： | 15人  |        |      |

## 【3. 効果】

必要に応じた人員体制を整えることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

兼務・併任の発令に当たっては、当初、感染者数等の状況に応じて必要人数の依頼を受けて行っていたが、迅速に応援体制を整備するため、フェーズごとに要する想定人数や部局ごとの人数の割り振りを定めるなどの対応を図った。

しかしながら、部局によって、応援業務に対する理解や協力意識に差があり、人選が円滑に進まない状況も見受けられた。

| No. | 取組名 | 職員に係る予算対応 |
|-----|-----|-----------|
| 1-4 | 担 当 | 総務部 職員課   |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本市職員、特に保健所の職員においては、同感染症の感染のリスクに加え厳しい執務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たることとなった。

そのような中で国の人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する防疫作業手当の特例措置が取られたことにより、本市においても同様の措置を取ることにした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年6月議会で特殊勤務手当の特例（感染症防疫業務手当）の議案を提出し、令和2年1月28日から適用することとした。

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当である感染症防疫業務手当の対象となる業務及び額の特例を設け、対象となる業務に従事した場合、手当を支給するもの。

### ●特例の内容

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある方の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事したときは、日額4,000円を支給

その他の作業に従事したときは日額3,000円を支給

- ・検体採取、感染者等の搬送（車両に同乗するもの）：4,000円
- ・搬送車の消毒、感染者等の物件の処理、防護服の処理：3,000円

<新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当支給実績>

令和2年度：1,326回 4,926,000円

令和3年度：1,122回 4,258,000円

令和4年度：22回 84,000円

令和5年度：実績なし

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当である感染症防疫業務手当を支給した。

#### 【4. 国・県との関連】

- ・ 人事院規則 9－129－3（人事院規則 9－129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の特例）の一部改正）
- ・ 令和 2 年 4 月 21 日付総行公第 70 号・総行給第 15 号「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」

#### 【5. 事業費】

|     |         |             |
|-----|---------|-------------|
| 事業費 | 令和 2 年度 | 4,926,000 円 |
|     | 令和 3 年度 | 4,258,000 円 |
|     | 令和 4 年度 | 84,000 円    |

|      |                  |                         |
|------|------------------|-------------------------|
| 財源   | 国庫支出金            | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 予算措置 | 令和 2 年度          | 令和 2 年 6 月補正（第 4 号）     |
|      | 令和 3 年度及び令和 4 年度 | 当初予算                    |

| No. | 取組名 | 予算措置    |
|-----|-----|---------|
| 1-5 | 担 当 | 財政部 財政課 |

## 【1. 背景と目的】

多くの感染者が発生し、市民生活や地域経済に大きく影響が及ぶなかで、本市では、感染拡大防止と社会経済活動の正常化の両立を図るため、国から交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の財源を最大限に活用し、行政需要に対応するための予算を編成した。

新型コロナウイルス関連経費に係る予算編成は、令和2年2月21日に議会提出した令和2年度一般会計当初予算を始めとして、第8波終了までに計45回行い、事業総数は343事業、予算総額は707億8,866万5千円となっている。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

#### No.1 令和2年度一般会計当初予算（R2.2.21 議会提出）

感染拡大防止対策に要する経費や市民生活や地域経済に対する支援などに要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                            |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19  | 73,404  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生用品、感染症防止用備品等の購入（10,095）</li> <li>・中小企業者等金融支援（6,800）</li> <li>・特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担支援（4,416）</li> <li>・感染症患者入院医療費公費負担（3,297）</li> </ul> |

#### No.2 令和元年度一般会計補正予算第8号（R2.3.3 議会提出）

感染拡大防止や学校の臨時休業に対応するための経費について、補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                         |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2   | 6,015   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育室開室時間変更に伴う臨時職員賃金（5,515）</li> <li>・備蓄品マスク補充等（500）</li> </ul> |

#### No.3 令和元年度一般会計補正予算第9号（R2.3.25 議会提出）

感染拡大防止策と医療提供体制の整備に要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）   |
|-----|---------|-------------------|
| 1   | 6,000   | ・簡易陰圧装置の購入（6,000） |

No. 4 令和2年度一般会計補正予算第1号（R2.3.25 議会提出）

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている市内小規模企業者の支援に要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）   |
|-----|---------|-------------------|
| 1   | 42,000  | ・小規模企業者支援（42,000） |

No. 5 令和2年度一般会計補正予算第2号（R2.5.1 専決処分）

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく特別定額給付金と子育て世帯臨時特別給付金の給付に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）    | 主な事業（事業予算額(千円)）                                    |
|-----|------------|----------------------------------------------------|
| 2   | 36,244,700 | ・特別定額給付金給付（35,810,500）<br>・子育て世帯臨時特別給付金給付（434,200） |

No. 6 令和2年度一般会計補正予算第3号（R2.5.15 議会提出）

新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、市民生活の安全・安心の確保と中小企業者の事業継続を支援するための経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                             |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 6   | 693,057 | ・中小企業者事業継続緊急支援金支給（546,327）<br>・PCR検査試薬等の追加購入（62,100）<br>・子育て応援支援金支給（54,791） |

No. 7 令和2年度一般会計補正予算第4号（R2.6.2 議会提出）

新型コロナウイルス感染症対策として、衛生用品等の購入や購入支援のほか、文部科学省の「GIGAスクール構想」の加速化に対応するための情報機器端末等の購入などに要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                   |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6   | 1,111,810 | ・児童生徒用端末等整備（838,980）<br>・衛生用品等の購入及び購入支援（140,330）<br>・住居確保給付金の増額（60,000）<br>・小規模企業者の資金繰り支援拡充（49,600）<br>・社会福祉施設等サービス継続支援（18,600）<br>・新型コロナウイルス感染症防疫業務特殊勤務手当（4,300） |

No. 8 令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号（R2.6.2 議会提出）

新型コロナウイルス感染症に感染若しくは感染の疑いにより仕事を欠勤せざるを得なくなり、給与等が支給されなくなった被保険者に対する手当金の支給に要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）  |
|-----|---------|------------------|
| 1   | 27,790  | ・傷病手当金支給（27,790） |

## ●第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

### No. 9 令和2年度一般会計補正予算第5号（R2.6.24 議会提出）

新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親世帯や妊産婦に対する支援のほか医療提供体制の整備等を推進するための経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                 |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 534,182 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯臨時特別給付金給付（309,881）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援（181,276）</li> <li>・分娩前ウイルス検査及び感染した妊産婦への寄り添い型支援（43,025）</li> </ul> |

### No. 10 令和2年度一般会計補正予算第7号（R2.6.24 議会提出）

避難所における感染症のリスクを低減するための備蓄品の購入に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                     |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 1   | 15,350  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所備蓄品購入（15,350）</li> </ul> |

### No. 11 令和2年度一般会計補正予算第8号（R2.7.30 議会提出）

感染拡大防止対策とともに、市民生活や地域経済に対する支援、「GIGAスクール構想」の加速化への対応、保健所及び医療機関の体制強化などに要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                      |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50  | 1,797,206 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム付商品券発行（507,525）</li> <li>・情報機器端末の導入（児童・生徒分）（409,995）</li> <li>・中小企業者事業継続緊急支援金支給（拡充）（100,216）</li> <li>・入院協力医療機関への補助（100,000）</li> </ul> |

### No. 12 令和2年度一般会計補正予算第9号（R2.9.1 議会提出）

新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況を考慮し、医療提供体制等の整備や感染拡大防止対策などに係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                  |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13  | 666,040 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症検査機関等設備整備（169,651）</li> <li>・学校再開に伴う感染症対策・学習活動の支援（189,887）</li> <li>・衛生用品等の購入及び補助（138,000）</li> </ul> |

## ●第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

### No. 13 令和2年度一般会計補正予算第10号（R2.9.29 議会提出）

重症化リスクの高い高齢者等のインフルエンザ予防接種費用の無償化に要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                   |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 243,055 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等のインフルエンザ予防接種費用無償化（243,055）</li> </ul> |



No. 14 令和2年度一般会計補正予算第11号（R2.11.27 議会提出）

新型コロナウイルス感染症対策により市民の健康や生活、地域経済においてさまざまな影響が及んでいる状況を考慮し、医療機関等への事業継続支援や観光消費促進などに係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                              |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10  | 426,951 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等への事業継続支援（178,525）</li> <li>・コロナ検査自己負担に係る公費負担（増額分）（51,778）</li> <li>・民間検査機関等設備整備補助（47,224）</li> <li>・観光消費促進事業（35,800）</li> </ul> |

No. 15 令和2年度一般会計補正予算第13号（R3.1.14 専決処分）

新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた準備を進める経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                 |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 375,704 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種体制整備（375,704）</li> </ul> |

No. 16 令和2年度一般会計補正予算第14号（R3.2.19 議会提出）

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                               |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1,726,692 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種（1,726,692）</li> </ul> |

No. 17 令和3年度一般会計当初予算（R3.2.19 議会提出）

感染拡大防止対策に要する経費や、市民生活や地域経済に対する支援などに要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 30  | 361,206 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定不妊治療支援（94,275）</li> <li>・コロナ検査自己負担に係る公費負担（35,512）</li> <li>・GIGAスクールサポーター配置支援（35,422）</li> <li>・住居確保給付金給付（30,240）</li> <li>・感染症患者入院医療費公費負担（29,627）</li> <li>・川越市PCR検査センター運営事業業務委託（25,531）</li> </ul> |

No. 18 令和3年度国民健康保険事業特別会計当初予算（R3.2.19 議会提出）

新型コロナウイルス感染症に感染若しくは感染の疑いにより仕事を欠勤せざるを得なくなり、給与等が支給されなくなった被保険者に対する手当金の支給に要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                   |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1,787   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金支給（1,787）</li> </ul> |

No. 19 令和3年度歯科診療事業特別会計当初予算（R3. 2. 19 議会提出）

ふれあい歯科診療所における感染防止対策に要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）    |
|-----|---------|--------------------|
| 1   | 1,034   | ・感染症防止用品の購入（1,034） |

●第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

No. 20 令和2年度一般会計補正予算第16号（R3. 3. 8 議会提出）

国の令和2年度第3号補正予算の成立を受け、国庫補助金の追加の上限額が示された新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る事業費の増額分などの経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                         |
|-----|---------|---------------------------------------------------------|
| 10  | 452,225 | ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（337,196）<br>・民間検査機関等設備整備補助（38,260） |

No. 21 令和3年度一般会計補正予算第1号（R3. 3. 8 議会提出）

国の令和2年度第3号補正予算を踏まえ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことを受け、感染拡大防止対策、医療機関及び保健所の体制強化、市民生活や地域経済に対する支援などに係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                 |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10  | 797,239 | ・中小企業者事業継続支援（479,637）<br>・ひとり親世帯生活応援支援金支給（100,239）<br>・新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保協力金給付（56,000）<br>・高齢者世帯エアコン購入費等助成（20,937）<br>・路線バス運行継続支援金支給（12,000） |

No. 22 令和3年度一般会計補正予算第2号（R3. 4. 16 議会提出）

国からの実施要請を踏まえ、子育て世帯生活支援特別給付金の給付や高齢者施設等の従事者等に対する定期的なPCR検査の実施に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                 |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 2   | 696,096 | ・子育て世帯生活支援特別給付金給付（473,346）<br>・高齢者施設等の従事者等に対するPCR検査の実施（222,750） |

No. 23 令和3年度一般会計補正予算第3号（R3. 6. 1 議会提出）

感染拡大により不足が見込まれる新型コロナウイルス感染症対策に要する経費や児童福祉施設等における感染拡大防止に要する経費、新型コロナウイルスによる学校行事の中止等による市民負担の軽減を図るための経費などについて補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7   | 391,380 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ検査自己負担に係る公費負担（増額分）（134,035）</li> <li>・ 保健所PCR検査用消耗品（増額分）（47,444）</li> <li>・ 積極的疫学調査（増額分）（40,356）</li> <li>・ 民間保育所等に対するICT化等推進補助（27,375）</li> <li>・ 林間学校及び修学旅行中止等に伴うキャンセル料支援（20,241）</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援（4,955）</li> </ul> |

## ●第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

No. 24 令和3年度一般会計補正予算第4号（R3.6.25 議会提出）

喫緊の課題である新型コロナウイルスワクチン接種の加速化や高齢者施設等の従事者等に対するPCR検査の延長と拡大、生活困窮世帯に対する支援金制度の創設などに要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                      |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 749,481 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン接種（428,012）</li> <li>・ 高齢者施設等の従事者等に対するPCR検査の延長・拡大（166,000）</li> <li>・ 生活困窮世帯への生活困窮者自立支援金支給（155,469）</li> </ul> |

No. 25 令和3年度一般会計補正予算第6号（R3.8.30 議会提出）

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、医療提供体制の確保や保健所体制の強化、ワクチン接種体制の確保、地域経済への支援などに要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21  | 919,820 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン接種（増額分）（324,777）</li> <li>・ キャッシュレス決済消費活性化事業（194,500）</li> <li>・ 感染症患者入院医療費公費負担（増額分）（160,000）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保協力金支給（66,500）</li> <li>・ タクシー運行継続支援金支給（16,430）</li> <li>・ 積極的疫学調査（増額分）（16,000）</li> <li>・ 電子書籍の追加購入（14,960）</li> <li>・ 民間救急等を利用した患者搬送（増額分）（4,649）</li> </ul> |

No. 26 令和3年度一般会計補正予算第7号（R3.9.29 議会提出）

緊急事態宣言等の影響を受け厳しい状況にある地域経済への支援とともに、医療提供体制や学習機会の確保、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | 438,452 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者事業継続支援（260,398）</li> <li>・ 本庁舎、保健所等での電話機の増設（56,100）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保協力金支給（追加分）（23,500）</li> <li>・ 小・中学校等への二酸化炭素モニター設置（16,069）</li> <li>・ 学習用情報機器端末の代替機調達（12,678）</li> </ul> |

No. 27 令和3年度一般会計補正予算第9号〔第8号から第9号に計数整理〕

（R3.11.22 議会提出）

新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の実施や医療機関でのPCR検査等の件数増加などに対応するための経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                      |
|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 1,867,835 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン接種（増額分）（1,703,202）</li> <li>・ コロナ検査自己負担に係る公費負担（増額分）（129,633）</li> <li>・ 川越市医師会夜間休日診療所事業継続支援（35,000）</li> </ul> |

No. 28 令和3年度一般会計補正予算第8号〔第9号から第8号に計数整理〕

（R3.12.7 議会提出）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ子育て世帯を支援するための給付金の給付に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                     |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 2,547,959 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）（2,547,959）</li> </ul> |

●第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

No. 29 令和3年度一般会計補正予算第10号（R3.12.21 議会提出）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ生活に困窮する住民税非課税世帯や家計急変世帯のほか、子育て世帯を支援するための給付金の給付に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                          |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2   | 6,788,686 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯等臨時特別給付金給付（4,241,311）</li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）（2,547,375）</li> </ul> |

No. 30 令和4年度一般会計当初予算（R4.2.16 議会提出）

感染拡大防止対策に要する経費や市民生活や地域経済に対する支援などに要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                                                        |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 31  | 707,676 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ検査自己負担に係る公費負担（284,911）</li> <li>・生活困窮世帯への生活困窮者自立支援金支給（115,396）</li> <li>・感染症患者入院医療費公費負担（112,267）</li> <li>・積極的疫学調査（63,757）</li> <li>・検査消耗品の購入、備品の保守管理委託等（29,762）</li> </ul> |

No. 31 令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算（R4.2.16 議会提出）

新型コロナウイルス感染症に感染若しくは感染の疑いにより仕事を欠勤せざるを得なくなり、給与等が支給されなくなった被保険者に対する手当金の支給に要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)） |
|-----|---------|-----------------|
| 1   | 1,200   | ・傷病手当金支給（1,200） |

No. 32 令和4年度歯科診療事業特別会計当初予算（R4.2.16 議会提出）

ふれあい歯科診療所における感染防止対策に要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）  |
|-----|---------|------------------|
| 1   | 204     | ・感染症防止用品の購入（204） |

No. 33 令和3年度一般会計補正予算第12号（R4.3.3 議会提出）

新型コロナウイルスワクチン接種の期間延長等、生活困窮者自立支援金の申請期間延長、ウエスタ川越運営継続支援などに対応するための経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                       |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5   | 360,992 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種（292,382）</li> <li>・小・中学校での感染防止対策物品購入（38,610）</li> <li>・生活困窮世帯への生活困窮者自立支援金支給（20,000）</li> <li>・ウエスタ川越運営継続支援（10,000）</li> </ul> |

No. 34 令和4年度一般会計補正予算第1号（R4.3.3 議会提出）

国の補正予算（第1号）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用するため、感染防止対策のほか市民生活や地域経済への支援などに要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                                                |
|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29  | 1,520,091 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯への臨時特別給付金給付（特例給付等対象者分）（540,696）</li> <li>・ひとり親世帯等生活応援支援金支給（165,522）</li> <li>・民間保育所等での業務ICT化への補助（162,895）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保協力金支給（93,750）</li> </ul> |

No. 35 令和4年度一般会計補正予算第2号（R4.4.11 議会提出）

社会機能の維持を図るため、高齢者施設や障害者支援施設の従事者、保育所や小学校の職員等を対象とした抗原定性検査キットの配布に要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                              |
|-----|---------|----------------------------------------------|
| 1   | 21,480  | ・高齢者施設、障害者支援施設、保育所、小学校等への抗原定性検査キット配布（21,480） |

No. 36 令和4年度一般会計補正予算第3号（R4.6.2 議会提出）

生活困窮世帯や低所得の子育て世帯の生活を支援するための給付金給付に要する経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                        |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------|
| 2   | 1,287,350 | ・特定世帯等臨時特別給付金給付（889,373）<br>・子育て世帯生活支援特別給付金給付（397,977） |

No. 37 令和4年度一般会計補正予算第4号（R4.6.2 議会提出）

喫緊の課題である新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、現金の受け渡しによる接触機会の減少等を図るためのキャッシュレス決済やセミセルフレジの導入などに係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                        |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5   | 375,439 | ・新型コロナウイルスワクチン接種（239,085）<br>・キャッシュレス決済及びセミセルフレジの導入（69,464）<br>・公立保育所へのICTシステム導入（41,768）<br>・妊婦の分娩前ウイルス検査（増額分）（20,400） |

●第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

No. 38 令和4年度一般会計補正予算第5号（R4.6.15 議会提出）

国から示された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加配分されたことを受け、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                   |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | 798,038 | ・プレミアム付電子商品券発行（438,600）<br>・認可外保育施設、民間保育所等における給食食材費等高騰対策（21,770）<br>・農業者等への農業経営継続支援（105,686）<br>・学校給食における給食食材費等高騰対策（53,732）<br>・公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金支給（34,000） |

No. 39 令和4年度一般会計補正予算第6号（R4.8.30 議会提出）

新型コロナウイルス感染症対策の拡充を図るため、ワクチン接種体制の確保、保健所業務体制の整備、高齢者施設や保育施設等における感染拡大防止や事業継続支援などに係る経費について補正予算を編成した。



| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                         |
|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5   | 1,885,087 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種体制確保（1,490,739）</li> <li>・保健所業務体制の整備等（341,576）</li> <li>・高齢者施設、保育施設等への抗原定性検査キット配布（29,536）</li> </ul> |

No. 40 令和4年度一般会計補正予算第7号（R4.9.29 議会提出）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が延長されたことに伴う必要経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）               |
|-----|---------|-------------------------------|
| 1   | 52,815  | ・生活困窮世帯への生活困窮者自立支援金支給（52,815） |

## ●第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）

No. 41 令和4年度一般会計補正予算第8号（R4.11.28 議会提出）

物価高騰等による影響を踏まえ、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るための給付金の給付に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）             |
|-----|---------|-----------------------------|
| 1   | 583,786 | ・子育て世帯へのこども応援給付金給付（583,786） |

No. 42 令和4年度一般会計補正予算第9号（R4.11.28 議会提出）

福祉施設等への運営継続支援のほか、年末年始等における診療及び検査体制の強化による医療提供体制の整備やコンビニ交付システムの拡充による感染拡大防止対策などに係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                  |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7   | 244,860 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設等の運営継続支援（108,305）</li> <li>・コンビニ交付システムの拡充（65,555）</li> <li>・川越市医師会夜間休日診療所事業継続支援（32,000）</li> <li>・年末年始等の診療・検査体制強化（29,000）</li> </ul> |

No. 43 令和5年度一般会計当初予算（R5.2.13 議会提出）

感染拡大防止対策に要する経費や市民生活や地域経済に対する支援などに要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)）                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26  | 849,436 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ検査自己負担に係る公費負担（247,971）</li> <li>・保健所業務体制の整備等（169,542）</li> <li>・感染症患者入院医療費公費負担（92,253）</li> <li>・自宅療養支援物資配送（65,789）</li> <li>・積極的疫学調査（64,129）</li> <li>・妊婦分娩前ウイルス検査（24,101）</li> </ul> |

No. 44 令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算（R5.2.13 議会提出）

新型コロナウイルス感染症に感染若しくは感染の疑いにより仕事を欠勤せざるを得なくなり、給与等が支給されなくなった被保険者に対する手当金の支給に要する経費について当初予算に計上した。

| 事業数 | 予算額（千円） | 主な事業（事業予算額(千円)） |
|-----|---------|-----------------|
| 1   | 3,000   | ・傷病手当金支給（3,000） |

No. 45 令和5年度一般会計補正予算第1号（R5.3.31専決処分）

国が追加接種を行う方針を決定したことを受けての新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費のほか、直面する物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するための給付金の給付に係る経費について補正予算を編成した。

| 事業数 | 予算額（千円）   | 主な事業（事業予算額(千円)）                                           |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 2   | 2,094,055 | ・新型コロナウイルスワクチン接種（1,727,283）<br>・子育て世帯生活支援特別給付金給付（366,772） |

### 【3. 効果】

市内における感染対策を進めるとともに国が実施する施策等を実施するために必要な事業経費について、迅速に予算を措置し、感染拡大防止のための事業のほか、影響を大きく受けた市民生活や市内事業者の事業活動を支援するための施策等を実施することができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

本市では、コロナ禍以前から厳しい財政状況にあり、国からの交付金を超える規模での関連予算の編成が難しい現状があった。

今回の感染症まん延のような緊急事態の発生時に備え、平時より一定程度の独自財源の確保に努める必要がある。

### 【5. 国・県との関連】

国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や県の「埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施に要する経費等の予算を編成した。



| No. | 取組名 | 寄附金     |
|-----|-----|---------|
| 1-6 | 担 当 | 財政部 財政課 |

## 【1. 背景と目的】

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、国が予算措置した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に加え、感染症対策に係る財源を確保するため、寄附金の使途に「新型コロナウイルス感染症対策に関すること」を追加した。

## 【2. 年度ごとの寄付金額と使途】

### ●令和2年度

単位：円

|    |            |     |         |         |            |
|----|------------|-----|---------|---------|------------|
| 個人 | 22,128,000 | 衛生費 | 地域医療の推進 | 保健医療推進課 | 22,128,000 |
| 団体 | 4,212,101  | 衛生費 | 地域医療の推進 | 保健医療推進課 | 4,212,101  |

### ●令和3年度

単位：円

|    |            |     |         |         |            |
|----|------------|-----|---------|---------|------------|
| 個人 | 23,909,000 | 衛生費 | 地域医療の推進 | 保健医療推進課 | 9,399,300  |
|    |            | 商工費 | 商工業振興   | 産業振興課   | 14,509,700 |
| 団体 | 600,700    | 衛生費 | 地域医療の推進 | 保健医療推進課 | 600,700    |

### ●令和4年度

単位：円

|    |            |     |              |        |           |
|----|------------|-----|--------------|--------|-----------|
| 個人 | 11,292,000 | 民生費 | こども応援給付金給付事業 | こども政策課 | 1,292,000 |
|    |            | 衛生費 | 保健所管理        | 保健総務課  | 1,122,000 |
|    |            | 衛生費 | 感染症等対策       | 保健予防課  | 742,445   |
|    |            | 衛生費 | 食品・水質・感染症等検査 | 衛生検査課  | 8,135,555 |
| 団体 | 162,000    | 民生費 | こども応援給付金給付事業 | こども政策課 | 162,000   |

## 【3. 効果】

「地域医療の推進」においては、市内の医療機関等に対する事業継続支援などにより、地域医療の提供体制が維持されたほか、「食品・水質・感染症等検査」においては物品や機器を購入などに重点的に配分することにより、感染拡大の防止に寄与することができた。

|     |     |           |
|-----|-----|-----------|
| No. | 取組名 | 市議会における対応 |
| 参考  | 担 当 | 議会事務局 庶務課 |

### 【１．発生当初の対応】

- 令和２年３月 ・市職員が新型コロナウイルス感染症に伴う対応に専念できるよう、３月議会において一般質問の実施を見送り
- ・川越市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置  
 ➡４月から川越市議会災害対策支援会議に役割を引き継ぐ
- ４月 ・予定されていた第２回臨時会の開催を、緊急事態宣言が出されたことを踏まえ見送り
- ・川越市議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定  
 ➡その後、職員の服務上の取扱いの改定等に合わせ随時改訂

### 【２．川越市議会災害対策支援会議】

（令和元年６月１８日設置／令和５年９月２８日廃止）

- ・正副議長及び各会派の代表者で構成
- ・災害対策支援本部の運営や災害発生時の議員の活動指針等に関し協議・調整を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は災害に相当するとの考えで、コロナに関する報告や議会での対応の検討についてこの会議体で扱った。令和２年４月から廃止までの間、約４０回開催。そのうち３０回はコロナに係る本市の現状や対応について執行部から説明を受けた。

### 【３．市議会の活動】

- ・感染防止対策を呼び掛ける街頭活動

（令和３年１０月１４日、１１月１３日実施）

緊急事態宣言が９月３０日をもって解除となったが、感染の再拡大を防止するために、市議会議員が人出の多い一番街において感染防止対策を呼び掛けるチラシを市民や観光客に配布した。

- ・議会費の削減

令和２年度、３年度において、行政視察の見直しや政務活動費の減額により議会費を削減。避難所における感染症のリスク低減等を図るためのパーテーション、段ボールベッドを購入する経費等とした。

## 2 情報収集・分析

| No. | 取 組 名   | 担 当          | ページ |
|-----|---------|--------------|-----|
| 2-1 | 情報収集・分析 | 保健医療部保健医療推進課 | 83  |



| No. | 取組名 | 情報収集・分析       |
|-----|-----|---------------|
| 2-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

新型コロナウイルス感染症対応においては、迅速かつ正確な情報に基づき対策を行うことが重要であり、本市では、最新かつ正確な情報収集に努めた。

なお、特措法においては、国が基本的対処方針を定める際には、感染症に関して高い識見を有する者等で組織される「新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「国推進会議」という。）の意見を聴くこととされている。また、対策の協力要請は都道府県が行うこととされ、埼玉県では県内外の専門家からなる「埼玉県新型感染症専門家会議」において対策が検討された。

こうした状況から、本市では、独自の分析は行わず、国推進会議や県専門家会議等の分析・検討を経て出された要請に基づき、対策を検討することとした。

以下は、本市において、本部会議資料や市民への情報発信等の参考とした主な情報である。

## 1 本部及び関係会議情報

|     | 本部・会議名                   | 所 管                | 概 要                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国   | 新型コロナウイルス感染症対策本部         | 内閣府                | ・特措法第 15 条の規定に基づき設置（本部長：内閣総理大臣）                                                                                                                            |
|     | 新型インフルエンザ等対策推進会議         | 内閣府                | ・特措法第 70 条の 2 の 2 に基づき設置<br>・政府行動計画や基本的対処方針を定める際に意見を聴くこととされている。（特措法第 6 条第 5 項、特措法第 18 条第 4 項）<br>・推進会議には 3 つの分科会が置かれている。（基本的対処方針分科会、医療及び公衆衛生分科会、社会経済活動分科会） |
|     | 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード | 厚生労働省              | ・新型コロナウイルス感染症対策を円滑に推進するに当たって必要となる、医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、厚生労働省に対し必要な助言等を行う。                                                                              |
|     | 厚生科学審議会                  | 厚生労働省              | ・厚生労働省設置法第 6 条に基づき厚生労働省に置かれた審議会<br>・主に「感染症部会」、「予防接種・ワクチン分科会」を注視                                                                                            |
| 埼玉県 | 新型コロナウイルス対策本部            | 危機管理課              | ・特措法第 22 条の規定に基づき設置（本部長：県知事）                                                                                                                               |
|     | 埼玉県新型感染症専門家会議            | 保健医療政策課<br>産業労働政策課 | ・新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる専門家会議を設置                                                                                           |
|     | 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード | 厚生労働省              | ・新型コロナウイルス感染症対策を円滑に推進するに当たって必要となる、医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、厚生労働省に対し必要な助言等を行う。<br>・感染症に係るさまざまなデータが資料として公開される                                                |

## 2 感染症対策情報

| 主な情報元         |             | 情 報                                |
|---------------|-------------|------------------------------------|
| 川越市保健所        |             | 市内の感染状況 等                          |
| 埼玉県           |             | 県内の感染状況、本部関係資料、知事会見、県政ニュース、県予算関係 等 |
| 内閣官房          |             | 本部関係資料、業種別ガイドライン 等                 |
| 首相官邸          |             | 総理会見 等                             |
| 厚生労働省         |             | 国内の感染状況、厚生労働大臣会見、報道発表資料 等          |
| 国立感染症研究所      |             | 感染症情報 等                            |
| 水際対策<br>関係省庁  | 厚生労働省検疫所    | 検疫関係                               |
|               | 外務省         | 渡航情報                               |
|               | 法務省出入国在留管理庁 | 出入国情報                              |
|               | 財務省         | 国予算関係                              |
| 感染症対策<br>関係省庁 | 文部科学省       | 教育関連                               |
|               | 消防庁         | 救急関連                               |
|               | 経済産業省       | 産業関連                               |
|               | 法務省         | 偏見・差別関連                            |
|               | 内閣府消費者庁     | 偽・御情報                              |

※この他、民間や報道等も含め、検討にあたって必要な情報の収集に努めた。

### 【実施上の課題】

- ・県の要請は、国の基本的対処方針に基づき実施する必要があるため、国の方針決定後、県の本部で対策が検討された。市の対策は、県の要請を踏まえる必要があるため、県の本部決定後に市の本部会議を開催する必要があった。
- ・新型コロナウイルス感染症対応では、国の方針決定日から対策実施開始日まではおおむね3日程度で、この間に県が本部決定し、本市は、県の本部決定日から対策実施開始日まで本部決定を行う必要があった。そのため、対策を検討・調整し、各部局が実施準備を行う時間を確保するため、できるだけ早く正確な情報を集めることが求められた。

# 3 サーベイランス

| No. | 取 組 名   | 担 当                      | ページ |
|-----|---------|--------------------------|-----|
| 3-1 | サーベイランス | 保健医療部保健予防課<br>保健医療部衛生検査課 | 87  |





|     |     |                   |
|-----|-----|-------------------|
| No. | 取組名 | サーベイランス           |
| 3-1 | 担 当 | 保健医療部 保健予防課・衛生検査課 |

感染症におけるサーベイランスとは、感染症の発生状況や病原体の特性を正確に把握することで、感染症の流行を早期発見し、適切な感染症対策を立案することを目的としている。

### 【川越市保健所における取組内容】

#### ●第1波

令和2年3月2日 衛生検査課での新型コロナウイルスPCR検査を開始  
 令和2年3月10日 市内1例目の患者を公表

#### ●第3波

令和3年2月9日 新型コロナウイルス変異株スクリーニング検査を開始

#### ●第6波

令和4年2月7日 新型コロナウイルスゲノム解析検査を開始

#### ●第7波

令和4年9月26日 全国一律で全数届出の見直しを行ったことにより、発生状況の把握方法を変更

実施した検査や機器の詳細については、No.10-1 参照。

### 【情報収集・解析・提供体制】

川越市においては、新型コロナウイルス感染症のサーベイランスを感染症法に基づいて行われる感染症発生動向調査の一環として実施していた。

感染症の発生状況については、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行するまでの間、感染症法第12条に基づく医師からの届出の数により把握し（令和4年9月26日以降は、重症化リスクが高い4類型\*以外の患者数は市内医療機関から1日あたりの診断数の報告を受けて把握）、その情報を市公式ホームページ等で毎日公表していた。5類移行後の感染状況の把握方法については、定点医療機関からの報告による把握となった。

---

\*65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、妊婦



# 4 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

| No.  | 取 組 名              | 担 当                                                            | ページ |
|------|--------------------|----------------------------------------------------------------|-----|
| 4-1  | 広報川越を活用した情報提供      | 広報室                                                            | 91  |
| 4-2  | 市公式ホームページを活用した情報提供 | 広報室                                                            | 94  |
| 4-3  | プレスリリース            | 広報室                                                            | 95  |
| 4-4  | 防災行政無線を活用した情報提供    | 防災危機管理室                                                        | 96  |
| 4-5  | 街頭キャンペーン           | 総合政策部政策企画課                                                     | 97  |
| 4-6  | 偏見・差別関係の啓発         | 総務部人権推進課                                                       | 99  |
| 4-7  | 偽・誤情報対策            | 市民部広聴課                                                         | 101 |
| 4-8  | 外国人への情報提供          | 文化スポーツ部国際文化交流課                                                 | 102 |
| 4-9  | 事業者・飲食店・大学等への情報提供  | 保健医療部保健医療推進課<br>文化スポーツ部文化芸術振興課<br>文化スポーツ部国際文化交流課<br>産業振興部産業振興課 | 103 |
| 4-10 | 議会への報告             | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健予防課                                     | 104 |
| 4-11 | その他の情報提供           | 保健医療部保健医療推進課                                                   | 105 |



|     |     |               |
|-----|-----|---------------|
| No. | 取組名 | 広報川越を活用した情報提供 |
| 4-1 | 担 当 | 広報室           |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、同感染症への対応について、全戸配布を行う広報川越により、市民に周知することとした。

また、国の緊急事態宣言を受け、号外を発行することで即時性が必要な情報を広く市民に周知することとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

市内全世帯に広報川越で周知を図った。

| 掲載時期       | 掲載内容                                                                                                                                                              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年2月10日号 | 電話相談窓口                                                                                                                                                            |
| 25日号       | 感染予防策                                                                                                                                                             |
| 3月10日号     | 県民サポートセンターの開設                                                                                                                                                     |
| 25日号       | 電話相談受付時間の変更                                                                                                                                                       |
| (号外) 4月13日 | 緊急事態宣言発出に係る行動自粛、感染予防                                                                                                                                              |
| 5月号        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の相談窓口、融資、給付窓口</li> <li>・感染症便乗詐欺の注意喚起</li> <li>・行政手続きの郵送手続案内</li> <li>・商工会議所の飲食店応援サイト</li> </ul>                        |
| 6月号        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附の受付</li> <li>・水道料金の免除</li> <li>・税の徴収猶予</li> <li>・国民年金保険料の免除</li> <li>・外出自粛中の健康づくり</li> <li>・給付金、支援金、貸付、相談窓口</li> </ul>  |
| 7月号        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質商法注意喚起</li> <li>・各種保険料の減免</li> <li>・手当の支給</li> <li>・イベント・施設の休止</li> <li>・「新しい生活様式」での熱中症予防</li> <li>・避難所の感染対策</li> </ul> |
| 8月号        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・接触確認アプリ</li> <li>・給付金・税の徴収猶予・融資</li> <li>・詐欺対策</li> <li>・保育料補助</li> <li>・感染防止</li> <li>・人権啓発</li> </ul>                   |

|              |                                                                                                                                    |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月号         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GoTo トラベル事業</li> <li>・分娩前ウイルス検査費用の助成</li> <li>・税の徴収猶予</li> </ul>                           |
| 11月号         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GoTo キャンペーン</li> <li>・インフルエンザとの同時流行の備え</li> </ul>                                          |
| 12月号         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税の軽減</li> <li>・中小企業の相談窓口</li> <li>・受診方法・相談窓口の変更</li> <li>・「新しい生活様式」の実践</li> </ul>          |
| 令和3年1月号      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策</li> <li>・受診方法</li> <li>・接触確認アプリ</li> <li>・差別・偏見の啓発</li> <li>・こころの不調相談窓口</li> </ul> |
| 2月号          | 給付金                                                                                                                                |
| 3月号          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種</li> <li>・コールセンター設置</li> <li>・詐欺注意喚起</li> </ul>                                     |
| 4月号          | ワクチン接種開始                                                                                                                           |
| 5月号          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種予約方法</li> <li>・給付金</li> <li>・エアコン購入助成</li> <li>・中小企業支援金</li> </ul>                   |
| 6月号          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料補助</li> <li>・国民年金保険料の免除</li> <li>・ワクチン接種スケジュール</li> </ul>                               |
| 7月号          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン情報</li> <li>・こころの相談窓口</li> <li>・給付金</li> <li>・避難所の感染対策</li> </ul>                      |
| 8月号～令和5年4月号  | 主にワクチン情報、感染予防、傷病手当金延長など                                                                                                            |
| 5月号          | 5類感染症に移行                                                                                                                           |
| 6月号～9月号      | 主にワクチン情報                                                                                                                           |
| 10月号         | 公費支援の見直し                                                                                                                           |
| 11月号～令和6年3月号 | 主にワクチン情報                                                                                                                           |
| 4月号          | 公費負担終了                                                                                                                             |
| 9月号          | 定期予防接種開始                                                                                                                           |

### 【3. 効果】

感染症に係る支援やワクチン接種に必要な手続きの情報提供をすることで、市民の生活維持、感染拡大防止に寄与した。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

国の対応方針に合わせて情報発信をする流れのため、広報川越発行のタイミングで定まっている情報と不確定な情報を精査する必要があった。その点の対応として、可能な限り発行間際まで情報を精査することや、号外を発行するなどした。

#### 【5. 国・県との関連】

国・県からの情報に基づき情報提供を行った。

#### 【6. 事業費】

事業費 2,836,633 円（令和2年度 号外配布に係る費用）  
財 源 一般財源  
予算措置 流用

|     |     |                    |
|-----|-----|--------------------|
| No. | 取組名 | 市公式ホームページを活用した情報提供 |
| 4-2 | 担 当 | 広報室                |

## 【1. 背景と目的】

随時更新される新型コロナウイルス感染症に関する情報について、分かりやすく市民に周知するため、各所属が発信する情報を一元的に取得できる特設ページの設置等により市公式ホームページを活用した情報提供を促進することとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年2月から令和5年の5類感染症移行の時期まで、市公式ホームページ内に新型コロナウイルス感染症関連の特設ページを設置したほか、トップページに当該ページへリンクするバナーを設置した。

## 【3. 効果】

即時性を必要とする情報に、市民がアクセスしやすい環境を整えることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

特に周知を必要とする他の事業等のバナーを設置するため、スライダー画像の枚数を増やし対応した。

## 【5. 国・県との関連】

国や県の関連情報のページへのリンクを貼るなど、市民が必要とする情報にアクセスしやすい環境を整えた。



|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| No. | 取組名 | プレスリリース |
| 4-3 | 担 当 | 広報室     |

## 【1. 背景と目的】

全国的な感染状況の把握と情報開示を行う一環として、報道機関へ市内感染者数等の情報提供を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年3月から令和4年9月まで感染者数・死亡者数・クラスター発生の状況について、令和4年10月から令和5年4月まで死亡者数・クラスター発生の状況について情報提供を行った。

また、情報提供の方法として令和2年3月から5月にかけて市長記者会見によって情報提供を行い、同年5月以降、プレスリリースとして電子メール、ファクス、電話により記者へ情報提供を行った。

## 【3. 効果】

市内の感染状況等が報道されることにより、市民への注意喚起となり、感染拡大防止の推進に寄与した。

## 【4. 実施上の課題と対応】

記者会見では体温の計測や手指消毒、会見場が密にならない工夫をするなど感染拡大防止策を講じて実施した。

日々の感染者数等の情報を提供できる形に整えるのが夕方となり、報道機関が翌日の朝刊に掲載するまでの時間がタイトになるため、電子メール、ファクスに加えて、個別に電話連絡することで確実に情報を伝えた。

## 【5. 国・県との関連】

最終的に国が取りまとめている市内の感染者数等の情報を提供した。

|     |     |                 |
|-----|-----|-----------------|
| No. | 取組名 | 防災行政無線を活用した情報提供 |
| 4-4 | 担 当 | 防災危機管理室         |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、外出の自粛要請や緊急事態宣言の発出について広く市民に周知を図る必要性から、防災行政無線を活用することとしたもの。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●外出自粛要請に関する放送

実施時期：令和2年4月～5月

放送回数：41回

### ●緊急事態宣言に関する放送

実施時期：令和3年1月～3月、令和3年8月

放送回数：19回

### ●まん延防止等重点措置に関する放送

実施時期：令和3年5月

放送回数：1回

### ●ワクチン接種の予約に関する放送

実施時期：令和3年5月

放送回数：2回

### ●不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛に関する放送

実施時期：令和3年7月

放送回数：1回

### ●新型コロナウイルス感染症の拡大防止のお願い（市長メッセージ）

実施時期：令和3年8月～9月、令和4年4月

放送回数：12回

|     |     |             |
|-----|-----|-------------|
| No. | 取組名 | 街頭キャンペーン    |
| 4-5 | 担 当 | 総合政策部 政策企画課 |

## 【1. 背景と目的】

### ①令和3年1月～3月開催分

埼玉県が東京都、神奈川県、千葉県と一都三県で政府に対し緊急事態宣言の発出を要望したことから、県民に対し午後8時以降の不要不急の外出自粛を広く呼びかけることについて、県から協力を求められたもの

### ②令和3年4月28日開催分

同日から、「まん延防止等重点措置」の適用区域が拡大されたことから、感染防止対策へのより一層の協力を呼び掛けるもの

### ③令和3年8月開催分

県内・市内で新型コロナウイルス感染症の感染が増加傾向にあり、感染防止対策のより一層の徹底を市民及び観光客に呼びかけたもの

### ④令和3年9月13日開催分

緊急事態宣言延長初日に外出自粛キャンペーンについて呼びかけ、チラシを配布したもの

### ⑤令和3年10月開催分

緊急事態宣言が9月30日をもって解除となったが、一都三県では新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、10月1日から24日を「リバウンド防止措置期間」として、感染防止対策の取組の一環として、街頭において感染防止対策の徹底を市民及び観光客に呼びかけ、チラシを配布したもの

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①令和3年1月～3月開催分（1月8日～3月16日）

川越駅・川越市駅・本川越駅周辺等の中心市街地にて、横断幕、看板の掲示、ビラの配布、声掛けを県職員とともに合計13回実施した。市長や県知事、商工会議所会頭が自ら呼びかけたこともあった。

## ②令和３年４月２８日開催分

川越駅にて、県議会や商工会議所の協力を得て、県職員とともに新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を呼びかけ、チラシの配布を実施した。市長や県副知事も呼びかけに参加した。

## ③令和３年８月開催分（８月２０日～８月２６日）

川越駅・川越市駅・本川越駅にて、市議会や消防組合の協力を得て、横断幕、看板の掲示、ビラの配布、声掛けを合計５回実施した。市長または副市長が呼びかけに参加した。

## ④令和３年９月１３日開催分

川越駅にて、市議会や県議会及び商工会議所の協力を得て、県職員とともに緊急事態宣言延長初日に外出自粛キャンペーンについて呼びかけ、チラシを配布した。市長や県副知事も呼びかけに参加した。

## ⑤令和３年１０月開催分（１０月７日～９日）

川越駅、本川越駅及び川越まつり会館前・元町休憩所前にて、市議会や消防組合及び商工会議所の協力を得て、横断幕、看板の掲示、ビラの配布、声掛けを合計３回実施した。市長または副市長が呼びかけに参加した。

## 【３．効果】

それぞれの取組を通じて、新型コロナウイルス感染症予防対策、外出自粛、まん延防止等重点措置等について、市民や観光客に広く周知・啓発を実施することができた。

## 【４．実施上の課題と対応】

県からの協力依頼が実施日から間がなく発出されたことから、動員等の準備の時間的余裕がさほどない中での実施であった。

## 【５．国・県との関連】

県からの依頼に基づき実施した。

## 【６．事業費】

なし ※横断幕は、庁内のプロンプターで作成し、オリンピックで使用した横断幕に貼り付けて使用した。看板、周知ビラは内製したため、事業費として計上したものはない。

| No. | 取組名 | 偏見・差別関係の啓発 |
|-----|-----|------------|
| 4-6 | 担 当 | 総務部 人権推進課  |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者やその家族、海外からの帰国者、外国人、医療従事者等に対する誹謗中傷や、根拠のない差別的な書き込みがインターネット等で広がった。

市では、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、ポスターやリーフレットを配布し、冷静な行動を呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染症に関連して人権侵害を受けた場合の相談窓口について周知した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

|        |                                                  |
|--------|--------------------------------------------------|
| 令和2年5月 | 人権への配慮について、市公式ホームページに掲載<br>人権への配慮について、市作成ポスターを配布 |
| 6月     | 人権問題に関する相談窓口について、広報川越に掲載                         |
| 9月     | 人権侵害への注意喚起及び相談窓口について、広報川越に掲載                     |
| 10月    | コロナ差別の防止について、県作成リーフレットを配布                        |
| 令和3年3月 | 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等防止について、県作成ポスターを配布          |
| 令和4年6月 | 新型コロナウイルス感染症と人権について、法務省・全国人権擁護委員連合会作成リーフレットを配布   |

## 【3. 効果】

ポスターやリーフレットをさまざまな施設で掲示・配布することで、多くの市民等に対して人権侵害への注意喚起、及び、相談窓口の周知をすることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷・差別等の人権侵害は、日々さまざまな場面で発生することが危惧されたため、少しでも多くの市民等の目に留まるよう市施設や市内学校、自治会掲示板など幅広い施設に対しポスターやリーフレットの掲示・配布を依頼した。

## 【5. 国・県との関連】

人権に関する相談窓口として法務省の人権相談ダイヤル等を周知した。また、県や国が作成したポスター・リーフレットを活用した。

| No. | 取組名 | 偽・誤情報対策 |
|-----|-----|---------|
| 4-7 | 担 当 | 市民部 広聴課 |

## 【1. 背景と目的】

世間的に関心の大きい事件等が発生すると、便乗して金銭をだまし取ろうとする悪質商法や詐欺等が発生する傾向があり、コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に感染症に関連した消費者被害が発生していたことから、感染症に関連する消費者被害の低減を図るため実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年7月に、市公式ホームページにて感染症に関連する詐欺被害についての注意を促す情報を公開した。

## 【3. 効果】

消費者被害等の低減が図れた。

## 【4. 国・県との関連】

県や国からの情報提供等を受けて、市公式ホームページへ掲載した。

|     |     |                 |
|-----|-----|-----------------|
| No. | 取組名 | 外国人への情報提供       |
| 4-8 | 担 当 | 文化スポーツ部 国際文化交流課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を、外国籍市民に多言語で提供する。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

第1波から第8波までの間、多言語チラシ、市公式ホームページ等を活用して、外国籍市民に感染防止対策、ワクチン接種等に関する情報を提供した。

また、災害時に避難所における情報提供及びコミュニケーションをスムーズに行うため、新型コロナウイルス感染症に対応した多言語シートを令和2年度に作成した。

さらに、多言語で情報提供及びコミュニケーションを行うため、令和4年度以降、タブレット端末を介したオンライン通訳支援サービスを利用している。

## 【3. 効果】

外国籍市民の不安を軽減し、感染を防止する効果がある。

## 【4. 実施上の課題と対応】

市内には80を超える国籍の約1万人の外国籍市民が住んでおり、日本語でのコミュニケーションに不安をもつ外国籍市民に、必要な情報を伝えることが課題である。

## 【5. 国・県との関連】

県が9言語で作成した新型コロナワクチン接種についてのチラシを、市有施設等に設置した。

## 【6. 事業費】

事業費 1,778,150 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年3月補正（第14号）、令和4年度予算（流用）



| No. | 取組名 | 事業者・飲食店・大学等への情報提供                                 |
|-----|-----|---------------------------------------------------|
| 4-9 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課・文化スポーツ部 文化芸術振興課・国際文化交流課・産業振興部 産業振興課 |

感染対策については、市民に広く呼びかけるとともに、感染状況に応じて対象を絞った情報提供を行い、より効率的な周知となるよう努めた。

### 【商工団体等（飲食店）】（保健医療推進課・産業振興課）

令和2年6月中旬以降、感染者が増加傾向にあり、特に東京都において、いわゆる「夜の街の接待を伴う飲食店」で感染するケースが多数確認された。7月には、その対策として保健所設置自治体首長会議共同宣言や県からの特措法に基づく協力要請が出された。市はその内容を、商工会議所・市内商店会・川越市保健所管内食品衛生協会・特定建築物所有者等の協力を得て、事業者へ通知した。

令和2年11月・12月には、感染の拡大に伴い、県が特措法に基づく協力要請を出したことを踏まえ、市はその内容を、商工会議所・市内商店会・川越市保健所管内食品衛生協会・特定建築物所有者等の協力を得て、事業者へ通知した。

### 【大学】（保健医療推進課・文化芸術振興課）

令和2年11月以降、市内では多くの感染者が発生しており、クラスターも発生した。市では、令和2年12月に市内大学に資料を送付して、飲み会、寮生活、課外活動等でクラスターが発生しやすい大学生に対する感染予防対策の啓発を依頼した。

### 【外国人】（保健医療推進課・国際文化交流課）

令和2年12月に、外国籍市民関係団体に資料を送付して、市内在住の外国籍市民に対する感染予防対策の啓発を依頼した。

また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、令和2年10月30日以降、10回以上「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」として、在留外国人が自国の伝統や風習に基づいてお祭りを行う際、言語の壁によって適切な感染防止策が取れない事態を防ぐため、速やかに感染防止策を周知するよう依頼があり、機会を捉えて情報提供に努めた。

「外国人への情報提供」の詳細については、No. 4-8 参照。

| No.  | 取組名 | 議会への報告              |
|------|-----|---------------------|
| 4-10 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課・保健予防課 |

市民の代表者である川越市議会に対しては、議会報告等により、迅速に正しい情報を発信するよう努めた。

## 【議長報告】

### ①新型コロナウイルス感染症患者に関する情報

新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染症法第16条に基づき、新規陽性者や死亡者、クラスターの情報を議長報告や報道発表を通じて公表した。初期には情報公開に時間的制約があり、詳細な調査が必要で、多大な労力がかかったことが課題であった。積極的に情報公表を行う必要がある一方、個人のプライバシーに配慮する必要があった。

報告方法は、平日は保健予防課職員が本庁舎で議長報告を行い、その後広報室から報道発表する形だった。当初は休日にも職員が出勤して報告していたが、方法の見直し、文書共有システムやFAX及び電子メールで対応したため、休日の職員は減少した。

令和4年9月の陽性者情報の詳細把握終了に伴い、これまでの報告方式は終了し、以降は医療機関からの陽性者総数のみを議会事務局に電子メールで提供した。5類移行後は、陽性者の把握方法が定点把握となったことにより、議会事務局への情報提供は終了した。

### ②その他の情報

重要な情報については、各部署から随時報告を行った。

例) 警戒本部・対策本部の設置、検査・相談体制、ワクチン接種、  
イベントの中止、施設の休止、給付金・支援金等の支給 等

報道発表については、No.4-3 参照

## 【川越市議会災害対策支援会議】

詳細は、(1)実施体制（参考）「市議会における対応」参照。

## 【委員会報告】

主に、学校の感染状況や感染対策等について、常任委員会で報告を適宜行った。  
(令和2年6月議会～令和4年3月議会の間で合計4回)

| No.  | 取組名 | その他の情報提供      |
|------|-----|---------------|
| 4-11 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

本市では、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、基本的な感染対策やワクチン接種についてなど、適時適切な情報をさまざまな媒体を利用し広報してきた。

市の媒体としては、市長自らが感染対策の徹底等と呼びかける街頭キャンペーンや、広報川越、市公式ホームページ、市公式 SNS などを活用した広報を行った。

※広報川越・市公式ホームページ・市公式 SNS は随時活用していたため、特記事項があった場合のみ記載している。なお、広報室の取組については No. 4-1、4-2、4-3 参照。

### 【第 1 波】

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のチラシを自治会回覧した。
- ・広報川越号外を発行、全戸に配布した。
- ・市公式ホームページに市長メッセージの公開を開始した。
- ・週末の外出自粛について、テレビ埼玉データ放送や防災行政無線放送により周知した。

### 【第 3 波】

- ・市内の新型コロナウイルス感染症の最新動向を市公式ホームページに公開した。
- ・新型コロナウイルス感染状況を公共施設に掲示した。
- ・防災行政無線放送により、緊急事態宣言について周知した。

### 【第 4 波】

- ・防災行政無線放送により緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の周知、ワクチン接種に係る情報提供を実施した。
- ・ラジオ川越により、ワクチン接種に係る情報提供を実施した。

### 【第 5 波】

- ・新型コロナウイルス感染症関連の情報発信のため、川越市 LINE 公式アカウントを公開した。
- ・感染症対策に係るチラシを作成し、関係団体に配布した。また、自治体掲示板に掲示した。
- ・防災行政無線放送により緊急事態宣言及び外出の自粛について周知するとともに、市長による感染防止対策の徹底に係るメッセージを放送した。
- ・ラジオ川越により緊急事態宣言及び外出の自粛について周知するとともに、市長による感染防止対策の徹底に係るメッセージを放送した。

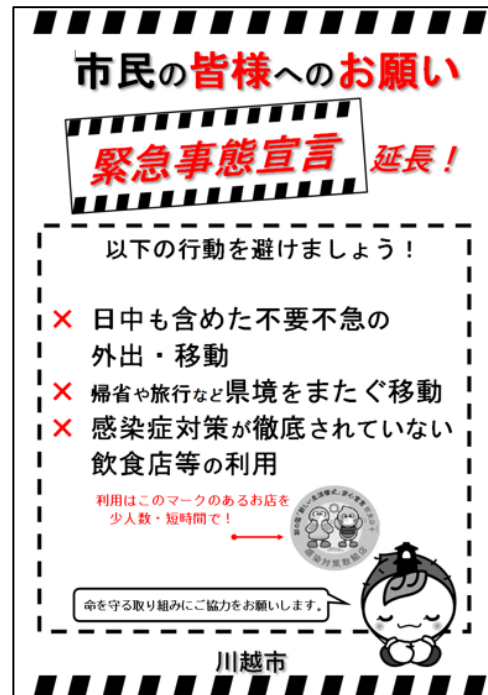
- ・アトレ通路モニターに感染防止対策の徹底に係るポスターを掲示した。
- ・感染防止対策を呼びかける街頭活動を実施した。

## 【第6波】

- ・防災行政無線放送により感染防止対策の徹底に係る市長メッセージを放送した。
- ・アトレ通路モニターに感染防止対策の徹底に係るポスターを掲示した。

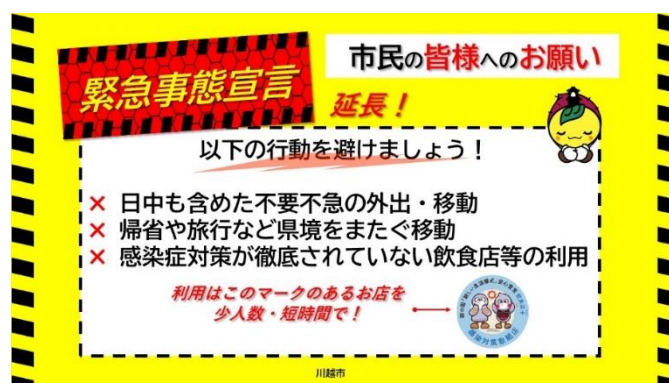


街頭活動チラシ（第5波）



自治会向けチラシ（第5波）

アトレ通路モニターポスター  
（第5波）



# 5 水際対策

| No. | 取 組 名 | 担 当                        | ページ |
|-----|-------|----------------------------|-----|
| 5-1 | 水際対策  | 保健医療部保健予防課<br>保健医療部保健医療推進課 | 109 |



| No. | 取組名 | 水際対策                |
|-----|-----|---------------------|
| 5-1 | 担 当 | 保健医療部 保健予防課・保健医療推進課 |

## 【入国者に対する健康相談・健康観察】

### ●川越市帰国者・接触者相談センター

- ・令和2年2月4日  
保健所に「川越市新型コロナウイルス相談専用電話」を開設  
(令和2年3月1日「川越市帰国者・接触者相談センター」に名称変更)
- ・令和5年5月8日  
5類移行に伴い、川越市帰国者・接触者相談センターを廃止

### ●帰国者・接触者外来

- ・令和2年5月1日  
市内2箇所の医療機関に帰国者・接触者外来が設置される。  
川越市医師会の協力により徐々にその数が増え、検査体制が整えられた。  
帰国者・接触者外来に協力した医療機関に対して交付した補助金の詳細はNo.8-2-1 参照。

### ●健康観察等

- ・入国者は、入国後の健康観察期間中の健康状態を国の入国者健康確認センターに報告することとされていたが、健康観察中に症状を呈した場合には居住地（滞在地）を管轄する保健所に連絡が入るため、川越市保健所で受診調整、以降の健康観察を行っていた。
- ・入国者等のうち陽性と判明した者が航空機搭乗時に感染性を有していた場合は、搭乗者リストより当該陽性者と濃厚接触している可能性のある者について、健康観察等を実施した。

## 【オミクロン株の発生による緊急搬送体制】

感染力の強いオミクロン株の水際対策として、入国陽性者（デルタ株陰性）と同一機内（後に前後2列に変更）に搭乗していた者は濃厚接触者と認定された。その結果、川越市内に住所がある濃厚接触者が確認された場合は、空港の検疫所から濃厚接触者用の県指定ホテル等への搬送業務が相次いだ。

なお、検疫所から宿泊施設まで陸路で6時間以内の場合は、濃厚接触者の住所地を管轄する保健所が搬送を担うこととなった。そのため、本市においても遠方からの搬送が生じることとなり、民間救急事業者を活用して対応した。





## **6 まん延防止**

- (1) 市有施設**
- (2) イベント**
- (3) 福祉施設**
- (4) 子育て・保育**
- (5) 学童保育**
- (6) 学校**
- (7) 職員**
- (8) その他**



# ( 1 ) 市有施設

| No.    | 施 設 名                          | 担 当            | ページ |
|--------|--------------------------------|----------------|-----|
| 6-1-1  | 総括                             | 保健医療部保健医療推進課   | 115 |
| 6-1-2  | 本庁舎                            | 財政部管財課         | 118 |
| 6-1-3  | 市役所窓口                          | 財政部市民税課        | 118 |
| 6-1-4  | 市民センター                         | 市民部地域づくり推進課    | 119 |
| 6-1-5  | 市民聖苑やすらぎのさと                    | 市民部斎場          | 120 |
| 6-1-6  | 斎場                             | 市民部斎場          | 121 |
| 6-1-7  | 地域ふれあいセンター                     | 市民部地域づくり推進課    | 122 |
| 6-1-8  | ワークショップ・情報コーナー（ウ<br>ェスタ川越 2 階） | 市民部地域づくり推進課    | 123 |
| 6-1-9  | 文化施設                           | 文化スポーツ部文化芸術振興課 | 124 |
| 6-1-10 | ウェスタ川越                         | 文化スポーツ部文化芸術振興課 | 125 |
| 6-1-11 | 川越運動公園                         | 文化スポーツ部スポーツ振興課 | 127 |
| 6-1-12 | 武道館                            | 文化スポーツ部スポーツ振興課 | 128 |
| 6-1-13 | 国際交流センター                       | 文化スポーツ部国際文化交流課 | 129 |
| 6-1-14 | 美術館                            | 文化スポーツ部美術館     | 130 |
| 6-1-15 | 総合福祉センター（オアシス）                 | 福祉部障害者福祉課      | 131 |
| 6-1-16 | みよしの支援センター                     | 福祉部障害者福祉課      | 134 |
| 6-1-17 | 養護老人ホーム（やまぶき荘）                 | 福祉部高齢者いきがい課    | 134 |
| 6-1-18 | 老人憩いの家                         | 福祉部高齢者いきがい課    | 135 |
| 6-1-19 | 後楽会館（西後楽会館）                    | 福祉部高齢者いきがい課    | 135 |
| 6-1-20 | 子育て支援センター                      | こども未来部こども育成課   | 137 |
| 6-1-21 | 児童館                            | こども未来部こども育成課   | 138 |
| 6-1-22 | 母子生活支援施設                       | こども未来部こども家庭課   | 140 |
| 6-1-23 | 児童発達支援センター                     | こども未来部療育支援課    | 141 |
| 6-1-24 | 保健所・保健センター                     | 保健医療部保健総務課     | 142 |
| 6-1-25 | ふれあい歯科診療所                      | 保健医療部保健医療推進課   | 143 |
| 6-1-26 | 環境プラザ（つばさ館）                    | 環境部資源循環推進課     | 144 |

|        |                        |            |     |
|--------|------------------------|------------|-----|
| 6-1-27 | 東清掃センター・資源化センター        | 環境部環境施設課   | 145 |
| 6-1-28 | 産業観光館（小江戸蔵里）           | 産業観光部産業振興課 | 146 |
| 6-1-29 | 中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越） | 産業観光部雇用支援課 | 147 |
| 6-1-30 | 社会体育館（芳野台体育館）          | 産業観光部雇用支援課 | 148 |
| 6-1-31 | 農業ふれあいセンター             | 産業観光部農政課   | 149 |
| 6-1-32 | 川越まつり会館                | 産業観光部観光課   | 149 |
| 6-1-33 | 旧山崎家別邸                 | 産業観光部観光課   | 150 |
| 6-1-34 | 観光案内所                  | 産業観光部観光課   | 151 |
| 6-1-35 | 都市公園                   | 都市計画部公園整備課 | 152 |
| 6-1-36 | なぐわし公園 PiKOA（ぴこあ）      | 都市計画部公園整備課 | 154 |
| 6-1-37 | 公民館                    | 教育総務部中央公民館 | 156 |
| 6-1-38 | 図書館                    | 教育総務部中央図書館 | 157 |
| 6-1-39 | 博物館（本丸御殿含む）            | 教育総務部博物館   | 158 |

| No.   | 施設名 | 総括            |
|-------|-----|---------------|
| 6-1-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

全国で感染者が確認されるようになり、令和2年2月27日に内閣総理大臣から全国の学校に対し、3月2日から一斉に臨時休業を要請する方針が示され、2月28日には文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が通知され、小学校等の一斉臨時休業が要請された。

本市では、2月28日に川越市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、感染拡大を防ぐため、学校の休業と合わせて感染リスクの高い施設を休止することとした。

なお、3月に、特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象となった。これに伴い、国において、特措法に基づく新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）が定められることとなり、地方公共団体はこれに基づき対策を進めることとなった。

こうした中、4月7日から特措法に基づく緊急事態宣言が5月25日まで発出されたため、市有施設は5月末まで休止期間を継続した。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、市有施設は6月1日以降、各施設に応じた感染対策を講じた上で、準備の整った施設から順次再開することとした。

再開にあたっては、三密（密閉、密集、密接）を避ける利用に留意するとともに、出入口に消毒液を設置するなどの感染対策を講じた。

また、発熱等の症状がある方に、適切な対応を取るため、非接触型温度計を合計 226 本購入し、令和2年6月に保育園、学校、その他市民が利用する市有施設等に配布した。

なお、特措法が適用されてからは、埼玉県では、基本的対処方針を踏まえ、県内の事業者に対して営業時間の短縮や人数上限等などの要請が行われることとなり、また、県有施設の取扱いなどが示された。

こうした状況において、市有施設については、基本的対処方針や県から示される営業時間の短縮や人数上限等の要請を踏まえ、基本的には、県有施設の取扱いに準じて対応することとし、感染状況や県の要請等を踏まえながら、適宜見直した。

### 【キャンセルがあった場合の使用料の取扱いについて】

イベント等の主催者が、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて検討するよう国から要請を受け、イベント等の開催を自粛した場合には、正当かつ利用者の責めに帰すことができない理由であると解される。そのため、本市では、公の施設において、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を理由とするイベント等の自粛により、施設利用をキャンセルした場合には、既納の使用料の全部を還付することとした。

また、利用料金制度をとる指定管理者導入施設においても、指定管理者が適切に判断し、対応するよう、各施設の所管部署から周知した。

## 川越市の施設における感染防止対策

### 各施設共通事項（屋内施設）

#### ■三つの密（密閉、密集、密接）の

徹底的な回避

- ・定員の半分程度以内での利用
- ・十分な間隔を空けての利用
- ※一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の制限など
- ・受付や更衣室等での密集防止

#### ■安全のための設備

- ・入口等に消毒の設置
- ・対面場所の遮蔽

#### ■感染防止の対策

- ・発熱などの症状がある方の利用制限（非接触型体温計の活用等）
- ・症状のある職員の出勤制限
- ・利用者への手洗いや手指の消毒の徹底
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・私用のごみの持ち帰り
- ・施設内での大声での会話の制限
- ・定期的な館内・備品の消毒
- ・定期的な館内の換気

（令和2年6月1日時点）

### 【業種別ガイドラインについて】

令和2年5月4日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等により、各関係団体等は、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染予防のための取組を進めることとされた。

これを受けて、本市の市有施設においては、公民館・図書館・博物館等が業種別ガイドラインを参考にして感染対策を進めた。

## 各施設において個別に講じた感染対策については、6-1-2 以降に示す。

各施設で行った個別の対策は感染拡大の波別に整理しており、感染拡大の波の期間等は以下のとおりである。

### ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波の定義

| 波                                      | ピーク時の<br>新規陽性者数<br>※カッコ内は<br>ピーク日 | 新型インフルエンザ等<br>対策特別措置法<br>に基づく措置等 | 措置期間                                                                         |
|----------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 県内発生前<br>R2. 1. 15～R2. 1. 31           | —                                 |                                  |                                                                              |
| 第1波<br>R2. 2. 1～R2. 6. 9               | 5 人<br>(R2. 4. 7)                 | 緊急事態宣言（1 回目）                     | R2. 4. 7～R2. 5. 25                                                           |
| 第2波<br>R2. 6. 10～R2. 9. 13             | 5 人<br>(R2. 8. 6)                 |                                  |                                                                              |
| 第3波<br>R2. 9. 14～R3. 2. 22             | 36 人<br>(R3. 1. 22)               | 緊急事態宣言（2 回目）                     | R3. 1. 8～R3. 3. 21                                                           |
| 第4波<br>(アルファ株)<br>R3. 2. 23～R3. 6. 10  | 23 人<br>(R3. 4. 22)               | まん延防止等重点措置<br>(1 回目)             | R3. 4. 20～R3. 8. 1<br>うち川越市指定期間<br>R3. 4. 28～R3. 6. 20<br>R3. 7. 20～R3. 8. 1 |
| 第5波<br>(デルタ株)<br>R3. 6. 11～R3. 12. 14  | 102 人<br>(R3. 8. 26)              | 緊急事態宣言（3 回目）                     | R3. 8. 2～R3. 9. 30                                                           |
| 第6波<br>(オミクロン株)<br>R3. 12. 15～R4. 6. 5 | 318 人<br>(R4. 1. 31)              | まん延防止等重点措置<br>(2 回目)             | R4. 1. 21～R4. 3. 21                                                          |
| 第7波<br>(オミクロン株)<br>R4. 6. 6～R4. 10. 7  | 891 人<br>(R4. 8. 11)              | B A. 5 対策強化宣言                    | R4. 8. 4～R4. 9. 30                                                           |
| 第8波<br>(オミクロン株)<br>R4. 10. 8～R5. 5. 7  | 415 人※<br>(R4. 12. 21)            |                                  |                                                                              |

※新規陽性者数は、令和4年9月26日公表分までは市内在住者の数で集計していたが、令和4年9月27日公表分からは、全数届出の見直しにより、市内医療機関で確認された数に変更された。

|       |     |            |
|-------|-----|------------|
| No.   | 施設名 | <b>本庁舎</b> |
| 6-1-2 | 担 当 | 財政部 管財課    |

| 時 期   | 取 組                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | —                                                                                                                |
| 第 2 波 | 令和 2 年 8 月 19 日～令和 5 年 5 月 7 日で配布終了<br>・庁舎内において各課に消耗品（消毒液等）を配布                                                   |
| 第 3 波 | 令和 2 年 10 月 19 日～現在も設置中<br>・庁舎内において飛沫感染防止パネルを配布・設置<br>令和 2 年 12 月 16 日～令和 5 年 12 月 31 日まで<br>・庁舎正面入り口にサーマルカメラを設置 |
| 第 4 波 | —                                                                                                                |
| 第 5 波 | —                                                                                                                |
| 第 6 波 | —                                                                                                                |
| 第 7 波 | 令和 4 年 3 月 25 日～現在も継続中<br>・感染拡大防止対策として PHS を各課に配布することで、電話機を一人 1 台体制とした。                                          |
| 第 8 波 | —                                                                                                                |

|       |     |              |
|-------|-----|--------------|
| No.   | 施設名 | <b>市役所窓口</b> |
| 6-1-3 | 担 当 | 財政部 市民税課     |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | —                                                                                                                       |
| 第 2 波 | —                                                                                                                       |
| 第 3 波 | —                                                                                                                       |
| 第 4 波 | —                                                                                                                       |
| 第 5 波 | —                                                                                                                       |
| 第 6 波 | —                                                                                                                       |
| 第 7 波 | —                                                                                                                       |
| 第 8 波 | 令和 4 年 12 月<br>・議会でコンビニ交付の税証明書追加のためのシステム構築等に係る費用について、補正予算成立（令和 5 年度に繰越）<br>令和 5 年 1 月<br>・システム構築等委託契約（令和 5 年 9 月より交付開始） |



|       |     |              |
|-------|-----|--------------|
| No.   | 施設名 | 市民センター       |
| 6-1-4 | 担 当 | 市民部 地域づくり推進課 |

| 時 期   | 取 組                                      |
|-------|------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 4 月 14 日～現在も設置中<br>・ 窓口にパーテーション設置 |
| 第 2 波 | —                                        |
| 第 3 波 | —                                        |
| 第 4 波 | —                                        |
| 第 5 波 | —                                        |
| 第 6 波 | 令和 4 年 3 月～令和 5 年 5 月<br>・ サーマルカメラ設置     |
| 第 7 波 | —                                        |
| 第 8 波 | —                                        |

|       |     |             |
|-------|-----|-------------|
| No.   | 施設名 | 市民聖苑やすらぎのさと |
| 6-1-5 | 担 当 | 市民部 斎場      |

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | <p>令和 2 年 3 月 10 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設来場者の制限について周知⇒5 類移行に合わせ終了</li> </ul> <p>令和 2 年 3 月 15 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（施設内従事者）に、施設内感染予防対策や新型コロナウイルス感染による死亡者の火葬等受付方法について周知⇒5 類移行に合わせ終了</li> </ul> <p>令和 2 年 4 月 17 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民聖苑から斎場へ移動する際の市霊柩車の乗車制限⇒5 類移行に合わせ終了</li> </ul> <p>令和 2 年 8 月～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、運搬、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を踏まえた火葬等の実施⇒5 類移行に合わせ終了</li> </ul> |
| <b>第 2 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>第 3 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>第 4 波</b> | <p>令和 3 年 4 月 28 日～令和 3 年 10 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置（1 回目）に合わせ、会食時の飛沫防止板の持参、施設内の飲酒禁止⇒県による飲酒の自粛要請終了に伴い施設内飲酒を解禁</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>第 5 波</b> | <p>令和 3 年 9 月 23 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、会葬者控室に飛沫防止板を用意⇒5 類移行に合わせ終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>第 6 波</b> | <p>令和 4 年 1 月 25 日～令和 4 年 10 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置（2 回目）期間中、施設内での飲酒自粛要請⇒第 7 波の感染が落ち着き解除</li> </ul> <p>令和 4 年 2 月 10 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症死亡者の霊安室と通夜利用の制限⇒5 類移行に合わせ終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>第 7 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>第 8 波</b> | <p>令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者の感染リスク低減を図るため、式場入口にサーマルカメラ（体温測定カメラ）を設置し、参列者の検温実施⇒5 類移行に合わせ終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| No.   | 施設名 | 斎場     |
|-------|-----|--------|
| 6-1-6 | 担 当 | 市民部 斎場 |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | <p>令和2年3月10日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設来場者の制限について周知⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul> <p>令和2年3月15日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（施設内従事者）に、施設内感染予防対策や新型コロナウイルス感染による死亡者の火葬等受付方法について周知⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul> <p>令和2年3月30日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合室利用の制限について周知⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul> <p>令和2年4月23日～令和5年2月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染者の火葬枠の設置⇒厚生労働省から示されたガイドライン（「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、運搬、葬儀、火葬等に関するガイドライン」）改訂により終了</li> </ul> <p>令和2年4月23日～令和2年6月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言（1回目）を受け、売店の営業を中止⇒緊急事態宣言（1回目）解除により再開</li> </ul> <p>令和2年8月～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、運搬、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を踏まえた火葬等の実施⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul> |
| <b>第2波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>第3波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>第4波</b> | <p>令和3年4月28日～令和3年10月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置（1回目）に合わせ、会食時の飛沫防止板の持参、施設内の飲酒禁止（売店の酒類販売中止）、待合室定員の変更について周知⇒県による飲酒の自粛要請終了に伴い施設内飲酒・売店販売解禁</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>第5波</b> | <p>令和3年9月23日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、待合室・式場控室に飛沫防止板設置⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>第6波</b> | <p>令和4年1月25日～令和4年10月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置（2回目）期間中、施設内での飲酒自粛要請（売店酒類販売中止）⇒第7波の感染が落ち着き解除</li> </ul> <p>令和4年2月10日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症死亡者の霊安室と通夜利用の制限⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul> <p>令和4年4月3日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者急増のため、新型コロナウイルス感染症死亡者の火葬来場者への検温実施⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>第7波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>第8波</b> | <p>令和4年11月1日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者の感染リスク低減を図るため、火葬・式場入口にサーマルカメラ（体温測定カメラ）を設置し、参列者の検温実施⇒5類移行に合わせ終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|       |     |              |
|-------|-----|--------------|
| No.   | 施設名 | 地域ふれあいセンター   |
| 6-1-7 | 担 当 | 市民部 地域づくり推進課 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 3 月 9 日～5 月 31 日<br>・貸館業務休止<br>令和 2 年 6 月 1 日～<br>・感染防止対策のうえ、利用再開                                                                                             |
| 第 2 波 | 令和 2 年 6 月 18 日～<br>・ヨガ、歌唱等の活動に係る利用制限の解除                                                                                                                             |
| 第 3 波 | 令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 1 月 17 日<br>・感染拡大状況から原則休館<br>ただし、予約済みのものは使用可<br>令和 3 年 1 月 8 日～令和 3 年 3 月 21 日<br>・夜間の外出自粛要請のため、夜間使用休止                                       |
| 第 4 波 | 令和 3 年 3 月 6 日～令和 3 年 3 月 21 日<br>・新規の利用予約停止<br>令和 3 年 3 月 22 日～<br>・利用再開、飲食禁止<br>令和 3 年 4 月 28 日～令和 3 年 6 月 20 日<br>・既に予約済みのものを除いて夜間利用休止<br>・夜間の新規予約停止              |
| 第 5 波 | 令和 3 年 6 月 21 日～<br>・夜間利用再開<br>令和 3 年 7 月 20 日～令和 3 年 9 月 30 日<br>・既に予約済みのものを除いて夜間利用休止<br>・夜間の新規予約停止<br>令和 3 年 10 月 1 日～<br>・夜間利用再開<br>令和 3 年 10 月 25 日～<br>・人数制限を解除 |
| 第 6 波 | —                                                                                                                                                                    |
| 第 7 波 | —                                                                                                                                                                    |
| 第 8 波 | 令和 5 年 5 月 8 日～<br>・「地域ふれあいセンターの利用にかかる感染防止対策事項」の掲載を終了。通常利用開始                                                                                                         |

|       |     |                          |
|-------|-----|--------------------------|
| No.   | 施設名 | ワークショップ・情報コーナー（ウェスタ川越2階） |
| 6-1-8 | 担 当 | 市民部 地域づくり推進課             |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | 令和2年4月9日～5月31日<br>・ウェスタ川越の休館に伴い、コーナー閉鎖<br>令和2年6月1日～<br>・緊急事態宣言解除を受け再開<br>・座席を41席から17席に変更。<br>・受付名簿にすべての利用者の氏名を記入提出 |
| <b>第2波</b> | —                                                                                                                  |
| <b>第3波</b> | 令和2年12月28日～令和3年1月7日<br>・感染拡大状況から、コーナー使用禁止                                                                          |
| <b>第4波</b> | 令和3年1月8日～令和3年3月21日<br>・緊急事態宣言により、コーナー使用禁止<br>・3月22日より感染防止対策下で再開                                                    |
| <b>第5波</b> | 令和3年9月30日<br>・緊急事態宣言解除<br>・引き続き感染防止対策下での利用を継続                                                                      |
| <b>第6波</b> | 令和4年1月21日～令和4年3月21日<br>・まん延防止等重点措置<br>・引き続き感染防止対策下での利用を継続<br>令和4年3月22日<br>・まん延防止等重点措置解除<br>・引き続き感染防止対策徹底の下で利用を継続   |
| <b>第7波</b> | —                                                                                                                  |
| <b>第8波</b> | 令和5年5月8日～<br>・通常利用再開                                                                                               |

|       |     |                                              |
|-------|-----|----------------------------------------------|
| No.   | 施設名 | <b>文化施設</b><br>(やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、東口多目的ホール) |
| 6-1-9 | 担 当 | 文化スポーツ部 文化芸術振興課                              |

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | <p>令和 2 年 4 月 9 日～5 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハーサル室、会議室、ホール等の休止</li> </ul> <p>令和 2 年 6 月 1 日～6 月 5 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南文化会館トレーニング室を除いて利用再開（用途制限あり）</li> </ul> <p>令和 2 年 6 月 6 日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南文化会館トレーニング室の利用再開</li> </ul>                                                                                                                                                                |
| <b>第 2 波</b> | <p>令和 2 年 6 月 19 日～7 月 9 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール：1000 人（規制緩和）又は定員の 50%</li> </ul> <p>令和 2 年 7 月 10 日～9 月 18 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール：定員の 50%（規制緩和）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <b>第 3 波</b> | <p>令和 2 年 9 月 19 日～12 月 27 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール：歓声を伴わないものは定員の 100%（規制緩和）</li> </ul> <p>令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 1 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外）、期間内の新規受付休止</li> </ul> <p>令和 3 年 1 月 8 日～1 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限強化：原則休止（既予約分は夜間区分を除き対象外）</li> </ul> <p>令和 3 年 2 月 1 日～3 月 21 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限強化：原則休止（ホール、会議室等は定員の 50%を上限）</li> </ul> |
| <b>第 4 波</b> | <p>令和 3 年 3 月 22 日～4 月 27 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限緩和：飲酒・飲食、シャワー等使用は原則禁止</li> </ul> <p>令和 3 年 4 月 28 日～5 月 19 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを一部変更（夜間区分の新規予約休止）</li> </ul> <p>令和 3 年 5 月 20 日～6 月 20 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを延長</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| <b>第 5 波</b> | <p>令和 3 年 6 月 20 日～8 月 22 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを延長</li> </ul> <p>令和 3 年 8 月 2 日～8 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント：5000 人以下又は収容定員の 50%以内<br/>(いずれか人数の小さい方)</li> </ul> <p>令和 3 年 8 月 23 日～9 月 30 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを延長</li> </ul>                                                                                                                                                  |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第6波</b> | <p>令和3年10月1日～24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを一部変更<br/>⇒午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない</li> </ul> <p>令和3年10月25日～30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント：1000人を超えるイベントは県に事前相談</li> <li>・これまでの取扱いは延長（～11月24日）</li> </ul> <p>令和3年11月25日～令和4年3月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント：事前相談廃止。5000人超かつ収容率50%超のイベント以外のイベントは県のチェックリスト作成し、主催者のホームページで公表</li> </ul> <p>令和4年3月23日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを一部変更<br/>⇒収容定員が設定されている場合の人数制限を収容定員までとする。</li> </ul> |
| <b>第7波</b> | <p>令和4年7月15日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越駅東口多目的ホールの利用人数に関する制限を廃止</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>第8波</b> | <p>令和4年10月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスを理由とするキャンセルの際の利用料金の還付終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|        |     |                 |
|--------|-----|-----------------|
| No.    | 施設名 | <b>ウェスタ川越</b>   |
| 6-1-10 | 担 当 | 文化スポーツ部 文化芸術振興課 |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | <p>令和2年4月9日～5月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大ホール、リハーサル室、会議室等の休止</li> </ul> <p>令和2年6月1日～6月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の協力要請に従い、身体的活動や発声等による感染リスクのある活動を伴う利用の制限</li> </ul> <p>令和2年6月1日～6月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸室：定員の2分の1程度を目安に利用制限</li> <li>・ホール：100人（県外利用不可）</li> </ul> |
| <b>第2波</b> | <p>令和2年6月19日～7月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール：1000人（規制緩和）又は定員の50%</li> </ul> <p>令和2年7月10日～9月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール：定員の50%（規制緩和）</li> </ul>                                                                                                                                            |
| <b>第3波</b> | <p>令和2年9月19日～12月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール：歓声を伴わないものは定員の100%（規制緩和）</li> </ul> <p>令和2年12月28日～令和3年1月7日</p>                                                                                                                                                                                                      |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外）</li> </ul> <p>令和3年1月8日～1月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外※一部変更）</li> </ul> <p>令和3年2月1日～3月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外※一部変更）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>第4波</b> | <p>令和3年3月22日～4月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用制限緩和：飲酒・飲食、シャワー等使用は原則禁止</li> <li>・イベント：5000人以下又は収容定員の50%以内（いずれか人数の大きい方）</li> </ul> <p>令和3年4月28日～5月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを一部変更（夜間区分の新規予約休止）</li> </ul> <p>令和3年5月20日～6月20日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを延長</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>第5波</b> | <p>令和3年6月21日～8月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを延長（一部変更あり）</li> <li>・イベント：5000人以下又は収容定員の50%以内（いずれか人数の小さい方）</li> </ul> <p>令和3年8月23日～9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを延長（一部変更あり）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>第6波</b> | <p>令和3年10月1日～24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを一部変更<br/>⇒午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない</li> </ul> <p>令和3年10月25日～30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント：1000人を超えるイベントは県に事前相談</li> <li>・これまでの取扱いは延長（～11月24日）</li> </ul> <p>令和3年11月25日～令和4年3月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント：事前相談廃止。5000人超かつ収容率50%超のイベント以外のイベントは県のチェックリスト作成し、主催者のホームページで公表</li> </ul> <p>令和4年3月23日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取扱いを一部変更<br/>⇒収容定員が設定されている場合の人数制限を収容定員までとする</li> </ul> |
| <b>第7波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>第8波</b> | <p>令和4年10月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスを理由とするキャンセルの際の利用料金の還付終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



|        |     |                                       |
|--------|-----|---------------------------------------|
| No.    | 施設名 | <b>川越運動公園</b><br>(陸上競技場、総合体育館、テニスコート) |
| 6-1-11 | 担 当 | 文化スポーツ部 スポーツ振興課                       |

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | 令和 2 年 3 月 4 日～5 月 31 日<br>・ 総合体育館臨時休館。<br>※陸上競技場、テニスコートは 4 月 9 日～5 月 31 日休館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <b>第 2 波</b> | 令和 2 年 6 月 1 日～<br>・ 感染症対策を行い全施設開館<br>※ただし、トレーニングルームは 6 月 5 日から開室（6 / 4 まで休室）<br>令和 2 年 7 月 6 日～<br>・ トレーニングルームの定員を上限 20 名にする運営開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>第 3 波</b> | 令和 3 年 1 月 6 日～                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>第 4 波</b> | ・ 総合体育館の新規予約受付停止、各道場、トレーニングルームの個人利用停止<br>※陸上競技場は通常通り運営<br>令和 3 年 1 月 8 日～<br>・ 緊急事態宣言を受け、総合体育館、テニスコート開館時間短縮（午後 7 時まで）<br>・ 総合体育館の新規予約受付停止も継続<br>① 1 月 8 日～1 月 31 日    ② 2 月 7 日まで延長<br>③ 3 月 7 日まで延長        ④ 3 月 21 日まで延長<br>※陸上競技場は通常通り<br><br>令和 3 年 4 月 28 日～<br>・ まん延防止等重点措置の適用の運用開始<br>総合体育館・・・20 時以降新規予約受付停止<br>各道場、トレーニングルームの個人利用は 20 時まで<br>テニスコート・・・19 時以降の新規予約受付停止<br>① 4 月 28 日～5 月 11 日    ② 5 月 31 日まで延長    ③ 6 月 20 日まで延長<br>※陸上競技場は通常通り |
| <b>第 5 波</b> | 令和 3 年 7 月 20 日～8 月 22 日<br>・ 午後 8 時以降及び午後 8 時を含む区分の新規申込停止<br>① 8 月 31 日まで延長    ② 9 月 12 日まで延長    ③ 9 月 30 日まで延長<br><br>令和 3 年 10 月 1 日<br>・ 通常利用再開                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|     |   |
|-----|---|
| 第6波 | — |
| 第7波 | — |
| 第8波 | — |

|        |     |                 |
|--------|-----|-----------------|
| No.    | 施設名 | 武道館             |
| 6-1-12 | 担 当 | 文化スポーツ部 スポーツ振興課 |

| 時 期 | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1波 | (令和元年9月1日からリニューアルのため閉館中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第2波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第3波 | <p>令和2年10月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニューアルオープン</li> </ul> <p>令和2年12月28日～1月7日→延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規予約停止、個人利用停止</li> </ul> <p>令和3年1月8日～1月31日→延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間短縮（午後7時閉館）</li> </ul> <p>令和3年1月8日～3月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規予約停止、個人利用停止、時間短縮（午後7時閉館）</li> </ul> |
| 第4波 | <p>令和3年3月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常利用再開</li> </ul> <p>令和3年4月28日～6月20日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規予約と個人利用は午後8時まで</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
| 第5波 | <p>令和3年6月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常利用再開</li> </ul> <p>令和3年7月20日～9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規予約と個人利用は午後8時まで</li> </ul> <p>令和3年10月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常利用再開</li> </ul>                                                                                                                       |
| 第6波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第7波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第8波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|        |     |                 |
|--------|-----|-----------------|
| No.    | 施設名 | 国際交流センター        |
| 6-1-13 | 担 当 | 文化スポーツ部 国際文化交流課 |

| 時 期   | 取 組                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 3 月 3 日～5 月 31 日<br>・ 休館                                       |
| 第 2 波 | 令和 2 年 7 月 2 日<br>・ NPO 法人主催日本語教室の開始                                  |
| 第 3 波 | 令和 2 年 12 月 28 日～3 月 21 日<br>・ 休館                                     |
| 第 4 波 | 令和 3 年 4 月 8 日<br>・ NPO 法人主催日本語教室の再開                                  |
| 第 5 波 | 令和 3 年 7 月 3 日<br>・ 市主催日本語教室の再開<br>令和 3 年 11 月 30 日<br>・ 市主催日本語教室活動終了 |
| 第 6 波 | 令和 4 年 4 月 1 日<br>・ 事業協働団体による日本語教室開始                                  |
| 第 7 波 | —                                                                     |
| 第 8 波 | —                                                                     |

|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| No.    | 施設名 | 美術館         |
| 6-1-14 | 担 当 | 文化スポーツ部 美術館 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | <p>令和 2 年 3 月 3 日～6 月 18 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休館</li> </ul> <p>令和 2 年 4 月上旬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言を受け館の年間展示計画を見直した（特別展の中止及び延期を決定）</li> </ul>                                           |
| 第 2 波 | <p>令和 2 年 6 月 19 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の再開にあたり「川越市立美術館ガイドライン」（博物館の業種別ガイドラインに準拠）をつくりフェーズにより改訂しながら 5 類移行まで続ける</li> <li>・「市民ギャラリーガイドライン」「創作室ガイドライン」を作り、貸室利用者にもわかりやすく、また協力いただけるよう努めた</li> </ul>        |
| 第 3 波 | <p>令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 3 月 21 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休館</li> </ul> <p>令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年夏休みに行う「市立中学校美術部展」中止により、3 年生作品のみ WEB 上公開「WEB 展」を開催</li> </ul> |
| 第 4 波 | —                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第 5 波 | <p>令和 3 年 9 月～現在まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気清浄機 5 台を購入、展示室に設置</li> <li>・同じく、ビデオカメラ及び PC を購入、ネットを利用した情報発信を行う</li> <li>・上記は文化芸術振興費補助金及び感染症対策地方創生臨時交付金を活用</li> </ul>                                                      |
| 第 6 波 | —                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第 7 波 | —                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第 8 波 | —                                                                                                                                                                                                                                           |

|        |     |                |
|--------|-----|----------------|
| No.    | 施設名 | 総合福祉センター（オアシス） |
| 6-1-15 | 担 当 | 福祉部 障害者福祉課     |

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | <p>令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 2 月 28 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風 19 号で被災した【初雁の家】利用者を体育室で受け入れていたため、体育室の利用中止</li> <li>・浴室について【初雁の家】利用者の入浴の関係上、一般の利用者（高齢者・障害者）男女日替わりで利用</li> </ul> <p>令和 2 年 3 月 2 日～令和 2 年 5 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休館により館内すべての施設の利用中止</li> </ul> <p>令和 2 年 3 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館内すべての施設の夜間利用中止</li> </ul> <p>令和 2 年 3 月 2 日～令和 3 年 11 月 30 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケの使用中止</li> </ul> <p>令和 2 年 6 月 1 日～令和 2 年 6 月 19 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部のみ開館</li> </ul> <p>第 1 研修室、第 2 研修室、社会適応訓練室、大広間のみ人数制限を設けた上で再開</p> |
| <b>第 2 波</b> | <p>令和 2 年 6 月 19 日～令和 3 年 3 月 23 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール利用再開。一般利用（3 回目・4 回目）は中止</li> <li>各回の時間帯で男女 25 名ずつで最大 50 名の人数制限</li> </ul> <p>令和 2 年 7 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育室午後の時間帯を 2 部制にして再開。夜間利用は中止</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>第 3 波</b> | <p>令和 2 年 11 月 11 日～令和 3 年 10 月 30 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール利用の人数制限を各回の時間帯で男女 30 名ずつで最大 60 名に緩和</li> </ul> <p>令和 3 年 1 月 8 日～令和 3 年 3 月 21 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言（2 回目）の期間中、既に事前に予約していた団体のみ利用可。但しプール、個人卓球、囲碁将棋は利用不可</li> </ul> <p>令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケの制限付き再開。従来、大広間で使用していたが、水・木・金限定で 1 人カラオケのみ使用可</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>第 4 波</b> | <p>令和 3 年 3 月 23 日～令和 3 年 6 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止重点措置（1 回目。川越市指定期間含む）によりプール利用不可</li> </ul> <p>令和 3 年 4 月 1 日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間利用再開</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第5波</b></p> | <p>令和3年6月25日～令和3年8月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール利用再開。一般利用（3回目・4回目）は不可</li> </ul> <p>令和3年8月2日～令和3年9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言（3回目）の期間中、プール利用不可</li> </ul> <p>令和3年10月1日～令和3年10月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前、午後各1回ずつ（1回目・2回目）でプールを人数制限で利用再開。一般利用は不可</li> </ul> <p>令和3年11月1日～令和4年3月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの利用定員を通常営業時の75名に緩和。更衣室の入場制限が男女各10名。一般利用は不可</li> </ul> <p>令和3年11月2日～令和4年1月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育室を通常通りの使用方法に変更。半面で2団体同時に使用可</li> </ul>                                             |
| <p><b>第6波</b></p> | <p>令和4年1月21日～令和4年3月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置（2回目）の期間中、体育室午後の時間を2つに分けて貸出。プールは利用可</li> </ul> <p>令和4年3月22日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育室を通常通りの使用方法に変更。半面で2団体同時に使用可</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><b>第7波</b></p> | <p>令和4年7月1日～令和4年11月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもちゃライブラリーの利用を再開</li> </ul> <p>令和4年12月1日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもちゃライブラリーの利用を中止</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p><b>第8波</b></p> | <p>令和5年2月24日～令和5年9月29日</p> <p>※プールの利用中止。オーバーフロー水槽の故障のため</p> <p>令和5年3月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールについて、修繕の方法検討等により復旧までかなりの月日を要する見込みである旨を副市長に報告</li> </ul> <p>令和5年3月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障しているプールのオーバーフロー水槽について、防水シート下にある断熱材のアスベスト調査が必要となることが発覚</li> </ul> <p>令和5年4月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールについて、これまでの経緯を議長報告</li> </ul> <p>令和5年4月10日～令和5年4月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールについて、アスベスト含有調査を行い、非含有であることを確認</li> </ul> <p>令和5年4月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールのオーバーフロー水槽について、改修工事の執行何を契約課に提出</li> </ul> |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>令和5年<br/>5月8日<br/>以降</p> | <p>令和5年5月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの改修工事スケジュール等について議長報告</li> </ul> <p>令和5年5月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールのオーバーフロー水槽改修工事についての入札公告</li> </ul> <p>令和5年5月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールのオーバーフロー水槽改修工事について 9,106,900 円で落札・契約決定</li> </ul> <p>令和5年6月1日～令和6年1月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室の利用を再開。同時に入浴できるのは男女各6人まで</li> </ul> <p>令和5年6月1日～現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもちゃライブラリーの利用を再開</li> </ul> <p>令和5年6月6日～令和5年8月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールのオーバーフロー水槽改修工事実施</li> </ul> <p>令和5年9月1日～令和5年9月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール営業再開準備期間<br/>(清掃, 設備点検, 監視員アルバイトの雇用等)</li> </ul> <p>令和5年9月30日～令和6年2月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの利用再開</li> </ul> <p>但し、3回目(15:30～17:30), 4回目(18:30～20:30)及び一般利用は中止</p> <p>令和6年1月9日～現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室利用の人数制限を解除</li> </ul> <p>令和6年2月1日～現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育室の一般利用を再開</li> </ul> <p>令和6年2月20日～現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの3回目(15:30～17:30), 4回目(18:30～20:30)及び一般利用を再開</li> </ul> |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |     |                   |
|--------|-----|-------------------|
| No.    | 施設名 | <b>みよしの支援センター</b> |
| 6-1-16 | 担 当 | 福祉部 障害者福祉課        |

| 時 期   | 取 組                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 2 月 1 日～現在も取組中<br>・給食提供時について、<br>これまでの食堂での給食提供では密な状態となってしまうことから、<br>別室を食堂として追加運用することで密な状態となることを回避 |
| 第 2 波 | —                                                                                                        |
| 第 3 波 | —                                                                                                        |
| 第 4 波 | —                                                                                                        |
| 第 5 波 | —                                                                                                        |
| 第 6 波 | —                                                                                                        |
| 第 7 波 | —                                                                                                        |
| 第 8 波 | —                                                                                                        |

|        |     |                       |
|--------|-----|-----------------------|
| No.    | 施設名 | <b>養護老人ホーム（やまぶき荘）</b> |
| 6-1-17 | 担 当 | 福祉部 高齢者いきがい課          |

| 時 期   | 取 組                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 2 月 1 日～現在<br>・旅行等の外出行事を中止 ※継続中<br>・多人数を招く行事の中止 ※継続中<br>・各種教室の中止 ※5 類移行以後一部再開 |
| 第 2 波 | ・入所者の不要不急の外出の自粛<br>※感染の波（状況）により自粛と解除を行う<br>5 類移行以後は解除<br>・部外者の入室禁止 ※5 類移行以後は解除       |
| 第 3 波 | ・入所者への面会の中止<br>※感染の波（状況）により中止と一部解除を行う<br>5 類移行以後は解除<br>・食堂に飛散防止パネルの設置 ※5 類移行以後は解除    |
| 第 4 波 | —                                                                                    |
| 第 5 波 | —                                                                                    |
| 第 6 波 | —                                                                                    |
| 第 7 波 | —                                                                                    |
| 第 8 波 | —                                                                                    |



|        |     |              |
|--------|-----|--------------|
| No.    | 施設名 | 老人憩いの家       |
| 6-1-18 | 担 当 | 福祉部 高齢者いきがい課 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 3 月 2 日～5 月 31 日<br>・ 休館<br>令和 2 年 6 月 1 日<br>・ 再開したが、団体及びカラオケ利用は中止<br>・ カラオケ利用は令和 3 年 12 月 9 日から再開 |
| 第 2 波 | —                                                                                                          |
| 第 3 波 | 令和 2 年 10 月 5 日～<br>・ 団体利用の再開（利用回数、利用時間、曜日等の制限下で再開）<br>令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 3 月 21 日<br>・ 休館            |
| 第 4 波 | —                                                                                                          |
| 第 5 波 | 令和 3 年 12 月 9 日～<br>・ カラオケ利用再開（利用時間、利用人数の制限、飛沫防止対策の徹底）                                                     |
| 第 6 波 | 令和 4 年 1 月 21 日～4 月 3 日<br>・ まん延防止対策重点措置に伴いカラオケ利用中止<br>令和 4 年 4 月 4 日<br>・ カラオケ利用再開                        |
| 第 7 波 | —                                                                                                          |
| 第 8 波 | 令和 5 年 4 月 1 日～<br>・ カラオケ利用日の増加                                                                            |

|        |     |              |
|--------|-----|--------------|
| No.    | 施設名 | 後楽会館（西後楽会館）  |
| 6-1-19 | 担 当 | 福祉部 高齢者いきがい課 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 4 月 1 日～6 月 1 日<br>・ 臨時休館<br>・ 地区巡回、団体送迎バスは休止。5 類移行に合わせ再開<br>令和 2 年 6 月 2 日～<br>・ 大広間のみ人数制限 5 0 人で再開 |

|            |                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <b>第2波</b> | 令和2年6月25日～<br>・囲碁将棋人数制限10人で再開<br>令和2年6月30日～<br>・電話予約にて風呂4回（5人ずつ）/日に分け再開 |
| <b>第3波</b> | 令和2年12月28日～令和3年3月22日<br>・臨時休館                                           |
| <b>第4波</b> | 令和3年3月23日～<br>・玄関にサーマルカメラ（体温測定カメラ）を設置<br>・開館し大広間（カラオケ不可）、囲碁将棋のみ人数制限し再開  |
| <b>第5波</b> | 令和3年7月1日～<br>・電話予約にて風呂4回/日に分け（5人ずつ）再開<br>令和3年12月8日～<br>・大広間のカラオケ再開      |
| <b>第6波</b> | 令和4年1月21日～<br>・大広間のカラオケ休止<br>令和4年3月8日～<br>・大広間のカラオケ再開                   |
| <b>第7波</b> | 電話予約にて風呂4回/日に分け（5人ずつ）と大広間のカラオケの利用は、継続                                   |
| <b>第8波</b> | 電話予約にて風呂4回/日に分け（5人ずつ）と大広間のカラオケの利用は、継続                                   |

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| No.    | 施設名 | 子育て支援センター     |
| 6-1-20 | 担 当 | こども未来部 こども育成課 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 3 月 3 日～令和 3 年 5 月 31 日<br>施設の臨時休止                                                                                                                                        |
| 第 2 波 | 令和 2 年 6 月 1 日～令和 2 年 9 月 13 日<br>制限付き開室<br>・ 午前午後各 5 組の定員を設定<br>・ 電話予約制に変更<br>・ 相談室閉鎖（電話相談のみ）<br>・ イベントや講座の中止<br>・ 利用者入場制限<br>（事前検温 37.5℃以上、平熱 1℃超過、咳、咽頭痛）<br>・ 入室者の氏名、緊急連絡先の記入 |
| 第 3 波 | 令和 2 年 9 月 14 日～令和 2 年 12 月 27 日<br>制限付き開室<br>令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 2 月 22 日<br>施設の臨時休止                                                                                        |
| 第 4 波 | 令和 3 年 2 月 23 日～令和 3 年 3 月 7 日<br>施設の臨時休止<br>令和 3 年 3 月 8 日～令和 3 年 6 月 10 日<br>制限付き開室                                                                                            |
| 第 5 波 | 令和 3 年 6 月 11 日～<br>制限付き開室<br>令和 3 年 7 月 5 日、すくすくかわごえ供用開始。つどいの広場の面積拡大に伴い、利用組数を午前午後各 15 組に変更した。以降令和 5 年 5 月 7 日まで変更なし。                                                            |
| 第 6 波 | —                                                                                                                                                                                |
| 第 7 波 | —                                                                                                                                                                                |
| 第 8 波 | —                                                                                                                                                                                |

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| No.    | 施設名 | 児童館           |
| 6-1-21 | 担 当 | こども未来部 こども育成課 |

## ○児童センターこどもの城

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | 令和 2 年 3 月 2 日～令和 2 年 6 月 1 日<br>・休館（事業中止）<br>令和 2 年 6 月 2 日～<br>・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館<br>感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）    |
| <b>第 2 波</b> | ・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                                        |
| <b>第 3 波</b> | 令和 3 年 1 月 4 日～令和 3 年 3 月 22 日<br>・休館（事業中止）<br>・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                        |
| <b>第 4 波</b> | 令和 3 年 1 月 4 日～令和 3 年 3 月 22 日<br>・休館（事業中止）<br>令和 3 年 3 月 23 日～<br>・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等） |
| <b>第 5 波</b> | ・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                                       |
| <b>第 6 波</b> | ・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                                       |
| <b>第 7 波</b> | ・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                                       |
| <b>第 8 波</b> | ・入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                                       |

\* 一部の感染予防対策（施設、遊具の消毒 等）は実施を継続中。

## ○川越駅東口児童館

| 時 期          | 取 組                                                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | 令和 2 年 3 月 2 日～令和 2 年 5 月 31 日<br>・休館（事業中止）<br>令和 2 年 6 月 1 日～<br>・入館人数制限（20 人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館 |

|            |                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                                                       |
| <b>第2波</b> | ・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                       |
| <b>第3波</b> | 令和2年12月28日～令和3年3月21日<br>・休館（事業中止）<br>・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                  |
| <b>第4波</b> | 令和2年12月28日～令和3年3月21日<br>・休館（事業中止）<br>令和3年3月22日～<br>・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等） |
| <b>第5波</b> | ・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                       |
| <b>第6波</b> | ・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                       |
| <b>第7波</b> | ・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                       |
| <b>第8波</b> | ・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施<br>・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）                                                       |

\* 一部の感染予防対策（施設、遊具の消毒 等）は実施を継続中。

## ○高階児童館

| 時 期        | 取 組                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | 令和2年3月2日～令和2年6月1日<br>・児童館休館<br>令和2年6月2日～<br>・人数制限・時間制限で開館<br>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底） |
| <b>第2波</b> | ・人数制限・時間制限で開館<br>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）                                             |
| <b>第3波</b> | 令和3年1月4日～令和3年3月22日<br>・児童館休館<br>・人数制限・時間制限で開館<br>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）             |
| <b>第4波</b> | ・人数制限・時間制限で開館<br>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）                                             |
| <b>第5波</b> | ・人数制限・時間制限で開館<br>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）                                             |

|            |                                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第6波</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数制限・時間制限で開館</li> <li>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）</li> </ul> |
| <b>第7波</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数制限・時間制限で開館</li> <li>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）</li> </ul> |
| <b>第8波</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数制限・時間制限で開館</li> <li>・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）</li> </ul> |

| No.    | 施設名 | 母子生活支援施設         |
|--------|-----|------------------|
| 6-1-22 | 担 当 | こども未来部    こども家庭課 |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | —                                                                                                                                                                           |
| <b>第2波</b> | —                                                                                                                                                                           |
| <b>第3波</b> | —                                                                                                                                                                           |
| <b>第4波</b> | 母子生活支援施設の衛生用品購入等のための補助金を支給した。<br>① 支払日：令和3年3月9日      金額：600,000円<br>② 支払日：令和3年4月14日      金額：500,000円                                                                        |
| <b>第5波</b> | —                                                                                                                                                                           |
| <b>第6波</b> | 母子生活支援施設の感染症拡大防止対策として補助金を支給した。<br>支払日：令和4年3月29日<br>金額   ：500,000円                                                                                                           |
| <b>第7波</b> | —                                                                                                                                                                           |
| <b>第8波</b> | ① 母子生活支援施設の感染症拡大防止対策として補助金を支給した。<br>支払日：令和5年3月30日<br>金額   ：500,000円<br>② 母子生活支援施設の光熱費等高騰対策として補助金を支給した。<br>（1）支払日：令和5年3月30日   金額：400,000円<br>（2）支払日：令和5年11月22日   金額：280,000円 |

|        |     |              |
|--------|-----|--------------|
| No.    | 施設名 | 児童発達支援センター   |
| 6-1-23 | 担 当 | こども未来部 療育支援課 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | <p>令和 2 年 3 月 4 日～令和 2 年 7 月 3 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園バスの運行休止</li> </ul> <p>令和 2 年 4 月 1 3 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登園自粛のお願い（～令和 2 年 6 月 5 日）</li> <li>・療育時間を半日に短縮（～令和 3 年 3 月 25 日）</li> </ul> <p>ほか、卒園式、入園式の時間短縮及び人数制限（以後第 8 波まで継続）</p> |
| 第 2 波 | <p>令和 2 年 7 月 6 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園バスの運行再開（一定期間、児童数を通常の半数に制限）</li> </ul>                                                                                                                                                                                   |
| 第 3 波 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会の中止</li> <li>・感染者が出たクラスの閉鎖</li> </ul> <p>クラスを閉鎖するとともに担任、クラス児童全員の抗原定性検査を実施（以後第 8 波まで継続）</p>                                                                                                                                                   |
| 第 4 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第 5 波 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会の実施（時間短縮及び参加人数制限）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |
| 第 6 波 | <p>令和 4 年 2 月 3 日～令和 4 年 2 月 16 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登園自粛及び通園バスの運行休止</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 第 7 波 | <p>令和 4 年 8 月～令和 4 年 9 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、通園児童に対する集中的検査の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 第 8 波 | <p>令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、通園児童に対する集中的検査の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |

|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| No.    | 施設名 | 保健所・保健センター  |
| 6-1-24 | 担 当 | 保健医療部 保健総務課 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 2 月～令和 5 年 7 月 27 日<br>・感染拡大に伴う相談体制整備のため、保健所会議室の臨時執務室への転用及び相談専用電話機設置                                           |
| 第 2 波 | 令和 2 年 8 月 17 日～継続中<br>・感染拡大に伴う相談体制整備のため、電話回線及び電話機増設                                                                  |
| 第 3 波 | —                                                                                                                     |
| 第 4 波 | 令和 3 年 5 月 11 日～継続中<br>・感染拡大に伴う相談体制整備のため、電話回線のひかり化と対応可能な電話交換機への交換工事及び電話回線の増設                                          |
| 第 5 波 | 令和 3 年 11 月 9 日～継続中<br>・職員間の感染機会の抑止と、相談体制整備のため保健所 PHS 配備<br>令和 3 年 11 月 15 日～継続中<br>・通常通信手段遮断時の非常連絡手段確保のため IP 無線機器の導入 |
| 第 6 波 | 令和 4 年 2 月 18 日～継続中<br>・感染拡大に伴う相談体制整備のため、保健所会議室の臨時執務室への転用に伴う電灯の LED 化                                                 |
| 第 7 波 | —                                                                                                                     |
| 第 8 波 | 令和 5 年 1 月 24 日～継続中<br>・オンライン会議等対応のため、大型モニター、プロジェクター、シュレッダーなどの備品購入                                                    |



|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| No.    | 施設名 | ふれあい歯科診療所     |
| 6-1-25 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | <p>令和 2 年 2 月 1 日～現在も継続中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予約を複数人が同時に治療し密にならないように調整開始</li> <li>・ 次亜塩素酸の消毒液で、患者ごとの歯科ユニット消毒開始</li> <li>・ 患者・付添人の受付時の体温測定開始<br/>(5 類移行後は患者本人のみ)</li> <li>・ 患者の治療前の薬液うがい開始</li> <li>・ 待合室の雑誌・書籍、置物を撤去</li> <li>・ 職員休憩スペースの密集を避ける措置開始</li> <li>・ 窓開けによる常時換気実施<br/>(HEPA フィルタ付き空気清浄機導入後は適宜実施)</li> </ul> <p>令和 2 年 4 月 8 日～現在も継続中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口にカーテン設置</li> </ul> <p>※緊急事態宣言中（1 回目）も上記対策の上診療継続</p> |
| <b>第 2 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>第 3 波</b> | <p>令和 2 年 12 月 1 日～現在も設置中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧蒸気滅菌器を更新</li> <li>・ 口腔外バキューム増設</li> </ul> <p>令和 2 年 12 月 15 日～現在も設置中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HEPA フィルタ付き業務用空気清浄機設置（2 台）</li> </ul> <p>※緊急事態宣言中（2 回目）も上記対策の上診療継続</p>                                                                                                                                                                                                         |
| <b>第 4 波</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まん延防止等重点措置（1 回目）、<br/>緊急事態宣言中（2 回目）も上記対策の上診療継続</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <b>第 5 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>第 6 波</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まん延防止等重点措置中（2 回目）も上記対策の上診療継続</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <b>第 7 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>第 8 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| No.    | 施設名 | 環境プラザ（つばさ館） |
| 6-1-26 | 担 当 | 環境部 資源循環推進課 |

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | <p>令和 2 年 3 月 9 日～令和 2 年 5 月 31 日（休館）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リユース品、再生自転車・家具の頒布休止</li> </ul> <p>緊急事態宣言（1 回目）の終了を受け開館・頒布再開</p> <p>令和 2 年 4 月～令和 2 年 6 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌改良材（肥え土）頒布休止</li> </ul> <p>受付時検温、頒布者数を減らすなど感染拡大防止対策を講じながら再開</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会科見学対応、リサイクル体験講座中止</li> <li>・ 資源化センター自由見学休止（令和 5 年 4 月まで）</li> </ul> <p>感染拡大防止対策のため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタンプラリー、キッズコーナー撤去（現在も継続）</li> </ul> |
| <b>第 2 波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>第 3 波</b> | <p>令和 2 年 10 月～12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール中止</li> <li>・ つばさ館まつり中止</li> </ul> <p>感染拡大防止対策のため</p> <p>令和 3 年 1 月 5 日～令和 3 年 3 月 21 日（休館）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リユース品、再生自転車・家具の頒布休止</li> </ul> <p>緊急事態宣言（2 回目）の終了を受け開館・頒布再開</p> <p>令和 3 年 1 月～令和 3 年 3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌改良材（肥え土）頒布休止</li> </ul> <p>緊急事態宣言（2 回目）の終了を受け頒布再開</p>                                                                                                                  |
| <b>第 4 波</b> | <p>令和 3 年 4 月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会科見学対応、リサイクル体験講座</li> </ul> <p>感染拡大防止対策を講じながら再開</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>第 5 波</b> | <p>令和 3 年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール</li> </ul> <p>感染拡大防止対策を講じながら再開</p> <p>令和 3 年 8 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌改良材（肥え土）頒布休止</li> </ul> <p>感染拡大防止対策のため</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|            |                                                                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>令和3年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌改良材（肥え土）頒布</li> </ul> <p>感染拡大防止対策を講じながら再開</p> <p>令和3年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つばさ館まつり中止</li> </ul> <p>感染拡大防止対策のため</p>      |
| <b>第6波</b> | —                                                                                                                                                                                                            |
| <b>第7波</b> | —                                                                                                                                                                                                            |
| <b>第8波</b> | <p>令和4年11月20日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つばさ館まつり</li> </ul> <p>規模を縮小し開催</p> <p>令和5年5月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源化センター自由見学</li> </ul> <p>感染拡大防止対策を講じながら再開、受付時人数確認</p> |

| No.    | 施設名 | 東清掃センター・資源化センター |
|--------|-----|-----------------|
| 6-1-27 | 担 当 | 環境部 環境施設課       |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | <p>令和2年4月29日、5月4日～6日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大の抑制を図るため、ゴールデンウィーク期間中の持込み家庭ごみの受入れを中止</li> </ul> <p>令和2年5月14日～5月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止を図るため、持込み家庭ごみの受入れを中止</li> </ul> |
| <b>第2波</b> | —                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>第3波</b> | —                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>第4波</b> | —                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>第5波</b> | —                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>第6波</b> | —                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>第7波</b> | —                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>第8波</b> | —                                                                                                                                                                                                                           |

|        |     |              |
|--------|-----|--------------|
| No.    | 施設名 | 産業観光館（小江戸蔵里） |
| 6-1-28 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課  |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | <p>令和 2 年 3 月 9 日～令和 2 年 9 月 30 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室、ギャラリー、広場貸出休止</li> <li>・換気対策が整備されたため再開</li> </ul> <p>令和 2 年 3 月 13 日～令和 2 年 3 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和蔵営業時間の短縮（酒類提供のため）</li> </ul> <p>令和 2 年 3 月 27 日～令和 2 年 3 月 28 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休館</li> <li>・埼玉県知事による外出自粛要請終了のため再開</li> </ul> <p>令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 4 月 8 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和蔵、大正蔵営業時間の短縮（酒類提供のため）</li> </ul> <p>令和 2 年 4 月 4 日～令和 2 年 4 月 5 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休館</li> </ul> <p>令和 2 年 4 月 9 日～令和 2 年 9 月 30 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休館</li> <li>・換気対策が整備されたため再開</li> </ul> |
| 第 2 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第 3 波 | <p>令和 2 年 9 月 30 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーマルカメラの設置</li> <li>・アクリル板による対面カウンター設置</li> <li>・サーキュレーターを設置</li> <li>・5 類移行に合わせ撤去</li> </ul> <p>令和 2 年 9 月 30 日～現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足踏み式アルコール除菌スプレー設置</li> <li>・高性能空気清浄機の設置</li> </ul> <p>令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 3 月 21 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症拡大等により、明治蔵、大正蔵、昭和蔵を休館<br/>新規予約利用及び展示蔵夜間貸室利用休止</li> <li>・緊急事態宣言終了後、再開</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第 4 波 | <p>令和 3 年 4 月 1 日～10 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮</li> <li>・酒類提供の中止、自粛</li> <li>・イベントや会議室等の利用人数制限</li> <li>・夜間貸室の新規予約中止</li> <li>・まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言終了後、再開</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第 5 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第 6 波 | 令和 4 年 1 月 21 日～3 月 21 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類提供の中止</li> <li>・営業時間の短縮</li> <li>・イベントや会議室等の利用人数制限</li> <li>・まん延防止重点措置の終了により再開</li> </ul> <p>令和4年3月22日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食施設による5名以上の団体利用制限<br/>(またはワクチン接種歴や検査結果確認)</li> <li>・5類移行により再開</li> </ul> |
| 第7波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第8波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|        |     |                        |
|--------|-----|------------------------|
| No.    | 施設名 | 中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越） |
| 6-1-29 | 担 当 | 産業観光部 雇用支援課            |

| 時 期 | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1波 | <p>令和2年3月3日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニング室の利用休止以降、マイクなど附属設備品の貸出中止</li> <li>・各部屋の利用人数制限を実施</li> <li>・更衣室の利用人数制限（5人程度）</li> <li>・シャワーの使用禁止</li> <li>・原則、ロビーでの食事禁止</li> <li>・ゴミ箱の撤去</li> </ul> <p>令和2年6月2日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部屋の利用再開に伴い、入口に手指の消毒用アルコールと各部屋に施設や道具用のアルコール除菌スプレーを設置</li> <li>・施設再開にあたってのガイドラインを策定</li> <li>・職員が曜日ごとに担当を決め、備品や共有空間（トイレ、更衣室、ロビー、階段手摺など）のアルコール消毒を定時的（1日3回）に実施</li> <li>・各部屋の利用後、職員がテーブル等備品のアルコール消毒を実施</li> <li>・利用者名簿の提出と入口において検温の実施</li> </ul> |
| 第2波 | <p>令和2年6月10日～令和2年12月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニング室の利用再開<br/>(利用人数制限7人まで／利用時間制限2時間まで)</li> <li>・定時的に利用を停止し、トレーニング機器の消毒を実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第3波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第4波 | <p>令和3年3月23日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニング室の利用再開<br/>(利用人数制限7人まで／利用時間制限2時間30分まで)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 第5波 | —                          |
| 第6波 | —                          |
| 第7波 | —                          |
| 第8波 | 令和5年5月8日～<br>・5類移行に合わせ制限解除 |

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| No.    | 施設名 | 社会体育館（芳野台体育館） |
| 6-1-30 | 担 当 | 産業観光部 雇用支援課   |

| 時 期 | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1波 | <p>令和2年3月3日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用休止以降、バドミントンのラケットや卓球のラケットなどの貸出中止</li> <li>・体育館内での見学を中止し、利用人数の制限を実施</li> <li>・ゴミ箱の撤去</li> </ul> <p>令和2年6月2日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部再開に伴い、体育館入口に手指の消毒用アルコールと施設や道具用のアルコール除菌スプレーを設置</li> <li>・施設再開にあたってのガイドラインを策定</li> <li>・施設利用後、職員が備品や共有空間（トイレ、イスなど）のアルコール消毒を実施</li> <li>・利用者名簿の提出と入口において検温の実施</li> </ul> |
| 第2波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第3波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第4波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第5波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第6波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第7波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第8波 | 令和5年5月8日～<br>・5類移行に合わせ制限解除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| No.    | 施設名 | 農業ふれあいセンター |
| 6-1-31 | 担 当 | 産業観光部 農政課  |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全館休館。ただしトイレの利用は可としていた</li> <li>・入口に消毒液を設置</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 第 2 波 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用する際利用者の名簿の提出と体温測定を義務化</li> <li>・施設利用が終わった後に机や椅子を消毒</li> <li>・入口に消毒液を設置</li> </ul>                                                                                                                                   |
| 第 3 波 | 令和 3 年 1 月 8 日～令和 3 年 1 月 30 日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間貸出休止</li> <li>・入口に消毒液を設置</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| 第 4 波 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口に消毒液を設置。</li> </ul> 令和 3 年 4 月 1 日～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の為、全館休館。ただし 7 月 10 日まではトイレ利用可</li> </ul> 令和 3 年 5 月 31 日～令和 3 年 6 月 25 日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種会場で使用</li> </ul> |
| 第 5 波 | 令和 3 年 7 月 11 日～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事の為全面的に休館となる</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 第 6 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第 7 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第 8 波 | 令和 4 年 11 月 23 日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニューアルオープン</li> <li>・入口に消毒液を設置（現在も継続中）</li> <li>・施設利用する際利用者の名簿の提出と体温測定を義務化（～令和 5 年 5 月 7 日）</li> <li>・施設利用が終わった後と机や椅子を消毒（～令和 5 年 5 月 7 日）</li> </ul>                                                   |

|        |     |           |
|--------|-----|-----------|
| No.    | 施設名 | 川越まつり会館   |
| 6-1-32 | 担 当 | 産業観光部 観光課 |

| 時 期   | 取 組                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | 令和 2 年 3 月 3 日～6 月 18 日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・休館</li> </ul> |

|            |                                                                                                                                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 令和2年3月～<br>・ 囃子実演中止（令和5年度より再開）<br>・ 囃子練習中止（令和2年10月1日より再開）<br>・ 入館記録票の記入（令和4年7月1日廃止）<br>・ 排煙口を開け館内の喚起（現在は実施していない）<br>・ 展示物（ハンズオン）の「山車体感型映像」と「お囃子聴き比べ」中止（5類移行後再開） |
| <b>第2波</b> | 令和2年6月19日～<br>・ 入館制限。段階的に緩和を実施。現在は廃止                                                                                                                            |
| <b>第3波</b> | 令和2年12月28日～令和3年3月21日<br>・ 休館                                                                                                                                    |
| <b>第4波</b> | —                                                                                                                                                               |
| <b>第5波</b> | —                                                                                                                                                               |
| <b>第6波</b> | ・ 空気清浄機・サーキュレーターの導入（現在使用中）                                                                                                                                      |
| <b>第7波</b> | —                                                                                                                                                               |
| <b>第8波</b> | 令和5年2月15日～<br>・ 非接触型体温測定器・消毒液台を新型コロナウイルスワクチン接種対策室より貸与（返却済み）。                                                                                                    |

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| No.    | 施設名 | <b>旧山崎家別邸</b> |
| 6-1-33 | 担 当 | 産業観光部 観光課     |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | 令和2年3月3日～6月18日<br>・ 休館<br><br>・ 入館記録票の記入（令和4年7月1日廃止）<br>・ 消毒液の設置<br>・ 土日祝に行っている無料ガイドの対象人数を20人→10人に変更（令和5年4月より人数を20人に戻す） |
| <b>第2波</b> | —                                                                                                                       |
| <b>第3波</b> | 令和2年12月28日～令和3年3月21日<br>・ 休館                                                                                            |
| <b>第4波</b> | —                                                                                                                       |
| <b>第5波</b> | —                                                                                                                       |
| <b>第6波</b> | —                                                                                                                       |



|     |                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 第7波 | —                                                         |
| 第8波 | 令和5年2月15日<br>・非接触型体温測定器・消毒液台を新型コロナウイルスワクチン接種対策室より貸与（返却済み） |

| No.    | 施設名 | 観光案内所     |
|--------|-----|-----------|
| 6-1-34 | 担 当 | 産業観光部 観光課 |

| 時 期 | 取 組                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1波 | 令和2年4月4日～4月5日、4月8日～6月18日<br>・緊急事態宣言を受け、観光案内所を閉鎖<br><br>・カウンターにパーテーション設置<br>金銭授受の際はゴム手袋、コイントレー使用 |
| 第2波 | —                                                                                               |
| 第3波 | 令和3年1月9日～3月21日<br>・緊急事態宣言を受け、観光案内所を閉鎖                                                           |
| 第4波 | —                                                                                               |
| 第5波 | —                                                                                               |
| 第6波 | —                                                                                               |
| 第7波 | —                                                                                               |
| 第8波 | —                                                                                               |

|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| No.    | 施設名 | 都市公園        |
| 6-1-35 | 担 当 | 都市計画部 公園整備課 |

| 時 期          | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 1 波</b> | <p>令和 2 年 3 月 1 日～令和 2 年 6 月 1 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、公園施設の休止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園貸出施設の休止（3 月 1 日～）、ドッグラン休止（4 月 8 日～）</li> <li>・都市公園の行為許可休止（4 月 8 日～）</li> <li>・緊急事態宣言（1 回目）終了に伴い再開</li> </ul> </li> </ul> <p>令和 2 年 3 月 18 日～令和 3 年 3 月 3 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等の実施を自粛する旨の注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の増加が予想される主要な公園へ捨て看板設置</li> <li>・利用者の増加が予想される主要な公園へ貼紙設置</li> <li>・市公式ホームページ掲載</li> </ul> </li> </ul> <p>→第 4 波に伴う内容変更まで継続</p> <p>令和 2 年 4 月 28 日～令和 2 年 5 月 27 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言が発出されたことを受けた公園利用自粛に関する周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用自粛の貼り紙掲示（12 公園）</li> </ul> </li> </ul> <p>→緊急事態宣言（1 回目）終了に伴い終了</p> <p>令和 2 年 4 月 28 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、公園利用に関する協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校一斉メール依頼（教育指導課）</li> <li>・市内保育園、幼稚園へ周知（保育課）</li> </ul> </li> </ul> <p>令和 2 年 5 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため公園利用に関する周知（公園に多くの利用者が集まるようになったため） <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用に関する捨て看板の設置（18 公園）</li> <li>・公園利用に関する貼り紙の掲示（18 公園）</li> <li>・※老朽化したら撤去</li> </ul> </li> </ul> <p>→第 4 波に伴う内容変更まで継続</p> <p>令和 2 年 6 月 8 日～令和 5 年 5 月 1 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊佐沼公園じゃぶじゃぶ池中止</li> </ul> <p>※利用が多く見込めることから、密集・密接を避けることを目的に実施</p> |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が見込める時期にあわせて整備・点検後に再開</li> </ul> <p>令和2年6月8日～令和5年7月20日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぐわし公園じゃぶじゃぶ池中止</li> </ul> <p>※利用が多く見込めることから、密集・密接を避けることを目的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が見込める時期にあわせて整備・点検後に再開</li> </ul> <p>令和2年6月8日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため施設の休止</li> <li>・市民プール中止（初雁公園）</li> </ul> <p>※施設老朽化により現在も休止中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水流中止（仙波河岸史跡公園、クレアパーク）</li> </ul> <p>※施設老朽化により現在も休止中</p>                                                                       |
| <b>第2波</b> | <p>令和2年8月1日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため施設の休止</li> <li>・バーベキュー中止（伊佐沼公園）</li> </ul> <p>※R4.11.24 農業ふれあいセンターにバーベキュー施設が開設されことにより、伊佐沼公園でのバーベキュー禁止に変更</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>第3波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>第4波</b> | <p>令和3年3月3日～令和3年4月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため公園利用に関する周知</li> <li>・花見等自粛・飲食自粛看板設置</li> </ul> <p>（利用者の増加が予想される主要な公園） ※花見期間のみ実施</p> <p>令和3年4月27日～令和3年9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため公園利用に関する周知</li> <li>・飲食自粛看板設置</li> </ul> <p>（利用者の増加が予想される主要な公園）</p> <p>※感染をさけるため、公園等での屋外で飲食が多くなった。</p> <p>→BA.5 対策強化宣言解除に伴い終了</p> <p>令和3年4月27日～令和3年9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため閉園時間の変更</li> <li>・クレアパーク早期閉園</li> </ul> <p>（夜間の飲食対策のため、21時閉園から20時閉園へ変更）</p> <p>※感染をさけるため、公園等での屋外で飲酒が多くなった。</p> <p>→BA.5 対策強化宣言解除に伴い終了</p> |
| <b>第5波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>第6波</b> | <p>令和4年3月17日～令和4年4月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため公園利用に関する周知</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|     |                                               |
|-----|-----------------------------------------------|
|     | ・花見・宴会自粛看板設置 ※花見期間のみ実施<br>(利用者の増加が予想される主要な公園) |
| 第7波 | —                                             |
| 第8波 | —                                             |

|        |     |                    |
|--------|-----|--------------------|
| No.    | 施設名 | なぐわし公園 PiKOA (ぴこあ) |
| 6-1-36 | 担 当 | 都市計画部 公園整備課        |

| 時 期 | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1波 | <p>令和2年3月3日～令和2年5月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大及び、厚生労働省がクラスター発生リスクのある施設としてスポーツジムを例示したことを受け休館</li> <li>・緊急事態宣言（1回目）の終了を受け再開</li> </ul> <p>令和2年6月1日～令和2年6月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言（1回目）の終了を受け再開するが、トレーニング室、スタジオについては、「スポーツジムに対する県の施設使用等の協力要請」を受け休止を継続</li> <li>・「スポーツジムに対する県の施設使用等の協力要請」の緩和を受けトレーニング室、スタジオの利用を再開</li> </ul> <p>令和2年6月1日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策として、温水プール等各室の人数制限及び各種教室の人数制限を実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、人数制限を解除</li> </ul> <p>令和2年6月8日～令和2年7月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策として各種レッスンを休止</li> <li>・「スポーツジムに対する県の施設使用等の協力要請」の緩和を受け各種レッスンの再開</li> </ul> |
| 第2波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第3波 | <p>令和2年10月15日～令和5年5月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設衛生管理対策の一環でオゾン発生器を稼働</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、オゾン発生装置の使用を終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|     |                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>令和3年1月8日～令和3年10月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言（2回目）、まん延防止等重点措置（1回目）、緊急事態宣言（3回目）、県段階的緩和措置を受け、夜間時間帯の短縮営業を実施</li> <li>・県段階的緩和措置の解除を受け、夜間短縮営業を終了</li> </ul> |
| 第4波 | —                                                                                                                                                                                  |
| 第5波 | —                                                                                                                                                                                  |
| 第6波 | —                                                                                                                                                                                  |
| 第7波 | —                                                                                                                                                                                  |
| 第8波 | —                                                                                                                                                                                  |

|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| No.    | 施設名 | 公民館         |
| 6-1-37 | 担 当 | 教育総務部 中央公民館 |

| 時 期   | 取 組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 波 | <p>令和 2 年 3 月 4 日～令和 2 年 5 月 31 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大東南公民館、霞ヶ関西公民館、名細公民館内プレイルームを使用禁止（重症化リスク高い妊婦等への対応）</li> </ul> <p>令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 10 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館を部屋の定員の 1 / 2 程度を上限とする</li> </ul> <p>令和 2 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 7 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館時における消毒セットの貸出<br/>(利用者に使用後の備品消毒の協力をお願い)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| 第 2 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 3 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 4 波 | <p>令和 3 年 3 月 22 日～令和 3 年 10 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の貸出時間区分の新規貸出を停止</li> </ul> <p>令和 3 年 5 月 19 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館使用報告書の様式改訂（全数調査実施に伴い、参加者氏名、連絡先、体温記載等）</li> </ul> <p>令和 3 年 6 月 5 日～令和 3 年 9 月 26 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高階公民館・名細公民館 毎週土・日は、ワクチン集団接種会場として利用のため、一般団体予約キャンセル</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| 第 5 波 | <p>令和 3 年 6 月 23 日～令和 3 年 7 月 29 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大東公民館 毎週水・木は、ワクチン集団接種会場として利用のため、一般団体予約キャンセル</li> </ul> <p>令和 3 年 8 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南公民館 全館ワクチン集団接種会場となったため、以下の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にウェスタ川越内の市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設等の代替施設を可能な範囲で提供（施設利用料は利用者から徴収せず市が負担・登録グループが他館を使用する場合は減免）</li> <li>・当初設定されていた休館日は休館日扱いとせず、ワクチン対策室が他の日程同様全館借用とする（使用料は全額減免・職員の勤務体制は従来通り）</li> </ul> </li> </ul> <p>令和 3 年 9 月～現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9 月補正予算により足踏み式手指用消毒スタンドを公民館全館に設置</li> </ul> |
| 第 6 波 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 7 波 | 令和 4 年 9 月 26 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
|            | ・公民館使用報告書の様式を改訂（全数調査見直しに伴い、参加者氏名、連絡先、体温の記載等削除） |
| <b>第8波</b> | 令和5年3月13日<br>・公民館使用報告書の様式を改訂（マスク着用記述削除等）       |

|        |     |             |
|--------|-----|-------------|
| No.    | 施設名 | <b>図書館</b>  |
| 6-1-38 | 担 当 | 教育総務部 中央図書館 |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                                                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | 令和2年3月3日～令和2年5月19日<br>・臨時休館<br>令和2年5月20日～令和2年6月1日<br>・特設窓口開設…分室を除く図書館の玄関前に窓口を設置<br>令和2年6月2日<br>・万が一の時の「連絡カード」配布開始<br>令和2年6月2日～令和2年6月30日<br>・制限付き開館…開館時間を短縮（中央、西、高階図書館：平日午後6時まで、川越駅東口図書館：平日午後7時まで） |
| <b>第2波</b> | 令和2年7月1日～令和3年1月4日<br>・通常開館…定例おはなし会などは休止、各種催し物は感染対策を行った上で実施                                                                                                                                        |
| <b>第3波</b> | 令和2年11月11日<br>・全館に図書除菌機導入<br>令和3年1月5日～令和3年3月21日<br>・制限付き開館…緊急事態宣言（2回目）期間中、開館時間を短縮（川越駅東口図書館：平日午後7時まで）<br>令和3年1月28日<br>・全館にサーマルカメラ導入<br>令和3年2月3日<br>・電子書籍サービス開始                                     |
| <b>第4波</b> | 令和3年3月22日～令和3年4月27日<br>・通常開館…定例おはなし会などは休止、各種催し物は感染対策を行った上で実施<br>令和3年4月28日～令和3年6月20日<br>・まん延防止等重点措置（1回目）期間中、開館時間を短縮（川越駅東口図書館：平日午後8時まで）                                                             |

|            |                                                                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第5波</b> | 令和3年7月20日～令和3年9月30日<br>・緊急事態宣言（3回目）期間中、開館時間を短縮（川越駅東口図書館：平日午後8時まで）<br>令和3年12月9日<br>・クラッセ川越各階にサーマルカメラ追加         |
| <b>第6波</b> | 令和4年1月21日～令和4年3月21日<br>・通常開館…まん延防止等重点措置（2回目）期間中、一部のおはなし会を中止<br>令和4年5月13日<br>・中央図書館2・3階にサーマルカメラ追加              |
| <b>第7波</b> | 令和4年5月25日～令和4年11月4日<br>・令和4年5月23日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡により、会話がなかった場合のマスク着用の考え方が明確化されたことを受け、マスク着用は「推奨」とした |
| <b>第8波</b> | 令和4年11月5日<br>・万が一の時の「連絡カード」廃止<br>令和4年11月8日<br>・中央図書館に自動貸出機導入<br>令和5年3月<br>・中央図書館トイレ改修（フタ付き洋式化）                |

|        |     |                    |
|--------|-----|--------------------|
| No.    | 施設名 | <b>博物館（本丸御殿含む）</b> |
| 6-1-39 | 担 当 | 教育総務部 博物館          |

| 時 期        | 取 組                                                                                                                                                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1波</b> | 令和2年2月<br>・休館決定に伴い事業参加者、関係団体との連絡調整（中止、募集の延期等）<br>・企画事業縮小<br>令和2年3月3日～6月18日<br>・臨時休館<br>令和2年6月1日<br>・令和2年5月14日公益財団法人日本博物館協会から「博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」発出を受け、開館に向けて博物館及び本丸御殿の新型コロナウイルス感染拡大防止予防ガイドライン作成 |



|            |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し感染予防対策用品を設置。現在も受付用衝立、消毒液設置継続中</li> </ul>                                                                                                                          |
| <b>第2波</b> | <p>令和2年6月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館 ガイドラインに基づき事業再開</li> <li>・現在も高齢の講師への安全配慮のため、講座等参加者にマスクの着用協力依頼を継続中</li> </ul>                                                                                                          |
| <b>第3波</b> | <p>令和2年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入</li> </ul> <p>令和2年12月28日～令和3年3月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休館</li> </ul>                                                     |
| <b>第4波</b> | <p>令和3年3月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館 ガイドラインに基づき事業再開</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し空調機器改修工事、博物館トイレ手洗い自動水栓化、空気清浄機、サーマルカメラ及び感染予防対策用品の設置。現在も空気清浄機設置継続中</li> </ul> |
| <b>第5波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>第6波</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し本丸御殿トイレ手洗いの自動水栓化、キャッシュレス決済機器導入及び感染予防対策用品の設置</li> </ul>                                                                                                            |
| <b>第7波</b> | <p>令和4年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年9月8日 公益財団法人日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」改訂の発出を受け、博物館及び本丸御殿の新型コロナウイルス感染拡大防止予防ガイドラインを改訂</li> <li>・ガイドラインに基づき事業実施</li> </ul>                                                  |
| <b>第8波</b> | —                                                                                                                                                                                                                                                |



## (2) イベント

| No.   | 取 組 名                    | 担 当          | ページ |
|-------|--------------------------|--------------|-----|
| 6-2-1 | 総括                       | 保健医療部保健医療推進課 | 163 |
| 6-2-2 | 東京 2020 オリンピックにおける<br>対応 | 総合政策部政策企画課   | 167 |
| 6-2-3 | 100 周年記念事業における対応         | 総合政策部政策企画課   | 170 |



| No.   | 取組名 | 総括            |
|-------|-----|---------------|
| 6-2-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

全国で感染者が確認されるようになった令和2年2月20日、厚生労働省から感染拡大の防止という観点から、イベント等の開催の必要性の検討を求める「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が公表された。

これに対して、本市では、令和2年2月25日に川越市新型コロナウイルス感染症対策会議において、「新型コロナウイルス感染症にかかる川越市主催の行事・イベント等への対応について」を定め、十分な感染対策が取れない場合は、中止又は延期の判断を行うこととした。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

新型コロナウイルス感染症にかかる  
川越市主催の行事・イベント等への対応について  
(令和2年2月25日現在)

川越市新型コロナウイルス感染症対策会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、本市主催の行事やイベント等については、以下の点を考慮して、中止又は延期を判断する。

○感染した場合に重症化のリスクが高い高齢者や基礎疾患のある方、妊婦の方等の参加が多く見込まれるか。

○お互いの距離が十分にとれずに一定時間いる状況があるか。

【開催する場合の留意点】

- ・参加者への「咳エチケット」と「手洗い」の推奨  
※事前の周知、入口や会場内での掲示 等
- ・アルコール消毒薬の設置  
※入手が困難な場合は、手洗いを強く推奨する 等
- ・風邪のような症状のある方には参加を控える旨のお願い  
※事前の周知、入口への掲示 等
- ・会場のこまめな換気
- ・参加者が密着しないような会場及びプログラムの工夫
- ・その他、行事・イベント等の内容等に応じた対応 など

※今後の感染の拡がりや重症度を見ながら適宜見直す。

その後、令和2年3月に、特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象となった。

国では、特措法に基づく政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められることとなり、地方公共団体はこれに基づき対策を進めることとなった。

埼玉県では、基本的対処方針を踏まえ、県内の住民や事業者に対して催物（イベント等）の開催制限などの要請が行われることとなり、また、県主催イベント等の取扱いなどが示された。

こうした状況において、市主催イベントについては、基本的対処方針及びこれに基づく県からの要請を踏まえながら、基本的には、県主催イベント等の取扱いに準じて対応することとし、感染状況や県の要請等を踏まえながら、適宜見直した。

なお、令和2年度、令和3年度は、感染状況に応じて、イベントの中止、延期の判断を行ってきたが、令和3年12月以降、感染力は高いが、重症化リスクが低いとされるオミクロン株への置き換わりが進んだことから、オミクロン株の特徴を踏まえ、令和4年9月に国から「With コロナに向けた政策の考え方」が示され、感染防止対策と社会経済活動を両立する取組が進められることとなった。

これにより、令和4年度以降は、感染防止対策を講じながら、川越まつりを始め、さまざまな行事、イベント等が再開された。

## 【中止になった主なイベント・事業】

### ●令和2年度

| 実施予定                 | 中止決定   | イベント名                               |
|----------------------|--------|-------------------------------------|
| 3/28, 4/4            | 2/28   | 小江戸川越春まつり (OPイベント・舟遊)               |
| 4/29                 | 2/6    | かわごえ春の農業まつり                         |
| 5/3～5                | 4/8    | 小江戸川越春まつり (フィナーレイベント)               |
| 5/31                 | 4/22   | ごみゼロ運動 (春)                          |
| 5/30                 | 5/11   | 川越市民サービスステーション開設記念式典                |
| 5～8月                 | 4月上旬   | がん検診 (施設検診)                         |
| 5～6月                 |        | がん検診 (集団検診)                         |
| 6～8月                 | 5月上旬   | がん検診 (個別検診のうち胃内視鏡検診のみ中止)            |
| 6/7                  | 3月下旬   | 歯ッピーフェスティバル                         |
| 7月                   | 3/1    | かささぎの橋① (婚活イベント)                    |
| 7/1～1/20             | 4/8    | 川越シニアカレッジふるさと塾                      |
| 8/1～2                | 5/20   | 川越市総合文化祭                            |
| 8/8                  | 7/27   | スポーツの集い (講演会)                       |
| 9/12                 | 4/22   | 2音大クラシックコンサート                       |
| 9/30～10/4<br>10/7～11 | 5/20   | 川越市美術展覧会                            |
| 10月                  | 6/1    | プリムラの集い① (婚活イベント)                   |
| 10/17～18             | 7/9    | 川越まつり                               |
| 10/25                | 8/4    | ごみゼロ運動 (秋)                          |
| 11/3                 | 7/16   | 川越市生涯スポーツフェスティバル                    |
| 11/8                 | 6/23   | 川越市健康まつり                            |
| 11/14～15             | 7/22   | かわごえ産業フェスタ                          |
| 11/15                | 7/28   | つばさ館まつり                             |
| 11/21                | 7/22   | 河越流鎗馬                               |
| 11/29                | 6/17   | 小江戸川越ハーフマラソン                        |
| 11/23                | 9/4    | 農業ふれあいセンターまつり                       |
| 12月                  | 8/1    | かささぎの橋② (婚活イベント)                    |
| 1/16以降               | 1月上旬   | 胃がん検診、大腸がん検診                        |
| 3月                   | 11/1   | プリムラの集い② (婚活イベント)                   |
| 時期確定前に中止<br>が決定      | 1/20   | 川越大学間連携講座<br>(東京国際大学・尚美学園大学・東邦音楽大学) |
| 通年                   | 通年 (※) | 川越市民文化祭                             |
| 通年                   | 9/15   | タウンミーティング                           |

(※) 6/24(7事業)、7/16(2)、8/5(13)、8/17(1)、11/30(3)

# ●令和3年度

| 実施予定                 | 中止決定  | イベント名                        |
|----------------------|-------|------------------------------|
| 3月下旬～5月上旬            | 2/17  | 小江戸川越春まつり                    |
| 5月下旬                 | 2/18  | ごみゼロ運動（春）                    |
| 6/6                  | 3月中旬  | 歯ッピーフェスティバル                  |
| 6/26～27              | 5/11  | 川越市総合文化祭                     |
| 8月下旬                 | 5/10  | 小江戸川越花火大会                    |
| 9/29～10/3<br>10/6～10 | 6/21  | 川越市美術展覧会                     |
| 9/11                 | 8/30  | 2音大クラシックコンサート                |
| 9/8～3/2              | 5/6   | 川越シニアカレッジふるさと塾               |
| 10/16～17             | 7/15  | 川越まつり                        |
| 10月下旬                | 8/19  | ごみゼロ運動（秋）                    |
| 11/3                 | 7/13  | 川越市生涯スポーツフェスティバル             |
| 11/7                 | 7/26  | 川越市健康まつり                     |
| 11/13～14             | 9/10  | かわごえ産業フェスタ                   |
| 11/21                | 8/19  | つばさ館まつり                      |
| 11月中旬                | 4月上旬  | 河越流鏑馬                        |
| 11/28                | 7/14  | 小江戸川越ハーフマラソン                 |
| 2/4                  | 1/13  | タウンミーティング                    |
| 2/20                 | 10/28 | 川越市スポーツ講演会                   |
| 時期確定前に中止<br>が決定      | 8/4   | 川越大学間連携講座<br>（東京国際大学・尚美学園大学） |

## 【非接触型温度計の貸出について】

保育園、学校、イベントなどにおいて、発熱等の症状がある方に、適切な対応を取るため、体温の計測を速やかに行える体制が必要となった。そのため、非接触型温度計を合計 226 本購入し、令和2年6月に保育園、学校、その他市民が利用する市有施設等に配布した。

なお、そのうち 16 本は貸出用とし、市が市民を多く集める会議やイベント等を開催する際等の感染防止対策に活用した。



| No.   | 取組名 | 東京 2020 オリンピックにおける対応 |
|-------|-----|----------------------|
| 6-2-2 | 担 当 | 総合政策部 政策企画課          |

## 【1. 背景と目的】

### ①東京 2020 大会に向けた取組

東京が第 32 回オリンピック競技大会の開催都市となることが決定。さらに、川越市内にある霞ヶ関カンツリー倶楽部でゴルフ競技が開催されることとなった。

川越市では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下この項目で「組織委員会」という。）や埼玉県と連携を図りつつ、大会化の円滑な運営、大会を契機とした市の活性化に向けた取組を進めていた。

### ②新型コロナウイルス感染症影響下における大会の延期

2020 年（令和 2 年）に開催を予定していた東京 2020 大会について、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックが加速している状況等に基づき、IOC 会長と安倍総理は、選手、オリンピック競技大会に関わるすべての人々、そして国際社会の健康を守るため、遅くとも令和 3 年の夏までの 1 年間、延期するとの結論に達した。

令和 2 年 3 月、組織委員会より東京 2020 大会を開催延期とすることが通知され、さらに、大会の新たな開幕日（1 年後）が決定された。

### ③新型コロナウイルス感染症影響下における延期後の大会の開催

令和 3 年 7 月の大会開催に先立ち、令和 3 年 3 月、聖火リレーがスタート。埼玉県においても令和 3 年 7 月 6 日から 8 日までの 3 日間で実施されることとなった（川越市内の聖火リレーは 7 月 8 日）。

大会については、令和 3 年 3 月、海外からの観客受入れを断念した。さらに感染症が拡大傾向になったことで、7 月、大会開催直前、無観客による開催を組織委員会が決定した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①ゴルフ競技

延期後のゴルフ競技は、男子が令和 3 年 7 月 29 日（木）から 8 月 1 日（日）まで、女子が同年 8 月 4 日（水）から 8 月 7 日（土）まで開催された。

選手は、来日後毎日検査を実施し、陽性となった場合は 14 日間の隔離措置をとること、選手が移動する際には原則公共交通機関を使用せず、選手村と競技会場、練習会場以外の場所へは行かない、など住民との接触がないように行動すること、となった。また、上述のとおり、無観客による競技開催となった。

## ②聖火リレー

埼玉県内は令和3年7月6日から8日までの3日間。

川越市では、7月8日の朝、本丸御殿前で出発式を実施したあと、連雀町交差点までの道のりにおいて聖火リレーが実施された。

埼玉県が定めたコロナ対策（観覧者に対する注意喚起の実施など）を行うことにより、沿道で市民が聖火リレーを観覧した。

## ③実施した取組

これまで準備を進めていた取組の見直しを行い、以下について実施した。

### ・都市ボランティア活動

当初、観客に対する道案内などを中心にボランティア活動する予定であったが、無観客開催となったため、観客を相手とする一切のボランティア活動がなくなった。

代替えの活動として、競技会場に向かう道での選手等車両の出迎えや応援、周辺の清掃活動を実施することとした。

- ・川越駅や本川越駅周辺等で実施していたシティドレッシング（装飾）
- ・笠幡駅前等で実施していた花のプランターの設置
- ・折り鶴による会場の倶楽部ハウス内装飾
- ・博物館の記念特別展の開催
- ・小中学生への夏休み競技観戦ワークシートの配布
- ・本市ゆかりの選手の紹介
- ・聖火リレートーチ展示

## ④コロナ禍の状況により中止した取組

コロナ禍の状況を鑑み、令和3年5月下旬以降に中止の判断をした。

- ・パブリックビューイング
- ・街なかへの観客誘導及びシャトルバスの運行
- ・英語による観光案内
- ・学校連携観戦プログラム

## 【3. 効果】

オリンピック組織委員会と連携し各取組を行ったことで、選手、関係者、ボランティア、大会スタッフにとって、安全・安心な環境を提供することができたとともに、市民のオリンピックへの機運を高め、家庭でテレビ観戦してもらうことができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

シティドレッシング（装飾）などの取組を除くほとんどの取組が人と人との交流によるものを中心であり、実施に当たっては感染症予防策を講じる必要があった。

海外からの観客受入れ断念、感染症拡大に伴う無観客開催の決定などもあり、これらの取組を中止することとなった。

## 【5. 国・県との関連】

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・2020 オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ 2019 埼玉県推進委員会

## 【6. 事業費】

- ・消毒、マスクの購入

|      |           |
|------|-----------|
| 事業費  | 58,374 円  |
| 財源   | 一般財源      |
| 予算措置 | 令和3年度当初予算 |

|       |     |                  |
|-------|-----|------------------|
| No.   | 取組名 | 100 周年記念事業における対応 |
| 6-2-3 | 担 当 | 総合政策部 政策企画課      |

## 【1. 背景と目的】

令和4年12月1日に市制施行100周年を迎えた際に実施した記念式典や、100周年会議主催の事業を実施するに当たって、新型コロナウイルス感染対策が必要であった。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく埼玉県知事からの要請に従い、主催事業ごとに「感染防止策チェックリスト」を作成し、市公式ホームページで公表した。

②100周年会議主催事業の講演会については、観覧者数を定員の半分とするとともに、チラシ等の配布は行わなかった。

### ③式典

開催に当たって、収容人数等の制限は行わなかったが、埼玉県が作成するイベント開催における感染防止策チェックリストにのっとり、基本的な感染対策を実施するとともに、「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」に登録し、啓発チラシを掲示した。

また、式典招待者には、案内状に「来場の際の注意事項」を記載し、感染対策の徹底をお願いした。

会場には、寄贈いただいた検温・手指消毒器を20箇所以上に設置するとともに、検温係による、マスクの着用・手指消毒等の呼び掛けや、司会者による分散退場のアナウンスを実施するほか、体調不良の方がいた場合に備え、保健師を配置した。

なお、多目的ホールには、飲食可能なスペースを設けたが、座席は対面とせず、距離を確保した上で飛沫防止パネルを設置し、飲食時の注意事項を掲示するなどの対応をした。

## 【3. 効果】

主催事業においては感染防止対策の徹底、冠付け事業等については感染防止の周知を徹底したことで、各事業を安全安心に開催することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

（100周年会議主催事業の）講演会については、観覧の申し込みは葉書や来庁での申し込みは認めず、すべて電子申請とした。

また、観覧者数を制限したことから、後日講演会の模様をオンライン配信した。

## 【5. 事業費】

・消毒液、マスクの購入

|     |         |
|-----|---------|
| 事業費 | 5,467 円 |
|-----|---------|

|    |      |
|----|------|
| 財源 | 一般財源 |
|----|------|

|      |           |
|------|-----------|
| 予算措置 | 令和3年度当初予算 |
|------|-----------|



## (3) 福祉施設

| No.   | 取 組 名                     | 担 当                     | ページ |
|-------|---------------------------|-------------------------|-----|
| 6-3-1 | 障害者施設等における対策<br>(拡大防止対策)  | 福祉部障害者福祉課               | 175 |
| 6-3-2 | 障害者施設等における対策<br>(集中的検査)   | 福祉部障害者福祉課               | 177 |
| 6-3-3 | 障害者施設等における対策<br>(随時検査)    | 福祉部障害者福祉課               | 179 |
| 6-3-4 | 障害者施設等における対策<br>(障害児施設)   | こども未来部療育支援課             | 181 |
| 6-3-5 | 高齢者施設における対策<br>(医療用物資の配布) | 福祉部介護保険課<br>福祉部高齢者いきがい課 | 184 |
| 6-3-6 | 高齢者施設における対策<br>(集中的検査)    | 福祉部介護保険課<br>福祉部高齢者いきがい課 | 186 |
| 6-3-7 | 高齢者施設における対策<br>(随時検査)     | 福祉部介護保険課<br>福祉部高齢者いきがい課 | 189 |





| No.   | 取組名 | 障害者施設等における対策（拡大防止対策） |
|-------|-----|----------------------|
| 6-3-1 | 担 当 | 福祉部 障害者福祉課           |

## 【１．背景と目的】

障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにかかった費用及び感染拡大の影響により通常の事業運営に加えてかかった費用について、国の障害者総合支援事業費補助金を活用し、その費用の一部を補助した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

国の補助金交付要綱に基づき、主に障害福祉サービス事業所に対して、以下の事業についての補助を行った。

- (1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業  
感染経路の遮断や感染が確認された場合の対応により必要となった衛生用品等の費用や施設の消毒のための費用について、補助を行う。
- (2) 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業  
就労系事業所の在宅就労を推進するために導入したシステム等の費用について補助を行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業  
新型コロナウイルス感染者のクラスターが発生した市内の障害者支援施設において、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常サービスでは想定されないかかり増し経費等に対する補助を行う。

### ●令和元年度

- ・衛生管理体制確保支援等事業：市の直接購入分（除菌水 20L）及び 18 事業所分
- ・テレワーク等導入支援事業：1 事業所

### ●令和２年度

- ・衛生管理体制確保支援等事業：46 事業所
- ・テレワーク等導入支援事業：3 事業所

### ●令和３年度

実績なし。

### ●令和４年度

- ・サービス継続支援事業：3 事業所

※令和5年度以降、実績なし。

### 【3. 効果】

感染症拡大の影響を受けた事業所に対し、対策等にかかった費用負担の軽減をすることができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

当該補助金を活用した事業については、事業実施の2年後に消費税額控除の手続を行う必要があったため、職員間での引継ぎが課題となった。

### 【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

### 【6. 事業費】

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 令和元年度 | 事業費：2,151,000円     |
|       | 予算措置：当初予算（流用）      |
| 令和2年度 | 事業費：7,502,000円     |
|       | 予算措置：令和2年6月補正（第4号） |
| 令和3年度 | なし                 |
| 令和4年度 | 事業費：2,832,000円     |
|       | 予算措置：当初予算          |

※財源はすべて国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

| No.   | 取組名 | 障害者施設等における対策（集中的検査） |
|-------|-----|---------------------|
| 6-3-2 | 担 当 | 福祉部 障害者福祉課          |

## 【1. 背景と目的】

障害者施設等の従事者等に症状が現れた場合に、検査を行うことで早期に陽性者を発見し、感染症拡大防止を図るため、障害者施設等に対して頻回検査等を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和2年度

#### 【高齢者入所施設等職員に対するPCR検査】

民間検査機関に委託し、PCR検査を実施。

#### ○実施期間・対象者

令和3年2月24日・25日

対象：障害者入所施設（6施設）の従業者を対象

### ●令和3年度

#### 【障害者（児）施設職員に対するPCR検査】

民間検査機関に委託し、おおむね2週間に1回PCR検査を実施。

#### ○実施期間・対象者

令和4年1月31日～3月24日

対象：障害者訪問事業所・障害者入所施設・障害者通所事業所（計98施設）の従業者

### ●令和4年度

#### 【施設職員に対する頻回検査】

物品単価契約を締結し、おおむね週に2回検査を実施できるよう、各施設に対し抗原定性検査キットを配布。なお、2回目の配布については、国から無償提供された抗原定性検査キットを活用し、抗原定性検査キットの保管・配送のみ業務委託とした。

#### ○実施期間・対象者

1回目：令和4年8月7日～9月30日

2回目：令和4年12月3日～令和5年3月24日

対象：障害者支援施設等（計115施設）の従業者

### ●令和5年度

#### 【障害者施設等の従事者に対する集中的検査】

物品単価契約を締結し、おおむね週に2回検査を実施できるよう、各施設に対し抗原定性検査キットを配布。

○実施期間・対象者

1 回目：令和 5 年 8 月 11 日～11 月 2 日

2 回目：令和 5 年 12 月 29 日～令和 6 年 3 月 21 日

障害者支援施設等（計 121 施設）の従業者

### 【3. 効果】

障害者施設等において、体調不良者の早期発見や早期の職場復帰を促進し、感染症拡大防止及び感染症拡大下でのサービス継続に寄与した。

### 【4. 実施上の課題と対応】

抗原定性検査キットの配布希望調査については、障害者施設等に対しメールで行ったが、施設のメール管理方法によっては、回答が得られにくいといった課題があった。

配布及び抗原定性検査キットの在庫保管については業務委託しており、特段苦情や問題は見られなかった。

ウィズコロナが浸透し始めた令和 4 年度後期や令和 5 年度においては、主に通所での支援を行う施設等での抗原定性検査キットの活用数が落ち込んだ。

### 【5. 国・県との関連】

事業費については、国の交付金を活用した。また、令和 4 年度においては、国の抗原定性検査キットを活用し、障害者施設等への配布を行った。

### 【6. 事業費】

令和 2 年度 事業費：3,732,300 円

予算措置：予備費（令和 3 年 2 月充当）

令和 3 年度 事業費：21,030,900 円

予算措置：予備費（令和 4 年 1 月充当）

令和 4 年度 事業費：27,094,012 円

予算措置：当初予算（流用）、令和 4 年 9 月補正（第 6 号）

令和 5 年度 事業費：15,146,824 円

予算措置：令和 5 年 6 月補正（第 3 号）

※財源はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫支出金）

| No.   | 取組名 | 障害者施設等における対策（随時検査） |
|-------|-----|--------------------|
| 6-3-3 | 担 当 | 福祉部 障害者福祉課         |

## 【1. 背景と目的】

障害者施設等の従事者の早期職場復帰を目的として、体調不良者に対し事業所の判断による随時検査を実施できるよう、抗原定性検査キットの配布を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和4年度は、単価契約を行い、抗原定性検査キットの一括配布を実施した。

なお、令和5年度は、随時検査に代わり、集中的検査実施計画に基づく障害者支援施設等の従業者等に対する集中的検査（頻回検査）を実施した。

### ○実施期間・対象者

1回目：令和4年4月14日～4月20日

障害者支援施設等（30施設）に対し、1,000キットを配布

2回目：令和4年8月1日

障害者支援施設等（115施設）への配布を予定していたが、配布希望施設がなかったため、実施せず

3回目：令和4年11月1日～令和5年3月10日

障害者支援施設等（116施設）を対象とし、配布希望のあった3施設に対し60キットを配布

## 【3. 効果】

障害者支援施設等の従事者に対し抗原定性検査キット配布することにより、障害者施設における集団感染発生の防止に資することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

ウィズコロナの浸透等による事業所を取り巻く環境等の変化により、随時検査分としての配布希望が想定より少なかった。

予備分としての配布希望の問合せはあり、随時検査用及び予備保管用として配布ができれば、より広い支援を行うことが可能であったため、今後は配布方法等を検討する必要がある。

## 【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。

## 【6. 事業費】

事業費 1,327,700 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年4月補正（第2号）、予備費（令和4年7月充当）

| No.   | 取組名 | 障害者施設等における対策（障害児施設） |
|-------|-----|---------------------|
| 6-3-4 | 担 当 | こども未来部 療育支援課        |

## 【１．背景と目的】

### ①令和２年度

国の新型コロナウイルスに関する緊急経済対策が取りまとめられたことに伴い本市においても医療的ケア児家庭への衛生用品の購入及び障害児通所支援事業所への衛生用品購入補助を行った。

### ②令和３年度

令和３年４月から入所系施設を対象として実施していたＰＣＲ検査の対象施設について、令和３年７月から通所系事業所を加えた。

### ③令和４年度

ＢＡ．５系統の全国的な流行を通じ、本市においても感染者数が増加し、高齢者施設等においてクラスターが発生した。感染拡大、クラスター発生の防止等を目的として、厚生労働省より高齢者施設等（障害児通所支援事業所を含む）の従事者等を対象に集中的検査の実施要請があった。抗原定性検査キットを活用し、通所事業所の従事者を対象とした集中的検査（従事者１人につき、週２回実施）及び、帰省等が重なるお盆等に利用者を対象とした検査（１回）を実施した。また、冬の感染拡大を予防するため、国から抗原定性検査キットの提供を受け、同様に集中的検査を実施した。

### ④令和５年度

令和５年３月に厚生労働省から高齢者施設等の従事者等に関する集中的検査について、当面の間継続して実施する旨の通知があったことから、本市においても継続することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①令和２年度

- ・事業所に手指消毒用エタノール 50 組を配布した。
- ・医療的ケア児のいる家庭に手指消毒用エタノール 15 本を配布した。
- ・市内 23 事業所に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための衛生用品等の購入に対する補助（上限 10 万円）を実施した。

### ②令和３年度

- ・事業所の従事者に対し、7月から概ね2週間に1回PCR検査を実施した。(計1,875人)

### ③令和4年度

- ・令和4年8月～9月の8週間、抗原定性検査キットを活用し、事業所の従事者等を対象とする集中的検査を行うこととし、55事業所中53事業所(2事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計9,390キットを購入、配付した。
- ・令和4年12月～令和5年3月の16週間、再度の集中的検査を行った。なお、国から抗原定性検査キットの提供が得られることとなったため、これを活用し、56事業所中54事業所(2事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計13,380キットを配送した。

### ④令和5年度

- ・令和5年8月～11月の12週間、抗原定性検査キットを活用し、事業所の従事者等を対象とする集中的検査を行うこととし、56事業所中54事業所(2事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計10,710キットを購入・配付した。
- ・令和5年12月～令和6年3月の12週間、再度の集中的検査を行うこととし、58事業所中54事業所(4事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計12,020キットを購入・配付した。

## 【3. 効果】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う障害児通所支援事業所や医療的ケア児を抱える家庭の経済状況を支えることができた。

また、各事業所において新型コロナウイルスへの迅速な対応を促し、感染抑止に寄与した。

## 【4. 事業費】

### ●令和2年度

事業費 2,140,100円

財源 国庫補助金 障害福祉サービス等の衛生管理確保支援等事業費

予算措置 令和2年6月補正(第4号)

### ●令和3年度

事業費 6,187,500円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費(令和3年8月充当)



●令和4年度

事業費 11,142,626 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年8月充当）

令和4年9月補正（第6号）

●令和5年度

事業費 6,700,804 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年6月補正（第2号）

| No.   | 取組名 | 高齢者施設における対策（医療用物資の配布） |
|-------|-----|-----------------------|
| 6-3-5 | 担 当 | 福祉部 介護保険課・高齢者いきがい課    |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国及び埼玉県から衛生用品（マスク、消毒液及び手袋）を高齢者施設へ無償で配布するよう要請があった。

これを受け、高齢者施設における感染拡大の防止、介護保険サービス事業所（施設）の運営継続支援のため、令和２年５月から令和３年３月までにかけて衛生用品を配布した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

|   | 配布日                            | 配布物 | 提供元 | 数量         | 配布先         |
|---|--------------------------------|-----|-----|------------|-------------|
| ① | 令和２年５月１日～８日                    | マスク | 県   | 183,700 枚  | 469 事業所（施設） |
| ② | 同年５月 21 日～26 日                 | マスク | 県   | 171,300 枚  | 469 事業所（施設） |
| ③ | 同年６月 8 日～10 日                  | 消毒液 | 県   | 1,339 リットル | 467 事業所（施設） |
| ④ | 同年６月 19 日～８月 7 日               | マスク | 県   | 453,850 枚  | 495 事業所（施設） |
| ⑤ | 同年７月 13 日～９月 11 日              | マスク | 県   | 453,850 枚  | 495 事業所（施設） |
| ⑥ | 同年８月 28 日～11 月 13 日            | 消毒液 | 県   | 1,338 リットル | 483 事業所（施設） |
| ⑦ | 同年 12 月 10 日～18 日              | 手袋  | 国   | 110,000 枚  | 25 事業所（施設）  |
| ⑧ | 同年 12 月 24 日～<br>令和３年 2 月 26 日 | マスク | 国   | 134,400 枚  | 448 事業所（施設） |
| ⑨ | 令和３年 3 月 15 日～31 日             | 手袋  | 国   | 275,000 枚  | 55 事業所（施設）  |
|   |                                | マスク | 国   | 84,000 枚   | 21 事業所（施設）  |

## 【３．効果】

高齢者への感染防止、各事業所（施設）の感染対策の支援に寄与した。

## 【４．実施上の課題と対応】

国及び県から急遽、配布の要請があり、配布業務の実施に人員や委託料の措置を講ずる必要が生じた。

衛生用品等の物品が配布される分量にもよるが、物品の保管場所や配布を委託する場合の委託先の選定をあらかじめ設定しておく必要がある。

## 【5. 国・県との関連】

本事業は、国及び県からの要請に応じ実施したものであるため、無償で衛生用品の提供を受けたが、市内各事業所（施設）への配布業務については、市職員による配布（上記①、②、③及び⑦）及び運送会社への委託（上記④、⑤、⑥、⑧及び⑨）が必要であった。

また、令和2年8月以降は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象（上記⑥、⑧及び⑨）となり、上記運送会社への委託の財源が確保できた。

## 【6. 事業費】

- ④ 令和2年6月19日～8月7日 マスクの配布

事業費：164,450 円

財 源：一般財源

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑤ 令和2年7月13日～9月11日 マスクの配布

事業費：218,900 円

財 源：一般財源

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑥ 令和2年8月28日～11月13日 消毒液の配布

事業費：423,500 円

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑧ 令和2年12月24日～令和3年2月26日 マスクの配布

事業費：270,600 円

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑨ 令和3年3月15日～31日 手袋及びマスクの配布

事業費：178,090 円

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置：令和2年度当初予算

| No.   | 取組名 | 高齢者施設における対策（集中的検査） |
|-------|-----|--------------------|
| 6-3-6 | 担 当 | 福祉部 介護保険課・高齢者いきがい課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による高齢者施設でのクラスター発生を受け、国より高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について要請があった。

これを受け、高齢者施設等における感染拡大の防止、運営継続支援のため、令和2年度及び令和3年度は施設従事者及び新規入所者を対象としたPCR検査を実施し、令和4年度及び5年度は通所・訪問系、居宅介護支援、地域包括支援センター等の施設系以外の事業所の従事者、利用者も対象者に順次、対象を拡大し、抗原定性検査を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ① 令和3年1月～3月 新規入所者に対するPCR検査費、抗原検査キット購入費の助成
- ② 令和3年2月 施設従事者に対する一斉検査（PCR検査）
- ③ 令和3年4月～8月 施設従事者・新規入所者に対する集中的検査（PCR検査）（行政検査として保健所が実施）
- ④ 令和3年9月～ 施設従事者に対する集中的検査（PCR検査）  
令和4年4月 （公益財団法人日本財団が実施する無料PCR検査事業を活用）
- ⑤ 令和4年8月～9月 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）
- ⑥ 令和4年12月～ 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）  
令和5年3月 （国から提供を受けたキットを活用、保管・配送料は市負担）
- ⑦ 令和5年8月～11月 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）
- ⑧ 令和5年12月～ 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）  
令和6年3月

## 【3. 効果】

外部との接触が多い従事者等に対し検査を実施することで、陽性者を早期発見することができ、高齢者への感染、クラスターの発生を予防し、また従事者が一斉に休業することを防ぐことで運営継続に寄与した。

## 【4. 実施上の課題と対応】

当初は、市内の全施設にメールにて従事者数等の報告を受け、必要キット数を算定しており、また検査結果の報告についてもメールにて集計していたが、対象事業所を拡大し、最終的には、市内 400 以上の高齢者施設・事業所を対象としたことから、メールでの通知・報告は事務負担が過大となった。

そのため、電子申請システムを活用し事務負担の軽減を行った。

## 【5. 国・県との関連】

本事業は、国からの要請に応じ実施したものであるため、事業費については、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けた。また、令和 4 年度には、国から抗原検査キットの現物給付を受けており、キットの保管・市内各事業所への配送業務を市で行った。

県においても、県内高齢者施設等に対し同様の検査事業を行っていたが、権限移譲市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）管内の事業所については、対象外となり市独自の対応が必要だったため、事業実施に当たっては、県、他市の動向を確認の上、実施内容の検討を行った。

## 【6. 事業費】

### ●介護保険課

① 事業費：404,000 円（助成件数：22 件）

予算措置：予備費（令和 3 年 2 月充当）

② 事業費：20,889,000 円（PCR 検査費用・2,110 件）

予算措置：予備費（令和 3 年 2 月充当）

⑤ 事業費：98,836,100 円（抗原検査キット購入費・94,580 個）

予算措置：予算残を流用（令和 4 年 7 月）

⑥ 事業費：1,483,295 円（抗原検査キット配布数・173,824 個）

※国から無償提供されたものを使用、事業費は保管・配送料のみ

予算措置：⑤の予算残を流用（令和 4 年 9 月）

⑦ 事業費：33,035,288 円（抗原検査キット購入費・112,060 個）

予算措置：令和 5 年 6 月補正（第 3 号）

⑧ 事業費：24,598,112 円（抗原検査キット購入費・83,440 個）

予算措置：⑦の予算残で対応

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## ●高齢者いきがい課

①②事業費：4,484,700 円（P C R検査費用・453 件）

予算措置：予備費（令和3年2月充当）

⑤事業費：16,949,900 円（抗原検査キット購入費・16,220 個）

予算措置：予算残を流用（令和4年7月）

⑦事業費：4,383,676 円（抗原検査キット購入費用・14,870 個）

予算措置：令和5年6月補正（第3号）

⑧事業費：4,127,200 円（抗原検査キット購入費用・14,000 個）

予算措置：⑦の予算残で対応

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

|       |     |                    |
|-------|-----|--------------------|
| No.   | 取組名 | 高齢者施設における対策（随時検査）  |
| 6-3-7 | 担 当 | 福祉部 介護保険課・高齢者いきがい課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による高齢者施設でのクラスター発生を受け、国より高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について要請があった。

これを受け、高齢者施設等における感染拡大の防止、運営継続支援のため、令和2年度及び令和3年度は施設従事者及び新規入所者を対象としたPCR検査を実施し、令和4年度及び5年度は通所・訪問系、居宅介護支援、地域包括支援センター等の施設系以外の事業所の従事者、利用者も対象者に順次、対象を拡大し、抗原定性検査を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ① 令和4年4月～                      抗原定性検査キットの配布（陽性となった従事者早期職場  
令和5年3月                      復帰、体調不良者等への検査用）

## 【3. 効果】

外部との接触が多い従事者等に対し検査を実施することで、陽性者を早期発見することができ、高齢者への感染、クラスターの発生を予防し、また従事者が一斉に休業することを防ぐことで運営継続に寄与した。

## 【4. 実施上の課題と対応】

当初は、市内の全施設にメールにて従事者数等の報告を受け、必要キット数を算定しており、また検査結果の報告についてもメールにて集計していたが、対象事業所を拡大し、最終的には、市内400以上の高齢者施設・事業所を対象としたことから、メールでの通知・報告は事務負担が過大となった。

そのため、電子申請システムを活用し事務負担の軽減を行った。

## 【5. 国・県との関連】

本事業は、国からの要請に応じ実施したものであるため、事業費については、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けた。また、令和4年度には、国から抗原検査キットの現物給付を受けており、キットの保管・市内各事業所への配送業務を市で行った。

県においても、県内高齢者施設等に対し同様の検査事業を行っていたが、権限移譲市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）管内の事業所については、対象外となり市独自の対

応が必要だったため、事業実施に当たっては、県、他市の動向を確認の上、実施内容の検討を行った。

## 【6. 事業費】

### ●介護保険課

事業費：9,320,100 円（抗原検査キット購入費・8,220 個）

予算措置：令和4年4月補正（第2号）、令和4年9月補正（第6号）、  
予備費（令和4年7月充当）

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

### ●高齢者いきがい課

事業費：2,853,950 円（抗原検査キット購入費・3,632 個）

予算措置：令和4年4月補正（第2号）、令和4年9月補正（第6号）  
予備費（令和4年7月充当）

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金



## (4) 子育て・保育

| No.    | 取 組 名                                       | 担 当          | ページ |
|--------|---------------------------------------------|--------------|-----|
| 6-4-1  | 子育て支援施設における対策                               | こども未来部こども育成課 | 193 |
| 6-4-2  | 子育て支援施設における対策（地域子育て支援拠点施設）                  | こども未来部こども育成課 | 195 |
| 6-4-3  | 保育施設における対策                                  | こども未来部保育課    | 197 |
| 6-4-4  | 認可外保育施設に係る登園自粛分保育料補助金                       | こども未来部こども政策課 | 201 |
| 6-4-5  | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（保育施設等）   | こども未来部保育課    | 202 |
| 6-4-6  | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（認可外保育施設） | こども未来部こども政策課 | 204 |
| 6-4-7  | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（こども育成課分） | こども未来部こども育成課 | 205 |
| 6-4-8  | 抗原定性検査キットの購入（保育施設等）                         | こども未来部保育課    | 207 |
| 6-4-9  | 抗原定性検査キットの購入（認可外保育施設）                       | こども未来部こども政策課 | 209 |
| 6-4-10 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（保育施設等）     | こども未来部保育課    | 210 |
| 6-4-11 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（認可外保育施設）   | こども未来部こども政策課 | 212 |
| 6-4-12 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（こども育成課分）   | こども未来部こども育成課 | 213 |

|        |                                     |              |     |
|--------|-------------------------------------|--------------|-----|
| 6-4-13 | 子育て短期支援事業における感染症拡大防止対策              | こども未来部こども家庭課 | 215 |
| 6-4-14 | 保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金          | こども未来部保育課    | 217 |
| 6-4-15 | 保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金（こども育成課分） | こども未来部こども育成課 | 218 |
| 6-4-16 | 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金                   | こども未来部保育課    | 220 |
| 6-4-17 | 保育所等におけるＩＣＴ化等推進事業                   | こども未来部 保育課   | 221 |

| No.   | 取組名 | 子育て支援施設における対策 |
|-------|-----|---------------|
| 6-4-1 | 担 当 | こども未来部 こども育成課 |

## 【1. 背景と目的】

子育て支援施設等において、感染症に対する強い体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、事業を継続していくため、各種支援策を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

子育て支援施設等（ファミリー・サポート・センター事業実施施設、緊急サポートセンター事業実施施設、病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設（委託））において、各種感染拡大防止対策等を実施した。

### ●感染防止対策・クラスター対策

①各施設に対し、感染拡大防止対策等に係る経費への補助金を交付

ア 民間放課後児童クラブに係る小学校臨時休業時等支援補助金

【令和元・2年度】民間放課後児童クラブ

イ 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金

【令和2年度】病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

【令和3年度】ファミリー・サポート・センター事業実施施設、病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

【令和4年度】病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

ウ 保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金

【令和4年度】病児・病後児保育施設、地域子育て支援拠点施設

エ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）

【令和2年度】ファミリー・サポート・センター事業実施施設、病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

オ ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金

【令和2年度】ファミリー・サポート・センター事業実施施設、緊急サポートセンター事業実施施設

②施設内で感染者が確認された場合の対応について、統一したマニュアルを作成し配布

【令和3・4年度】病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

### ③陽性者判明時の対応

- ・感染者が判明した場合等については、原則休室対応  
※民間放課後児童クラブについては、施設の判断による。
- ・利用者・従事者に対し、拡大PCR検査を実施  
※病児・病後児保育施設及び地域子育て支援拠点施設については従事者のみ

### ●利用自粛等

- ・緊急事態宣言発令中は、各施設の利用自粛について周知
- ・緊急事態宣言解除後は、感染拡大防止対策（消毒やマスク着用等）を講じた上で事業を実施  
※地域子育て支援拠点施設については（No. 6-4-2）参照

### ●抗原検査簡易キットの配布

民間放課後児童クラブ及び病児・病後児保育施設に対し、施設従事者用の抗原検査簡易キットを配布した。

- ・令和3年10月：民間放課後児童クラブ（4施設・40キット）
- ・令和4年4月：病児・病後児保育施設（4施設・200キット）、民間放課後児童クラブ（4施設・150キット）
- ・令和4年8月：病児・病後児保育施設（1施設・20キット）
- ・令和5年2月：病児・病後児保育施設（4施設・80キット）、民間放課後児童クラブ（4施設・80キット）

## 【3. 効果】

子育て支援施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じることで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

## 【4. 事業費】

※各補助事業シート（No. 6-4-7、6-4-12、6-4-15、13-1-6、13-2-6）参照

| No.   | 取組名 | 子育て支援施設における対策（地域子育て支援拠点施設） |
|-------|-----|----------------------------|
| 6-4-2 | 担 当 | こども未来部 こども育成課              |

## 【１．背景と目的】

国の緊急事態宣言や県の県有施設休館などを背景に、感染拡大防止のため、施設の臨時休止を行い、その後５類移行まで入場を制限した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

臨時休止①：令和２年３月３日から令和２年３月３１日

令和２年４月１日から令和２年４月１９日

令和２年４月２０日から令和５月３１日

臨時休止②：令和２年１２月２８日から令和３年１月１７日

令和３年１月１８日から令和３年２月７日

令和３年２月８日から令和３年３月７日

子育て支援センターは休止。電話相談のみ実施した。

制限付開室①：令和２年６月１日から令和２年１２月２７日

制限付開室②：令和３年３月８日から令和５年５月７日

①、②において下記の感染防止対策を講じて、つどいの広場を開室。

- ・午前午後各５組の定員を設定。（令和３年７月すくすくかわごえ移転後は１５組の定員）
- ・電話予約制に変更。
- ・相談は電話のみ実施。（令和３年７月すくすくかわごえ移転後はパーテーションを使用して相談支援を実施）
- ・飛沫感染や接触の恐れのあるイベント・講座の中止。
- ・利用者の入場制限。（事前検温で３７．５℃以上の発熱または平熱１℃超過、咳、咽頭痛の症状）
- ・入室者の氏名、緊急連絡先の記入依頼。
- ・委託先のつどいの広場も同様の対策を依頼。
- ・委託先のランチタイム休止。

## 【３．効果】

三密回避により感染拡大防止に繋がった。

#### 【4. 国・県との関連】

臨時休止①…緊急事態宣言（令和2年4月）

制限付開室①…緊急事態宣言解除（令和2年5月）

臨時休止②…埼玉県屋内県有施設休館

（令和2年12月24日から令和3年1月17日）

…緊急事態宣言（令和3年1月）

制限付開室②…緊急事態宣言解除（令和3年3月）

| No.   | 取組名 | 保育施設における対策 |
|-------|-----|------------|
| 6-4-3 | 担 当 | こども未来部 保育課 |

## 【1. 背景と目的】

保育所等における新型コロナウイルスの対応については、国からの通知を踏まえて、施設長、保護者あての通知を行った。保育所については、学校の臨時休業を要請されている中、感染の予防に留意した上で、原則として開所を求められていた。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

① 感染状況、緊急事態宣言発令状況に応じて、保護者や施設長宛に随時、通知を発出した。以下は、その一例。

- ・令和2年2月26日付け 保護者あて通知  
卒園式の対応について
- ・令和2年3月12日付け 施設長あて通知  
感染拡大の防止のための保育にあたっての留意点について  
卒園式等行事開催にあたっての留意点について
- ・令和2年4月6日付け 施設長、保護者あて通知  
保育所等における感染拡大防止のための留意事項について  
保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について  
※ 学校は臨時休業を要請されたが、保育所については原則開所を求められた。
- ・令和2年4月9日付け 施設長、保護者あて通知  
登園自粛の依頼について  
登園自粛に係る保育料について  
※ 緊急事態宣言が発出され、保護者が依頼に基づき登園を自粛した場合には、保育料を減免した。
- ・令和2年4月28日付け 施設長、保護者あて通知  
登園自粛期間を延長する依頼について
- ・令和2年7月16日付け 施設長あて通知  
「彩の国『新しい生活様式』における取組」を参照した感染拡大防止について  
職員の健康管理（感染が疑われる場合には出勤を行わない）について

- ・令和3年1月8日付け 施設長あて通知  
緊急事態宣言後の保育所等の対応について  
園児及び職員（同居家族等を含む）の登園を控える基準について  
※ 緊急事態宣言発出

- ・令和5年3月14日付け 施設長、保護者あて通知  
登園自粛による保育料の日割り計算による減免措置の取り扱い廃止について  
登園自粛要件の一部変更について  
※ 令和5年4月1日以降の変更

- ② 公立保育所における、マスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大防止のための備品を購入した。  
感染症対策のため、公立保育所の空調設備を更新した。

### 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、登園自粛を依頼した場合でも、医療従事者など社会の機能を維持することが必要な方や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の児童等については、必要な保育の提供を行った。  
マスク等の衛生用品の購入や空調設備の更新を行い、感染対策を行った。

### 【4. 実施上の課題と対応】

保育施設については、コロナ禍にあっても、社会的に重要な機能を有する施設であるため、原則として開所しなければならないとされていたが、感染拡大により、臨時休園することとなった保育所があった。  
臨時休園期間中は、医療従事者または社会的要請の強い職種に限り特別保育を実施した。

### 【5. 国・県との関連】

保育所における感染防止策については、国から示された「保育所における感染症ガイドライン」等に基づく対応を行った。



## 【6. 事業費】

|       |                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年度 | 公立保育所における衛生用品の購入                                                                         |
| 事業費   | 7,110,647 円                                                                              |
| 財源    | 国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金                                                                      |
| 予算措置  | 令和2年度予算：令和2年6月補正（第4号）                                                                    |
| 令和2年度 | 公立保育所（一時預かり事業分含む）の衛生用品の購入                                                                |
| 事業費   | 11,344,037 円                                                                             |
| 財源    | 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金                                                                 |
| 予算措置  | 令和2年度予算：令和2年9月補正（第9号）                                                                    |
| 令和2年度 | 公立保育所における感染リスクの低減を図るための空調設備更新                                                            |
| 事業費   | 27,255,327 円                                                                             |
| 財源    | 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                                                            |
| 予算措置  | 令和2年度予算：令和2年7月補正（第8号）                                                                    |
| 令和2年度 | 公立保育所における衛生用品の購入                                                                         |
| 事業費   | 2,231,469 円                                                                              |
| 財源    | 国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金                                                                      |
| 予算措置  | 6月補正前に購入した衛生用品購入費用に充てるため、保育課一般事務に充てられた補助金を流用。                                            |
| 令和3年度 | 公立保育所の感染症対策用消耗品及び備品の購入                                                                   |
| 事業費   | 9,986,905 円                                                                              |
| 財源    | 国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金<br>国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                                     |
| 予算措置  | 令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）                                                                    |
| 令和3年度 | 一時預かり事業実施園（公立）における感染症対策消耗品及び備品の購入                                                        |
| 事業費   | 1,193,540 円                                                                              |
| 財源    | 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金<br>県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金<br>国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 予算措置  | 令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）                                                                    |
| 令和3年度 | 感染症対策のため、公立保育所の空調設備更新                                                                    |
| 事業費   | 35,074,226 円                                                                             |
| 財源    | 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                                                            |
| 予算措置  | 令和3年度予算：令和3年9月補正（第6号）                                                                    |

|       |                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和４年度 | 公立保育所の感染症対策用消耗品及び備品の購入                                                                   |
| 事業費   | 9,289,051 円                                                                              |
| 財 源   | 国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金<br>国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                                     |
| 予算措置  | 令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）                                                                    |
| 令和４年度 | 公立保育所の感染対策のための簡易改修                                                                       |
| 事業費   | 13,887,335 円                                                                             |
| 財 源   | 国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金<br>国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                                     |
| 予算措置  | 令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）                                                                    |
| 令和４年度 | 一時預かり事業実施園（公立）における感染症対策用消耗品及び備品の購入                                                       |
| 事業費   | 794,808 円                                                                                |
| 財 源   | 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金<br>県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金<br>国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 予算措置  | 令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）                                                                    |
| 令和４年度 | 一時預かり実施施設（公立）における感染対策のための簡易改修                                                            |
| 事業費   | 2,942,500 円                                                                              |
| 財 源   | 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金<br>県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金<br>国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 予算措置  | 令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）                                                                    |
| 令和４年度 | 感染症対策のため、公立保育所の空調設備更新（備品購入）                                                              |
| 事業費   | 5,973,110 円                                                                              |
| 財 源   | 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                                                            |
| 予算措置  | 令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）                                                                    |
| 令和４年度 | 感染症対策のため、公立保育所の空調設備更新（工事請負費）                                                             |
| 事業費   | 40,715,400 円                                                                             |
| 財 源   | 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金                                                            |
| 予算措置  | 令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）                                                                    |

| No.   | 取組名 | 認可外保育施設に係る登園自粛分保育料補助金 |
|-------|-----|-----------------------|
| 6-4-4 | 担 当 | こども未来部 こども政策課         |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が逼迫している認可外保育施設を利用する児童の保護者又は施設に対して登園自粛した場合に、その日数に応じて保育料を補助することで経済的な負担の軽減を図る。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

認可外保育施設を利用する児童の保護者又は施設に対し、登園自粛した日数に応じた保育料について補助を行う。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況等（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間）により、対象者、対象期間は随時変更あり。令和4年12月27日付で、内閣府及び厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置について」において、新型コロナウイルス感染症に係る保育料の減免措置について、令和5年度4月以降廃止する方針が示されたことを受け、市においても同様に終了。

## 【3. 効果】

新型コロナウイルスの影響により登園自粛をした日数分の保育料額の補助を実施したことで、利用者の経済的負担の軽減に一定の効果があった。

（令和2年度 14件、令和3年度 29件、令和4年度 18件）

## 【4. 事業費】

事業費 令和2年度 257,000円

令和3年度 222,000円

令和4年度 97,000円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度7月補正（第8号）

※R3（6月補正）川越市保育対策総合支援事業費補助金の余剰内で対応

※R4（4月補正）川越市保育対策総合支援事業費補助金の余剰内で対応

|       |     |                                           |
|-------|-----|-------------------------------------------|
| No.   | 取組名 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（保育施設等） |
| 6-4-5 | 担 当 | こども未来部 保育課                                |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（令和２年６月１９日付け厚生労働省子発０６１９第１号）に基づき、厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等に対し補助金を交付した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

[民間保育施設]

### １ 補助対象者

感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、一時預かり事業）

### ２ 補助対象経費

- マスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大防止のための備品購入費
- 施設等の消毒に要する費用（委託費等）
- 感染症予防の広報・啓発に係る費用（印刷製本費等）
- 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に行うための研修受講費、かかり増し経費等

### ３ 補助上限額

１施設又は１事業当たり５０万円以内

### ４ 補助対象期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで（令和２年４月１日以降に発注し、令和３年３月３１日までに納品・支払いが完了するもの）

## 【３．効果】

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等の負担を軽減することができた。

## 【４．国・県との関連】

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱

- ・埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金  
交付要綱（厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

## 【5. 事業費】

事業費 [法人園・法人園一時預かり事業分] 37,696,000 円

財 源 県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

予算措置 令和2年9月補正（第9号）

|       |     |                                             |
|-------|-----|---------------------------------------------|
| No.   | 取組名 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（認可外保育施設） |
| 6-4-6 | 担 当 | こども未来部 こども政策課                               |

### 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や職員の支援等を実施する認可外保育施設に対し、補助金を支給する。

### 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

認可外保育施設が感染拡大防止対策として行うマスク等の衛生用品の購入や施設の消毒に係る費用などに対し補助金を交付する。

（認可外保育施設 43 施設）

### 【３．効果】

児童福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る衛生用品購入費やかかり増し経費等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減に寄与した。

### 【４．事業費】

事業費 11,408,000 円

財 源 県支出金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

予算措置 令和２年度９月補正（第９号）

|       |     |                                             |
|-------|-----|---------------------------------------------|
| No.   | 取組名 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（こども育成課分） |
| 6-4-7 | 担 当 | こども未来部 こども育成課                               |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対応下において、児童福祉施設等は感染拡大防止対策を行った上での事業継続が求められた。緊急に必要な感染拡大防止対策に係る費用や児童福祉施設等の職員に係る負担への包括的な支援を実施するため、国の令和2年度第二次補正予算において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」を実施することとされた。本市においても市内児童福祉施設等（直営を除く）を支援するため補助事業を実施することとなった。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

児童福祉施設等が感染拡大防止対策として行うマスク等の衛生用品の購入や施設の消毒に係る費用、業務の実施に係る手当などに対し補助金を交付する。

### ●補助対象者

ファミリー・サポート・センター事業実施施設（1施設）、病児・病後児保育施設（4施設）、民間放課後児童クラブ（1施設）、地域子育て支援拠点施設（20施設）

### ●実施期間

令和2年度

### ●交付実績

- ・ファミリー・サポート・センター事業実施施設（1施設）：276,584円
- ・病児・病後児保育施設（4施設）：1,979,000円
- ・民間放課後児童クラブ（1施設）：500,000円
- ・地域子育て支援拠点施設（16施設）：6,295,000円

## 【3. 効果】

児童福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る衛生用品購入費やかかり増し経費等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

#### 【４．国・県との関連】

埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱において、財源補助が示された。

#### 【５．事業費】

事業費 9,050,584 円

財 源 県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

予算措置 令和２年９月補正（第９号）



| No.   | 取組名 | 抗原定性検査キットの購入（保育施設等） |
|-------|-----|---------------------|
| 6-4-8 | 担 当 | こども未来部 保育課          |

## 【１．背景と目的】

・高齢者施設、障害者支援施設の従事者や保育所、小学校の職員等が濃厚接触者となった場合でも、無症状であり毎日、業務前に検査を行うなどの「一定の要件」を満たしたときは、待機期間中の業務の従事が可能とされた。

そこで、社会機能維持（サービス提供の継続）を目的として、濃厚接触者となった従事者の待機を解除（早期の職場復帰）するための検査に必要な抗原定性検査キットを購入することとした。さらには、必要に応じて、感染の疑いのある従事者等の早期感染確認にも使用するなど、感染拡大の防止にも活用しようとするもの。（令和４年度４月補正）

・保育施設内で一定数の感染が確認された場合に、陽性者と一定の接触があった保育施設職員を対象として感染の有無を確認するため、市が抗原定性検査キットを購入し、各保育施設等に配布するもの。（令和４年度９月補正）

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和４年度４月補正（一般会計補正予算第２号）

認可保育所等（80 施設・3,370 個分）の従事者に対する抗原定性検査の実施に係る消耗品費の計上を行った。

### ●令和４年度９月補正（一般会計補正予算第６号）

認可保育所等（91 施設・4,550 個分）の従事者に対する抗原定性検査の実施に係る消耗品費の計上を行った。

#### ・抗原検査キットの使用要件

- ①施設内での感染拡大を防止するため、５名程度の陽性者が発生した場合に、陽性者と一定程度の接触があった職員を対象に感染の有無を確認するために使用する場合（小規模の施設にあつては１名以上の陽性者が発生した場合も活用可能）
- ②施設職員が濃厚接触者となった場合であつて、待機期間を短縮しようとするため又は待機期間中での業務の従事を可能とするために使用する場合。
- ③その他感染に不安を感じる施設職員に対する検査のために使用する場合。

### ●購入履歴（支出命令日ごと）

- ・令和４年 ６月 15 日 3,370 個
- ・令和４年 ８月 30 日 200 個
- ・令和４年 11月 30 日 5,000 個

### 【3. 効果】

感染者と一定の接触のある職員の感染を確認するほか、感染の疑いのある従事者等の早期感染確認にも使用するなど、感染拡大の防止に活用することができた。

### 【4. 国・県との関連】

国からの通知によると、保育施設等の従事者が家庭内感染等により濃厚接触者となった場合に、社会機能を維持するため、緊急的な対応として、毎日業務前に検査を行い、陰性が確認されているなどの要件や注意事項を満たす限りにおいて、不要不急の外出に当たらないとする取扱いを可能としている。

### 【5. 事業費】

#### ●令和4年度4月補正（一般会計補正予算第2号）

事業費 5,055,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和4年4月補正（第2号）

#### ●令和4年度6月補正（一般会計補正予算第6号）

事業費 6,565,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和4年6月補正（第6号）

| No.   | 取組名 | 抗原定性検査キットの購入（認可外保育施設） |
|-------|-----|-----------------------|
| 6-4-9 | 担 当 | こども未来部 こども政策課         |

## 【１．背景と目的】

コロナ禍において認可外保育施設等における事業継続を支援するため、感染者と一定の接触のある職員に対して抗原検査を実施し、各施設内での感染拡大防止、及び職員の感染の有無を早期に確認する必要があった。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の認可外保育施設等における無症状の濃厚接触者や職員の感染確認及び濃厚接触者の待機期間の短縮等に必要な抗原定性検査キットを配布する。

※４月補正時 3,950 キット・・・認可外保育施設（44 施設）、病児・病後児保育施設（4 施設）、放課後児童クラブ（4 施設）、児童発達支援及び放課後等デイサービス（53 施設）、母子生活支援施設（1 施設）及び予備分をまとめ購入

※９月補正時 3,100 キット・・・認可外保育施設（42 施設）＋こども未来部予備分

## 【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の停止等を防ぎ、その施設の機能を維持した。（配布施設数：106 施設（R4. 4）、42 施設（R4. 11））

濃厚接触者となった職員が当該キットを活用し検査を行うことにより、待機期間が短縮され、安定した施設の運営継続に寄与した。

## 【４．事業費】

事業費 １回目 4,996,750 円

２回目 1,807,300 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和４年度 ４月補正（第２号）

９月補正（第６号）

|        |     |                                             |
|--------|-----|---------------------------------------------|
| No.    | 取組名 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止<br>対策に係る支援補助金（保育施設等） |
| 6-4-10 | 担 当 | こども未来部 保育課                                  |

## 【1. 背景と目的】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

[民間保育施設]

### 1 補助対象者

感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、一時預かり事業）

### 2 補助対象経費

○職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に行うための研修受講費、かかり増し経費等

○マスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大防止のための備品購入費

○施設等の消毒に要する費用（委託費等）

○感染症予防の広報・啓発に係る費用（印刷製本費等）

### 3 補助上限額

1 施設当たり 30～50 万円

- ・定員 19 人以下：30 万円
- ・定員 20 人以上 59 人以下：40 万円
- ・定員 60 人以上：50 万円
- ・一時預かり事業：30 万円（一律）

### 4 補助対象期間

令和 3 年度分：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで（令和 3 年 4 月 1 日以降に発注し、令和 4 年 3 月 31 日までに納品・支払いが完了するもの）

令和 4 年度分：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 17 日まで（令和 4 年 4 月 1 日以降に発注し、令和 5 年 2 月 17 日までに納品・支払いが完了するもの）

### 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら運営を行う保育所に経済的な支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るとともに、児童の衛生を確保・維持し、継続的に事業を行うことができた。

### 【4. 国・県との関連】

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱
- ・ 埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱（厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

### 【5. 事業費】

事業費 令和3年度 34,546,000 円

（うち一時預かり事業対象分： 6,389,000 円、  
保育事業対象分：28,157,000 円）

令和4年度 33,791,000 円

（うち一時預かり事業対象分： 6,387,000 円、  
保育事業対象分：27,404,000 円）

財 源 一時預かり事業対象分

国庫支出金 子ども・子育て支援交付金、県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

保育事業対象分

国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）

令和4年度予算：令和4年3月補正（第1号）

|        |     |                                               |
|--------|-----|-----------------------------------------------|
| No.    | 取組名 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止<br>対策に係る支援補助金（認可外保育施設） |
| 6-4-11 | 担 当 | こども未来部 こども政策課                                 |

## 【１．背景と目的】

No. 6-4-10 参照。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

認可外保育施設における保育を継続的に実施していくために必要な人件費や、衛生用品等の購入に係る経費を対象とする。

## 【３．効果】

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら運営を行う認可外保育施設に対し経済的な支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るとともに、児童の衛生を確保・維持し、継続的に事業を行うことができた。

令和２年度（３０施設）、令和３年度（２５施設）、令和４年度（２６施設）

## 【４．事業費】

事業費 令和２年度 10,193,000 円  
令和３年度 8,219,000 円  
令和４年度 8,397,000 円

財 源 国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年度６月補正（第４号）  
令和３年度６月補正（第３号）  
令和４年度４月補正（第１号）

|        |     |                                               |
|--------|-----|-----------------------------------------------|
| No.    | 取組名 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止<br>対策に係る支援補助金（こども育成課分） |
| 6-4-12 | 担 当 | こども未来部 こども育成課                                 |

## 【１．背景と目的】

No. 6-4-10 参照。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

保育施設等における保育を継続的に実施していくために必要な人件費や、衛生用品等の購入に係る経費を対象とする。

### ●補助対象者

令和２年度：病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（１施設）、地域子育て支援拠点施設（20 施設）

令和３年度：ファミリー・サポート・センター事業実施施設（１施設）、病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（４施設）、地域子育て支援拠点施設（20 施設）

令和４年度：病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（４施設）、地域子育て支援拠点施設（20 施設）

### ●実施期間

令和２年度・令和３年度・令和４年度

### ●交付実績

令和２年度

- ・病児・病後児保育施設（４施設）：2,000,000 円  
※委託料増額の変更契約で対応
- ・民間放課後児童クラブ（１施設）：500,000 円  
※民間放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染拡大防止対策費補助金として実施
- ・地域子育て支援拠点施設（20 施設）：9,999,999 円  
※委託料増額の変更契約で対応

令和３年度

- ・ファミリー・サポート・センター事業実施施設（１施設）：270,000 円
- ・病児・病後児保育施設（４施設）：1,200,000 円
- ・民間放課後児童クラブ（４施設）：1,500,000 円

・地域子育て支援拠点施設（18 施設）：5,178,000 円  
令和4年度

- ・病児・病後児保育施設（4 施設）：1,199,000 円
- ・民間放課後児童クラブ（4 施設）：1,500,000 円
- ・地域子育て支援拠点施設（17 施設）：4,878,000 円

### 【3. 効果】

保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品購入費やかかり増し経費等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

### 【4. 国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱において新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

### 【5. 事業費】

#### ●令和2年度

事業費 12,499,999 円  
財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金  
予算措置 令和2年6月補正（第4号）

#### ●令和3年度

事業費 8,148,000 円  
財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金  
県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和3年6月補正（第3号）

#### ●令和4年度

事業費 7,577,000 円  
財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金  
県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和4年3月補正（第1号）



| No.    | 取組名 | 子育て短期支援事業における感染症拡大防止対策 |
|--------|-----|------------------------|
| 6-4-13 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課          |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルスの感染拡大下においても、感染症対策の徹底を図りながら子育て短期支援事業を継続的に実施していくために必要な衛生用品等の購入、事業所等の消毒に必要なとなる経費について経済的支援を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和２年度

感染症拡大防止対策に係る費用として、業務委託料を５０万円増額して支援を行った。

### ●令和３年度及び令和４年度

実施施設における衛生用品の購入等に係る経費を対象として、３０万円の補助金を交付した。

## 【３．効果】

必要な経済的支援を行うことで、感染症対策の徹底を図りながら子育て短期支援事業を継続的に実施することができた。

## 【４．国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成２８年７月２０日府子本第４７４号通知別紙）に基づき実施したもの。

なお、補助率については、令和２年度が国 10/10、令和３年度及び令和４年度は国 1/3・県 1/3・市 1/3 となり、市負担分には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した。

## 【５．事業費】

### ●令和２年度

事業費 ５００,０００円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

予算措置 令和２年６月補正（第４号）

●令和３年度及び令和４年度

事業費 300,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

予算措置 令和３年６月補正（第３号）

令和４年３月補正（第１号）

| No.    | 取組名 | 保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金 |
|--------|-----|----------------------------|
| 6-4-14 | 担 当 | こども未来部 保育課                 |

## 【１．背景と目的】

感染防止対策を図りながら事業を継続的に実施していくために、感染症対策のための改修整備等に必要な経費を補助したものの。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和４年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施したトイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等感染症対策のための改修等、簡易な改修に係る経費を補助した。

## 【３．効果】

保育施設に対し、新型コロナウイルス感染対策のための施設改修整備等補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

保育所：２２件 認定こども園：６件 地域型保育事業所：１８件

## 【４．国・県との関連】

保育対策総合支援事業費補助金（１／３）

## 【５．事業費】

事業費 ４１,０１０,０００円

財 源 保育対策総合支援事業費補助金（１／３）

予算措置 令和４年度４月補正（第１号）

|        |     |                                         |
|--------|-----|-----------------------------------------|
| No.    | 取組名 | 保育施設等における感染症対策のための改修整備<br>等補助金（こども育成課分） |
| 6-4-15 | 担 当 | こども未来部 こども育成課                           |

## 【１．背景と目的】

保育施設等において、感染症に対する強い体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、事業を継続していくため、簡易な改修に係る経費について支援を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

保育施設等において、トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等感染症対策のための改修等簡易な改修に係る経費を対象として補助金を交付する。

### ●補助対象者

病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（４施設）、地域子育て支援拠点施設（１９施設）

### ●実施期間

令和４年度

### ●交付実績

- ・病児・病後児保育施設（１施設）：５１７，０００円
- ・地域子育て支援拠点施設（９施設）：６，７６０，０００円

## 【３．効果】

保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染対策のための施設改修整備等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

## 【４．国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱において新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

## 【5. 事業費】

事業費 7,277,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

県 支 出 金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策  
事業費補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

| No.    | 取組名 | 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 |
|--------|-----|-------------------|
| 6-4-16 | 担 当 | こども未来部 保育課        |

## 【1. 背景と目的】

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、すべての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直すもの。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、特定教育・保育施設に対し、令和4年2月から令和4年9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施した。

令和4年10月以降は、本取組を継続するため、公定価格において処遇改善等加算Ⅲを新設し移行された。

## 【3. 効果】

コロナ禍において、幼児教育・保育現場で働く職員の処遇改善に寄与した。

## 【4. 実施上の課題と対応】

保育現場にとっては処遇改善のため有効な取組であったものの、制度の発表から実施までの猶予がとても短く、事務に関しては大変混乱したため、施設向けの説明会を実施するなどの対応を行った。

## 【5. 国・県との関連】

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱

## 【6. 事業費】

事業費 令和3年度 24,363,277円 令和4年度 92,287,564円  
財 源 国庫補助金 保育士等処遇改善臨時特例交付金  
予算措置 令和3年度予算：令和4年3月補正（第13次）  
令和4年度予算：当初予算

| No.    | 取組名 | 保育所等における I C T 化等推進事業 |
|--------|-----|-----------------------|
| 6-4-17 | 担 当 | こども未来部 保育課            |

## 【1. 背景と目的】

### ●公立保育所

コロナ禍において保育業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図る。

また、保育に付随する業務に係る保育 I C T システムを導入し、システムを利用できる環境を整備する。

### ●民間保育施設

保育士等が働きやすい環境を整備するため、I C T 化推進等事業を実施する保育施設等に対し補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●公立保育所

#### 1 実施時期

##### （1）令和4年度

令和4年8月31日から令和5年3月31日まで

##### （2）令和5年度

令和5年12月4日から令和6年1月24日まで

#### 2 取組内容

##### （1）令和4年度

無線ネットワーク構築業務委託、システム操作研修環境設定手数料、タブレット端末購入、保育 I C T システム利用料、その他消耗品購入

##### （2）令和5年度

タブレット端末の追加購入

### ●民間保育施設

#### 1 補助対象者

令和3・4年度分：I C T 化等推進事業を実施する保育所等（保育所及び幼保連携型認定こども園）

令和5年度分：I C T 化等推進事業を実施する保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）

#### 2 補助対象経費

○システムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）

○通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用（機器を利用するための環境設定の費用や保証費用等を含む。）

（※令和３・４年度のみ）

### ３ 補助率及び基準額

○システム導入：補助対象経費の３／４、１施設当たり上限 1,000,000 円

○翻訳機等の購入：補助対象経費の３／４、１施設当たり上限 150,000 円

### ４ 補助対象期間

令和３年度分：令和３年４月１日～令和４年３月３１日まで（令和３年４月１日以降に発注し、令和４年３月３１日までに納品・支払いが完了するもの）

令和４年度分：令和４年４月１日～令和５年２月１７日まで（令和４年４月１日以降に発注し、令和５年２月１７日までに納品・支払いが完了するもの）

令和５年度分：令和５年４月１日～令和６年２月１６日まで（令和５年４月１日以降に発注し、令和５年２月１６日までに納品・支払いが完了するもの）

## 【３．効果】

保育所等がＩＣＴを活用した業務システムを導入することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備することができた。

## 【４．国・県との関連】

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱
- ・埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱（厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

## 【５．事業費】

### ●公立保育所

事業費 令和４年度 39,320,801 円

令和５年度 5,170,000 円

財 源 令和４年度：

国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金

（補助割合：国 １／２、市 １／４、事業者 １／４）

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和５年度：

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和４年度予算：令和４年６月補正（第４号）

令和５年度予算：こども政策課予算からの流用にて対応



## ●民間保育施設

事業費 令和3年度 16,001,000 円

令和4年度 5,748,000 円

令和5年度 10,874,000 円

財 源 国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金

(補助割合：国 1／2、市 1／4、事業者 1／4)

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）

令和4年度予算：令和4年3月補正（第1号）



## (5) 学童保育

| No.   | 取 組 名                 | 担 当        | ページ |
|-------|-----------------------|------------|-----|
| 6-5-1 | 学童保育室における対策（感染対策）     | 教育総務部教育財務課 | 227 |
| 6-5-2 | 学童保育室における対策（登室自粛）     | 教育総務部教育財務課 | 230 |
| 6-5-3 | 学童保育室における対策（拡大検査）     | 教育総務部教育財務課 | 232 |
| 6-5-4 | 学童保育室における対策（クラスター対策）  | 教育総務部教育財務課 | 233 |
| 6-5-5 | 学童保育室における対策（臨時休業中の対応） | 教育総務部教育財務課 | 235 |
| 6-5-6 | 学童保育室における対策（集中的検査）    | 教育総務部教育財務課 | 237 |



| No.   | 取組名 | 学童保育室における対策（感染対策） |
|-------|-----|-------------------|
| 6-5-1 | 担 当 | 教育総務部 教育財務課       |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルスの感染拡大により、学童保育室については、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」が発出され、感染の予防に留意した上で、原則開所する方針が打ち出された。

その後も続く新型コロナウイルス感染症の流行下において、感染対策を図りながら学童保育室の継続的な運営をしていくため、事業を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●取組内容

#### ①感染拡大防止を図るための物品の購入等

学童保育室における感染拡大防止を図るために必要な衛生用品、パーテーション等の物品を購入したほか、既設蛇口の自動水栓化、空調設備の清掃等を行った。

#### ②空調設備整備

学童保育室における室内の換気機能及び空調効率を上げるため、空調設備の整備を行った。

#### ③ＩＣＴ化推進事業

感染拡大防止を図るため、学童保育室におけるＩＣＴ化を推進し、情報端末の増設や通信環境の整備を行った。

### ●対象

川越市立学童保育室

### ●実施期間

- ① 令和２年度、令和３年度、令和４年度
- ② 令和３年度、令和４年度
- ③ 令和３年度、令和４年度

## 【３．効果】

#### ①感染拡大防止を図るための物品の購入等

学童保育室で過ごす児童や支援員等の感染対策の徹底を図ることができた。

## ②空調設備整備

感染拡大防止に必要な学童保育室内の換気機能及び空調効率を上げることができた。

## ③ICT化推進事業

ICT化を進め、感染拡大防止を図ることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

国庫支出金、県支出金を活用することによって感染対策に必要な事業を行うことができた。

通常業務に加えて感染対策等の業務が増えたため、職員の負担が大きかった。

感染拡大防止に必要な事項の抽出に苦慮した。

## 【5. 国・県との関連】

国庫支出金、県支出金を活用した。

## 【6. 事業費】

### ①感染拡大防止を図るための物品の購入等

#### ・令和2年度

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 事業費  | 51,484,722 円                                          |
| 財源   | ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金<br>・県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 |
| 予算措置 | 令和2年6月補正（第4号）、令和2年9月補正（第9号）                           |

#### ・令和3年度

|      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 事業費  | 22,385,758 円                                                 |
| 財源   | ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金<br>・県支出金<br>放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金 |
| 予算措置 | ・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金<br>令和3年6月補正（第3号）              |

#### ・令和4年度

|     |                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------|
| 事業費 | 52,790,022 円                                                 |
| 財源  | ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金<br>・県支出金<br>放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金 |

予算措置                      ・ 国庫支出金    新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
                                          令和 4 年 3 月補正（第 1 号）

## ②空調設備整備

### ・ 令和 3 年度

事業費                      9,337,900 円  
 財 源                      ・ 国庫支出金    新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 予算措置                      令和 3 年 9 月補正（第 6 号）

### ・ 令和 4 年度

事業費                      9,092,600 円  
 財 源                      ・ 国庫支出金    新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 予算措置                      令和 4 年 3 月補正（第 1 号）

## ③ I C T 化推進事業

### ・ 令和 3 年度

事業費                      28,379,328 円  
 財 源                      ・ 国庫支出金    子ども・子育て支援交付金  
                                          ・ 県支出金  
                                          放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金  
                                          ・ 国庫支出金    新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 予算措置                      令和 3 年 9 月補正（第 6 号）

### ・ 令和 4 年度

事業費                      36,126,462 円  
 財 源                      ・ 国庫支出金    子ども・子育て支援交付金  
                                          ・ 県支出金  
                                          放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金  
                                          ・ 国庫支出金    新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
 予算措置                      令和 4 年 3 月補正（第 1 号）

|       |     |                   |
|-------|-----|-------------------|
| No.   | 取組名 | 学童保育室における対策（登室自粛） |
| 6-5-2 | 担 当 | 教育総務部 教育財務課       |

## 【1. 背景と目的】

国内の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、これを受け、同日、埼玉県知事から放課後児童クラブについては、規模を縮小した上で運営を行うべきものとの要請がなされた。

児童の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大をより一層防止する観点から、保護者へ家庭において保育が可能な場合の登室自粛の要請を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●対象者

川越市立学童保育室児童の保護者

### ●実施期間

令和2年4月8日～令和2年5月31日

### ●実施内容

学童保育室への登室自粛要請及び登室自粛をした日数分の学童保育料の日割り減免

## 【3. 効果】

学童保育室利用の保護者へ登室自粛要請を行うことで、学童保育室を継続して開室しながら、児童の安全確保及び感染拡大防止を図ることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

学童保育料の日割り減免算定に対応したシステムがないため、減免事務に苦慮した。

## 【5. 国・県との関連】

学童保育料の減免について、国庫支出金、県支出金を活用した。

## 【6. 事業費】

令和2年度



|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 事業費  | 30,002,000 円                   |
| 財源   | ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金            |
|      | ・県支出金                          |
|      | 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金   |
|      | ・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 予算措置 | 令和2年度当初予算                      |

|       |     |                   |
|-------|-----|-------------------|
| No.   | 取組名 | 学童保育室における対策（拡大検査） |
| 6-5-3 | 担 当 | 教育総務部 教育財務課       |

## 【1. 背景と目的】

学童保育室において新型コロナウイルスの感染が確認された際に、感染の不安や拡大を防ぐために、濃厚接触者に該当しない者に対しても、拡大PCR検査を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●対象者

川越市立学童保育室の児童及び支援員等

### ●実施時期

令和2年12月～令和4年1月

### ●取組内容

陽性者と一定程度の接触等が見込まれる児童及び支援員等に対して、保健所から受領した検査キットの配布及び回収をし、保健所へ検査を依頼した。

## 【3. 効果】

学童保育室における感染の不安や拡大の防止が図れた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

対象者への検査キットの配布や回収で、事務の負担が過大となった。

| No.   | 取組名 | 学童保育室における対策（クラスター対策） |
|-------|-----|----------------------|
| 6-5-4 | 担 当 | 教育総務部 教育財務課          |

## 【1. 背景と目的】

学校が臨時休業となる中、学童保育室においては、国等からの通知を踏まえて、感染の予防に留意した上で、原則として開所することとしていた。

ただし、学童保育室に在籍する児童や支援員等に症状が現れた場合には、感染拡大防止を図るため、学童保育室を臨時休室とした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

学童保育室を臨時休室とする場合は、感染状況、緊急事態宣言発令状況に応じて、下記のとおり随時対応を見直した。

### ●令和2年7月

休室期間は、濃厚接触者の特定調査開始日から2日間を想定。

- ①学校授業日：学校の臨時休業の判断と同一とする。支援員等の感染が判明した場合には、教育財務課が臨時休室について判断する。
- ②学校休業日：児童及び支援員等の感染が判明した場合には、教育財務課が臨時休室について判断する。

### ●令和3年4月

学童保育室関係者に陽性者が判明し、当該陽性者が発症日及びその前2日間に登室した日がある場合は、発症日の翌日から3日間を休室とする。

### ●令和4年2月

同一支援単位内で同時期に複数の学童保育室関係者に陽性者が判明し、2人目の陽性者が発症日及びその前2日間に登室した日がある場合は、2人目の発症日の翌日から3日間を休室とする。

### ●令和4年7月

同一支援単位内で同時期に複数の学童保育室関係者に陽性者が判明し、5人目の陽性者が発症日又はその前2日間に登室した日がある場合は、5人目の発症日の翌日から3日間を休室とする。

### 【3. 効果】

国等のガイドラインや通知を参考に適宜基準を見直して対応したことにより、学童保育室において感染拡大防止及び感染拡大下での事業継続を図ることができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

国や県、教育委員会等から発出される通知等に基づき、臨時休室とする判断基準をその都度見直しするなどしたため、利用者や支援員等への周知といった事務の負担が過大となった。

### 【5. 国・県との関連】

学童保育室における感染防止策については、国等から示された感染症ガイドライン等に基づく対応を行った。

| No.   | 取組名 | 学童保育室における対策（臨時休業中の対応） |
|-------|-----|-----------------------|
| 6-5-5 | 担 当 | 教育総務部 教育財務課           |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルスの拡大により学校は一斉休校となったが、学童保育室については、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」が発出され、感染の予防に留意したうえで、原則開所する方針が打ち出されたため、学童保育室の入室児童全員を受入れ、保育については、学校職員と学童保育臨時指導員が連携して行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和2年3月2日～3月26日

※春休み期間中については、通常どおりの学童保育運営体制で業務を実施

| 時 間         | 職 員             | 場 所       |
|-------------|-----------------|-----------|
| 8：30～11：00  | 学校職員            | 学校施設（教室）  |
| 11：00～15：00 | 学校職員及び学童保育臨時指導員 | 学校施設（教室）  |
| 15：00～18：30 | 学童保育臨時指導員       | 学童保育室又は教室 |

12時30分より前に出勤できる指導員のみ11時から勤務。ただし、15時までは学校において教職員と協力して保育に当たり、15時以降は学童保育室に戻って指導員のみで保育に当たった。

### ●令和2年4月8日～5月31日

| 時 間         | 職 員             | 場 所       |
|-------------|-----------------|-----------|
| 8：30～13：00  | 学校職員            | 学校施設（教室）  |
| 13：00～15：00 | 学校職員及び学童保育臨時指導員 | 学校施設（教室）  |
| 15：00～18：30 | 学童保育臨時指導員       | 学童保育室又は教室 |

## 【3. 効果】

学校が一斉休校となったため、朝から受け入れ体制を整えることにより、子どもの受入れ先がない保護者に対して寄与することができた

#### 【4. 実施上の課題と対応】

学校の一斉休校が打ち出されたことに伴う急な決定であったため、学童保育臨時指導員の人員確保が最大の課題であったが、教育委員会内で調整を行い、必要な人員や場所を確保したうえで開室することができた。

#### 【5. 国・県との関連】

学童保育室における対応については、国等から示された通知や感染症ガイドライン等に基づく対応を行った。

| No.   | 取組名 | 学童保育室における対策（集中的検査） |
|-------|-----|--------------------|
| 6-5-6 | 担 当 | 教育総務部 教育財務課        |

## 【１．背景と目的】

学童保育室に勤務する支援員等に症状が現れた場合に、検査を行うことで早期に陽性者を発見し、感染拡大防止を図るため、支援員等を対象とした検査キットを配布した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和３年１０月

厚生労働省から抗原簡易キットが、放課後児童クラブに対して無償で配布された。  
(配布数：360 個)

### ●令和４年７月

児童と接する時間の長い夏季休業期間における陽性者発生時の職員の感染確認に必要な検査に用いる抗原検査キットを市が購入し、各施設に配布した。  
(配布数：2,300 個)

### ●令和５年１月

新学期を迎える学校や学童の感染対策として、職員等が感染に不安がある場合や、濃厚接触者の待機期間短縮を必要とする場合等における検査に使用できるよう、県から提供を受けた抗原検査キットを配布した。  
(配布数：1,500 個)

## 【３．効果】

学童保育室において、体調不良者の早期発見や早期の職場復帰を促進し、感染拡大防止及び感染拡大下での事業継続を図ることができた。

## 【４．実施上の課題と対応】

検査キットの希望調査や、検査結果の集計について、取りまとめの事務の負担が過大となった。

## 【5. 国・県との関連】

関係省庁から発出される通知や、厚生労働省がホームページ等で発信する情報を基に対策を行った。

## 【6. 事業費】

事業費 令和4年度 3,151,500 円

財 源 ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

・県支出金

放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）



## ( 6 ) 学校

| No.   | 取 組 名        | 担 当                                                                       | ページ |
|-------|--------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| 6-6-1 | 学校の休業・再開     | 学校教育部学校管理課                                                                | 241 |
| 6-6-2 | 学校における感染防止対策 | 学校教育部教育指導課<br>学校教育部学校管理課<br>学校教育部市立川越高等学校<br>学校教育部教育センター<br>学校教育部市立特別支援学校 | 243 |
| 6-6-3 | 学校教育活動の制限    | 学校教育部教育指導課<br>学校教育部市立川越高等学校<br>学校教育部市立特別支援学校                              | 246 |
| 6-6-4 | 学びの保障・継続     | 学校教育部教育指導課<br>学校教育部市立川越高等学校<br>学校教育部教育センター<br>学校教育部市立特別支援学校               | 248 |
| 6-6-5 | 学校給食の対応      | 学校教育部学校給食課                                                                | 251 |



| No.   | 取組名 | 学校の休業・再開    |
|-------|-----|-------------|
| 6-6-1 | 担 当 | 学校教育部 学校管理課 |

## 【1. 背景と目的】

令和2年2月の国内における新型コロナウイルス感染症拡大による国及び県の要請を受け学校保健安全法第20条の規定に基づき市立学校（小学校、中学校、市立特別支援学校、市立川越高等学校）の臨時休業を実施した。

感染拡大が進み、令和2年4月7日に国から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項による緊急事態宣言が発令されたことにより、当該宣言下における臨時休業、宣言解除後の段階的な再開等、児童生徒の健康安全を最優先に確保するための対応を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①令和元年度（一斉臨時休業（一斉休校））

令和2年2月28日、国の要請を受けて県より県内市町村の全小・中学校等の臨時休業が要請された。

本市の市立学校を令和2年3月2日から3月26日までの期間を臨時休業とした。

また、修了式や部活動は実施せず、卒業式は必要最小限の規模で実施した。

### ②令和2年度（臨時休業の延長及び段階的な教育活動の再開）

県からの延長要請を受け、市立学校について令和2年4月12日まで臨時休業を延長した。

令和2年4月7日に発令された国の緊急事態宣言に基づく県の要請を受け、市立小・中・特別支援学校については令和2年5月6日まで臨時休業を延長し、令和2年5月7日に入学式を実施することとした。市立川越高等学校については令和2年4月8日に入学式を実施したうえで4月9日から5月6日までを臨時休業とした。

その後、県からの再度の要請を受け、市立学校は令和2年5月31日まで臨時休業を延長することとし、入学式、始業式は中止した。

令和2年5月25日に緊急事態解除宣言が発出され、県からの「6月以降の段階的な学校再開について（通知）」に基づき、児童生徒の健康と安全、感染症拡大防止を最優先とし、令和2年6月1日から6月19日までは分散登校、6月22日からは一斉登校、6月29日からは一斉登校及び通常授業の開始と、教育活動を段階的に再開することとした。

併せて、令和2年度の長期休業期間については短縮することとした。

（夏季休業8月1日～8月16日、冬季休業12月26日～1月4日）

### ③令和３年度（分散登校の実施及び通常登校の再開）

新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が続き、埼玉県を含めた 13 府県に緊急事態宣言が発出されたことから、令和３年 8 月 30 日から 9 月 26 日まで、午前・午後に分けた分散登校を実施した。

令和３年 9 月 27 日から 10 月 1 日までの期間、午前 4 時間の通常登校を開始し、午後をオンライン学習等とした。

令和３年 9 月 30 日をもって埼玉県内の緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ 10 月 4 日から通常登校・通常授業を再開した。

## 【３．効果】

国の緊急事態宣言やこれに基づく県の要請に対応し、状況に応じて市立学校の休業や分散登校等を行ったことで、学校内での感染症のさらなる拡大防止の効果があつた。

## 【４．実施上の課題と対応】

国や県からのガイドラインに基づき、教育委員会から学校、及び学校から保護者への速やかな報告・周知を徹底した。

通知が届くまでは学校現場での手探りの状況が生じた。また、通知が届いた後においても、（入学式、卒業式等）の実施方法について、学校規模等の事由により市内で統一に対応することが困難な場面があつた。

## 【５．国・県との関連】

国の緊急事態宣言や県の要請等に基づき学校の休業及び再開を実施した。

| No.   | 取組名 | 学校における感染防止対策                               |
|-------|-----|--------------------------------------------|
| 6-6-2 | 担 当 | 学校教育部 教育指導課・学校管理課・市立川越高等学校・教育センター・市立特別支援学校 |

### 【1. 背景と目的】

学校における感染防止と教育活動の両立を図るため、学校行事や感染リスクの高い教育活動など具体的な活動場面ごとに、感染状況等に応じて活動を制限するなどの対策を講じた。

### 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ①学校閉鎖、学年・学級閉鎖の状況把握（通年）  
（県立学校の基準に準じて実施）
- ②まん延防止等重点措置に伴う対応（通年）  
（県立学校の基準に準じて実施）
- ③ガイドラインの作成・発出（通年）  
（県立学校版のガイドラインを参照し、作成・発出）
- ④保健所等との連携による学校におけるPCR検査キット（児童生徒用）による簡易検査の実施及び回収、抗原検査キット（児童生徒用）の配布
- ⑤教職員勤務体制について、研修のオンライン化、抗原検査キット（教職員用）の配布、必要に応じた在宅勤務等の実施、

### 【3. 効果】

学校は学級、学年、学校閉鎖を適切に行うことで、感染拡大防止に努めた。また、感染の状況による対応のガイドラインを作成し、示したことで、感染拡大を防止し、コロナ禍の状況下においても教育活動を止めることなく、実施できた。

感染症の発症に際した拡大PCR検査の実施や学校行事实施におけるPCR検査キットの配付により、できる限り安心安全な教育活動の実施に努めた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

拡大PCR検査の実施時において、教室内及び教材教具等の消毒等、通常の業務とは異なる教職員の業務や業務を行う際の心理的な負担が拡大した。

コロナ感染が拡大した第5波頃までは、陽性者の近くで学習活動していた濃厚接触者の把握等、学校では非常に負担が大きかったが、ワクチン接種者の増加や変異株による感染で重症化しない罹患者の状況等により、感染者への対応は変化していった現状がある。

## 【5. 国・県との関連】

国や県から示されたガイドラインに基づき、市のガイドライン等を定め、それに基づく対応を行った。

なお、市立学校でクラスターが発生した場合には、埼玉県教育局県立学校部保健体育課及び西部教育事務所並びに市保健所へメール等で報告した。

## 【6. 事業費】

### ●教育指導課

令和2年度

事業費 29,405,687円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年6月補正（第4号）

令和2年9月補正（第9号）

令和3年3月補正（第16号）

令和3年度

事業費 27,468,314円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年9月補正（第7号）

令和4年度

事業費 9,583,785円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年4月補正（第2号）

令和4年9月補正（第6号）

令和5年度

事業費 926,529円

財源 一般財源

予算措置 令和5年度当初予算

### ●学校管理課

事業費 1,997,600円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年7月充当）

### ●市立川越高等学校

令和2年度

事業費 4,966,074円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和2年9月補正（第9号）

令和3年度

事業費 1,854,203円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和3年3月補正（第16号）

●市立特別支援学校

令和2年度

事業費 2,994,095円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和2年9月補正（第9号）

令和3年度

事業費 1,305,941円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和3年3月補正（第16号）

| No.   | 取組名 | 学校教育活動の制限                     |
|-------|-----|-------------------------------|
| 6-6-3 | 担 当 | 学校教育部 教育指導課・市立川越高等学校・市立特別支援学校 |

### 【1. 背景と目的】

学校における感染防止と教育活動の両立を図るため、学校行事や感染リスクの高い教育活動など具体的な活動場面ごとに、感染状況等に応じて活動を制限するなどの対策を講じた。

### 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

#### ①学校行事に関するガイドラインの作成・発出（通年）

※ 宿泊を伴う行事の中止等

小学校：令和3年度の宿泊を伴う行事の中止

中学校：令和3年度に計画している修学旅行は学校判断

（令和2年度に実施できなかった代替措置として実施する修学旅行は中止）

市立川越高等学校：令和3年度に修学旅行の目的地を変更

市立特別支援学校：令和3年度の宿泊を伴う行事の中止

#### ②「今後の授業等における留意点」の発出（通年）

※ 感染リスクの高い教育活動や部活動の実施等における留意点を提示

### 【3. 効果】

①修学旅行や音楽会・合唱祭、運動会・体育祭、入学式・卒業式等、学校行事ごとに感染状況に応じた行動指針を提示することで、学校は、行事实施の判断基準とすることができた。

②感染リスクの高い教育活動や部活動の実施等における留意点を提示することで、学校は、感染拡大防止に努めながら教育活動の実施につなげることができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

①行動制限のある中で、それぞれの学校行事のねらいをふまえつつ、各学校が行事を実施していく点が困難であった。特に、以下に示す点は、各学校の実情に合わせて対応した点である。

(1)修学旅行：実施直前の体調不良者のキャンセル料対応、宿泊先での陽性者対応等

(2)音楽会・合唱祭：保護者の制限、マスクの着用、児童生徒の間隔を十分にとって実施

(3)運動会・体育祭：競技時間の短縮、密を回避した種目の実施、消毒の実施、保護者の制限等



(4)入学式・卒業式：式中の歌唱制限、在校生、参列者、保護者の制限等

②感染リスクの高い教育活動や部活動の実施等において、以下に示す点に留意しながら、学校は、感染拡大防止に努めながら各学校の実情に合わせて対応した。

(1)感染リスクの高い教育活動として留意しながら実施した教育活動

- ・音楽科：歌唱指導、管楽器演奏等
- ・家庭科：調理実習、調理後の試食等
- ・体育科：接触を伴う運動、向かい合って大声を出すような活動等

## 【５．国・県との関連】

国や県から示されたガイドラインに基づき、市のガイドライン及び授業等における留意点等を定め、それにもとづく対応を行った。

## 【６．事業費】

### ●教育指導課

令和２年度

事業費 3,849,685 円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年７月補正（第８号）

令和３年度

事業費 18,753,870 円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年６月補正（第３号）

### ●市立川越高等学校

事業費 1,914,515 円

財源 一般財源

予算措置 令和３年度当初予算

### ●市立特別支援学校

事業費 30,800 円

財源 一般財源

予算措置 令和３年度当初予算

| No.   | 取組名 | 学びの保障・継続                             |
|-------|-----|--------------------------------------|
| 6-6-4 | 担 当 | 学校教育部 教育指導課・市立川越高等学校・教育センター・市立特別支援学校 |

### 【1. 背景と目的】

一斉臨時休業中の児童生徒の学びを保障するため、各学校においては学習課題を配布するなど家庭学習の工夫を行うとともに、指導や状況把握を行った。その後、順次学校が再開されると、教育課程の見直し、長期休業期間の短縮、学習活動の重点化等により、学習の遅れを取り戻し、学びを保障・継続するための取組を行った。

### 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ①学習者用コンピュータの導入について（令和2年度末）
- ②オンライン授業中継の実施（令和3年度から）
- ③電子黒板の納入について（令和2年度から）

### 【3. 効果】

児童生徒に1人1台、学習者用コンピュータが整備されたことにより、学校は、学級閉鎖や濃厚接触者に特定されたこと等により登校できない児童生徒に対するオンラインによる授業を実施することで学習保障ができた。

また、各学校に電子黒板を導入し、密集防止による感染予防を行いながら学習を継続することができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

学習者用コンピュータの導入後、児童生徒及び教職員がスムーズにコンピュータを使用できない現状があったので、ICT教育を支援する「GIGA サポーター」を各学校に派遣し、コンピュータ活用に係る支援を行った。

通信環境が十分に整っていない家庭に対して、Wi-Fi ルータの貸出の対応ができるように各学校へ貸出用 Wi-Fi ルータを配付した。

感染予防のための電子黒板については、普通教室には整備済みであるが、特別教室については段階的な整備を実施している。

### 【5. 国・県との関連】

国や県から示されたガイドラインに基づき、本市の学習保障における方向性を定め、それにもとづく対応を行った。

## 【6. 事業費】

### ●教育指導課

令和3年度

事業費 185,499,266 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和3年9月補正（第7号）

令和4年度

事業費 4,386,162 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和4年9月補正（第6号）

令和5年度

事業費 17,644,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和5年12月補正（第5号）

### ●市立川越高等学校

事業費 6,380,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和2年度7月補正（第8号）

### ●教育センター

令和2年度

事業費 1,474,147,400 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和2年6月補正（第4号）  
令和2年7月補正（第8号）  
令和2年9月補正（第9号）  
令和2年12月補正（第11号）

### ●市立特別支援学校

令和2年度

事業費 1,122,220 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和2年12月補正（第11号）

令和3年度

事業費 6,057,700 円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予算2年度12月補正(第11号)

| No.   | 取組名 | 学校給食の対応     |
|-------|-----|-------------|
| 6-6-5 | 担 当 | 学校教育部 学校給食課 |

## 【1. 背景と目的】

### ①給食休止に伴う食材の取り扱い

(1)埼玉県教育委員会教育長の要請を踏まえて、本市においては、令和2年3月2日から市立小・中学校は臨時休業となった。学校の休業に伴って学校給食の提供も中止となり、3月・4月分の学校給食用食材がキャンセル不可となったため、保護者負担の軽減を目的としてキャンセル代の支援を実施した。譲渡可能な食材については、慈善団体等への寄付を行った。

(2)令和2年3月学校給食用牛乳の発注取消による損失額についても、保護者負担の軽減を目的として納入業者に対して支援を実施した。

### ②簡易給食の提供

学校再開に伴い、令和2年6月8日から19日の分散登校期間中に、感染予防対策を目的として配膳の必要がない簡易給食を提供した。

### ③長期休業期間短縮に伴う学校給食の対応

長期休業期間が短縮され授業が再開したことに伴い、学校給食の臨時提供を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①令和2年3月分の食材キャンセル代、小学校分24,252,163円及び中学校分18,270,015円については学校臨時休業対策費補助金を、4月分の食材キャンセル代、小学校分8,245,921円及び中学校分7,451,377円について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して同年8月に支払った。また、令和2年3月分の牛乳のキャンセル代7,550,068円についても、同交付金及び学校臨時休業対策費補助金を活用して、同年11月に支払った。

②令和2年6月8日から19日までの期間で、配膳の必要がない簡易給食を10回提供した。提供に要した費用、小学校分23,392,801円及び中学校分11,516,480円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費の徴収は行わなかった。

③長期休業期間の短縮に伴う、学校給食の臨時提供の詳細は以下の通り。

#### (1)夏季休業期間（15回）

ア 令和2年7月20日から29日までの6回

イ 令和2年8月19日から31日までの9回

(2)冬季休業期間（５回）

ア 令和２年１２月２１日から２３日までの３回

イ 令和３年１月７日から８日までの２回

**【３．効果】**

- ①食材のキャンセル代を支援し、保護者負担の軽減に貢献出来た。
- ②簡易給食提供分の給食費を無償化し、保護者負担の軽減に貢献出来た。
- ③長期休業期間短縮に伴い学校給食を提供し、授業日数の確保に貢献出来た。

**【４．実施上の課題と対応】**

- ①学校再開時期に変更が生じた際は、多くの食品ロスが発生する。
- ②喫食時は感染リスクが高くなるため、食事に時間を要する低学年の児童へのフォローが必要である。また、簡易給食では必要な栄養を確保できない。分散登校により学校再開した際は、給食が個包装のもののみの提供となり、特に低学年の児童には負担となった。
- ③給食回数の変更に伴い給食費の月額も変更する必要があるが生じるが、理解を得られない保護者が一定数存在した。

**【５．国・県との関連】**

- ①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）及び学校臨時休業対策費補助金（文部科学省から全国学校給食会連合会）を活用した。
- ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）を活用した。
- ③国・県との連携は無し。

**【６．事業費】**

- ①事業費 65,769,544 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
国庫支出金 学校臨時休業対策費補助金

予算措置 令和２年７月補正（第８号）

令和２年９月補正（第９号）

- ②事業費 34,909,281 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年７月補正（第８号）

- ③当初予算（徴取した学校給食費）で対応

## ( 7 ) 職員

| No.   | 取 組 名                     | 担 当                    | ページ |
|-------|---------------------------|------------------------|-----|
| 6-7-1 | 職員の感染対策（執務体制）             | 総合政策部行政改革推進課           | 255 |
| 6-7-2 | 職員の感染対策（服務上の取扱い及び出勤体制の整備） | 総合政策部行政改革推進課<br>総務部職員課 | 257 |
| 6-7-3 | 職員の感染対策（職場における対策、対応及び報告）  | 総務部職員課                 | 259 |
| 6-7-4 | 職員の感染対策（研修、採用試験等）         | 総務部職員課                 | 261 |
| 6-7-5 | 庁内会議の取扱い                  | 保健医療部保健医療推進課           | 263 |





| No.   | 取組名 | 職員の感染対策（執務体制） |
|-------|-----|---------------|
| 6-7-1 | 担 当 | 総合政策部 行政改革推進課 |

## 【１．背景と目的】

職員への感染拡大による公務への影響を最小限に抑えて業務執行体制を確保するため、感染対策を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①テレワーク

令和２年７月、新型コロナウイルス感染拡大の第二波、第三波に備えた本市における「新しい生活様式」の下での勤務のあり方の実践及び働き方改革をけん引する施策として、在宅勤務によるテレワークの導入に向けた勤務条件等の体制整備及びネットワークセキュリティ等の環境整備を推進することとし、令和３年２月からテレワークの実施に取り組んだ。

### ②執務場所の分散（公民館サテライトオフィス）

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、令和２年４月２０日から同年５月２８日まで（制度としては令和２年４月１８日から同年５月３１日まで）、北公民館、中央公民館において、サテライトオフィスによる執務場所の分散を実施した。

実施期間の利用人数は、延べ２１５人で、１日平均８．６人であった。

## 【３．効果】

### ①テレワーク

(1)本市における「新しい生活様式」の下での勤務のあり方の実践並びに新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波に備えた感染拡大防止体制の構築及び感染拡大時における業務継続体制の確保。

(2)基礎疾患がある、妊娠しているなど、新型コロナウイルス感染による健康リスクの高い職員に係る感染防止策の強化。

(3)働き方改革として、子育てや介護をする職員が勤務しやすい環境の構築や通勤時間に係る労働力の損失の低減など、ワークライフバランスの向上。

などの効果を見込んでいた。

### ②執務場所の分散

本庁舎等に勤務する職員の執務場所を分散することで、感染リスクが高まるとされる「密閉・密集・密接」の３密を避け、職員間の接触の機会を低減することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

### ①テレワーク

職員課・情報統計課（当時）で実施

### ②執務場所の分散

公民館サテライトオフィスでは、共用の携帯電話の配備や、有線 LAN の敷設など執務環境の整備を行ったが、プリンタがないことや個人情報を含む資料の持ち出しを制限したため、利用人数は多くなかった。

## 【5. 事業費】

### ①テレワーク

#### ●令和2年度（情報統計課（当時））

事業費 12,543,793 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年7月補正（第8号）

#### ●令和3年度（情報統計課（当時））

事業費 2,217,600 円

財 源 一般財源

予算措置 令和3年度当初予算

#### ●令和4年度（情報政策課）

事業費 11,919,270 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

### ②執務場所の分散

なし

| No.   | 取組名 | 職員の感染対策（服務上の取扱い及び出勤体制の整備） |
|-------|-----|---------------------------|
| 6-7-2 | 担 当 | 総合政策部 行政改革推進課・総務部 職員課     |

## 【１．背景と目的】

市役所において、職員への感染拡大による公務への影響を最小限に抑えて業務執行体制を確保するとともに、来庁者等の感染リスクを低減させるため、職員や同居親族に感染やその疑いがある場合やワクチンを接種する場合等の勤務の取扱いを示し、また、出勤体制の整備と周知、実施状況の把握等を実施した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ① 陽性者等の服務上の取扱い

〔内容〕 職員やその同居親族等が、感染した場合、濃厚接触者となった場合、感染の疑いがある場合等、また、休校等により子の世話を行う場合や、ワクチンを接種する場合等における勤務の取扱いを示した。

〔通知〕 (ア) 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職員の服務上の取扱い  
(R2. 2. 28 通知、以後、随時変更及び通知を実施)

(イ) 医療従事者等に位置付けられる職員が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の服務上の取扱い (R3. 5. 28 通知)

(ウ) 医療従事者等以外の職員が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の服務上の取扱い (R3. 5. 31 通知)

(エ) 新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の服務上の取扱い (R3. 5. 27 通知)

〔経過〕 令和 5 年 5 月 8 日以降、5 類移行に伴い(ア)～(エ)を廃止し、陽性者は病気休暇の取扱いとした。

### ② 出勤体制及び出勤に係る感染防止対策

〔内容〕 国・県・市内及び市内の感染状況や、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用等に伴い、職員の出勤体制の検討・周知・実施状況の把握等を行った。

〔取組〕 (ア) 時差出勤、通勤方法の変更、会議等における感染予防 [R2. 2. 28～R2. 4. 17]

(イ) 2 交代制勤務（在宅勤務）の実施 [R2. 4. 14～R2. 4. 17]

(ウ) 時差出勤、週休日の活用、在宅勤務、執務場所の分散 [R2. 4. 18～R2. 6. 30（執務場所の分散は～5. 31）]

(エ) 時差出勤、週休日の活用、計画的な年休取得促進、在宅勤務 [R3. 1. 9～R5. 5. 7]

(オ) テレワークの実施 [R3. 2. 3～R5. 5. 7]

〔経過〕令和５年５月８日以降、５類移行に伴い取組を廃止した。（計画的な年休取得促進及びテレワークの実施については、感染防止対策以外の取組として、それぞれ継続。）

※テレワーク・執務場所の分散については、No. 6-7-1 も参照。

### ③ その他、職場での感染防止対策等

〔内容〕職場でのソーシャルディスタンス確保・マスク着用及びパーティション設置等の飛沫感染の防止対策・消毒の実施、会食の自粛、日常生活における感染症対策等について、随時、取組の実施を検討し、周知した。

〔経過〕令和５年５月８日以降、５類移行に伴い、職場の状況や個人の判断により実施することとした。

## 【３．効果】

職員への感染拡大の防止及び業務執行体制の確保に資することができた。

## 【４．実施上の課題と対応】

人事所管課において、感染等による休暇（職免）の届出に係る事務が膨大な量となった。また、取扱いの頻繁な変更や、添付を要する証拠書類の変更や確認による事務負担が大きかった。

## 【５．国・県との関連】

感染者の取扱いや感染防止対策等に係る国の通知を受けて、本市の取扱いを検討した。

## 【６．事業費】

なし（テレワーク環境の構築・整備・拡充のため、令和２～４年度に情報政策課（情報統計課）の予算措置あり）

| No.   | 取組名 | 職員の感染対策（職場における対策、対応及び報告） |
|-------|-----|--------------------------|
| 6-7-3 | 担 当 | 総務部 職員課                  |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、職員の健康確保のため、職場内での感染防止対策を適切に実施することが求められた。

また、感染拡大を防ぐことで業務継続が行えるよう、感染予防対策に係る各通知の発出やガイドラインの策定、抗原検査キットの配布等を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●感染防止対策に係る周知

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る通知の発出（令和2年2月17日他）
- ・川越市職員新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの策定及び周知（令和2年8月7日通知）
- ・休憩室、相談室等に感染対策を掲示、デスクネット上にメッセージ配信

### ●抗原検査キットの配布

- ・エッセンシャルワーカー（令和4年3月9日通知）、保育園等職員（令和4年4月8日通知）の濃厚接触者の待機期間短縮に係る抗原検査キットの配布
- ・業務継続の観点から、感染が疑われる職員への抗原検査キットを配布（令和4年8月24日通知）

### ●陽性者及び濃厚接触者の把握

- ・職場における感染拡大状況を把握するため、職員が陽性または濃厚接触者になった場合は、所属長から職員課等に報告書を提出することとした。また、把握した人数は、所属長から議会に報告をすることとしていたが、オミクロン株の流行により陽性者が急増したことから、令和4年4月からは職員課で取りまとめの上、1週間ごとに議会に報告した。（令和5年5月7日判明分まで）

## 【3. 効果】

国内で急激に感染が拡大した際も、職場内でクラスターが発生することはなく、職員の健康確保、ひいては業務継続に寄与した。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

陽性者や濃厚接触者への対応等、取扱いの変更が頻回にある中、事業者にはすべて通知されるわけではないため、タイムリーに情報を得られないことがあった。随時、保健所に問い合わせたり、厚生労働省のホームページを確認したりするなど情報収集に努めた。

#### 【5. 国・県との関連】

関係省庁から発出される通知や、厚生労働省がホームページ等で発信する情報を基に対策を行った。

#### 【6. 事業費】

##### ●令和3年度

事業費 166,320 円

財 源 一般財源

予算措置 令和3年度当初予算（流用）

##### ●令和4年度

事業費 332,640 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年8月充当）

| No.   | 取組名 | 職員の感染対策（研修、採用試験等） |
|-------|-----|-------------------|
| 6-7-4 | 担 当 | 総務部 職員課           |

## 【1. 背景と目的】

職員採用試験及び職員研修の実施にあたり、クラスターの発生を防ぐため、厚生労働省が示した感染防止対策に沿って対策を講じた。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ① 職員採用試験

職員採用試験の実施に際し、備品、机、イス等を使用前後にアルコール消毒するほか、受験生及び執務員の手指消毒を徹底した。

また、試験会場においては、ソーシャルディスタンスを保つため、受験生同士の間隔を空けるほか、発言が必要となる試験の場合はパーテーションを活用し、飛沫感染を予防した。

さらに、受験生（及び執務員）にはマスクの着用を求め、感染者及び濃厚接触者は別室で試験を行う等の対応も行った。

なお、感染者数が急増している時期に実施した採用試験については、「新型コロナウイルスに罹患し治癒していない場合」等の要件を満たした方に限り、試験日程の変更を認めた。

### ② 職員研修

職員採用試験同様、備品、机、イス等を使用前後にアルコール消毒し、受講生の手指消毒を徹底するほか、受講生に対してマスクの着用を義務付けた。

また、ソーシャルディスタンスを保つため、受講生同士の間隔を空けるとともに、パーテーションを設置して飛沫感染を予防した。

なお、重症化リスクの高い対象がいる研修（福祉施設研修や育休復帰支援セミナー）は中止とし、新規採用予定者研修等の一部の研修はオンラインで実施することとした。

## 【3. 効果】

職員採用試験及び職員研修は同じ場所に多くの人を集めて実施するものであるが、実施後にクラスターの発生等、感染の拡大は起こらなかったため、効果はあったものと考えられる。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

上述のとおり、使用前後に備品等をアルコール消毒する必要があり、通常時よりも準備及び片付けに多くの時間を要すことになったため、多くの人員で対応することとした。

また、ソーシャルディスタンスを保つには、一つの空間（教室や会場等）内の人数を減らす必要があるため、使用する教室（会場）を増やして対応した（場合により実施回数を増やして対応することもあった）。

#### 【5. 国・県との関連】

直接的な関連ではないが、「総務省統計研究研修所」や「彩の国さいたま人づくり広域連合」が主催する研修（派遣研修）が、中止されることやオンライン対応に変わることがあった。

#### 【6. 事業費】

##### ●令和2年度

事業費 418,863 円

財 源 一般財源

予算措置 令和2年度当初予算

##### ●令和3年度

事業費 434,458 円

財 源 一般財源

予算措置 令和3年度当初予算

##### ●令和4年度

事業費 29,898 円

財 源 一般財源

予算措置 令和4年度当初予算



|       |     |               |
|-------|-----|---------------|
| No.   | 取組名 | 庁内会議の取扱い      |
| 6-7-5 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 【1. 背景と目的】

令和2年3月9日の国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解では、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発生、の3つの条件が同時に重なるような場所や場面を避ける行動をとるよう呼びかけられたことを踏まえ、庁内会議に起因する新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、庁内会議の開催にあたっての注意事項に係る通知を発出した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和2年3月10日「庁内会議の開催の取扱いについて（依頼）」

- ・開催の必要性等の検討
- ・参加者への「咳エチケット」と「手洗い」の推奨 / 風邪のような症状のある方には参加を控える旨のお願い / 会場のこまめな換気 / 参加者が密着しないような会場づくり / 開催時間の短縮 等

最初の通知以降、何度か同内容の通知が発出され、加えて会議の書面開催やWEB会議システム活用の検討が推奨された。

### ●令和5年4月26日 川越市インフルエンザ等警戒本部決定

令和5年5月8日の5類移行に伴い、「庁内会議の開催の取扱いについて」は廃止された。なお、WEB会議システムの活用や会場内の換気は、引き続き積極的に行うこととした。

## 【3. 効果】

出席者の感染リスクを抑え、必要な会議を開催することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

審議会等のWEB開催にあたり、情報漏えいなどの情報セキュリティ、通信断等による会議の有効性が課題となるため、取扱要領やシステム利用マニュアルを整備し、WEB会議の適正実施に向けた環境整備を行った。

## 【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の発出を受け、WEB会議システムを導入するとともに、WEB会議スペースの確保と設置を行い、「三つの密」の回避に向けた環境を整備した。

## 【6. 事業費】

### ●令和2年度（情報統計課（当時））

事業費 5,355,823 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年7月補正予算（第8号補正）

### ●令和3年度（情報統計課（当時））

事業費 178,200 円

財 源 一般財源

予算措置 当初予算

### ●令和3年度（管財課）

事業費 2,472,800 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年3月補正予算（第1号補正）

### ●令和4年度（情報政策課）

事業費 8,757,540 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正予算（第1号補正）

## ( 8 ) その他

| No.   | 取 組 名                  | 担 当        | ページ |
|-------|------------------------|------------|-----|
| 6-8-1 | 避難所の感染対策               | 防災危機管理室    | 267 |
| 6-8-2 | 入札・契約事務及び発注に係る感染拡大防止対策 | 総務部契約課     | 268 |
| 6-8-3 | RPA、AI-OCR の導入         | 財政部市民税課    | 270 |
| 6-8-4 | 観光における感染対策             | 産業観光部観光課   | 271 |
| 6-8-5 | 選挙における感染対策             | 選挙管理委員会事務局 | 273 |
| 参考    | 議会運営における新型コロナウイルス対応    | 議会事務局議事課   | 275 |



| No.   | 取組名 | 避難所の感染対策 |
|-------|-----|----------|
| 6-8-1 | 担 当 | 防災危機管理室  |

## 【1. 背景と目的】

内閣府が令和2年4月に通知した「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を受け、避難所における感染拡大を防止するための対策を実施するもの。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●避難所における新型コロナウイルス感染症対応方針 策定

【実施時期】令和2年6月

避難所における新型コロナウイルス感染症対応の基本的な方針として、過密状態の防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底、濃厚接触者及び発熱等の症状のある者への適切な対応などを行うこととした。

### ●避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル 策定

【実施時期】令和2年7月

避難所での衛生管理やスペースの確保など具体的な対応について定めたマニュアルを策定した。

### ●新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練 実施

【実施時期】令和2年8月、令和3年7月、令和4年7月

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」に基づき、避難所の開設準備、受付、レイアウト、パーテーションの設営、発熱者等への対応等について確認する訓練を実施した。

※パーテーションについては議会費の削減等による経費で購入したものを使用。

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行する以前に避難所を開設した実績は1回で、令和4年7月の大雨の際に避難所3箇所を開設した。

避難者はいずれの避難所も数名で開設期間も5時間程度であったが、避難者の体調不良やその後の感染拡大に関する報告もなかったことから、一定の効果があったものと考えられる。

| No.   | 取組名 | 入札・契約事務及び発注に係る感染拡大防止対策 |
|-------|-----|------------------------|
| 6-8-2 | 担 当 | 総務部 契約課                |

## 【1. 背景と目的】

入札参加資格審査の申請書類や事後審査書類の提出など、事業者が来庁することにより感染拡大リスクが高まるおそれがあることから、非対面方式による書類のやり取り等を行うこととした。

また、国や県からの通知に基づき、工事の施工等に関して必要な感染拡大防止措置が講じられるよう工事関係課に依頼した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●物品

- ・令和3・4年度及び令和5・6年度の入札参加資格審査申請を郵送で受け付けた。

### ●工事

- ・落札候補者の事後審査書類の提出方法について、郵送可とした。また提出期限について適宜柔軟な対応を行うものとした。
- ・令和2年4月13日以降公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととし、低入札価格調査の実施に伴うヒアリングを実施する場合は電話等非対面方式によることとした。

〈国・県通知を受けての対応〉

- ・真にやむを得ない場合を除き、入札の見積期間の短縮を行わないこととした。
- ・工事関係課に対して、受注者に工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認し、受注者から申し出があった場合\*は「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、工事又は業務の一時中止や必要な設計変更を行うよう依頼するとともに、一時中止等を行った工事の措置内容について報告を求めた。

（一時中止の期間は令和2年2月28日から3月15日まで）

\*令和2年4月13日付け契約課長通知では、「受注者から希望があり、協議の結果一時中止等の措置を行うべきと判断される場合」という内容に変更

（一時中止の期間は令和2年4月13日から5月6日までの間において適切に設定）

- ・工事又は業務を継続し、又は再開する場合には、受発注者双方において感染拡大防止措置が適切に講じられるよう取り組むよう依頼した。

### 【3. 効果】

感染拡大防止に努めながら、入札・契約事務の継続や工事の円滑な施工確保を図ることができた。

### 【4. 国・県との関連】

- ・令和2年2月26日付け建管第1224-1号埼玉県県土整備部長通知「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」
- ・令和2年2月27日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」
- ・令和2年2月28日付け建管第1232-3号埼玉県県土整備部長通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」
- ・令和2年4月8日付け国土入企第6号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」
- ・令和2年4月8日付け県管第58-3号埼玉県県土整備部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」
- ・令和2年4月8日付け入第13-2号埼玉県総務部入札課長通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の入札等の手続の対応について」

|       |     |                |
|-------|-----|----------------|
| No.   | 取組名 | RPA、AI-OCR の導入 |
| 6-8-3 | 担 当 | 財政部 市民税課       |

## 【1. 背景と目的】

市民税課では当初課税事務の時期に例年、長時間の時間外勤務が発生している中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、行政事務のデジタル化を進めるためのRPA、AI-OCRを導入、活用することで、課税事務における3密状態での長時間労働の低減を図った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年度 市民税課にRPA、AI-OCRを導入  
 令和3年度 } RPA、AI-OCRの活用により、課税事務における  
 令和4年度 } 3密状態での長時間労働の低減を図った

## 【3. 効果】

RPA、AI-OCRの導入・活用により、課税事務の効率化を図り、3密状態での長時間労働を低減することが出来た。

## 【4. 実施上の課題と対応】

RPA、AI-OCRにより事務の効率化を図れる作業の選定や、RPAのシナリオ作成の技術の習得等、活用していくための課内の基盤を作る必要があったため、研修等を行うことで職員の体制の強化を図った。

## 【5. 事業費】

事業費 令和2年度：2,232,890円  
 令和3年度：2,063,490円  
 令和4年度：1,042,800円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金  
 予算措置 令和2年度7月補正（第8号）  
 令和3年度当初予算  
 令和4年度当初予算



| No.   | 取組名 | 観光における感染対策 |
|-------|-----|------------|
| 6-8-4 | 担 当 | 産業観光部 観光課  |

## 【1. 背景と目的】

川越に訪れる観光客は、食べ歩き行為をしながら街歩きする様子が多くみられる。これに対して新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、抑制する必要があることから、感染の原因となる飛沫を生じさせやすい「食べ歩き」防止の啓発を行った。また、主要な観光スポットへ観光客が密集することによる感染拡大も懸念されるため、観光客の分散化を目的とした情報発信を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●来訪自粛を要請

市公式ホームページ及び市公式 SNS において川越への来訪自粛を要請する内容を発信

- ・人流速報値の公表（令和3年8月頃）

市公式ホームページで観光客に対し、混雑エリアの回避や時差訪問を呼びかけ

- ・除菌シートの作成・配布

計 14,000 個作成し観光案内所や観光アンケート調査時に配布（令和2年度）

観光客に除菌シートを配布するキャンペーンを実施（令和3年度）

### ●食べ歩き自粛啓発ポスター掲出（令和3年4月～）

- ・駅構内や観光案内所内デジタルサイネージ等で掲出
- ・一番街周辺の約 60 店舗にポスター掲出依頼
- ・市公式ホームページトップ画面に啓発画像を掲載

### ●市公式ホームページで「新しい川越観光」ページを作成（令和3年5月頃）

- ・観光案内所スタッフが作成した新しい観光ルート等を掲載
- ・中心市街地以外のスポットを回る観光ルートを掲載

## 【3. 効果】

川越市入込光客数の減少に伴い、密度が低下した。

令和元年 7,444,000 人

令和2年 3,811,000 人（前年比 49.6% ※3,907,000 人減少）

令和3年 3,920,000 人（前年比 102.5% ※97,000 人増加）

#### 【4. 実施上の課題と対応】

多くの観光客が食べ歩き行為をする場所が主に伝統的建造物群保存地区内であり、同地区において食べ歩き自粛啓発ポスターを掲出するにあたって、都市景観課に屋外広告物に関する協議・相談書を提出した。

#### 【5. 事業費】

##### ●除菌シート作成

事業費 413,600 円

財 源 一般財源

予算措置 令和2年度予算

##### ●食べ歩き防止ポスター

事業費 76,000 円

財 源 一般財源

予算措置 令和3年度予算（流用）

| No.   | 取組名 | 選挙における感染対策 |
|-------|-----|------------|
| 6-8-5 | 担 当 | 選挙管理委員会事務局 |

## 【1. 背景と目的】

感染拡大防止のため、外出自粛や集団感染への対策が行われる中、選挙執行については中止できない事業であり、さらに投開票所は屋内施設となっている。また、不特定多数の人が来場する場所であるため、選挙人及び従事者の感染防止を目的とし、手指消毒液の設置などの策を講じることとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

感染発生以後、投票所においては手指消毒液及び選挙人と従事者の間にスクリーン等の仕切りを設置並びに筆記用具等も使い回しのないようペグシルを使用することとした。

### ●対象選挙

- R 2 年度執行 ・ 川越市長選挙（投票者数 64,008 人）  
・ 川越市議会議員補欠選挙（投票者数 63,958 人）
- R 3 年度執行 ・ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査  
（投票者数 154,034 人）
- R 4 年度執行 ・ 参議院議員通常選挙（投票者数 144,276 人）
- R 5 年度執行 ・ 市議会議員選挙（投票者数 100,600 人）  
・ 埼玉県議会議員選挙（投票者数 100,868 人）  
・ 埼玉県知事選挙（投票者数 61,174 人）

## 【3. 効果】

従事者等の集団感染も報告されていないため、一定の効果があったものと推測される。

## 【4. 実施上の課題と対応】

- ・ コロナ感染による急な従事者の変更→代替要員を予め確保して対応
- ・ 感染予防対応のための業務が発生したため、通常時より従事者を増員した。
- ・ 三密の回避→期日前投票において混雑可視化システムを導入し、リアルタイムで混雑状況が分かるようにした。
- ・ 選挙人、立会人、従事者の感染予防対策→事前にマスク着用や、筆記用具の持参を呼びかけし、手指消毒やビニール手袋、感染防止スクリーン、ペグシル等の物品を

調達し感染症予防対策を実施した。ただし、全国的な品不足のため調達に苦慮した。

- ・アルコール消毒液の保管は1箇所あたり80ℓが上限のため、保管場所の確保に苦慮した。

## 【5. 国・県との関連】

国・県の選挙においては、支出について補助の対象となった。

## 【6. 事業費】

### ●令和2年度

事業費 3,200,274 円

財 源 一般財源

予算措置 令和2年度当初予算

### ●令和3年度

事業費 774,111 円

財 源 県支出金

予算措置 令和3年度当初予算

### ●令和4年度

事業費 837,430 円

財 源 県支出金

予算措置 令和4年度当初予算

### ●令和5年度

事業費 1,542,223 円

財 源 県支出金及び一般財源

予算措置 令和5年度当初予算

|     |     |                     |
|-----|-----|---------------------|
| No. | 取組名 | 議会運営における新型コロナウイルス対応 |
| 参考  | 担 当 | 議会事務局 議事課           |

## 【１．背景と目的】

議場や会議室に人が集まる市議会の本会議や常任委員会での感染拡大を防ぐため実施した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和２年第３回臨時会（５月１５日）から令和５年第２回臨時会（５月１７日）まで以下の取組を実施した。

### ① 議場関係

- （１）議場入り口へのアルコール消毒液の設置
- （２）飛沫防止パネルの設置（議長席、演壇、質問席、議員席、理事者席）
- （３）議場に出席する際のマスク着用
- （４）水を入れたマイボトル（市販のペットボトルを含む）の持込み

### ② 議会運営関係

- （１）議員及び理事者の出席調整の実施
- （２）常任委員会の原則１日２常任委員会の開催

### ③ 傍聴関係

- （１）議会の傍聴は極力控えインターネット中継の視聴を推奨
- （２）マスクの着用等の新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る措置を講じていない者の傍聴席への入場を禁止（令和２年６月２６日傍聴規則改正）

### ④ その他

- （１）会派控室内での十分な換気の徹底
- （２）抗原簡易キットによる検査の実施

## 【３．効果】

議員や職員における急激な感染の拡大を防ぐことができた。

#### 【４．実施上の課題と対応】

- ・ 議場に出席する議員の人数を調整するため、各会派の出席する人数及び議席は議会運営委員会で決定し、議場に入る議員は議事の進行状況により各会派で調整した。
- ・ 出席調整を実施するために議場に出席しない議員が待機する部屋を第２委員会室及び会議室としてモニターの設置などを行った。
- ・ 議事の進行状況により移動する議員の誘導や待機している議員への質疑の有無の確認を行った。
- ・ １日２常任委員会を広い部屋で開催するため委員会室の他に７ＡＢ会議室を使用した。

# 7 ワクチン

| No. | 取 組 名 | 担 当                                     | ページ |
|-----|-------|-----------------------------------------|-----|
| 7-1 | ワクチン  | 保健医療部新型コロナウイルス<br>スワクチン接種対策室<br>(健康管理課) | 279 |





| No. | 取組名 | ワクチン                                      |
|-----|-----|-------------------------------------------|
| 7-1 | 担 当 | 保健医療部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室<br>(保健医療部 健康管理課) |

新型コロナウイルス感染症に対する予防接種は、令和 2 年 12 月 9 日に予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 75 号）で新たに設けられた附則第 7 条の特例規定に基づき、同法第 6 条第 1 項の予防接種（臨時接種）とみなして実施された。さらに、令和 4 年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）による改正後の予防接種法においては、令和 4 年 12 月 9 日以降は同法第 6 条第 3 項の規定に基づく予防接種とみなして実施された。

なお、本予防接種は、予防接種法第 30 条の規定による第一号法定受託事務である。

## 【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の推進】

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種は、自治体を中心となり、厚生労働省の関連要領や手引きに基づいて実施される「ワクチン接種体制確保事業」を通じて行われることで、接種体制を確保することとなった。

### ●人員体制の整備

令和 3 年 1 月 14 日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室が設置され、業務量に応じて職員を増員及び兼務体制を図った。また、令和 3 年度の初回接種時には、多くの問い合わせに対応するため、保健所や本庁舎において電話対応の応援職員も配置された。そのほか、市の集団接種会場や高齢者向けの予約サポート等において、保健所以外からも職員が動員され、必要な業務に従事した。

### ●予防接種台帳システムの改修

ワクチンの接種記録を予防接種台帳に登録するため、既存の予防接種台帳システムを改修した。

### ●接種券、予診票、案内等の印刷・発送等

接種券・予診票・案内・封筒（以下「接種券等」という。）の印刷から、封入・封緘、発送までの業務を民間事業者に発注し、令和 5 年度末までに約 115 万通の接種券等を発送した。

### ●接種の実施体制の確保

ア 川越市医師会との調整

令和 3 年 2 月から令和 5 年度末までの間に、39 回の会議を行い、ワクチン接種に関する専門的なアドバイスを受け、ワクチン接種の実施等に関する検討を重ねた。

#### イ 市内医療機関との調整

市内医療機関による接種を促進するため、事前説明や質疑への応答に努めた。また、各種意向調査の実施や新型コロナウイルスワクチン移送量、予約枠に関するきめ細かい連絡・調整を重ね、市内医療機関との協力体制を構築することで、国の実施スケジュールやニーズに応じた接種可能量、同ワクチンの保管・流通体制を構築した。

こうした取組により、市内で接種を実施した医療機関及び老人保健施設は、令和3年度129箇所、令和4年度130箇所、令和5年度125箇所であった。

#### ウ ワクチン等の移送

ワクチンや附属品の移送について地域卸業者と委託契約を締結し、市内の接種実施医療機関へ令和3年度約5.3万バイアル、令和4年度約2.9万バイアル、令和5年度約2.1万バイアルを移送した。

#### エ 川越市集団接種会場の設置

令和3年5月に旧農業ふれあいセンターでの接種を開始し、その後は高齢者の初回接種を最大5会場で同時展開するなど、令和5年度までの間に接種ニーズに応じながら、合計7会場を設置した。

#### オ 接種記録の作成

予防接種法施行規則に基づき、予防接種台帳システムにワクチン接種に関する情報を登録するため、当該接種データの作成を民間事業者に発注した。

#### カ 予防接種証明書の交付

海外渡航・国内旅行等に使用できる証明書を発行し、令和3年7月27日から令和5年度末までに83,566件を発行した。マイナンバーカードを用いた接種証明アプリで75,804件の電子交付、コンビニ交付で488件の発行があった。アプリによる電子交付やコンビニ交付に関する経費については、令和5年度まで国が負担することとなった。

### ●相談・予約受付体制等の確保

ワクチン接種に関する問い合わせや予約対応のため、民間事業者にコールセンターを設置・運営を発注し、令和3年3月1日に開設した。需要に応じた人数のオペレーターを配置し、令和3年度は約15.7万件、令和4年度は約9.9万件、令和5年度は約4.8万件の問い合わせに対応した。そのうち接種予約は令和3年度約4.7万件、令和4年度約4.9万件、令和5年度約2.7万件であった。

インターネット接種予約システムを導入し、令和3年度に約16.5万件、令和4年度に約14万件、令和5年度に約4.7万件の予約を受け付けた。情報提供は広報川越、市公式SNS、メール配信、外国人向けパンフレット、お知らせハガキ、防災行政無線や自治会回覧等を通じて行い、公式LINEも導入して情報提供を強化した。

## ●包括外部委託について

接種券等の印刷・発送、コールセンター設置、予約システムの管理、接種記録の作成、接種証明書発行のための事務員配置、集団接種会場の設置・運営等に関する業務については、包括的に外部委託した。

## ●予防接種業務の委託

全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び医療機関等の代理人となり、令和3年2月12日付けで新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書が締結された。

また、集合契約のとりまとめを行う医師会に属さない医療機関や市町村が接種会場を運営する場合についても、これらの医療機関等の代理人として、都道府県が全国知事会を相手方とする上記契約書が令和3年2月16日付けで別途締結された。

住民票所在地以外での接種については、各都道府県国民健康保険団体連合会が代行機関となり、埼玉県知事を代理人として新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いに関する業務委託契約が令和3年4月1日に締結された。

## ●予防接種健康被害救済制度への対応

予防接種後の副反応に関する健康被害について、川越市は接種券や市公式ホームページを通じて救済制度の周知を行った。給付金請求は、即時型アレルギーを除き、外部有識者と保健所長で構成される川越市予防接種健康被害調査委員会において専門的知見から当該請求内容に関する調査を実施した。

## 【対象者等：初回接種から令和5年秋開始接種まで】

令和3年3月15日から、埼玉県が発行した医療従事者向け接種券を用いて、医療従事者向けに1回目接種が開始された。その後、国が示したスケジュールに沿って、令和3年4月23日に75歳以上を対象とした接種券の一斉発送を開始し、同年5月6日から予約を受け付け、同月10日から市内の接種実施医療機関で高齢者向け接種を開始。その後、優先接種の考えに従って基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者の接種機会を優先的に確保しつつ、年代ごとに区切って接種券等を発送し、順次初回接種を進めた。

## ●初回接種（1・2回目）

対象年齢：16歳以上→12歳以上→5歳以上→生後6ヶ月以上に拡大

ワクチン：ファイザー社製

→モデルナ社製、アストラゼネカ社製、武田社製（ノババックス）が追加

接種回数：2回

接種間隔：18日以上

対象者数：約307,000人→約352,000人

実施期間：令和4年2月28日まで→令和4年9月30日→

令和5年3月31日まで→令和6年3月31日まで延長

### ●第一期追加接種（3回目）

対象年齢：18歳以上→12歳以上→5歳以上に拡大

ワクチン：ファイザー社製→モデルナ社製、武田社製（ノババックス）が追加

接種回数：1回

接種間隔：初回接種完了後8ヶ月→6ヶ月→5ヶ月→3ヶ月に短縮

※第二期追加接種の実施に合わせて5ヶ月に短縮

対象者数：約259,000人（初回接種完了者）→約280,000人（小児追加）

※大臣指示の改正適用日時点における各対象者数の合計

実施期間：令和4年9月30日まで→令和5年3月31日まで延長

### ●第二期追加接種（4回目）

対象年齢：60歳以上の方、18歳以上59歳以下で基礎疾患のある方、その他重症化が高い  
と医師が認めた方

→医療機関・高齢者施設等の従事者（18歳以上59歳以下）を追加

ワクチン：ファイザー社製、モデルナ社製

接種回数：1回

接種間隔：第一期追加接種完了後5ヶ月→3ヶ月に短縮

対象者数：約107,000人→約121,000人（医療従事者等追加）

実施期間：令和4年9月30日まで→令和5年3月31日まで延長

### ●令和4年秋開始接種（3・4・5回目）

対象年齢：12歳以上の方→5歳まで拡大

ワクチン：ファイザー社製、モデルナ社製→武田社製（ノババックス）が追加

接種回数：1回

接種間隔：前回接種完了後5ヶ月→3ヶ月に短縮

対象者数：約276,000人（12歳以上初回接種完了者）→約280,000人（小児追加）

実施期間：令和5年3月31日まで→令和5年5月7日まで延長

### ●令和5年春開始接種（3・4・5・6回目）

対象年齢：65歳以上の高齢者、5歳以上64歳以下で基礎疾患のある方、  
その他重症化リスクが高いと医師が認めた方、

医療従事者及び高齢者施設等の従事者

ワクチン：ファイザー社製、モデルナ社製、武田社製（ノババックス）

接種回数：1回

接種間隔：前回接種完了後3ヶ月

対象者数：約108,000人（高齢者約95,000人、高齢者以外約13,000人）

実施期間：令和5年9月19日まで

## ●令和5年秋開始接種（3・4・5・6・7回目）

対象年齢：生後6ヶ月以上

ワクチン：ファイザー社製、武田社製（ノババックス）→モデルナ社製、第一三共社製が追加

接種回数：1回

接種間隔：前回接種完了後3ヶ月

対象者数：約280,000人

実施期間：令和6年3月31日まで

## ●本市における集団接種

初回接種では川越市医師会や川越市薬剤師会、埼玉医科大学総合医療センターとの協議を重ね、業務委託契約を締結することで会場に医療従事者（医師・看護師・薬剤師）を配置した。第一期追加接種以降では、自治体からの集団接種の受注実績がある民間事業者と業務委託契約を締結し、医療従事者を会場に配置した。

会場設営や受付等の業務については、民間事業者に必要な人員・物品の手配を発注し、初回接種以降も同様の体制を継続した。

## ●その他各部局の取組

### ①ワクチン接種予約のためのスマートフォンの操作方法にかかる講座（教育総務部）

公民館において、高齢者の方を対象として、ワクチン接種予約のためのスマートフォンの操作方法にかかる講座を実施した。

実施会場：公民館18館（土曜日はワクチン接種会場である高階公民館、名細公民館除く）

|              | 受講者数 | うち予約完了に至った人数 |
|--------------|------|--------------|
| 令和3年6月11日（金） | 114人 | 85人          |
| 令和3年6月12日（土） | 40人  | 37人          |
| 令和3年6月18日（金） | 82人  | 70人          |
| 令和3年6月19日（土） | 8人   | 7人           |
| 合 計          | 244人 | 199人         |

### ②川越商工会議所による新型コロナウイルスワクチン接種への協力（産業観光部）

地域における経済活動の維持を図る観点から、川越市商工会議所において、川越市、川越市医師会、川越市内医療機関と協力し、市内事業者を対象としたワクチン接種が実施された。

|       |                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 実施日   | 令和3年9月13日（月）～10月3日（日）<br>※一部医療機関において、9月4日（土）、11日（土）、12日（日）に先行実施 |
| 実施会場  | 市内18医療機関                                                        |
| 接種定員  | 3,000人程度                                                        |
| 対象事業者 | 市に所在する事業者（法人・個人）                                                |
| 接種対象者 | 市内の中小企業等に勤務する川越市在住の16歳以上の従業員・役員                                 |

# 【新型コロナワクチンの特例臨時接種における市民への接種数】

単位：件

| 年度 | 年齢     | 接種件数    |         |         |         |         |        |        |           |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|-----------|
|    |        | 1回目     | 2回目     | 3回目     | 4回目     | 5回目     | 6回目    | 7回目    | 計         |
| 2  | 5～11歳  | -       | -       | -       | -       | -       | -      | -      | -         |
|    | 12～64歳 | 1,919   | 133     | -       | -       | -       | -      | -      | 2,052     |
|    | 65歳～   | 48      | 6       | -       | -       | -       | -      | -      | 54        |
|    | 計      | 1,967   | 139     | -       | -       | -       | -      | -      | 2,106     |
| 3  | 5～11歳  | 1,055   | 9       | -       | -       | -       | -      | -      | 1,064     |
|    | 12～64歳 | 190,905 | 191,575 | 65,759  | -       | -       | -      | -      | 448,239   |
|    | 65歳～   | 91,490  | 91,158  | 82,209  | -       | -       | -      | -      | 264,857   |
|    | 計      | 283,450 | 282,742 | 147,968 | -       | -       | -      | -      | 714,160   |
| 4  | 6ヶ月～4歳 | 323     | 306     | 193     | -       | -       | -      | -      | 822       |
|    | 5～11歳  | 3,560   | 4,303   | 2,057   | 98      | -       | -      | -      | 10,018    |
|    | 12～64歳 | 2,795   | 3,516   | 86,683  | 83,907  | 14,912  | -      | -      | 191,813   |
|    | 65歳～   | 199     | 243     | 5,529   | 82,732  | 67,973  | -      | -      | 156,676   |
|    | 計      | 6,877   | 8,368   | 94,462  | 166,737 | 82,885  | -      | -      | 359,329   |
| 5  | 6ヶ月～4歳 | 71      | 77      | 94      | 83      | -       | -      | -      | 325       |
|    | 5～11歳  | 35      | 43      | 191     | 658     | 301     | -      | -      | 1,228     |
|    | 12～64歳 | 53      | 57      | 443     | 1,708   | 23,848  | 10,264 | 3,884  | 40,257    |
|    | 65歳～   | 30      | 30      | 160     | 721     | 6,177   | 60,996 | 46,928 | 115,042   |
|    | 計      | 189     | 207     | 888     | 3,170   | 30,326  | 71,260 | 50,812 | 156,852   |
| 合計 | 6ヶ月～4歳 | 394     | 383     | 287     | 83      | -       | -      | -      | 1,147     |
|    | 5～11歳  | 4,650   | 4,355   | 2,248   | 756     | 301     | -      | -      | 12,310    |
|    | 12～64歳 | 195,672 | 195,281 | 152,885 | 85,615  | 38,760  | 10,264 | 3,884  | 682,361   |
|    | 65歳～   | 91,767  | 91,437  | 87,898  | 83,453  | 74,150  | 60,996 | 46,928 | 536,629   |
|    | 計      | 292,483 | 291,456 | 243,318 | 169,907 | 113,211 | 71,260 | 50,812 | 1,232,447 |

※ワクチン接種記録システム(VRS)よりデータ抽出(令和6年6月14日時点)

※年齢基準日(接種年度の翌年度4月1日)

## 【新型コロナウイルスワクチン接種対策室事業費】

### ●令和２年度

事業費 39,691,964円  
財 源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金  
予算措置 令和３年３月専決処分（第１３号）  
令和２年度３月補正（第１４号）  
令和２年度３月補正（第１６号）

### ●令和３年度

事業費 2,662,156,327円  
財 源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金  
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金  
諸収入 その他雑入  
予算措置 令和３年度当初予算  
令和３年度６月補正（第４号）  
令和３年度９月補正（第６号）  
令和３年度１２月補正（第９号）  
令和３年度３月補正（第１２号）

### ●令和４年度

事業費 2,018,146,326円  
財 源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金  
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金  
諸収入 その他雑入  
予算措置 令和４年度当初予算  
令和４年度６月補正（第４号）  
令和４年度９月補正（第６号）  
令和４年度３月補正（第１１号）

### ●令和５年度

事業費 1,128,283,082円  
財 源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金  
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金  
諸収入 その他雑入  
予算措置 令和５年度当初予算  
令和５年３月専決処分（第１号）  
令和５年度３月補正（第８号）





## **8 医療**

**(1) 総括**

**(2) 外来医療**

**(3) 入院医療**

**(4) その他**



# ( 1 ) 総括

| No.   | 取 組 名 | 担 当          | ページ |
|-------|-------|--------------|-----|
| 8-1-1 | 医療    | 保健医療部保健医療推進課 | 291 |



| No.   | 取組名 | 医療            |
|-------|-----|---------------|
| 8-1-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

### ●主な取組

| 主な取組等                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○帰国者・接触者外来の市内確保に向けた調整（令和2年2月～）                                                                                                  |
| ○入院患者受入病床の市内確保に向けた調整（令和2年3月～）                                                                                                   |
| ○PCR検査センター設置に向けた委託契約<br>再度感染者が増加した場合に備え、川越市医師会と協力して、川越市内にPCR検査センターを設置することとし、川越市医師会と委託契約を締結<br>契約日 令和2年5月25日（月） 開設日 令和2年6月15日（月） |
| ○簡易陰圧装置を入院医療機関に貸出（令和2年6月5日貸出開始）<br>市が簡易陰圧装置を購入し、入院病床を確保する医療機関に貸出を行う。                                                            |

発生当初は、感染が疑われる症状がある患者は、保健所に設置された「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、保健所が、診療及び検体採取を行う帰国者・接触者外来の受診調整を行うこととされていた。また、当時は、医療機関で採取した検体を保健所が回収し、検査を行っていた。

国から県への通知では、帰国者・接触者外来は、二次医療圏に1箇所以上設置することとされていたが、本市には設置されなかったため、保健所では、疑い例が確認された場合の診療と検体採取を、市外の帰国者・接触者外来に依頼して対応する状況であった。

全県的に感染拡大が進む中、市外の帰国者・接触者外来との調整が困難になるとともに、市外医療機関からの検体搬送の負担が増大し、保健所では、市内における診療・検査が行える体制確保が課題となった。

こうした中、国において、令和2年3月6日から、医療機関が行う検査を、保健所と委託契約を締結することで保険適用を受けられることとなり、保健所への相談を介さずに検査が行えることとなった。

そこで、保健所では、市内に診療・検査を行える医療機関を確保するため、本市独自の補助制度を創設し、川越市医師会が行った調査において設置意向のある医療機関へ個別に協力を依頼することとし、5月には市内に2つの診療・検査を行える医療機関を確保した。

なお、発生当初の検査方法は、鼻咽頭ぬぐい液によるPCR検査のみが認められており、医療機関の負担が大きいものであったが、6月2日に、発症から9日以内の者には唾液によるPCR検査が可能となるとともに、医療機関における感染対策が進められたこともあり、6月以降、診療・検査に協力いただける医療機関は増加していった。

また、4月15日に国から「地域外来・検査センター」のスキームが示され、県からは、郡市医師会に依頼し、PCR検査を集中的に実施するセンター設置を進める方針が示された。そこで、本市では、川越市医師会と協力し、市内におけるPCR検査センターの設置準

備を進めた。

入院病床の確保は、県により進められていたが、感染拡大とともに、病床使用率が最大で7割を超える状況となり、県を通じて行う陽性患者の入院調整が困難な状況となった。

そこで、市内医療機関と協力して病床確保を進めることとし、本市独自の対策として、市が病床確保に必要な簡易陰圧装置を購入し、医療機関に貸し出す支援策を実施することとし、6月5日から簡易陰圧装置の貸出を開始した。

## 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

### ●主な取組

| 主な取組等                                                    |
|----------------------------------------------------------|
| ○PCR検査センターの開設（令和2年6月15日）<br>川越市医師会に委託し、PCR検査センターを開設      |
| ○医療機関等からの相談体制を整備（令和2年9月2日）<br>川越市医師会に委託し、医療機関等からの相談体制を整備 |
| ○入院受入医療機関支援事業費補助金を創設（令和2年9月4日）                           |

保健所では、市内に診療・検査が行える医療機関を確保するため、医療機関へ個別に協力を依頼し、令和2年5月以降、診療・検査が行える医療機関が少しずつ増加していった。

また、診療・検査が行える医療機関の負担を軽減するため、本市独自の支援策として、年度内の検査数に応じて協力金を交付する外来医療機関協力金を創設することとし、必要な予算を確保した。

さらに、川越市医師会に委託し、6月15日にPCR検査センターを設置するとともに、市内医療機関からの相談体制を整備するなど、市内で診療・検査が行える体制整備を推進した。

入院医療体制は、県が体制整備を進めており、国の新たな患者推計に基づき、7月14日に、新たな病床確保計画が示され、ピーク期の病床数として1,400床を整備することとされた。

本市においても、県と協力して市内の入院受入病床の確保を進めることとし、6月5日から簡易陰圧装置の貸出を開始したほか、本市独自の支援策として入院受入医療機関支援事業費補助金を創設し、市内医療機関の協力をいただき、病床確保を進めることとした。

こうした取組と医療機関の協力により、8月末時点において、市内における疑い患者が受診できる医療機関数は27医療機関、入院受入病床は32床まで増加した。

### 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

#### ●主な取組

| 主な取組等                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○「埼玉県指定診療・検査医療機関」の指定、公表</p> <p>埼玉県では、令和2年12月1日から、発熱などの症状がある者の診療・検査を行うことができる「埼玉県指定診療・検査医療機関」を指定、公表するとともに、受診先の相談等に応じる受診・相談センターを開設することとなった。市では、広報川越、市公式ホームページ等で周知を図る。</p> |
| <p>○医療機関への病床確保協力依頼文書発出（令和2年12月18日）</p> <p>市と川越市医師会の連名により、市内病院に対し、病床確保協力の依頼文書を発出</p>                                                                                       |
| <p>○医療機関等事業継続支援金の創設（令和3年1月14日）</p> <p>厳しい経営状況にある病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所の事業継続を支援するため、市独自の支援金を交付</p>                                                                       |
| <p>○医療機関への協力依頼</p> <p>令和3年1月21日から2月15日の期間、市長が市内9病院を訪問し、新たな病床確保や退院基準を満たした患者の転院受入の協力を依頼</p>                                                                                 |
| <p>○年末年始の診療・検査体制強化</p> <p>休業する医療機関の多い年末年始の診療・検査体制を強化するため、川越市医師会と協力し、体制強化を図る。</p> <p>実施期間 令和2年12月30日～令和3年1月3日</p>                                                          |
| <p>○転院受入協力金の創設</p> <p>コロナ入院医療機関に入院するコロナ患者のうち、国の退院基準を満たす患者の転院を受け入れた市内医療機関に対し、転院受入協力金を支給</p> <p>対象期間 令和3年2月15日から令和3年3月31日まで</p>                                             |

国から、冬のインフルエンザ流行に備えた体制整備を行う方針が示され、県では、国の通知に基づき策定した「病床・宿泊療養施設確保計画」により病床確保が進められた。

県では、令和2年12月には約1,200床を確保したが、11月以降の感染拡大において、さらに病床を確保する必要性が生じた。また、退院基準を満たす患者の転院が進まないことが病床ひっ迫の要因の一つとされており、転院受入を円滑に行うことが課題とされた。

そこで、本市では、川越市医師会と協力し、12月18日に、市と川越市医師会の連名により、市内医療機関に病床確保の協力を依頼するとともに、病床確保の意向調査を実施し、その結果を踏まえ、新たな病床確保と退院基準を満たす患者の転院受入の協力を依頼した。

また、転院受入を促進するため、令和3年2月12日に、本市独自の転院受入協力金を創設し、市内病院に転院受入の協力依頼と制度の周知を行った。

外来医療について、県では、季節性インフルエンザの流行期に備えた対策として、令和2年12月1日から、発熱などの症状がある者の診療・検査が行える「埼玉県指定診療・検査医療機関」を指定し、公表することとなった。

これにより、発熱などの症状がある場合、保健所を介さず、埼玉県ホームページや埼玉県受診・相談センターで受診先を確認し、直接、医療機関に予約して受診できる体制が構築された。

そこで、新たな受診・相談体制について、広報川越や市公式ホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、より多くの「埼玉県指定診療・検査医療機関」を確保するため、各医療機関に協力を依頼した。

なお、診療・検査を行える医療機関数は、9月末時点では非公表を含み36医療機関であったが、PCR検査センターで発熱患者対応を経験したことなどの効果もあり、令和3年2月末には74医療機関まで増加した。

また、年末年始は、休診となる医療機関が多いことから、川越市医師会と協力し、市内医療機関に年末年始の診療・検査への協力を呼びかけ、体制の強化を図った。

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者に対するインフルエンザ予防接種を推進することとし、県の補助を活用し、65歳以上の方等を対象に、令和2年度に限り無料で接種を行うこととした。

新型コロナウイルス感染症の影響下において厳しい経営状況にある病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所の事業継続を支援するため、支援金を交付した。

#### 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

##### ●主な取組

| 主な取組等                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○外来医療機関協力金の創設（令和3年3月4日）<br>新型コロナウイルス感染症に係る外来診療を行う医療機関を支援するため、市独自の外来医療機関協力金を創設                               |
| ○入院医療機関における検査の実施<br>希望する入院医療機関の従事者、新規入院患者を対象に、3月31日までを期間として、検査を実施<br>実施期間 令和3年3月中旬～3月31日                    |
| ○ゴールデンウィークの診療・検査体制強化<br>休業する医療機関の多いゴールデンウィークの診療・検査体制を強化するため、川越市医師会と協力し、体制強化を図る。<br>実施期間 令和3年4月29日、5月2日～5月5日 |
| ○受入病床確保協力金の創設（令和3年5月20日）<br>新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の受入に協力いただいている市内医療機関を支援するため、市独自の受入病床確保協力金を創設                 |

令和3年3月に入り、第3波は落ち着いてきたものの、新規陽性者数は下げ止まり、1日5人前後の新規陽性者数が確認される状況が続くとともに、変異株（アルファ株）による再拡大が危惧された。

そこで、希望する入院医療機関の従事者等を対象に、3月31日までを期間として、検査を実施することとした。

また、医療提供体制を守るため、受入病床の確保に協力いただいている入院医療機関及び診療・検査に協力いただいている外来医療機関に対し、協力金を交付した。



ゴールデンウィークは、休診となる医療機関が多いことから、川越市医師会と協力し、市内医療機関にゴールデンウィークの診療・検査への協力を呼びかけ、体制の強化を図った。

令和2年6月に開設したPCR検査センターについては、開設当初、発熱等の症状のある患者の診療・検査を行える医療機関が少ない中で、重要な役割を担っていたが、市内に診療・検査を行える医療機関の増加に伴い、検査件数が減少した。そこで、令和3年度からは、恒常的に開設する運営から、急激な検査の増加等により必要が生じた場合に臨時的に開設する運営に見直しを行った。

## 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

### ●主な取組

| 主な取組等                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○転院受入協力金の創設</p> <p>コロナ入院医療機関に入院するコロナ患者のうち、国の退院基準を満たす患者の転院を受け入れた市内医療機関に対し、転院受入協力金を支給</p> <p>対象期間 令和3年8月2日から令和3年9月30日まで（緊急事態宣言期間）</p> |
| <p>○医療機関への協力依頼</p> <p>令和3年8月24日から9月1日までの期間、市長が市内6医療機関を訪問し、新たな病床確保や退院基準を満たした患者の転院受入の協力を依頼</p>                                           |
| <p>○川越市におけるPCR検査センターの業務終了</p> <p>市内に診療・検査を行える埼玉県指定診療・検査医療機関が増えてきたことから、令和3年11月30日をもって、PCR検査センターの業務を終了した。</p>                            |

令和3年7月下旬から急激に感染が拡大し、8月をピークとする第5波が発生した。

第5波では、重症化しやすく、感染しやすい可能性のあるデルタ株への置き換わりが進み、1日あたりの新規陽性者数が初めて100人を超える状況となった。

これに伴い、県では患者の入院調整が難しい状況となり、病床確保を強力に進めることとなった。また、限られた病床を有効に活用するために、退院基準を満たした患者の転院促進も有効とされた。

そこで、本市では、県の病床確保に協力し、令和3年8月から9月にかけて、市長が市内医療機関を訪問し、新たな病床確保と退院基準を満たした患者の転院受入の協力を依頼した。また、これに合わせ、本市独自の取組として、病床確保協力金及び転院受入協力金を交付することとした。

市内医療機関の協力により、市内の病床確保数は、6月末時点の55床から、9月末時点では77床まで増加した。

また、市内で診療・検査を行う医療機関が8月には80を超え、医療機関による検査数が増加したこともあり、令和2年6月に設置したPCR検査センターは令和3年11月末日をもって業務を終了した。

## 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

### ●主な取組

| 主な取組等                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○年末年始の診療・検査体制強化</p> <p>休業する医療機関の多い年末年始の診療・検査体制を強化するため、川越市医師会と協力し、体制強化を図る。</p> <p>実施期間 令和3年12月30日～令和4年1月3日</p>                                                |
| <p>○医療機関への協力依頼</p> <p>市と川越市医師会の連名で、市内医療機関に対し、自宅療養者等の電話・オンライン診療、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（HER-SYS）を用いた発生届の提出、自宅療養者の健康観察、ワクチン接種への協力を依頼した。</p> <p>実施日 令和4年1月18日</p> |

令和3年9月30日の緊急事態宣言解除以降、新規陽性者数が低く抑えられていたが、12月以降、デルタ株と比較し、感染力が強く重症化リスクが低い可能性が示唆されるオミクロン株への置き換えが進み、令和4年1月をピークとする第6波が発生した。

国では、第5波を踏まえ、第5波の最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提に、都道府県ごとに保健・医療提供体制確保計画の作成を要請していたが、本市の第6波における1日あたりの新規陽性者数は、第5波の最大の約3倍となる318人となった。

第6波では、オミクロン株の感染力が高い特性から、多くの陽性者が生じるとともに、重症化リスクが低い特性から、県内の病床使用率は最大で61.9%で抑えられた一方で、自宅療養者が大幅に増加した。

そこで、令和4年1月に、市と川越市医師会の連名で、市内医療機関に対し、発生届のシステム入力、自宅療養者への診療や健康観察、ワクチン接種への協力を依頼した。

また、年末年始は、休診となる医療機関が多いことから、川越市医師会と協力し、市内医療機関に年末年始の診療・検査への協力を呼びかけ、体制の強化を図った。

## 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

### ●主な取組

| 主な取組等                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○休日等の診療・検査体制強化</p> <p>新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、県において、休日等の診療・検査体制の強化に向けて、県内全市町村を対象に、臨時的診療・検査体制を構築する。</p> <p>対象日 令和4年7月30日（土）～8月7日（日） 木・土・日曜日</p>          |
| <p>○川越市における抗原定性検査キットの無料配布</p> <p>新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、医療機関のひっ迫を防ぐため、抗原定性検査キットの無料配布事業を実施する。（県から配布される抗原定性検査キットを活用）</p> <p>配布受付期間 令和4年8月9日（火）～9月30日（金）</p> |

第7波では、オミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進んだことによる感染拡大とされ、国では、オミクロン株の特性を踏まえ、新たな行動制限を行わず、社会経済活動をできる限り維持するとともに、医療の負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いた対策を進めることとされた。

そのため、本市の1日あたりの新規陽性者数は、8月11日に本市最大となる891人が確認された。なお、重症化リスクの低い者は、自宅療養が基本とされ、病床のひっ迫を防ぐこととされたが、一方で、7月以降、新規陽性者や自宅療養者は大幅に増加するとともに、外来医療機関の受診者数の増加が課題となった。

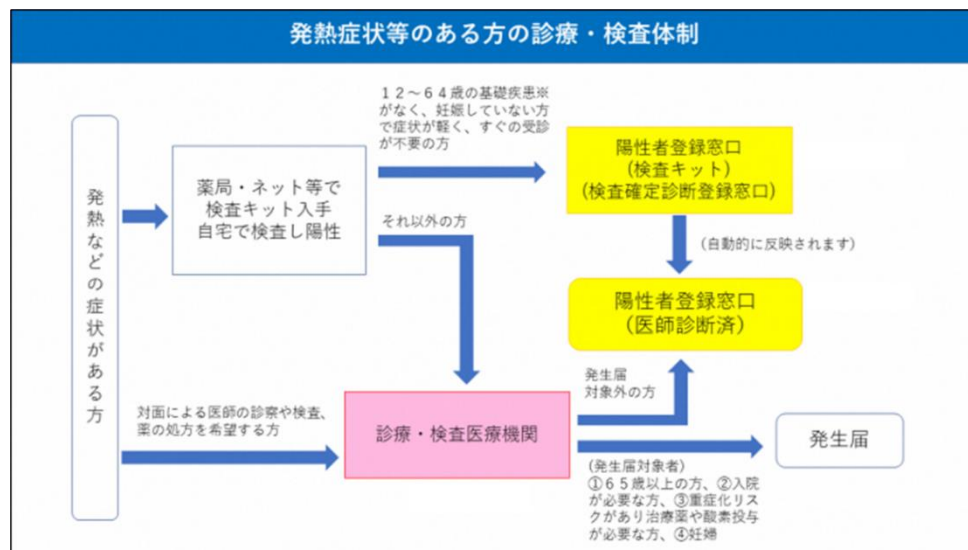
そこで、7月から8月の感染拡大期には、県と連携し川越市医師会の協力を得て、休診となる医療機関が多い木・土・日曜日の診療・検査体制の強化を図った。

また、県では、外来医療機関をひっ迫させないため、7月30日から、抗原定性検査キットを活用し、自己検査の結果、陽性の者が医療機関を受診せずに、オンラインで県の確定診断を受け、自身で陽性者登録を行う制度を開始し、8月の感染拡大期には、発熱等の症状があり、重症化リスクの低い者に対し、抗原定性検査キットを無料で配布するなどの取組を進めることとなり、本市においても、県と連携し、8月9日から9月30日まで、市民への抗原定性検査キットの無料配布事業を実施した。

なお、国では、症状の軽い者が抗原定性検査キットを入手しやすくなるように、8月17日にOTC化、8月31日にはインターネット販売が開始された。

また、9月8日に本部決定された「With コロナに向けた政策の考え方」では、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行することとされ、9月26日から発生届出の対象を高齢者等の4類型に限定する全数届出の見直しを進めるなど、感染拡大時における医療機関の負担軽減を図る取組が進められた。

#### ○埼玉県資料「発熱症状等のある方の診療・検査体制」



## 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）

### ●主な取組

| 主な取組等                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○医療機関への抗原定性検査キットの配布<br>感染拡大期の医療提供体制の事業継続と感染防止を目的として、医療従事者に対して行う検査に使用する抗原定性検査キットを医療機関に配布する。<br>配布対象医療機関 市内病院、診療所<br>配布スケジュール 令和4年11月下旬から順次発送              |
| ○抗原検査キットの臨時提供<br>埼玉県では、発熱等の体調不良時、速やかに自己検査できるように、抗原検査キットの事前購入を呼びかけているが、年始は営業する薬局数も少なく、入手が困難になることが見込まれるため、令和5年1月1日から3日に抗原検査キットを臨時提供する。（県から配布される抗原検査キットを活用） |

第8波では、令和4年11月以降、感染が拡大し、市内医療機関から報告のあった1日あたりの新規陽性者数は、12月21日の415人がピークとなった。

第7波では、陽性者数が多く確認され、医療機関の現場において、医療従事者が感染や濃厚接触者になることによって、事業継続に影響が生じることが危惧された。

そこで、陽性者数の増加が見え始めた11月に、新型コロナウイルス感染症患者に対応する市内の病院・診療所に対し、事業継続に必要な検査を行えるように、抗原定性検査キットを配布し、感染拡大に備えた。

また、抗原定性検査キットは、薬局等でも購入が可能となっており、県では、発熱等の体調不良時、速やかに自己検査できるように、抗原検査キットの事前購入を呼びかけていたが、年始は営業する薬局数も少なく、入手が困難になることが見込まれるため、県と連携し、令和5年1月1日から3日の間、市民に対する抗原定性検査キットの臨時提供を行うこととした。

なお、国では、1月27日の政府対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付ける方針が決定され、医療提供体制については、3月10日の政府対策本部において、5類移行後は、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に段階的に移行することなどが決定された。

これにより、第8波に対応しながら、5月8日の5類移行後に向けて、準備が進められることとなった。

## (2) 外来医療

| No.   | 取 組 名                     | 担 当          | ページ |
|-------|---------------------------|--------------|-----|
| 8-2-1 | 帰国者・接触者外来協力医療機関補助金        | 保健医療部保健医療推進課 | 301 |
| 8-2-2 | PCR 検査センター                | 保健医療部保健医療推進課 | 303 |
| 8-2-3 | 帰国者・接触者相談センター（医師・医療機関対応用） | 保健医療部保健医療推進課 | 305 |
| 8-2-4 | 新型コロナウイルス感染症外来医療機関協力金     | 保健医療部保健医療推進課 | 307 |
| 8-2-5 | 受診方法・相談窓口の変更              | 保健医療部保健医療推進課 | 309 |
| 8-2-6 | 休日等の診療・検査体制強化             | 保健医療部保健医療推進課 | 314 |
| 8-2-7 | 抗原定性検査キットの購入              | 保健医療部保健医療推進課 | 316 |
| 8-2-8 | 抗原定性検査キットの無料配布（市民）        | 保健医療部保健医療推進課 | 318 |
| 8-2-9 | 抗原定性検査キットの無料配布（医療機関従事者）   | 保健医療部保健医療推進課 | 320 |



| No.   | 取組名 | 帰国者・接触者外来協力医療機関補助金 |
|-------|-----|--------------------|
| 8-2-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課      |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルスの感染者の増加に伴い、国からの「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」（令和2年4月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、帰国者・接触者外来の増加に取り組むように通知された。－

また、本市では、令和2年2月に県内初の陽性者が確認されてから、保健所に設置した帰国者・接触者相談センターの相談件数が増加した。特に、発熱等の症状のある者から相談を受けた場合は、帰国者・接触者外来での診察を経てPCR検査を実施し、検査結果や症状に応じて、診療体制の整った医療機関につなげていく必要があるが、当時本市には帰国者・接触者外来がなく、相談から検査につなげることが難しくなっており、帰国者・接触者外来を増やすことが喫緊の課題となっていた。

そこで、早急に帰国者・接触者外来を増やすため、埼玉県医師会が川越市医師会を通じて実施した外来受入協力医療機関の募集に意向を示した医療機関に対し、本補助金を交付して帰国者・接触者外来の設置に協力いただいた。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

埼玉県医師会が川越市医師会を通じて実施した外来受入協力医療機関の募集に意向を示した市内の医療機関のうち、帰国者・接触者外来に協力した医療機関（以下「外来協力医療機関」）に補助金を交付した。

予算は、協力いただける医療機関へのヒアリング等を行いながら、感染を防ぎながら診療・検査が行える体制を確保するのに必要な施設・設備の整備費及び備品・消耗品の購入費用を見込んで算出し、また、緊急性を勘案し、予備費で対応した。

- ・令和2年度交付額 3,500,000 円

## 【3. 効果】

外来協力医療機関を確保することで、新型コロナウイルス感染症疑いのある患者を診療体制の整った医療機関につなげ、市民の安心安全と、保健所業務の負担軽減に寄与できた。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

当時は、新型コロナウイルス感染症に関する知見が少なく、医療機関における感染防止対策も十分ではなかった。また、検体採取の方法が鼻咽頭ぬぐい液とされており、感染リスクが高かったため、検体採取に協力いただける医療機関の確保が難しかった。

一方で、2月に県内初の感染者、3月には市内初の感染者が確認されると、感染不安が急速に高まり、保健所における相談が急増し、診療・検査に協力いただける医療機関の確保が喫緊の課題となっていた。

#### 【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルスの感染者の増加に伴い、国からの「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」（令和2年4月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、帰国者・接触者外来の増加に取り組むように通知された。

#### 【6. 事業費】

事業費 3,500,000 円

財 源 一般財源

予算措置 予備費充当（令和2年4月）



| No.   | 取組名 | PCR 検査センター    |
|-------|-----|---------------|
| 8-2-2 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 【1. 背景と目的】

令和2年2月に県内初の感染者、3月には市内初の感染者が確認され、本市においても感染不安が高まった。発熱等の症状がある患者は、検体を採取し、検査の結果を踏まえ、必要な医療につなげていくことが必要であったが、本市では感染対策を十分に行ったうえで検体採取を実施できる医療機関が少なかった。

そこで、市と川越市医師会で協議し、保健所の駐車場でドライブスルー、ウォークスルー方式により、検体を採取し検査を実施するPCR検査センターを設置することとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ・令和2年5月25日 市と川越市医師会で委託契約を締結（川越市医師会において設備等整備、スタッフ調整を開始）
- ・令和2年6月15日 センター業務開始
- ・令和3年11月30日 センター業務終了

※開設当初は、発熱等の症状のある患者の検体を採取し、検査を行える医療機関が少ない中、PCR検査センターは、本市の検査体制において重要な役割を担っていたが、診療や検査を行える埼玉県指定診療・検査医療機関が市内に増え、当初の役割は十分に果たしたものと考え、令和3年11月末日をもって、PCR検査センター業務を終了した。

参考：市内埼玉県指定診療・検査医療機関数 令和3年11月30日時点、57医療機関

### ●実施方法

- ・地域の医療機関からの診療情報提供を受け、疑い患者に対して検体採取等を行い、PCR検査を実施する。
- ・PCR検査センターは予約制で、地域の医療機関が患者に知らせることとし、患者が直接来ても診療は受けられない。
- ・ドライブスルー方式とウォークスルー方式で検体採取等を行う。



## ●検査実績

|                                 | 令和2年 |    |    |    |     |     |     | 令和3年 |    |    | 合計  |
|---------------------------------|------|----|----|----|-----|-----|-----|------|----|----|-----|
|                                 | 6月   | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月   | 2月 | 3月 |     |
| PCR検査センター検査数<br>(令和2年6月15日業務開始) | 17   | 80 | 35 | 19 | 15  | 2   | 12  | 8    | 1  | 0  | 189 |

令和3年度は臨時緊急的に必要となった検査を行うこととしていたが、検査実績なし

### 【3. 効果】

- ・感染の疑いがある方の診療・検査に対応できる医療機関を確保し、市民の命と健康を守ることができた。
- ・PCR検査センターでは、医師と看護師が当番制で担当した。PCR検査センターに従事することで、感染対策を取りながら検体採取を行う方法を習得するなど、市内で診療・検査に対応できる医療機関が増える要因の一つと考えられる。

### 【4. 実施上の課題と対応】

- ・感染初期は、新型コロナウイルス感染症の知見が少なく、また偏見差別等の問題もあり、協力いただく医師やスタッフの確保が難しかった。
- ・PCR検査センターは感染の疑いがある者が集まる場所となるため、感染拡大防止や周辺住民への影響等も考慮し、場所の選定が難しかった。
- ・住民が検査を求めて集中するなどにより、混乱を来すことがないように留意する必要があるため、場所は非公開とされた。

### 【5. 国・県との関連】

- ・令和2年4月15日、国からの通知において、ドライブスルー方式による外来診療を行うことが可能であることや、市から医師会に地域外来・検査センターの運営を委託し、保健所を経由せずにPCR検査を行う仕組みが示された。
- ・4月30日、埼玉県医師会において、「発熱外来PCRセンター」についての説明会が開催され、県のスキームが初めて示された。
- ・こうした状況を踏まえ、市と川越市医師会で協議し、県と同様のスキームで実施することとし、開設準備を進めた。

### 【6. 事業費】

|      |       |                    |             |            |
|------|-------|--------------------|-------------|------------|
| 事業費  | 令和2年度 | 41,574,681円        | 令和3年度       | 8,669,928円 |
| 財源   | 国庫負担金 | 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 |             |            |
| 予算措置 | 令和2年度 | 予備費充当（5月）          | 9月補正予算（第9号） |            |
|      | 令和3年度 | 当初予算               |             |            |

| No.   | 取組名 | 帰国者・接触者相談センター（医師・医療機関対応用） |
|-------|-----|---------------------------|
| 8-2-3 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課             |

## 【１．背景と目的】

令和２年１月に保健所に設置した帰国者・接触者相談センターでは、２月に県内初の感染者、３月に市内初の感染者が確認されたこともあり、感染不安による相談件数が増加した。

５月に緊急事態宣言が解除され、次なる流行の波に備え、相談体制を強化する必要があり、保健所がより多くの相談に対応し、疑い患者を診療体制の整った医療機関に確実につなぐことを目的として、医療機関からの相談は、医師が専門に受け付ける体制を整備することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和２年６月、新型コロナウイルスのさらなる流行が到来した場合に備えて、医療機関からの相談を専門に受け付ける帰国者・接触者相談センター事業を川越市医師会に委託し、川越市内に勤務する医師や川越市内の医療機関からの相談業務を行った。

委託期間：令和２年７月１日～令和３年３月３１日

契 約 先：一般社団法人川越市医師会

### ●委託業務の内容

#### （１）電話相談

川越市医師会が川越市内の医療機関（川越市医師会の会員でない医師を含む。）からの新型コロナウイルス感染症に係る問合せを専門に受け付ける当番医を指定し、電話相談に対応した。

#### （２）帰国者・接触者外来等への調整

行政検査（感染の疑いがある方等に、保健所が、必要と判断して行う感染症法に基づく検査）が適当な場合は、川越市保健所につないだ。それ以外の検査が必要なケースでは、PCR検査センターでの検査を調整した。

## 【３．効果】

保健所で受けていた医師や医療機関からの相談を川越市医師会に委託することで、医師等がより専門的な相談を受けられる体制を確保することができた。また、保健所における相談業務の負担軽減が図られ、保健所ではより多くの市民相談に対応できる体制を確保することができた。

#### 【４．実施上の課題と対応】

医師や医療機関の相談件数はあまり多くなかったため、保健所の相談業務の負担軽減につながる効果的な方法等の工夫が必要である。

なお、保健所では、市民からの相談業務の増加に対応するため、市応援職員や人材派遣の活用等により、相談体制の強化を図った。

#### 【５．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、市独自事業として取り組んだ。

#### 【６．事業費】

事業費 28,289,000 円

財 源 県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

予算措置 令和２年６月補正予算（第５号補正）

|       |     |                       |
|-------|-----|-----------------------|
| No.   | 取組名 | 新型コロナウイルス感染症外来医療機関協力金 |
| 8-2-4 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課         |

## 【１．背景と目的】

本市では、令和２年２月に県内初の陽性者が確認されてから、保健所に設置した帰国者・接触者相談センターの相談件数が増加した。特に、発熱等の症状のある者から相談を受けた場合は、帰国者・接触者外来での診察を経てＰＣＲ検査を実施し、検査結果や症状に応じて、診療体制の整った医療機関につなげていく必要があり、市内に帰国者・接触者外来をできるだけ多く確保していくことが課題となっていた。

一方で、帰国者・接触者外来では、安全に診療・検査を行うため、感染防止等の対策を講じる必要があり、必要な感染対策用具の準備経費が負担となるほか、他の患者との接触を避けるため、受付時間や診察場所を分離するなど、診療体制の確保にも負担がかかる状況であった。

こうした中で、医療機関の負担軽減を図り、医療機関においてできるだけ多くの患者の診療・検査を行っていただき、患者を速やかに適切な医療につなげるとともに、感染拡大を防止するため、外来医療機関協力金を交付することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和２年４月１日から令和３年１月３１日までの間に、外来医療機関が行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するために採取した検体の数として、川越市保健所に報告した件数または新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）に入力した件数１件当たり３,３００円を交付した。

交付実績 76 医療機関 44,955,900 円 (13,623 件)

## 【３．効果】

本協力金により医療機関の負担軽減を図り、医療機関が患者の診療・検査を行いやすい環境づくりを進めたことで、患者をより速やかに適切な医療につなげることに一定の効果があったものとする。

また、感染の疑いのある患者を速やかに検査を行うことで、陽性者を速やかに特定し、感染拡大の防止に寄与できた。

## 【４．実施上の課題と対応】

実施にあたり、医療機関への制度周知を効果的に行うことで、より多くの医療機関に協力いただくインセンティブにできると思われる。

## 【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

## 【6. 事業費】

事業費 44,955,900 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年7月補正予算（第8号補正）

| No.   | 取組名 | 受診方法・相談窓口の変更  |
|-------|-----|---------------|
| 8-2-5 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対応における、市民の受診方法等は、ウイルスの科学的知見や、変異による特性の変化に応じて、国や県の方針は変わっていった。

本市では、国や県によって行われる受診方法等の見直しに応じて、保健所における患者対応や、市民周知に努めた。

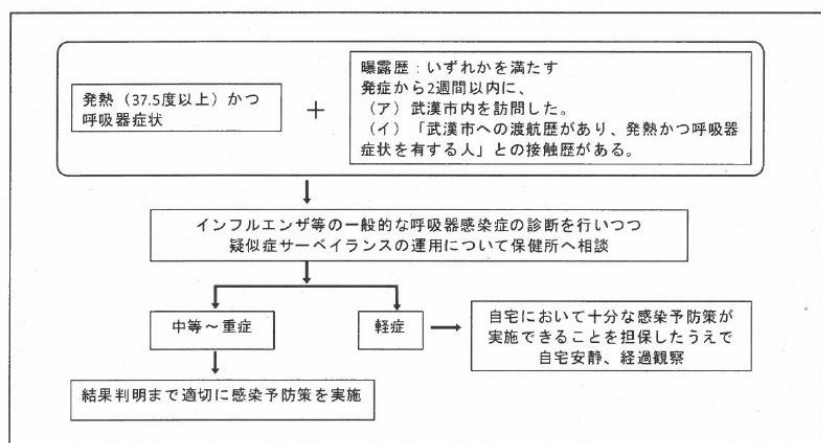
## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●発生当初 症例定義が中国への渡航歴から医師の総合的な判断へ

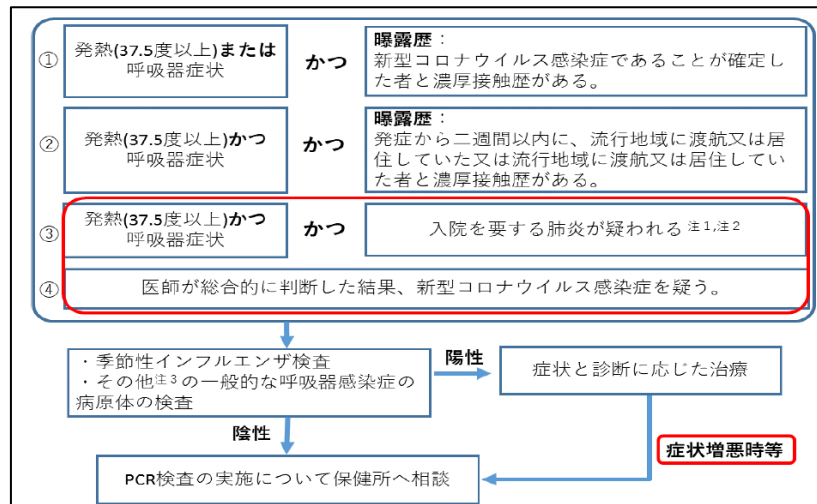
発生当初は、感染が疑われる症状がある患者は、保健所に設置された「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、保健所が、診療及び検体採取を行う帰国者・接触者外来の受診調整を行うこととされていた。また、当時は、医療機関で採取した検体を保健所が回収し、検査を行った。

なお、症例定義は、当初は発熱等の症状と中国武漢省への渡航歴であったが、国内で感染者が確認され始めてからは、中国武漢省への渡航歴に関わらず、発熱や呼吸器症状を医師が総合的に判断した結果、感染が疑われる場合に見直され、また令和2年2月17日の国の専門家会議で「相談・受診の目安」が示されると、保健所における受診相談・検査件数は増加していった。

【令和2年1月29日時点 ※国立感染症研究所資料より】



【令和2年2月17日 厚生労働省通知『新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について』より】



【令和2年2月18日 厚生労働省通知『「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について』より】

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと
  - 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
  - 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安
  - 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
    - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方  
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
    - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
  - なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
    - ・ 高齢者
    - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
    - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)  
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)  
小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

  - なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。
3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い
  - 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
  - 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。



## ●令和2年3月6日～ 医療機関が行う検査の保険適用開始

国において、令和2年3月6日から、医療機関が行う検査を、保健所と委託契約を締結することで保険適用を受けられることとなり、保健所への相談を介さずに検査が行えることとなった。

市では、市内に診療・検査を行える医療機関を確保するため、川越市医師会が行った協力意向調査の結果等を踏まえながら、個別に協力を依頼した。

## ●令和2年12月1日～ 「埼玉県指定診療・検査医療機関」の指定、公表

外来医療について、県では、季節性インフルエンザの流行期に備えた対策として、令和2年12月1日から、発熱などの症状がある者の診療・検査が行える「埼玉県指定診療・検査医療機関」を指定した。

なお、多くの都道府県は医療機関名を公表しなかったが、埼玉県は公表することされた。これにより、発熱などの症状がある場合、保健所を介さず、埼玉県ホームページや埼玉県受診・相談センターで受診先を確認し、市民が直接、医療機関に予約して受診できる体制が構築された。

市では、新たな受診・相談体制について、広報川越や市公式ホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、より多くの「埼玉県指定診療・検査医療機関」を確保するため、各医療機関に協力を呼びかけた。

## 【令和2年12月1日 「埼玉県指定診療・検査医療機関」チラシ】

### もし、発熱したら

受診するための3ステップ

※ まずは、かかりつけ医に相談。  
かかりつけ医で対応できない場合には…

- 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」を検索**  
 新型コロナとインフルエンザ両方の診療ができる  
 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」を検索システムからお探しください。  
 埼玉県 診療・検査医療機関 **検索**  
 URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>
- 受診の予約**  
 他の症状の患者さんとの接触を避けるため、医療機関ごとに発熱患者専用の受付時間を設定している場合があります。必ず事前に予約してください。
- 受診**  
 必ず、予約した医療機関で受診してください。

**受診時のお願い**

- 受診の際は、必ずマスクを着用しましょう
- 医療機関の指示事項を守りましょう
- 公共交通機関の利用は控えましょう
- 検査は医師が必要と認めた場合に行います

受診先の確認・受診を迷う場合

**048-762-8026**

FAX 048-816-5801

埼玉県受診・相談センター

午前9時～午後5時30分（土曜日、日曜日、祝日も対応）

受診先の確認・一般的な質問

**0570-783-770**

FAX 048-830-4808

県民サポートセンター

24時間・年中無休

埼玉県保健医療部感染症対策課  
感染症・新型コロナウイルス対策担当  
TEL 048-830-3557 FAX 048-830-4808

埼玉県LINE公式アカウント  
「新型コロナウイルス対策（パーソナルサポート）」  
からも受診できる医療機関を検索できます

### 受診する前に！

注意事項をもう一度チェック！

- ☐ 事前に医療機関へ連絡していますか？  
 他の症状の患者と接触しないように発熱患者専用の受付時間を設定している場合があります。必ず事前に電話連絡をしてから受診してください。  
 ※ 事前連絡をしないで医療機関に行っても、受診できないことがあります。
- ☐ 診療・検査医療機関では下記の理由での検査はできません
  - 漠然とした不安がある
  - 陰性証明がほしい
 ※ 検査は、医師が必要と認めた場合に限り行われます。
- ☐ 連携する医療機関等へ検査を引継ぐ場合があります  
 医療機関によっては、診療のみ実施しているものもあります。  
 連携する医療機関へ検査が引き継がれた場合は、受診先の医療機関の指示に従ってください。
- ☐ マスクを着用していますか？
- ☐ 公共交通機関を使わずに受診できそうですか？  
 感染症拡大を防止するため、なるべく公共交通機関を使わずに受診してください。

自分や大切な人を守るために「スマートフォンアプリ」への登録をお願いします。  
詳しくは画面下部をチェック！

## ●令和4年7月30日～ 県による「陽性者登録窓口」の設置、全数届出の見直し

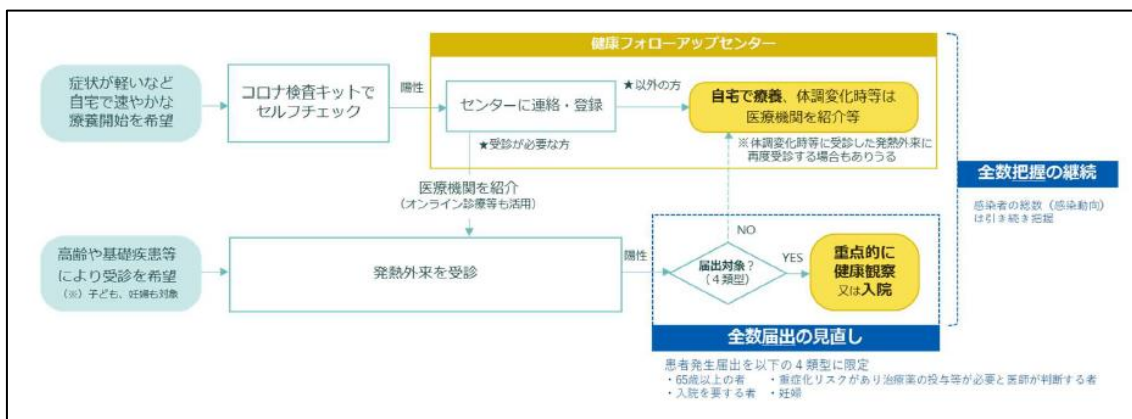
県では、外来医療機関をひっ迫させないため、7月30日から、抗原定性検査キットを活用し、自己検査の結果、陽性の者が医療機関を受診せずに、オンラインで県の検査確定診断登録窓口で確定診断を受け、自身で陽性者登録窓口において陽性者登録を行う制度を開始した。なお、国では、症状の軽い者が抗原定性検査キットを入手しやすくなるように、8月17日にOTC化、8月31日にはインターネット販売が開始された。

市では、新たな県の制度について、広報川越や市公式ホームページ等を通じて広く周知を図った。

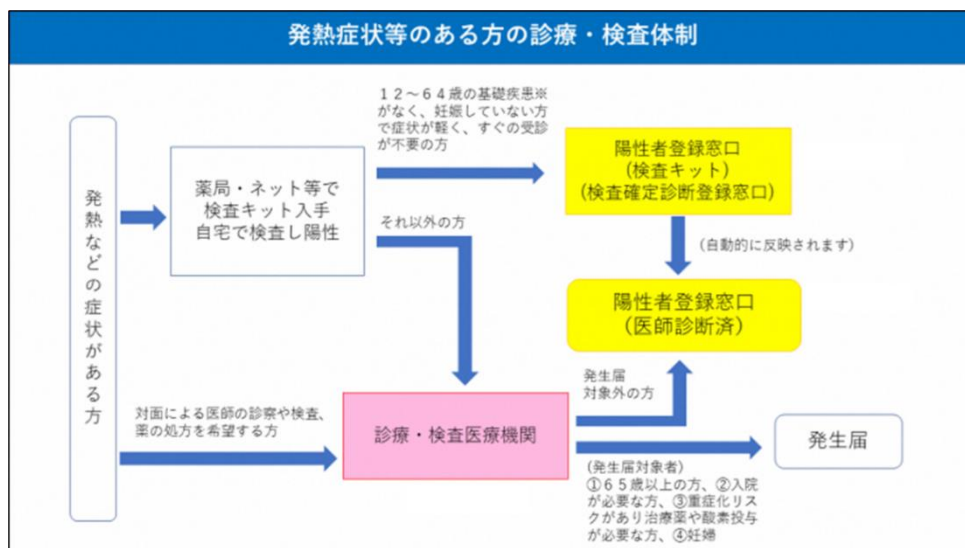
また、8月の感染拡大期には、発熱等の症状があり重症化リスクの低い者に対し、抗原定性検査キットを無料で配布するなどの取組を進めることとなり、本市においても、県と連携し、8月9日から9月30日まで、市民への抗原定性検査キットの無料配布事業を実施した。

なお、9月26日から全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直しが行われ、発生届の対象範囲は、①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者、④妊婦とされた。

【令和4年9月12日 厚生労働省通知「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」より】



【埼玉県資料より】※令和4年9月26日の全数届出見直し時点



### 【3. 効果】

国や県から示される受診方法の変更に従い、迅速かつ適正に対応し、感染の疑いがある方を必要な診療・検査に繋げることができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

制度の見直し等において、市に大きな混乱等は生じてはいないが、保健所の患者対応や市民への周知等において、迅速な対応が求められた。

### 【5. 国・県との関連】

県において整備した制度に合わせ、保健所の患者対応や市民への制度周知に努めた。

|       |     |               |
|-------|-----|---------------|
| No.   | 取組名 | 休日等の診療・検査体制強化 |
| 8-2-6 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 【１．背景と目的】

医療機関が多く休診する年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の期間を対象に感染拡大した場合に対応できるように、県では、令和３年の年末年始から、郡市医師会に委託し、休診等の多い期間に診療できる医療機関を確保することとした。

①令和３年度の年末年始から、②令和４年度のゴールデンウィーク、③令和４年度のお盆は、保健所設置市が郡市医師会に委託して実施した。

④令和４年度の夏季（お盆を除く）、⑤令和４年度の年末年始、⑥令和５年度のゴールデンウィークは、県が保健所設置市も含めて実施することとなり、保健所設置市は、郡市医師会と情報共有を図るなど必要な調整を行うなどの役割を担った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

①令和３年１２月３０日～令和４年１月３日

市が川越市医師会に委託して、診療・検査体制の強化を図った。

②令和４年４月２９日～５月５日（４月３０日、５月２日は除く）

市が川越市医師会に委託して、診療・検査体制の強化を図った。

③令和４年８月１１日・１４日

市が川越市医師会に委託して、診療・検査体制の強化を図った。

④令和４年７月３０日～８月７日の木・土・日曜日

県が全県を対象に、郡市医師会に委託して、診療・検査体制の強化を図り、本市は川越市医師会との調整等に協力した。

⑤令和４年１２月４日～２月２６日の日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

県が全県を対象に、郡市医師会に委託して、診療・検査体制の強化を図り、本市は川越市医師会との調整等に協力した。

⑥令和５年４月２９日～５月５日（４月３０日、５月１日、５月２日は除く）

県が全県を対象に、郡市医師会に委託して、診療・検査体制の強化を図り、本市は川越市医師会との調整等に協力した。

## 【３．効果】

休診が多くなる年末年始等において、通常より多くの診療・検査医療機関を確保したことにより、発熱等の症状のある者を必要な医療につなげる体制を強化できた。

#### 【４．実施上の課題と対応】

休診等が多くなる年末年始等において、より多くの診療・検査医療機関に協力いただけるように、制度の周知・啓発が必要である。

開始当初は、保健所設置市ごとに実施しており、実施時期や委託料など、各自治体間で調整しながら実施した。令和４年夏以降、県が全県を対象に実施することとなったが、医療は全県的に統一した体制で行う方が、医療機関や市民にとってもわかりやすいと思われる。

#### 【５．国・県との関連】

①令和３年度の年末年始から、②令和４年度のゴールデンウィーク、③令和４年度のお盆は、保健所設置市が郡市医師会に委託して実施した。

④令和４年度の夏季（お盆を除く）、⑤令和４年度の年末年始、⑥令和５年度のゴールデンウィークは、県が保健所設置市も含めて実施することとなり、保健所設置市は、郡市医師会と情報共有を図るなど必要な調整を行うなどの役割を担った。

なお、④から⑥は、県と費用負担の調整を行い、保健所設置市に負担は求められないこととされた。

#### 【６．事業費】

事業費 ①7,587,160 円 ②7,432,320 円 ③3,716,160 円  
(④・⑤・⑥は負担なし)

財 源 国庫負担金 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金  
予算措置 ①令和３年度当初予算 ②・③令和４年度当初予算

| No.   | 取組名 | 抗原定性検査キットの購入  |
|-------|-----|---------------|
| 8-2-7 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 【１．背景と目的】

令和４年３月、国から、入所系の高齢者施設及び障害者支援施設、障害児通所支援事業所、保育所等、小学校、特別支援学校等（以下「高齢者施設等」という。）の従事者について、緊急的な対応として、濃厚接触者となった従事者が必要なサービスを提供するために勤務することは、不要不急の外出に当たらないとする取扱いも可能とすることが示された。

そこで、感染防止及び社会機能の維持を目的として、当該高齢者施設等の従事者の検査に使用する抗原定性検査キットを購入することとし、補正予算措置までの当面の緊急対応分として、予備費を活用し、保健医療推進課で５００個購入した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

新型コロナウイルス感染症対策として、令和４年４月から、高齢者施設等の感染防止と社会機能の維持を目的として抗原定性検査キットを購入し、要望があった施設に配布した。

予算は、当面の緊急対応分は予備費を活用し、追加分は、各施設所管部署において、令和４年４月臨時会の補正予算で確保した。

## 【３．効果】

高齢者施設等の従事者に行う検査に使用する抗原定性検査キットを各施設に配布することで、各施設内のクラスターの発生防止と社会機能の維持に寄与できた。

## 【４．実施上の課題と対応】

高齢者施設等からの要望に速やかに対応する必要があったが、全国同時に抗原定性検査キットが必要となったため、必要量を確保することが難しかった。市内の医薬品取扱業者に在庫状況を確認しながら、迅速な調達に努めた。

なお、補正予算措置後、予備費で購入した抗原定性検査キットの未使用分については、川越市内でクラスターが発生した施設等において必要に応じて使用することとした。

## 【5. 国・県との関連】

国の「高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について」（令和4年3月17日付け事務連絡）において、地域の感染状況を注視し、必要と判断する場合には、高齢者施設等、保育所、幼稚園、小学校等において、集中的実施計画に基づく頻回検査を実施するように通知された。

また、県は、政令市や中核市を除く入所系の高齢者施設及び障害者施設に対し、濃厚接触者とされた職員が出勤に備えて行う検査や、出勤の際に軽度の体調不良が生じた職員に対する検査に使用する抗原定性検査キットを施設規模に応じて配布するとした。

こうした国の通知や、埼玉県の対応を踏まえて、実施したものである。

## 【6. 事業費】

事業費 415,800 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年4月充当）

※本事業費は、保健医療推進課が補正予算措置までの緊急対応分として、予備費で措置した分のみである。

|       |     |                           |
|-------|-----|---------------------------|
| No.   | 取組名 | <b>抗原定性検査キットの無料配布（市民）</b> |
| 8-2-8 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課             |

## 【１．背景と目的】

### ①令和４年８月実施分

令和４年７月から８月の急激な感染拡大は、オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりが進んだことによるものとされ、国では、オミクロン株の特性を踏まえ、医療の負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いた対策を進めることとされた。

県では、外来医療機関がひっ迫し、重症化リスクの高い者が診療を受けにくくなることを防ぐため、７月 30 日から、重症化リスクの低い者は、抗原定性検査キットによる自己検査の結果、医療機関を受診せずに、オンラインで確定診断を受け、自身で陽性者登録を行う窓口（陽性者登録窓口）を設置するとともに、８月の感染拡大期には、発熱等の症状があり、重症化リスクの低い者への抗原定性検査キットの無料配布が行われることとなり、各市町村に対し、公共施設の窓口等での配布協力が依頼された。

そこで、本市では、外来医療機関のひっ迫を防ぐことを目的として、県の抗原定性検査キットを活用し、８月 9 日から 9 月 30 日まで、市民への抗原定性検査キットの無料配布事業を実施することとした。

### ②令和４年度年始分

令和４年度の年末年始は、県では、発熱等の体調不良時、速やかに自己検査できるように、抗原定性検査キットの事前購入を呼びかけていたが、年始においては営業する薬局数も少なく、入手が困難となることが見込まれることから、抗原定性検査キットを県民に無料で臨時提供することとなり、保健所設置市には無料提供への協力が依頼された。

そこで、本市では、県から配布される抗原定性検査キットを活用し、年始における無料配布事業を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

申請受付は市公式ホームページの電子申請システムを活用して行い、抗原定性検査キットはレターパックで発送した。

### ○対象者（県と同基準）

発熱等の症状がある方で基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方又は同居の家族に陽性者のいる濃厚接触者 等

### ○実施期間

①令和４年 8 月 9 日～ 9 月 30 日 計 3,525 個

②令和 5 年 1 月 1 日～ 3 日 計 398 個



### 【3. 効果】

急激な感染拡大において、外来医療機関のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い者が診療を受けやすい体制確保に寄与した。

### 【4. 実施上の課題と対応】

- ・申請受付は電子申請システムで行ったが、情報政策課の協力の元、速やかに準備を進めることができた。なお、電子申請が使用できない方からの苦情は特になかった。
- ・抗原定性検査キットをできるだけ早く届けるため、正午までの申請受付分を郵便局に持ち込み、翌日に配達できるようにした。
- ・配布方法は、窓口配布と郵送配布を検討したが、感染リスクを回避するため、郵送配布で行った。
- ・市公式ホームページや市公 SNS を通じて周知し、支障なく進めることができた。
- ・抗原定性検査キットは1箱に複数個入っていたため、個人に送付する際には、小分けして封入する必要があった。そのため、時間外を活用し、部内職員の協力を得て送付物の封入作業をまとめて行っておき、これを活用し、毎日申込数に応じて発送作業を行った。なお、夏の配布の際には、最大で1日148件の申込があった。
- ・抗原定性検査キットは室温2～30度の状態で保管する必要があるため、空調管理が行える場所に保管した。
- ・土日祝日・年末年始も実施したため、職員が交代して発送業務に従事した。

### 【5. 国・県との関連】

本事業は、県が市町村に協力を求めて実施したものであり、抗原定性検査キットは県から配布され、郵送料は市町村の負担とされた。

なお、県においても、県内の地域振興センターにおいて抗原定性検査キットが配布され、本市では、川越比企地域振興センターと連携を図って対応した。

### 【6. 事業費】

事業費 1,480,000円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年8月充当）

| No.   | 取組名 | 抗原定性検査キットの無料配布（医療機関従事者） |
|-------|-----|-------------------------|
| 8-2-9 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課           |

## 【1. 背景と目的】

第7波（令和4年夏の感染拡大）では、感染力が強く、重症化リスクが低いとされるオミクロン株の感染が拡大した。オミクロン株の特徴から、入院患者が低く抑えられる一方で、行動制限の対象となる陽性者や濃厚接触者が非常に増加し、社会経済活動が維持できなくなることが危惧された。

こうした状況も踏まえ、国では、令和4年9月8日に本部決定された「With コロナに向けた政策の考え方」において、新型コロナウイルス対策は新たな段階に移行することとされ、その中で、抗原定性検査キットを活用し療養期間を短縮できる運用への見直し等が示された。

こうした中、第7波は10月には感染者数が落ち着いていたが、令和4年度の冬には、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念され、11月には陽性者数の増加が見え始めた。

そこで、特に事業継続が必要とされる市内医療機関において、事業継続と院内感染防止を目的として、医療従事者に対して行う検査に使用する抗原定性検査キットを配布することとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、市内医療機関の事業継続と院内感染防止を目的として、医療従事者に対して行う検査に使用する抗原定性検査キットを、令和4年11月から、市内210医療機関に無料で配布した。

対象となる検査は、社会機能維持を目的として医療従事者等が業務に従事するための検査と、感染拡大防止を目的とする、感染の疑いがある医療従事者等（身体の不調、家族が感染している等）の感染を確認するための検査とした。

使用する抗原定性検査キットは、厚生労働省から配布された20,000個を使用し、医療機関の規模等に応じて配分した。

## 【3. 効果】

市内医療機関に抗原定性検査キットを配布したことで、医療機関における事業継続と感染拡大防止に資することができた。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

抗原定性検査キットを配布した医療機関には、週1回、使用状況（使用個数、使用結果）の報告を、川越市電子申請システムから行うように依頼し、実績の把握に努めた。

#### 【5. 国・県との関連】

厚生労働省から配布された抗原定性検査キットを活用した。

#### 【6. 事業費】

事業費 168,109 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年8月充当）



## (3) 入院医療

| No.   | 取 組 名                        | 担 当                                      | ページ |
|-------|------------------------------|------------------------------------------|-----|
| 8-3-1 | 簡易陰圧装置の貸出                    | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健総務課<br>保健医療部保健予防課 | 325 |
| 8-3-2 | 新型コロナウイルス感染症患者転院受入協力金        | 保健医療部保健医療推進課                             | 326 |
| 8-3-3 | 新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関支援事業費補助金 | 保健医療部保健医療推進課                             | 329 |
| 8-3-4 | 新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保協力金     | 保健医療部保健医療推進課                             | 331 |



| No.   | 取組名 | 簡易陰圧装置の貸出                 |
|-------|-----|---------------------------|
| 8-3-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課・保健総務課・保健予防課 |

## 【1. 背景と目的】

入院が必要な患者の調整は、県の入院調整本部で行われていたが、県内に患者が発生し始めてから、調整が困難な状況となってきた。

入院調整は県全体で行われるものであったが、市内に入院病床を持つ医療機関を確保することは入院調整を円滑に進める上で、本市においても重要課題であり、市内医療機関と連携・協力して病床確保を進めることとした。

そこで、市内に入院病床を確保するため、本市独自の対策として、簡易陰圧装置を購入し、病床確保に協力いただく医療機関に対して貸出を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ・ 令和2年6月 1台購入
- ・ 令和2年6月 1台貸出（市内1医療機関）

## 【3. 効果】

簡易陰圧装置を既設の病室等に設置して室内を陰圧化することにより、施設内の感染対策が図れ、コロナ患者の病床受入が可能となった。

## 【4. 実施上の課題と対応】

設置にあたっては医療機関と、設置場所や使用方法、運用開始時期などの調整を図った。

## 【5. 事業費】

事業費 5,429,292 円（保健予防課）  
財 源 一般財源  
予算措置 令和2年3月補正予算

### 簡易陰圧装置

#### ● 集団隔離ユニット

（廊下を簡易封鎖し大規模な集団隔離空間を可能とするもの）

#### 【コリドーフランジ】



#### 【バンドルセット】



#### ● 前室ユニット

（個室のドアに取り付け空気感染隔離室を実現するもの）



|       |     |                       |
|-------|-----|-----------------------|
| No.   | 取組名 | 新型コロナウイルス感染症患者転院受入協力金 |
| 8-3-2 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課         |

## 【1. 背景と目的】

令和2年11月以降、全国的に感染が拡大し、入院者数や重症者数の増加により、医療提供体制への負荷が更に高まっている状況が生じた。

医療提供体制の確保は県で行われていたが、県では入院病床確保をさらに強力に進めるため、県知事から市長に病床確保への協力が依頼された。

また、国では、令和2年12月25日に「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」（以下「パッケージ」という。）として、確保病床を最大限活用するとともに、更なる病床の確保に向けての支援策や取組事項がとりまとめられた。

確保病床の最大限活用としては、当時、患者が国の退院基準を満たしていても、引き続き入院療養を必要とする場合があり、回復患者の転院受入が円滑に行えないことが、病床ひっ迫の要因の一つとされており、2月2日の基本的対処方針では、「パッケージを活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること」のほか、「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進めること」が盛り込まれた。

そこで、本市では、市長が市内医療機関を訪問<sup>※</sup>し、パッケージに示された国の支援策も活用しながら、県と連携して病床確保と転院受入の協力依頼を行った。

このうち、転院受入については、新型コロナウイルス感染症患者の回復後の転院を促進するため、本市独自の転院受入協力金を創設し、交付することとした。

なお、令和3年2月25日、川越市医師会において病院部会が開催され、総合医療センターから新型コロナ病床の現状に関する報告があり、本市からは感染状況や本協力金を説明し、市内医療機関における情報共有が行われた。

また、県では、回復患者の転院受入について、令和3年5月26日から、陽性患者受入医療機関がコロナからの回復患者で転院が必要な患者の情報を掲載する場として、メディカルケアステーション（MCS）内に「回復患者転院調整 ネットワーク」グループを開設し、退院基準での速やかな患者受入れについての協力が呼びかけられた。

※市長による医療機関訪問（入院病床確保と転院受入の協力依頼）

1回目：令和3年1月21日～2月15日 9医療機関

2回目：令和3年8月24日～9月15日 6医療機関

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ◆対象患者

コロナ入院医療機関に入院するコロナ患者のうち、国の退院基準を満たす患者（市外のコロナ入院医療機関に入院するコロナ患者の場合は市民のみ）



◆対象医療機関

対象患者の転院を受け入れた市内の医療機関（コロナ入院医療機関以外からの転院は対象外）

◆協力金の額

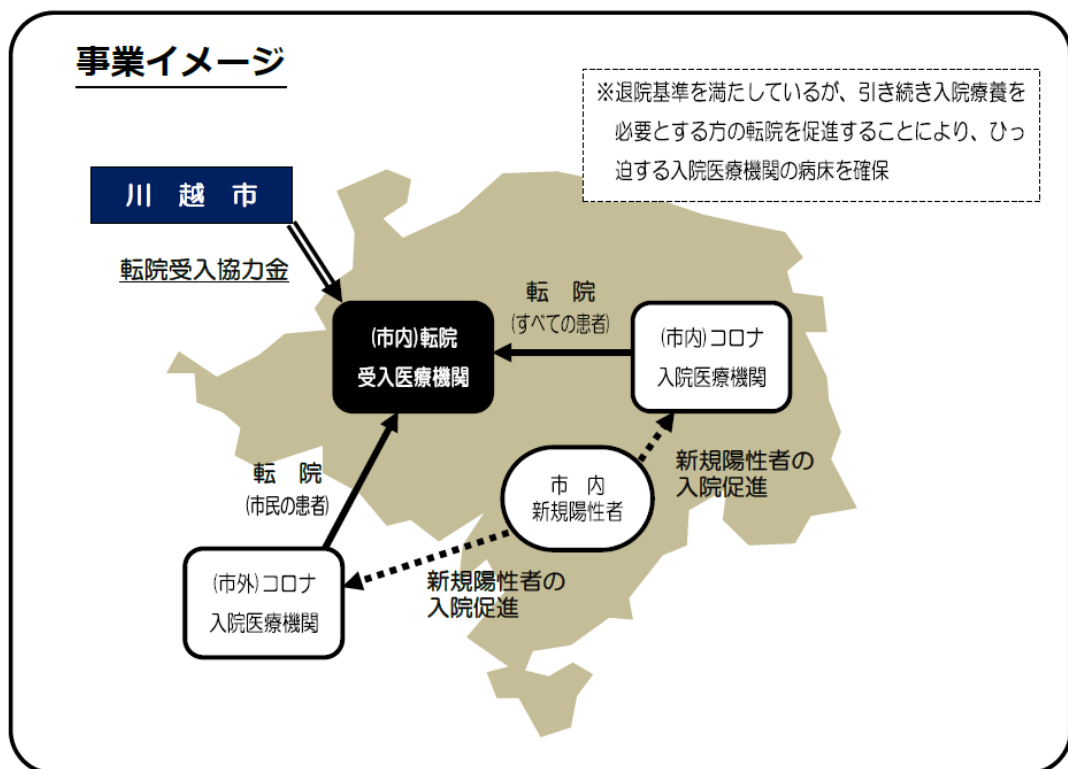
転院受入を行う対象患者 1 人当たり 250,000 円

◆対象期間

令和 2 年度：令和 3 年 2 月 15 日～令和 3 年 3 月 31 日

令和 3 年度：埼玉県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間（令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 30 日まで）とした。

- ① 令和 2 年度交付額 5,000,000 円（8 医療機関 20 人）
- ② 令和 3 年度交付額 2,500,000 円（5 医療機関 10 人）



【3. 効果】

新たに治療が必要となった患者の病床とは別途、退院基準を満たした患者の転院受入に対応できる医療機関を確保することにより、市民の命と健康を守ることができた。

#### 【４．実施上の課題と対応】

国の退院基準を満たしていても、新型コロナウイルス感染症の院内感染を危惧し、転院の受入が進まない状況があり、本協力金を通じて、医療機関の負担軽減を図るほか、転院患者の受入についての理解を深めることに一定の効果があったと考える。

#### 【５．国・県との関連】

国では、令和２年１２月２５日に「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」が示されるなど、確保病床を最大限活用するとともに、更なる病床の確保に向けての支援等が進められた。

県では、こうした国の動きや感染状況を踏まえ、更なる病床確保が進められた。また、回復患者の転院受入については、令和３年５月２６日から、陽性患者受入医療機関がコロナからの回復患者で転院が必要な患者の情報を掲載する場として、メディカルケアステーション（ＭＣＳ）内に「回復患者転院調整 ネットワーク」グループを開設し、退院基準での速やかな患者受入れについての協力が呼びかけられた。

なお、本市における病床確保や転院受入協力金に関する取組は、県と調整を図りながら進め、知事への報告も行った。

#### 【６．事業費】

##### ①令和２年度

事業費 ５,０００,０００円

財 源 一般財源

予算措置 予備費（令和３年２月充当）

##### ②令和３年度

事業費 ２,５００,０００円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和３年８月充当）

| No.   | 取組名 | 新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関支援事業費補助金 |
|-------|-----|------------------------------|
| 8-3-3 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課                |

## 【1. 背景と目的】

本市では、令和2年3月に市内初の新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから、断続的に確認されるようになった。

陽性者は入院調整を行う必要があり、入院調整は県が行っていたが、患者の増加に伴い、入院調整が困難になり、県では入院病床の確保に向けた取組が進められた。

本市においても、第1波は5月で落ち着いたが、6月以降再び患者が継続的に発生したため、市民が迅速かつ安全に治療を受けられるように、市内に入院病床を確保することが課題となった。

なお、入院病床を確保する医療機関の負担が大きいことから、埼玉県の要請に応じて入院病床を確保した市内医療機関に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、協力いただける市内医療機関の確保に努めた。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年度において、一般病棟等で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者を受け入れる市内の医療機関に対し、補助金を交付した。

令和2年度交付額 100,000,000 円（2 医療機関）

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者を受け入れるための病床を確保した市内の医療機関に対し補助金を交付したことで、入院病床を確保し、市民が身近な医療機関で迅速かつ安全に治療を受けられる体制の整備を図ることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

新型コロナ専用病棟を確保するためには、院内感染を防ぐため、入口、動線、病棟を分けるなど、施設面での課題があった。また、新型コロナ専用病棟は、いつでも患者を受け入れられるように確保しておく必要があり、国では空床補償にかかる支援も行われたが、それでも、経営が厳しく、事業を継続していくうえで費用面での支援は重要と考えた。

一方で、新型コロナ患者対応に従事する医療関係者の確保が難しい状況があり、協力いただける医療機関の確保は困難であった。

## 【５．国・県との関連】

埼玉県の要請に応じて受入れ病床の確保に努めた医療機関に対し、補助を行った。

## 【６．事業費】

事業費 100,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年７月補正予算（第８号補正）

|       |     |                          |
|-------|-----|--------------------------|
| No.   | 取組名 | 新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保協力金 |
| 8-3-4 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課            |

## 【1. 背景と目的】

### ①令和3年度

令和2年度に続き、入院病床を継続的に確保できるよう、埼玉県からの要請に応じて病床を確保した医療機関に対して、病床数に応じて、予算の範囲内で協力金を交付することとした。

### ②令和4年度

引き続き、医療体制を維持するとともに、更なる感染拡大にも対応するため、一般病床等で患者を受け入れるものとして埼玉県から認められた市内の医療機関に対し、病床数に応じて、予算の範囲内で協力金を交付することとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①令和3年度

令和3年度において、一般病棟等で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者を受け入れる市内の医療機関に対し協力金を交付した。なお協力金は、患者の重症度に応じた病床数を考慮して交付した。

当初、令和3年4月1日時点で埼玉県から認められた病床を交付の対象としたが、その後、市長が医療機関を訪問し協力依頼を行うなどにより、病床確保に協力いただく医療機関が増えたため、追加分として、令和4年1月31日までに確保された病床も交付の対象とした。

予算については、埼玉県医療整備課から提供された確保病床数を基に必要な額を試算し、3月補正予算及び9月補正予算で確保した。

(ア) 当初分の交付額 56,000,000 円（3 医療機関）

(イ) 追加分の交付額 90,000,000 円（6 医療機関）

### ②令和4年度

令和4年度において、一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者または疑い患者を受け入れる病床を確保していることを埼玉県から認められた市内の医療機関を交付の対象とした。

予算については、令和4年度補正予算（第1号）で確保した。

### 【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者を受け入れるための病床を確保した市内の医療機関に対し協力金を交付したことで、患者に対応できる病床を確保し、市民が身近な医療機関で迅速かつ安全に治療を受けられる体制の整備を図ることができた。

### 【４．実施上の課題と対応】

施設の構造、医療従事者の確保など、課題が多く、協力いただける医療機関の確保は難しかった。また、運営における収支も厳しい状況が続き、費用面での支援は重要と考えた。

### 【５．国・県との関連】

埼玉県のと請にに応じて受入れ病床の確保に努めた医療機関に対し、補助を行った。

### 【６．事業費】

#### ①（ア）令和３年度 当初分

事業費 56,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和３年３月補正予算（第１号補正）

#### ①（イ）令和３年度 追加分

事業費 90,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
その他特定財源  
予算措置 令和３年９月補正予算（第６号及び第７号補正）

#### ②令和４年度

事業費 91,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和４年３月補正予算（第１号補正）

## (4) その他

| No.   | 取 組 名          | 担 当                                      | ページ |
|-------|----------------|------------------------------------------|-----|
| 8-4-1 | 医療機関等事業継続支援金   | 保健医療部保健医療推進課                             | 335 |
| 8-4-2 | 夜間休日診療所事業継続支援金 | 保健医療部保健医療推進課                             | 337 |
| 8-4-3 | 医療機関における感染対策   | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健総務課<br>保健医療部保健予防課 | 339 |
| 8-4-4 | 医療機関への情報提供     | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健総務課<br>保健医療部保健予防課 | 340 |





|       |     |               |
|-------|-----|---------------|
| No.   | 取組名 | 医療機関等事業継続支援金  |
| 8-4-1 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

### 【１．背景と目的】

令和２年度に日本医師会総合政策研究機構が行った調査において、医療機関の経営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて対前年同月と比較して悪化していた。また、同機構では、国が医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援として交付している新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金では、支援として十分ではないと分析された。

医業収入の減少や、新型コロナウイルス感染症への対応等により、厳しい経営状況にある医療機関や薬局等の事業継続への支援を目的として、国の交付金対象となる医療機関や薬局等に対して、本市独自の支援を行った。

### 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

川越市内に所在し、令和３年１月１日現在に届出等がされている医療機関等を対象として申請書等を郵送し、申請のあった医療機関等に支援金を交付した。

#### ●医療機関等の種別及び補助額

| 種 類                            | 補 助 額          | 交付機関数 |
|--------------------------------|----------------|-------|
| 病院（保険医療機関であること）                | １機関あたり７０万円（定額） | 26    |
| 診療所（保険医療機関であること）               | １機関あたり３０万円（定額） | 357   |
| 薬局（保険薬局であること）                  | １機関あたり２０万円（定額） | 147   |
| 訪問看護ステーション<br>（指定訪問看護事業者であること） | １機関あたり２０万円（定額） | 27    |
| 助産所                            | １機関あたり２０万円（定額） | 6     |

### 【３．効果】

厳しい経営状況にある医療機関や薬局等の事業継続に、一定の効果を果たしたものと考えられる。

### 【４．実施上の課題と対応】

感染防止対策を講じながら、可能な限り、簡素な手続で、対象機関が速やかに支援を受けられる方法として、申請書のやり取りはすべて郵送で行った。

## 【５．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、一般寄付、ふるさと納税寄附を活用し、市独自事業として取り組んだ。

## 【６．事業費】

事業費 161,431,080 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
特定財源 一般寄付、ふるさと納税寄附

予算措置 令和２年12月補正予算（第11号補正）

|       |     |                |
|-------|-----|----------------|
| No.   | 取組名 | 夜間休日診療所事業継続支援金 |
| 8-4-2 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課  |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営上厳しい状況にあった川越市医師会夜間休日診療所の事業継続を支援し、平日の夜間及び休日における軽症の救急患者に対する医療を維持することを目的として、川越市医師会に交付した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続が困難な状況となった令和２年度から令和４年度の３年間、夜間休日診療所を運営する川越市医師会に対し、事業継続支援金を交付した。

予算は上半期の事業実績を踏まえ、夜間休日診療所の事業継続に必要な額を試算し、各年度１２月補正予算で確保した。

①令和２年度交付額 35,000,000 円

②令和３年度交付額 35,000,000 円

③令和４年度交付額 32,000,000 円

## 【３．効果】

川越市医師会夜間休日診療所に支援金を交付することで、休日・夜間における初期救急医療の提供体制が維持でき、市民の安心と安全に寄与できた。

## 【４．実施上の課題と対応】

川越市医師会においても、夜間休日診療所の運営に係る経費を精査し、医師や看護師の人数を見直す等、経費抑制に努めた。支援金交付後は、実績報告書を確認し、金額を確定した。

## 【５．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市独自事業として取り組んだ。

## 【6. 事業費】

### ①令和2年度

事業費 35,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年12月補正予算（第11号補正）

### ②令和3年度

事業費 35,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年12月補正予算（第8号補正）

### ②令和4年度

事業費 32,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年12月補正予算（第9号補正）

| No.   | 取組名 | 医療機関における感染対策              |
|-------|-----|---------------------------|
| 8-4-3 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課・保健総務課・保健予防課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対策として、市内医療機関に感染防止を目的として、物資を提供した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

新型コロナウイルス感染症の流行初期においては、感染防止を目的として、市内医療機関に対して、N95 マスク、防護服、消毒用エタノール等の物資を提供した。物資は、国・埼玉県から川越市に提供されたものと、川越市が独自に調達したものを活用した。

令和4年度11月には、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えて、医療従事者に対して行う検査に使用する抗原定性検査キットを、市内210医療機関に無料で配布した。対象となる検査は、社会機能維持を目的とする、濃厚接触者となった医療従事者等が業務に従事するための検査と、感染拡大防止を目的とする、感染の疑いがある医療従事者等（身体の不調、家族が感染している等）の感染を確認するための検査で、厚生労働省から配布された抗原定性検査キットを活用した。詳細はNo.8-2-9「抗原定性検査キットの無料配布（医療機関従事者）」参照。

## 【3. 効果】

感染防止と社会機能の維持に資する物資を提供することにより、新型コロナウイルス感染症対策に寄与できた。

## 【4. 国・県との関連】

国、埼玉県から提供された物資を担当課で受領し、市内医療機関に提供した。

| No.   | 取組名 | 医療機関への情報提供                |
|-------|-----|---------------------------|
| 8-4-4 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課・保健総務課・保健予防課 |

医療提供及び検査については、特に流行初期において帰国者・接触者外来が本市に設置されていなかったため、疑い患者の対応に苦慮する場面が多く見られたが、徐々に医療機関との連携を強化して対応した。連携の一環として、市は医療機関に対してさまざまな情報の提供に努め、感染状況に応じた診療・検査体制の構築を支援した。

### 【市公式ホームページの活用】

新型コロナウイルス感染症診療の手引きなど国等から発出された通知を掲載している（ホーム）ページについて、医療機関が情報を得やすくするために、市公式ホームページのトップ画面にリンクを掲載し、重要な情報にアクセスしやすいよう工夫した。

### 【感染者等情報の提供】

市内の新規陽性者数等については、市公式ホームページで毎日公表を行うことで、広く情報提供を行った。

また、クラスターの発生状況などは個別に情報を提供した。

### 【医療機関への情報提供】

新型コロナウイルス感染症への対応が大きく変わる際や重要な通知が国等より発出された際は、医療機関へ情報提供を行った。当時は情報提供の手段として主にFAXを用いていた。FAXによる情報提供の課題として、印刷の手間や送信に失敗する可能性があること等が挙げられる。

#### 医療機関へ情報提供を行った例

- 新型コロナウイルス感染症に関連する注意喚起
- ファーストタッチセンターの運用に関する連絡
- 川越市保健所におけるPCR検査センター運営開始の連絡

## 9 治療薬・治療法

| No. | 取 組 名   | 担 当        | ページ |
|-----|---------|------------|-----|
| 9-1 | 治療薬・治療法 | 保健医療部保健総務課 | 343 |





| No. | 取組名 | 治療薬・治療法     |
|-----|-----|-------------|
| 9-1 | 担 当 | 保健医療部 保健総務課 |

国から提供された情報を、市公式ホームページを通じて医療機関に対して情報提供した。  
詳細は、No. 8-4-4 参照。



# 10 検査

| No.  | 取 組 名            | 担 当        | ページ |
|------|------------------|------------|-----|
| 10-1 | 新型コロナウイルス検査体制の整備 | 保健医療部衛生検査課 | 347 |



|      |     |                  |
|------|-----|------------------|
| No.  | 取組名 | 新型コロナウイルス検査体制の整備 |
| 10-1 | 担 当 | 保健医療部 衛生検査課      |

## 【１．背景と目的】

検査数の増加により、委託していた衛生研究所の負担増加が懸念されたため、令和２年３月２日から保健所でのスクリーニング検査を開始した。

その後、国の要請により変異株スクリーニング検査、ゲノム解析検査を開始した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

検査法入手後、検査試薬や陽性コントロールを整備し、既存の検査機器を使用した検証作業を経て、スクリーニング検査を開始した。

第３波以降は、医療機関や介護施設等で発生したクラスター対応により検体数が増加したため、保健所での検査に加え外部委託を併行し実施した。

令和３年２月１９日には、変異株の流行を探知するため、陽性検体について変異株スクリーニング検査を開始した。令和４年２月７日からは、ゲノム解析検査に移行した。

これらの検査で必要となるリアルタイムＰＣＲ装置、自動核酸抽出装置、次世代シーケンサー等の検査用備品は、交付金や寄附金等を活用し整備した。

### ●検査対象

スクリーニング検査は、市内医療機関から依頼された検体や濃厚接触者等に対する行政検査について実施した。

変異株スクリーニング検査は、保健所の陽性検体について、ゲノム解析検査は、保健所の陽性検体に加え、市内医療機関から提供された陽性検体についても実施した。

### ●実施数

①スクリーニング検体数 （ ）内は委託した検体数

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 令和元年度 | 120   |       |
| 令和２年度 | 5,773 | (682) |
| 令和３年度 | 6,857 | (137) |
| 令和４年度 | 603   |       |
| 令和５年度 | 40    |       |

②変異株スクリーニング検体数

|       |     |
|-------|-----|
| 令和２年度 | 65  |
| 令和３年度 | 216 |

③ゲノム解析検体数 ( ) 内は委託した検体数

令和2年度 0 (312)

令和3年度 232 (93)

令和4年度 1,809

令和5年度 644

### 【3. 効果】

保健所で検査を実施することにより、衛生研究所まで検体を搬送する手間を省くことができた。また、検体採取から結果報告までの時間を短縮できた。

変異株スクリーニング検査やゲノム解析検査の結果は、積極的疫学調査に役立てられた。

検査用備品を追加配備することで、検査効率を高めることができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

保健所は国からの新規の検査法情報が得られにくく、情報入手に労力を要したが、検査法情報を入手後は、検証作業を経て順調に検査を導入することができた。

第3波の医療機関や介護施設等におけるクラスター対応の検査と外部委託事務で人手が不足したため、令和2年12月に保健総務課及び食品・環境衛生課からの応援職員を要請した。1週間程度で多検体の処理にも慣れ、衛生検査課のみの検査体制が可能となったため応援体制を解除した。

検査数の急激な増加に伴い、メーカーの検査試薬や検査資材の在庫が不足し、確保するのに労力を要した。

財政課による早急な予算措置対応により、その時期に適した交付金や寄附金等を活用し、検査用備品を整備することができた。

新たな感染症危機に対応するために、健康危機対処計画作成等、平時からの準備が必要である。

### 【5. 国・県との関連】

スクリーニング検査等を導入する際、衛生研究所に結果のデータ確認を依頼した。

国立感染症研究所におけるゲノム解析検査実技研修を受講した。

検査備品等の整備に係る経費について、国または県に対して交付金等の申請を行った。

## 【6. 事業費】

### ●検査用消耗品購入、手数料、業務委託等

#### 令和元年度

事業費 2,489,358 円

財源 国庫負担金 感染症発生動向調査事業費負担金

予算措置 令和元年度当初予算、予備費（令和2年2月充当）

#### 令和2年度

事業費 47,780,898 円

財源 国庫負担金 感染症発生動向調査事業費負担金

予算措置 令和2年度当初予算、令和2年5月補正（第3号）

#### 令和3年度

事業費 57,491,362 円

財源 国庫負担金 感染症発生動向調査事業費負担金

予算措置 令和3年度当初予算、令和3年6月補正（第3号）

#### 令和4年度

事業費 20,901,984 円

財源 国庫負担金 感染症発生動向調査事業費負担金

予算措置 令和4年度当初予算

#### 令和5年度

事業費 13,828,351 円

財源 国庫負担金 感染症発生動向調査事業費負担金

予算措置 令和5年度当初予算

## ●検査用備品購入

令和元年度（リアルタイムPCR装置）

事業費 7,095,000 円

財源 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

予算措置 予備費（令和2年2月充当）

令和2年度（自動核酸抽出装置、リアルタイムPCR装置他）

事業費 11,770,011 円

財源 県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、  
国庫負担金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、  
寄附金

予算措置 令和2年度当初予算、予備費（令和2年5月充当）  
令和2年7月補正（第8号）

令和3年度（次世代シーケンサー他）

事業費 6,045,847 円

財源 県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、  
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、  
国庫負担金 感染症予防事業費負担金

予算措置 令和3年度当初予算、予備費（令和3年10月充当）

令和4年度（自動核酸抽出装置他）

事業費 5,061,122 円

財源 寄附金

予算措置 令和4年度当初予算、令和4年12月補正（第8号）

令和5年度（安全キャビネット付き冷却遠心機）

事業費 3,080,000 円（令和4年度からの繰越分）

財源 寄附金

予算措置 令和4年度当初予算、令和4年12月補正（第8号）



# 11 保健

| No.  | 取 組 名 | 担 当        | ページ |
|------|-------|------------|-----|
| 11-1 | 保健    | 保健医療部保健予防課 | 353 |



| No.  | 取組名 | 保健          |
|------|-----|-------------|
| 11-1 | 担 当 | 保健医療部 保健予防課 |

## 【相談】

新型コロナウイルス感染症に関する市民からの相談は、感染拡大の波ごとに増加し、保健所職員だけでは対応が難しくなったため、他部署の支援や人材派遣等を活用し対応した。発生初期は受診や感染不安に関する相談が多く、以降は自宅療養に関する相談や、診断書、療養証明書、配食サービスに関する問い合わせなど多岐にわたった。

令和2年1月27日から新型コロナウイルス感染症に関する電話相談を開始し、2月には川越市新型コロナウイルス相談専用電話（令和2年3月1日「川越市帰国者・接触者相談センター」に改称）を設置した。第1波では最大210件/日の相談があり、応援職員を増員するとともに電話回線の増設により対応した。第2波においては電話相談のための派遣看護職を導入し、相談対応の強化を図った。第3波になると「埼玉県受診・相談センター」が設置され、保健所への受診先についての相談は一時的に減少するものの、感染拡大の波が発生するたびに医療体制がひっ迫し、以降も受診困難な患者からの相談は継続した。第6波以降はオミクロン株の影響で急激な感染拡大へとつながったことから相談件数は最大489件/日に達した。陽性者の増加とともに保健所は患者の対応に追われることとなり、令和4年9月から相談対応を含む事務業務についても人材派遣を導入し、業務の負担軽減を図っていった。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、川越市帰国者・接触者相談センターを廃止した。県では埼玉県受診・相談センター等を統合することで新たな専用相談窓口として「埼玉県コロナ総合相談センター」を設置し、以降の相談は主に当該窓口で対応した。その後、同センターは令和6年3月末をもって終了し、既存の相談窓口へ統合されることとなった。

## 【検査】

新型コロナウイルス感染症の検査については、当初、行政が実施の有無を判定する行政検査のみが行われた。保健所で症状等を確認後、帰国者・接触者外来等で検体を採取した後、保健所職員が埼玉県衛生研究所まで検体を搬送し検査を実施するという流れであった。検査件数の増加に伴い、衛生研究所の負担増加が懸念されることとなり、令和2年3月から保健所において検査できる体制を整備した。また、令和2年5月からは抗原検査キットが承認され、検査効率の向上につながった。

第3波以降は川越市医師会の協力により外来対応の可能な医療機関が増加し、それとともに行政検査の委託契約を締結する医療機関も増加することとなり、次第に検査体制が整備されていった。令和3年12月からは県が埼玉県PCR検査等無料化事業を開始したことにより、無症状で感染不安がある方等は薬局やドラッグストア等で簡易に検査を行えるようになった。保健所における検査については、クラスター発生時のスクリーニング検査等が

主なものとなり、徐々に検査件数は減少した。

その後、令和5年3月31日で埼玉県PCR検査等無料化事業は終了し、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、行政検査の委託も終了した。保健所において実施していた高齢者施設等の検査についても令和6年3月末をもって終了した。

## 【積極的疫学調査、健康観察、クラスター対応】

### ●積極的疫学調査

感染症法第15条に基づき、感染源の推定や濃厚接触者等の把握を目的として、患者への聞き取りや関連のある施設を調査する積極的疫学調査を実施した。陽性者の情報や症状の経過、行動歴、濃厚接触者の把握などが行われたが、陽性者本人の体調の変化や言語の壁、濃厚接触者の広がり等が調査を難しくする要因となった。

流行当初は調査項目が多岐にわたり、療養期間も長く、追跡すべき接触者の範囲も広範囲だったため、陽性者が一人発生した際に生じる業務量は膨大であった。その後、クラスター発生等により保健所業務がひっ迫する中、調査方法の見直しを行い、業務の効率化を図った。

第5波になるとデルタ株を中心とした感染拡大により、従来の調査方法では即日での調査継続が困難となった。そのため体調不良者を優先的に実施するなど、調査の見直しを行った。

第6波以降はオミクロン株の流行により患者が急増したため、濃厚接触者の限定等、調査の重点化で対応した。また、兼務・応援職員や派遣看護職を活用し、多数の陽性者が発生した場合においても業務を継続できる体制を整備した。陽性者の増減に伴い業務量は日々変動する中、柔軟に職員を配置し対応するといった状況は、新型コロナウイルス感染症の5類移行時まで継続した。

なお、本市では、積極的疫学調査を行うための標準的な調査票として、県の「情報収集シート」を準用し調査を行った。

### ●健康観察

第1波から第5波までは、新型コロナウイルス感染症のすべての陽性者に対し、保健師を中心とした保健所職員が1日1回から2回、訪問や電話等により健康状態を確認する健康観察を実施した。

第1波当初より他部署の保健師も加わり、第3波からは派遣看護職の導入により、感染状況に応じて人数を調整しながら継続した。第5波では、感染拡大に備えて県が自宅療養者支援センターを設置したため、軽症者等の条件を満たす陽性者については、同センターに健康観察を依頼できることとなった。しかしながら、陽性者の急増に伴い支援センターが一時的に機能停止に陥り、保健所の健康観察が過大となったことから、保健師以外の職員を動員するなどで対応した。

第6波以降は、オミクロン株の急激な感染拡大を受け、多数の陽性者の健康観察を行う必要が生じたことから、保健所が担当する健康観察は、高齢者をはじめとする重症化リスクの高い陽性者への対応が主なものとなり、体調悪化時には即座に入院調整に繋げられるよう、電話による方法が中心となった。一方で、軽症者への健康観察は陽性者自身がMy HER-SYS

へ健康状態等を登録する方法が主流となり、支援センターや医療機関等による健康観察も本格的に稼働した。

令和4年1月、県にファーストタッチセンターが設置され、保健所がファーストタッチセンターへ依頼することで軽症者への初回連絡はSMS（ショートメッセージサービス）で行われるようになった。また、令和4年6月からは、保健所からの依頼がなくとも軽症者への初回連絡が実施されたため、保健所の負担軽減につながった。なお、こうした対応については、新型コロナウイルス感染症の5類移行時まで継続した。

## ●クラスター対応

本市においても多くの医療機関や福祉施設等でクラスターが発生した。第3波に本市初のクラスターを認め、その後、第4波、第5波では発生数が減少したが、第6波以降はオミクロン株の影響により、高齢者施設を中心に多数発生することとなった。

第6波以降は病床がひっ迫し、入院調整が滞るなど、クラスター発生施設において入院待機者が増加した。また、スクリーニング検査や多数の陽性者、濃厚接触者の対応等、昼夜を問わず、迅速な対応が必要とされた。

## 【自宅療養者支援】

### ●配食サービス

令和2年11月から自宅療養者に対して、県が調達したミールキット（一定期間常温で保存可能な食材が箱詰めされたもの）の配送を開始した。当初は支援者のいない自宅療養者を対象としていたが、令和4年9月からは自宅療養期間中においても症状軽快後の外出が可能となったため、配送対象を症状があり、外出できない方に限定した。

配送は、当初保健所職員が行っていたが、第6波で自宅療養者が急増し、配送数も急増したため、民間事業者への業務委託を開始した。その後、県は令和4年10月末をもって在庫限りでミールキットの配布を終了したが、市は独自でミールキットを調達し、新型コロナウイルス感染症の5類移行時までサービスを継続した。

### ●パルスオキシメーターの貸出し

パルスオキシメーター（指を挟むことで血中酸素飽和度を測定する装置）の貸出しは、当初、保健所職員による直接配送・回収が行われていたが、配達件数の増加により第5波以降はレターパックを利用する方法に変更した。

第7波ではパルスオキシメーターが不足したため、重症化リスクの高い方から優先的に貸出すこととなったが、令和4年9月に発生届の対象が限定され、県によるパルスオキシメーターの貸出しも発生届対象者または希望者に変更されたため、パルスオキシメーターの不足は解消された。その後、貸出事業は、新型コロナウイルス感染症の5類移行時まで継続した。

## ●酸素濃縮装置の貸出し

第5波の感染拡大を受け、自宅療養中の酸素飽和度が低下した患者に対し、医師の指示に基づき酸素濃縮装置の貸出を開始した。令和3年11月17日から令和5年5月31日まで、医療機器メーカーと賃貸借契約を締結した。当初、10台の装置を有していたが、感染状況や過去の貸出実績を考慮し、令和5年4月1日以降は6台に縮小した。

契約期間中に合計19台の貸出を行い、内訳は施設向け12台、個人向け7台であった。

## ●通知・証明書等の発行

第1波から第5波では、陽性者全員に就業制限等の通知を発行したため、多大な業務量を要した。第6波になると、急速な感染拡大に伴い、さらに保健所業務がひっ迫し、国からの通知により、全陽性者へ就業制限等通知の発行は不要とされ、希望者への療養証明書の発行に限られることとなった。本市では電子申請を導入して事務の効率化を図ったものの、希望者からの発行依頼は依然として多く、併せて療養期間に関する問い合わせも多い状態が続いた。次第に療養証明書の発行に関する保健所の負担は全国的な問題と認識されることとなり、国から代替策が示されるなど対策は講じられたものの、負担の解消までには至らなかった。

令和4年9月26日に全数届出の見直しが行われ、以後は発生届対象者のみ療養証明書の発行が可能となった。そうした対策により、令和4年10月からの発行数は減少することとなった。

最終的に、療養証明書の発行は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年5月30日で終了した。

## 【搬送】

新型コロナウイルス感染症の流行初期においては、感染が疑われる患者が発生した場合、診療及び検体採取を行う帰国者・接触者外来との受診調整を保健所が行った。感染が疑われる患者が陽性者と確認された場合は、入院調整（県の入院調整本部へ患者情報等を伝え、受入医療機関の調整を依頼する）を進め、医療機関までの搬送を行った。当初は入院患者の受入医療機関が不足していたため、市外や県外の医療機関まで搬送する場合もあり、過大な時間を要することもあった。また、宿泊療養施設での療養希望者が発生した場合は、施設への搬送も行っていたため、対応に多くの人員と時間を要した。

また、血中酸素飽和度が低下し酸素吸入が必要な患者等については、第1波時から川越地区消防組合消防局の協力を得て、救急車による搬送を行った。

次第に搬送業務の体制整備が進められたが、第6波の感染拡大により保健所職員だけでは搬送業務の維持が困難になり、民間救急の事業者を導入することで新型コロナウイルス感染症の5類移行時まで継続することができた。

## 【入院、宿泊療養】

### ●入院体制

入院体制については、県により確保されていた入院病床について、県の入院調整本部と調整を図った。県は入院体制を強化し、重症者支援コーディネーターを配置して適切な入院医療を提供する体制を整えた。

しかし、第5波では患者急増により病床がひっ迫し、入院待機時間が48時間を超える事例が発生した。このため、県は酸素投与を行う南部酸素ステーションを開設し、さらにオミクロン株の影響で陽性者が急増した際には新たな酸素ステーションを設置した。病床がひっ迫した場合には、一時的に酸素ステーションへの入所を調整することで対応した。

第6波以降は、感染力の強いオミクロン株の影響で透析患者や妊婦、小児の入院調整が困難になるケースや、軽症患者でも在宅サービスの不足から入院を希望するケースが増加した。

### ●宿泊療養体制

令和2年4月、厚生労働省により軽症者が自宅や宿泊療養施設で療養できることが示され、県により宿泊療養施設の整備が進められた。本市では令和2年5月に初めて宿泊療養施設の利用を開始した。施設の開設・運営は県が行い、保健所は入所希望者の受付や調整、搬送を担当した。

令和4年9月26日以降、発生届の対象外の者は県の陽性者登録窓口に登録した者のみが宿泊療養施設に案内され、令和5年4月19日に受付が終了した。

## 【公費】

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等については、令和2年3月から保険適用とされ、川崎市と医療機関との間で感染症法第15条に基づく行政検査の委託契約を結ぶことにより、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行するまでの間、健康保険適用後の本人負担分を公費で賄った。

新型コロナウイルス感染症の入院医療費については、感染症法第19条及び第20条に基づく入院勧告等により入院した患者に係る費用の健康保険適用後の本人負担分を公費で賄った。

新型コロナウイルス感染症の感染規模が拡大するにつれ、公費負担額も増加したため補正予算等で対応した。

### ●新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の公費負担支払い実績

|       |          |              |
|-------|----------|--------------|
| 令和2年度 | 14,425件  | 67,724,908円  |
| 令和3年度 | 69,721件  | 259,403,530円 |
| 令和4年度 | 143,064件 | 326,366,065円 |
| 令和5年度 | 15,665件  | 32,319,105円  |

## ●新型コロナウイルス感染症の入院医療費の公費負担支払い実績

|         |         |               |
|---------|---------|---------------|
| 令和 2 年度 | 374 件   | 32,879,725 円  |
| 令和 3 年度 | 861 件   | 101,824,792 円 |
| 令和 4 年度 | 2,103 件 | 195,563,608 円 |
| 令和 5 年度 | 950 件   | 79,350,244 円  |

## 【データ管理、情報発信】

### ●データ管理

流行初期には情報管理システムが未整備で、アナログツールによる管理が行われていたが、令和 2 年 5 月から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の運用が開始され、デジタル管理の導入が進められた。

これにより自宅療養中の患者の健康状態確認については簡便化が図られたが、導入当初から十分に機能していたわけではなく、システムの不具合や端末制限等により業務に支障が生じ、多くの医療機関からの発生届の提出が FAX から HER-SYS へ移行することにも時間を要した。その後、第 6 波の感染拡大を迎え、陽性者の急増とともに自宅療養者の増加に伴い、業務の効率化が急務の課題となった。

保健所では、さまざまな業務においてデジタルツールの活用による効率化を推進するとともに、庁内の IT に精通した職員を積極的に任用した。また、民間の人材派遣の活用を進める一方、情報管理や漏洩防止のため、データアクセスの権限を制限するなどの対策を講じた。

### ●情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する情報を迅速かつ正確に市民に提供した。市公式ホームページや広報川越を通じて、感染状況や予防策、ワクチン接種情報などを随時更新していた。

新規陽性者、死亡者、クラスター等の情報の公表においては、感染症のまん延を防止し、健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするため積極的に行う必要がある一方、個人のプライバシーへの配慮に注意する必要があった。

## 【保健師業務】

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせや入院調整については、平日夜間や休日も含めて昼夜を問わず保健師が対応し、令和 2 年 2 月に相談専用電話を開設して以降、24 時間体制で受け付けた。特に感染拡大期には入院調整や救急要請等の相談が相次いだ。

夜間帯の相談については、当初 4 名の感染症担当保健師が対応していたが、後に他部署の保健師も電話当番に加わるようになった。相談内容は人命に関わる内容が多く、迅速な対応を求められるケースもあり、心理的負担は大きなものであった。



## 【人員体制】

健康危機対応における応援体制は、感染状況に応じた人員配置が重要であり、特に患者増加時に迅速な対応が求められた。そのためには、有事の際に機能する人員確保体制を平時から計画的に整備しておく必要があった。

流行初期には人員確保に時間を要し、感染拡大のピーク後に配置となることもあった。そうした経験から、発生した新規陽性者数ごとに「フェーズ」を設定し、兼務職員を事前に関連することで、迅速な人員配置が可能となるよう体制整備の見直しを図った。こうした見直しには職員課等の人事担当部署の協力が不可欠であった。さらに第6波においては、フェーズの見直しや業務内容の重点化を図り、第5波以上の保健所への負荷を減じる対策が取られた。令和4年度に入ると、市の業務は次第に通常体制に戻ることとなり、第7波以降は大規模な民間の人材派遣導入により兼務職員の減少につながり、第8波において部外からの応援はゼロとなった。

兼務職員については、令和2年3月から令和4年9月の間に延べ317名にのぼり、最大配置人数は第6波における91人であった。第7波は過去最大の感染規模であったものの、民間の人材派遣を活用することで兼務職員の配置数を抑えることができた。

## 【民間活用】

新型コロナウイルス感染症に活用するため、以下のとおり外部委託を活用した。

- 1 電話相談対応労働者派遣（令和2年8月～令和3年3月）  
感染に関する電話相談を行う派遣看護職を配置した。
- 2 健康観察等対応労働者派遣（令和2年12月～令和5年5月）  
陽性者の健康観察を派遣看護職が担当し、必要に応じて人員を調整した。
- 3 搬送業務依頼（令和3年12月～令和5年5月）  
陽性者の宿泊療養施設や入院医療機関への搬送を民間救急事業者に依頼した。
- 4 車両運行管理業務委託（令和3年12月～令和5年5月）  
保健所の車両による物資搬送業務を委託し、主に自宅療養者へのミールキットや医療機器（パルスオキシメーター、酸素濃縮装置）の搬送を行った。
- 5 感染症関連事務業務等対応労働者派遣（令和4年9月～令和5年6月）  
感染症関連業務を担当する派遣職員を活用し、業務の効率化を図った。

以上の施策により、保健所職員の負担が軽減されたが、予算の確保、契約事務、派遣労働者の管理等、新たな業務が発生する点は留意する必要があった。



# 12 物資

| No.  | 取 組 名        | 担 当          | ページ |
|------|--------------|--------------|-----|
| 12-1 | 防災備蓄品の管理・活用  | 防災危機管理室      | 363 |
| 12-2 | 保健所備蓄品の管理・活用 | 保健医療部保健予防課   | 365 |
| 12-3 | 寄附物品の活用      | 保健医療部保健医療推進課 | 367 |



|      |     |             |
|------|-----|-------------|
| No.  | 取組名 | 防災備蓄品の管理・活用 |
| 12-1 | 担 当 | 防災危機管理室     |

## 【１．背景と目的】

避難所における感染拡大を防止するために必要な物品を購入し、避難所となる小中学校等へ配備するもの。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和２年度

| 品目        | 数量        | 財源   | 決算額          |
|-----------|-----------|------|--------------|
| 使い捨てマスク   | 100,000 枚 | 一般財源 | 5,445,000 円  |
| パーテーション   | 1,500 個   |      | 36,872,000 円 |
| 簡易段ボールベッド | 150 個     |      | 1,424,500 円  |
| カード型体温計   | 1,600 個   |      | 508,640 円    |
| 簡易飛沫予防衣   | 400 着     |      | 528,000 円    |
| ガウン       | 10 枚      |      | 5,500 円      |
| フェイスシールド  | 800 枚     |      | 152,240 円    |
| ペーパータオル   | 50,000 枚  |      | 44,000 円     |
| 雑巾        | 750 枚     |      | 66,506 円     |
| 消毒液       | 226 本     |      | 273,906 円    |
| 漂白剤       | 150 本     |      | 37,125 円     |
| ハンドソープ    | 160 本     |      | 105,600 円    |
| 合 計       |           |      | 45,463,017 円 |

※当初予算のほか、議会費の削減等による補正予算により実施。

### ●令和３年度

| 品目        | 数量      | 財源    | 決算額       |
|-----------|---------|-------|-----------|
| 簡単トイレ     | 2,520 枚 | 国庫支出金 | 302,148 円 |
| 不織布スリッパ   | 3,750 足 | 新型コロナ | 148,500 円 |
| ハンドソープ    | 375 本   | ウイルス感 | 84,562 円  |
| 消毒液       | 100 本   | 染症対応地 | 51,150 円  |
| ウェットティッシュ | 650 パック | 方創生臨時 | 57,200 円  |
| ガウン       | 100 枚   | 交付金   | 13,200 円  |
| 合 計       |         |       | 656,760 円 |

●令和４年度

| 品目                 | 数量       | 財源                                               | 決算額         |
|--------------------|----------|--------------------------------------------------|-------------|
| ワンタッチルーム&インスタントトイレ | 252 セット  | 国庫支出金<br>新型コロナ<br>ウイルス感<br>染症対応地<br>方創生臨時<br>交付金 | 1,702,008 円 |
| 簡易トイレ              | 12,600 枚 |                                                  | 1,559,250 円 |
| 抗原定性検査キット          | 3,500 個  |                                                  | 1,886,500 円 |
| ウェットティッシュ          | 550 パック  | 一般財源                                             | 1,559,250 円 |
| 合 計                |          |                                                  | 5,196,158 円 |

【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に移行する以前に避難所を開設した実績は１回で、令和４年７月の大雨の際に避難所３箇所を開設した。

避難者はいずれの避難所も数名で開設期間も５時間程度であったが、消毒等の感染症対策を実施し、避難者の体調不良やその後の感染拡大に関する報告もなかったことから、一定の効果があったものと考えられる。

|      |     |              |
|------|-----|--------------|
| No.  | 取組名 | 保健所備蓄品の管理・活用 |
| 12-2 | 担 当 | 保健医療部 保健予防課  |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対応では、PPE（個人防護具）等の感染対策物資や業務に必要な情報端末、増加する相談に対応するための電話機等多くの物資が必要となった。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●新型コロナウイルス感染症対応時の確保物品

| PPE等        |
|-------------|
| N95マスク      |
| サージカルマスク    |
| 手袋          |
| フェイスシールド    |
| ゴーグル        |
| 防護服         |
| ガウン         |
| 靴カバー        |
| キャップ        |
| 感染者隔離搬送用バッグ |
| 納体袋         |
| ビニールシート     |
| アンダーウェア     |
| エプロン        |
| スクラブ        |
| 消毒用品等       |
| 手指消毒アルコール   |
| 消毒用エタノール    |
| 感染性廃棄物処理容器  |
| 検体容器等       |
| ゴミ袋         |
| 次亜塩素酸ナトリウム  |
| 体温計         |
| パルスオキシメーター  |
| 血圧計・聴診器     |
| ペーパータオル     |
| 資機材等        |
| 搬送車（隔壁付）    |
| 普通車（搬送車追走用） |
| 資材運搬車       |
| パソコン        |
| タブレット端末     |
| 携帯電話        |
| 電話回線        |
| 電話機         |
| モバイルルーター    |
| 印刷機         |
| シュレッダー      |
| ヘッドセット      |
| アクリル板       |
| 机           |
| 椅子          |
| ホワイトボード     |
| 空気清浄機       |

本市では、N95 マスクや手袋、ガウン等の PPE 等は主に国や県からの譲渡や民間企業等からの寄付によって賄われた。

兼務職員、応援職員のパソコン等の情報端末については、自らの業務用パソコン等の持参や情報政策課の貸出しにより対応した。また、事務対応の派遣職員の受入れを開始した際は、一度に多くのパソコンが必要となったことから、保健予防課でパソコン等の賃貸借契約を締結することで対応した。

### 【3. 効果】

必要な物資を調達することにより、円滑な新型コロナウイルス感染症対応を実現した。

### 【4. 実施上の課題と対応】

物資保管場所を確保する必要が生じたため、保健総務課が中心となりスペースの確保に努めた。

### 【5. 国・県との関連】

PPE（個人防護具）については、国・県から提供を受けた。

### 【6. 事業費】

#### ①令和2年度

事業費 1,815,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費対応

#### ②令和4年度

事業費 742,445 円

財 源 ふるさと納税

予算措置 令和4年12月補正予算（第9号補正）

等



|      |     |               |
|------|-----|---------------|
| No.  | 取組名 | 寄附物品の活用       |
| 12-3 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大を受け、感染対策を目的として、民間企業、市民等からマスク、消毒液等の寄附があった。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和元年度から令和4年度にかけて、民間企業、市民等から、マスク、消毒液等の寄附があった。受け入れた物品は、希望のあった所属や市内公共施設等に配布し、新型コロナウイルス感染症の感染対策に使用した。

| 年度    | 区分    | 件数  | 主な物品     |
|-------|-------|-----|----------|
| 令和元年度 | 企業・団体 | 2件  | マスク      |
| 令和2年度 | 企業・団体 | 40件 | マスク・消毒液等 |
|       | 個人    | 64件 | マスク・消毒液等 |

令和3年度には企業・団体から1件、個人から1件、  
令和4年度には企業・団体から1件の寄付をいただいた。

## 【3. 効果】

物資を有効活用したことにより、新型コロナウイルス感染症対策に寄与できた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

市民からの寄附申し出のうち、数量が100未満であり、かつ1件当たりの価格が3万円程度未満の物品については、簡便性や利便性を考慮して礼状発送の手続きを省略した。



# **13 市民生活及び市民経済 の安定の確保**

**(1) 市民生活支援**

**(2) 事業者支援**



# ( 1 ) 市民生活支援

| No.     | 取 組 名                            | 担 当                                    | ページ |
|---------|----------------------------------|----------------------------------------|-----|
| 13-1-1  | 特別定額給付金                          | 総合政策部政策企画課                             | 373 |
| 13-1-2  | 特定世帯等臨時特別給付金                     | 福祉部福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室                  | 375 |
| 13-1-3  | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金            | 福祉部福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室                  | 377 |
| 13-1-4  | プレミアム付商品券の配布                     | 福祉部生活福祉課<br>こども未来部こども家庭課<br>教育総務部教育財務課 | 379 |
| 13-1-5  | 高齢者世帯エアコン購入費等助成                  | 福祉部高齢者いきがい課                            | 381 |
| 13-1-6  | ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金          | こども未来部こども育成課                           | 383 |
| 13-1-7  | 保育所等における給食食材費等高騰対策               | こども未来部保育課                              | 385 |
| 13-1-8  | ひとり親世帯臨時特別給付金                    | こども未来部こども家庭課                           | 387 |
| 13-1-9  | ひとり親世帯生活応援支援金                    | こども未来部こども家庭課                           | 389 |
| 13-1-10 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和 3 年度）          | こども未来部こども家庭課                           | 391 |
| 13-1-11 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和 4 年度）          | こども未来部こども家庭課                           | 393 |
| 13-1-12 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和 5 年度）          | こども未来部こども家庭課                           | 395 |
| 13-1-13 | 子育て応援支援金                         | こども未来部こども家庭課                           | 397 |
| 13-1-14 | 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・支援給付金） | こども未来部こども家庭課                           | 398 |
| 13-1-15 | 子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付等対象者分）        | こども未来部こども家庭課                           | 400 |

|         |                            |                             |     |
|---------|----------------------------|-----------------------------|-----|
| 13-1-16 | こども加算給付金                   | こども未来部こども家庭課                | 402 |
| 13-1-17 | 介護保険料の減免                   | 福祉部介護保険課                    | 404 |
| 13-1-18 | 国民健康保険税の減免                 | 保健医療部国民健康保険課                | 406 |
| 13-1-19 | 後期高齢者医療保険料の減免              | 保健医療部高齢・障害医療課               | 408 |
| 13-1-20 | 水道料金の基本料金免除                | 上下水道局給水サービス課                | 410 |
| 13-1-21 | 傷病手当金（国民健康保険）              | 保健医療部国民健康保険課                | 412 |
| 13-1-22 | 傷病手当金（後期高齢者医療制度）           | 保健医療部高齢・障害医療課               | 414 |
| 13-1-23 | 赤ちゃん応援手当                   | 保健医療部健康づくり支援課               | 416 |
| 13-1-24 | 省エネエアコン普及促進事業補助金           | 環境部環境政策課                    | 418 |
| 13-1-25 | 再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金（追加分） | 環境部環境政策課                    | 420 |
| 13-1-26 | 省エネ家電買換え促進事業               | 環境部環境政策課                    | 421 |
| 13-1-27 | エネルギー価格高騰対策再エネ機器導入支援事業     | 環境部環境政策課                    | 423 |
| 13-1-28 | 女性の負担軽減（生理用品の配布）           | 市民部男女共同参画課                  | 424 |
| 13-1-29 | こころの相談窓口                   | 保健医療部保健予防課                  | 426 |
| 13-1-30 | 市内在住の妊婦へのマスクの配布            | 保健医療部保健医療推進課<br>こども未来部母子保健課 | 428 |
| 13-1-31 | 分娩前ウイルス検査                  | こども未来部母子保健課                 | 429 |

| No.    | 取組名 | 特別定額給付金     |
|--------|-----|-------------|
| 13-1-1 | 担 当 | 総合政策部 政策企画課 |

## 【1. 背景と目的】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、（中略）人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととなった。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●実施時期

- ・令和2年5月1日～令和2年8月28日

### ●給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者。
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主。

### ●給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

### ●給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の①及び②とし、原則として、給付は申請者（世帯主）本人名義の銀行口座への振込みにより行った。なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を行った。

#### ①郵送申請方式（申請期間：令和2年5月28日～8月28日）

市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市に郵送。

#### ②オンライン申請方式（申請期間：令和2年5月1日～8月28日）

マイナンバーカード所持者がマイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請。（電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要。）

## ●給付実績

- ・総給付額：352 億 5,980 万円
- ・給付対象者数（世帯数）：353,629 人（161,294 世帯）
- ・給付済対象者数（世帯数）：352,598 人（160,328 世帯）
  - ※給付対象者に対する給付率 約 99.7%
  - ※給付対象世帯に対する給付率 約 99.4%

## 【3. 効果】

内閣府政策統括官の調べによる「政策課題分析シリーズ 22 特別定額給付金が家計消費に与えた影響（令和 5 年 8 月）」によると「特別定額給付金支給前後の一定期間内における累積の消費増加効果を計測したところ、特に低所得世帯において比較的大きな消費増加効果がみられ、生活の下支えに効果があった可能性がある」とされており、本市においても同様の効果があったものと思われる。

## 【4. 実施上の課題と対応】

特別定額給付金については、申請受付開始直後から大量の申請書が送付されることが想定され、その処理をいかに効率的に行えるかが課題であった。実際に、受付開始後から 2 週間の間に全給付対象世帯の約 8 割にあたる約 13 万世帯から申請書の送付があったため、申請書の処理については、委託事業者に加え、申請書受付開始直後の令和 2 年 5 月 28 日から 6 月 24 日の間に、延べ人数で約 1,000 人の職員を動員し、遅滞なく給付金の振込が行えるよう努めた。

## 【5. 国・県との関連】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）

## 【6. 事業費】

事業費 35,546,559,243 円

財 源 国庫支出金 特別定額給付金給付事業費補助金

国庫支出金 特別定額給付金給付事務費補助金

予算措置 令和 2 年 5 月補正（第 2 号）



| No.    | 取組名 | 特定世帯等臨時特別給付金           |
|--------|-----|------------------------|
| 13-1-2 | 担 当 | 福祉部 福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室 |

## 【1. 背景と目的】

### ①令和3年度実施分

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の「(2)生活・暮らしの支援」において、「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は傷んでいる。雇用を守り、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である。このため、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する」とされたことを踏まえ、住民税非課税世帯に対して給付金を給付するもの。

### ②令和4年度実施分

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議)において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図ることとされたことを踏まえ、令和4年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の既受給者を除く)に対して給付金を給付するもの。

## 【2. 実施概要(実施時期、取組内容)】

申請は市から送付された確認書に署名等や必要に応じて添付書類を貼付し返信(①令和3年度実施分はオンラインによる返信も可)。

また、確認書対象外の非課税世帯や家計急変世帯は申請書を提出。

### ①令和3年度実施分(基準日時点で住民登録のある自治体から支給)

#### ●給付対象者(カッコ内は基準日)

- ・住民税非課税世帯の世帯主(令和3年12月10日時点)
- ・家計急変世帯の世帯主(申請日時点)

#### ●給付金額 1世帯あたり10万円

#### ●確認書等提出期間

- ・確認書 令和4年2月1日～令和4年4月30日(当日消印有効)
- ・申請書 令和4年2月1日～令和4年9月30日(当日消印有効)

#### ●給付世帯数 31,048 世帯

#### ●総給付額 3,104,800,000 円

## ②令和４年度実施分（基準日時点で住民登録のある自治体から支給）

### ●給付対象者（カッコ内は基準日）

- ・新たな住民税非課税世帯の世帯主（令和４年６月１日時点）
- ・新たな家計急変世帯の世帯主（申請日時点）

### ●給付金額

１世帯あたり 10 万円

### ●確認書等提出期間

令和４年７月１１日～令和４年９月３０日（当日消印有効）

### ●給付世帯数 ３,５２３世帯

### ●総給付額 ３５２,３００,０００円

## 【３．効果】

２．①及び②を合わせて 34,571 世帯へ 3,457,100,000 円を給付し、住民税非課税世帯等の生活の支援を行った。

## 【４．実施上の課題と対応】

政府が給付金給付を決定した後の各自治体への給付対象等に関する情報伝達が遅く、市民からの問い合わせや補正予算の計上、議会上程に支障が生じていた。その為、周辺自治体等への確認作業や、想定で動かざるを得なかった部分が多くあった。

しかし、令和５年度、令和６年度にも物価高騰重点支援給付金給付事業を行うなど、同様の給付金事業が名称を変えて毎年のように実施されている状況であり、課題についてはその都度対応し改善をしている。

## 【５．国・県との関連】

国の交付金を活用した。

## 【６．事業費】

事業費 3,638,012,194 円

財 源 国庫補助金

特定世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金

予算措置 令和３年１２月補正（第１０号）

令和４年６月補正（第３号）

| No.    | 取組名 | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金  |
|--------|-----|------------------------|
| 13-1-3 | 担 当 | 福祉部 福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室 |

## 【1. 背景と目的】

令和4年9月9日開催の物価・賃金・生活総合対策本部において、「電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯5万円をプッシュ型で支給する方針」が示されたことを踏まえ、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

申請は、市から送付された確認書に署名等や必要に応じて添付書類を貼付し返信（オンラインによる返信も可）。

また、確認書対象外の非課税世帯や家計急変世帯は申請書を提出。

### ●給付対象者（カッコ内は基準日）

- ・住民税非課税世帯の世帯主（令和4年9月30日時点）
- ・家計急変世帯の世帯主（申請日時点）

### ●給付金額 1世帯あたり5万円

### ●確認書等提出期間

令和4年11月10日～令和5年1月31日（当日消印有効）

### ●給付世帯数 30,932世帯

### ●総給付額 1,546,600,000円

## 【3. 効果】

期間内に申請のあった30,932世帯に対し1,546,600,000円の給付を行い、住民税非課税世帯等の生活の支援を行った。

## 【4. 実施上の課題と対応】

政府が給付金給付を決定した後の各自治体への給付対象等に関する情報伝達が遅く、市民からの問い合わせや補正予算の計上、議会上程に支障が生じていた。その為、周辺自治体等への確認作業や、想定で動かざるを得なかった部分が多くあった。

しかし、令和5年度、令和6年度にも物価高騰重点支援給付金事業を行うなど、同様の給付金事業が名称を変えて毎年のように実施されている状況であり、課題についてはその都度対応し改善をしている。

## 【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

## 【6. 事業費】

事業費 1,646,964,772 円

財 源 国庫支出金

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金

予算措置 令和4年9月補正（第7号）

| No.    | 取組名 | プレミアム付商品券の配布                           |
|--------|-----|----------------------------------------|
| 13-1-4 | 担 当 | 福祉部 生活福祉課・こども未来部 こども家庭課・教育総務部<br>教育財務課 |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルスの感染拡大が、市民生活、とりわけ経済的支援を要するひとり親世帯等に甚大な影響を及ぼしていることを受け、当該世帯の生活の安心を守ることを目的とし、市内経済の活性化策であるプレミアム付商品券事業の実施に併せ、児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、及び住居確保給付金受給世帯に対してプレミアム付商品券の配布を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

プレミアム付商品券事業の実施に併せ、対象となる世帯に対し、１世帯あたり 13,000 円相当の商品券を配布した。

### ●対象世帯

市内に住所を有する世帯であって、令和２年９月１日時点で、児童扶養手当又は就学援助の受給資格を有する世帯、若しくは住居確保給付金の支給を受けている世帯（生活保護を受けている世帯を除く。）

### ●配布実績

|              |          |             |
|--------------|----------|-------------|
| 児童扶養手当受給世帯   | 931 世帯   |             |
| 就学援助認定世帯     | 2,413 世帯 |             |
| 住居確保給付金の受給世帯 | 81 世帯    | 合計 3,425 世帯 |

## 【３．効果】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響をより強く受けると見込まれる世帯にプレミアム付商品券を配布することにより、市民の福祉の向上に寄与した。

## 【４．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市単独事業として実施した。

## 【5. 事業費】

事業費            572,180 円（児童扶養手当受給世帯分【こども家庭課】）

                    1,346,426 円（就学援助認定世帯分【教育財務課】）

                    52,437 円（住居確保給付金の受給世帯分【生活福祉課】）

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和2年7月補正（第8号）

| No.    | 取組名 | 高齢者世帯エアコン購入費等助成 |
|--------|-----|-----------------|
| 13-1-5 | 担 当 | 福祉部 高齢者いきがい課    |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため在宅生活が続く高齢者世帯に対して、エアコンの購入及び設置に要する費用を補助することで、高齢者の熱中症対策を図ることを目的とした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●目的・事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、65 歳以上の高齢者の熱中症予防対策を図ることを目的として、自宅にエアコンのない高齢者世帯が、新たにエアコンを購入・設置する場合に、1 世帯当たり 4 万円を上限とし費用の一部を助成した。

### ●対象者

エアコンを所有していない 65 歳以上の高齢者のみの世帯で市民税均等割が非課税の世帯

### ●対象経費

エアコンの購入及び設置に係る費用

### ●申請等

申請期間は令和 3 年 5 月 1 日から 7 月 31 日までとし、設置期限は令和 3 年 8 月 31 日までとした。

### ●スケジュール

令和 3 年 4 月～7 月 事業周知

(市公式ホームページ、広報川越掲載、チラシ配布、ポスター掲示等)

令和 3 年 5 月 申請受付開始【随時、助成決定・設置確認・助成金交付】

令和 3 年 7 月 申請受付終了

令和 3 年 8 月 設置完了期限

## 【3. 効果】

自宅にエアコンのない高齢者世帯にエアコンが設置されたことにより、コロナ禍における熱中症対策に一定の効果があつた。助成件数 18 件。

## 【4. 実施上の課題と対応】

対象者要件として、居宅にエアコンがない高齢者が新たにエアコンを購入・設置する場合のみに限定したため、申請件数が少なかった。

## 【５．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。

## 【６．事業費】

事業費 781,883 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年３月補正（第１号）



| No.    | 取組名 | ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金 |
|--------|-----|-------------------------|
| 13-1-6 | 担 当 | こども未来部 こども育成課           |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年4月の緊急事態宣言を受け、小学校等が臨時休業措置を実施した。臨時休業期間中でも、「医療に従事する保護者」や「社会の機能を維持するために就業を継続する必要がある保護者」などに対しては、引き続き保育の機会を確保する必要があるとあり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業）は、その一端を担う事業として想定されたことから、当該事業を利用する保護者に対して負担軽減を図ることを目的とし、利用料について助成を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業）における、小学校等の臨時休業期間中の子どもの「預かり」に係る利用料について、市から事業を利用した保護者に対し、助成金を交付した。

### ●実施時期

令和2年度（令和2年4月8日から令和3年3月31日）

### ●助成金交付実績

交付決定者数 延べ5名

交付金額 合計 21,000 円

## 【3. 効果】

小学校等の臨時休業期間中においても、就業を継続する必要がある保護者に対して、保育の機会を提供しその利用料の助成を行うことで、負担軽減を図ることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

市公式ホームページや事業者を通して助成金の周知を行ったが、活用する保護者が想定より少なかったため、市で事業の利用状況を確認し、助成対象となる利用者に対して直接連絡を取ったうえで、助成金活用の案内を行った。

## 【5. 国・県との関連】

令和2年度子ども・子育て支援交付金交付要綱において、新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

## 【6. 事業費】

事業費 21,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度当初予算（流用）

| No.    | 取組名 | 保育所等における給食食材費等高騰対策 |
|--------|-----|--------------------|
| 13-1-7 | 担 当 | こども未来部 保育課         |

## 【1. 背景と目的】

コロナ禍における食材価格上昇分について、保育所を利用している保護者が負担している給食費を値上げせずに、今まで通りの栄養バランスや量を保った給食を実施するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を活用した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●公立保育施設

令和4年度及び令和5年度に、公立保育園賄材料費の価格上昇分として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使用した。

### ●民間保育施設

令和4年度及び令和5年度に、給食費の上昇を抑えつつ、質と量を確保した給食を提供していくための補助金を支給した。

## 【3. 効果】

給食費の上昇を抑え、質と量を確保した給食の提供に寄与した。

## 【4. 国・県との関連】

### ●公立保育施設

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

### ●民間保育施設

埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 【5. 事業費】

事業費 令和4年度 15,916,976 円

|     |             |
|-----|-------------|
| 公立分 | 6,189,776 円 |
| 民間分 | 9,727,200 円 |

令和5年度 23,468,946 円

〔 公立分 7,127,346 円  
民間分 16,341,600 円 〕

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和4年度 令和4年6月補正（第5号）

令和5年度 令和5年6月補正（第3号）

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| No.    | 取組名 | ひとり親世帯臨時特別給付金 |
| 13-1-8 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

対象となる世帯に対し、令和2年7月から基本給付として1世帯あたり5万円（第2子以降の児童数1人あたり3万円を加算）を支給するとともに、同年12月にも同額の再支給を行った。

また、令和2年6月分の児童扶養手当受給者又は公的年金受給者であって、直近に家計の急変が認められたものに対し、申請により5万円の追加支給を行った。

### ●対象者

次のいずれかに該当する者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

### ●支給実績

基本給付（再支給を含む）

2,427世帯、児童3,579人分、支給額311,820,000円

追加給付

1,310世帯、支給額65,500,000円

## 【3. 効果】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響をより強く受けると見込まれる世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

#### 【4. 国・県との関連】

ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領（令和2年6月17日子発第0617第1号通知別紙）に基づき支給したもの。補助率は、国 10/10。

#### 【5. 事業費】

事業費 380,340,515 円

財 源 国庫支出金 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

予算措置 令和2年6月補正（第5号）

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| No.    | 取組名 | ひとり親世帯生活応援支援金 |
| 13-1-9 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課 |

## 【1. 背景と目的】

ひとり親家庭が非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響によりその生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、当該家庭の生活の安定を支援することを目的とし、児童扶養手当受給世帯に対して本市独自の支援金の給付を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和3年度

令和3年4月1日時点で児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象とし、1世帯あたり5万円を支給した。

支給実績 1,757世帯、支給額 87,850,000円

### ●令和4年度

令和4年4月1日時点で児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象とし、対象児童1人あたり5万円を支給した。

支給実績 1,701世帯、対象児童数 2,501人、支給額 125,050,000円

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響をより強く受けていると見込まれる、低所得のひとり親世帯に支援金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

令和3年度においては世帯を単位として支援金の支給を行ったが、低所得の子育て世帯の生活の困難さは世帯の児童数に大きく影響されるため、令和4年度においては児童数に応じた支援を行うこととし、対象児童を単位として支給を行った。

## 【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市単独事業として実施した。

## 【6. 事業費】

### ●令和3年度

事業費 87,978,659 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年3月補正（第1号）

### ●令和4年度

事業費 125,270,941 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）



| No.     | 取組名 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和３年度） |
|---------|-----|-----------------------|
| 13-1-10 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課         |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。

### ●対象者

<ひとり親世帯分>

- ①令和３年４月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当受給相当の収入の者に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者

<ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分>

- ①令和３年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者であって、令和３年度の住民税均等割が非課税の者（児童手当の受給者が公務員の場合を含む）
- ②給付の対象となる児童を養育する①以外の者であって、令和３年度の住民税均等割が非課税の者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となっている者

### ●支給実績

3,985 世帯、児童 6,289 人、支給額 314,450,000 円

（内訳）

ひとり親世帯分 2,212 世帯、児童 3,263 人、支給額 163,150,000 円

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

1,773 世帯、児童 3,026 人、支給額 151,300,000 円

### 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

### 【4. 国・県との関連】

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）に基づき支給したもの。

### 【5. 事業費】

事業費 339,512,972 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金  
予算措置 令和3年4月補正（第2号）

| No.     | 取組名 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和４年度） |
|---------|-----|-----------------------|
| 13-1-11 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課         |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。

### ●対象者

<ひとり親世帯分>

- ①令和４年４月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和４年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当受給相当の収入の者に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者

<ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分>

- ①令和４年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者であって、令和４年度の住民税均等割が非課税の者（児童手当の受給者が公務員の場合を含む）
- ②給付の対象となる児童を養育する①以外の者であって、令和４年度の住民税均等割が非課税の者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となっている者

### ●支給実績

3,916 世帯、児童 6,188 人、支給額 309,400,000 円

（内訳）

ひとり親世帯分 2,089 世帯、児童 3,115 人、支給額 155,750,000 円

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

1,827 世帯、児童 3,073 人、支給額 153,650,000 円

### 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

### 【4. 国・県との関連】

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和4年6月13日付子発0613第2号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）に基づき支給したもの。

### 【5. 事業費】

事業費 315,872,624 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金  
予算措置 令和4年6月補正（第3号）

| No.     | 取組名 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和５年度） |
|---------|-----|-----------------------|
| 13-1-12 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課         |

## 【１．背景と目的】

食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり５万円を支給した。

### ●対象者

<ひとり親世帯分>

- ①令和５年３月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和５年３月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当受給相当の収入の者に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている者

<ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分>

- ①令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給者
- ②給付の対象となる児童を養育する①以外の者であって、令和５年度の住民税均等割が非課税の者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となっている者

### ●支給実績

4,323世帯、児童6,956人、支給額347,800,000円

(内訳)

ひとり親世帯分 2,158世帯、児童3,256人、支給額162,800,000円

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

2,165世帯、児童3,700人、支給額185,000,000円

### 【3. 効果】

食費等の物価高騰の影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

### 【4. 国・県との関連】

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知別紙）及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知別紙）に基づき支給したものの。

### 【5. 事業費】

事業費 352,562,082 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

予算措置 令和5年3月専決処分（第1号）

| No.     | 取組名 | 子育て応援支援金      |
|---------|-----|---------------|
| 13-1-13 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課 |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、市民生活、とりわけ経済的支援を要する子育て世帯に甚大な影響を及ぼしていることを受け、こどもと保護者の生活の安心を守ることが目的とし、児童扶養手当受給世帯等に対して、本市独自の支援金の給付を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

児童扶養手当受給世帯及び就学援助認定世帯に対し、対象児童１人あたり１万円を支給した。

### ●対象者

次のいずれかに該当する世帯。ただし、生活保護受給世帯を除く。

- ①令和２年５月１日時点で児童扶養手当の受給資格を有する世帯
- ②令和２年４月１日時点で就学援助の認定を受けている世帯であって、同年５月１日時点で継続して受給資格を有する世帯

### ●支給実績

３,５００世帯、児童５,２９０人、支給額５２,９００,０００円

（児童内訳）児童扶養手当対象児童１,３６２人、就学援助対象児童３,９２８人

## 【３．効果】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響をより強く受けると見込まれる世帯に支援金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

## 【４．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市単独事業として実施した。

## 【５．事業費】

事業費 ５３,１８１,４０６円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年５月補正（第４号）

| No.     | 取組名 | 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・支援給付金） |
|---------|-----|----------------------------------|
| 13-1-14 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課                    |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響がさまざまな人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯への臨時特例給付の支給を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり１０万円（先行給付金５万円、追加給付金５万円）を支給した。

### ●対象者

- ①令和３年９月分（令和３年９月に出生した児童については、令和３年１０月分）の児童手当（本則給付）の受給者
- ②令和３年１０月１日から令和４年３月３１日までに出生した新生児の父母等（児童手当の本則給付相当の所得の者に限る）
- ③令和３年９月３０日において、高校生相当年齢の児童を養育する者
- ④令和３年９月３０日において、高校生相当年齢の者が委託されている里親等又は入所等を行っている施設の設置者

なお、基準日以降に離婚等により養育者が変更となった場合の課題に対応するため、令和４年２月７日付にて国要領が改正され、「支援給付金」の対象者として、以下の者についても対象にすると規定された。

- ⑤令和３年９月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和４年３月分の児童手当（本則給付）の受給者になった者
- ⑥令和３年９月３０日において高校生等を養育していなかったが、令和４年２月２８日時点において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令第１条に規定する額未満の者に限る。）

### ●支給実績

29,253 世帯、児童      48,792 人、支給額      4,878,600,000 円



### 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている子育て世帯に給付金を支給することにより、子育て世帯の生活の安定に資することができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

基準日以降に離婚等により養育者が変更となった場合に、現養育者に給付金が支給されないこととされた課題に対応するため、令和4年2月7日付の国要領の改正により「支援給付金」が新設され、現養育者に対しても支給が可能となった。

本給付金の対象者は、児童手当の本則給付相当の所得の者に限定されたが、全国的に対象外の所得となる者にも給付を求める声が多くあった。この課題に対応するため、令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市単独事業として、本給付金の対象外となった所得の者に対する給付を実施した。

### 【5. 国・県との関連】

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知別紙）に基づき支給したもの。

補助率は、国 10/10。

### 【6. 事業費】

事業費 4,890,222,637 円

財 源 国庫支出金 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金

予算措置 令和3年12月補正（第8号）

| No.     | 取組名 | 子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付等対象者分） |
|---------|-----|---------------------------|
| 13-1-15 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課             |

## 【１．背景と目的】

令和３年度に実施した「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・支援給付金）」では、所得制限が設けられ、児童手当の所得制限限度額以上の所得の者が支給対象外とされた。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、すべての子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、当該給付金が支給されなかった者に対し、本市独自の支援として同様の給付を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

以下のいずれかの要件を満たす者に対し、対象児童１人あたり１０万円を支給した。

### ●対象者

- ①令和３年９月分（令和３年９月に出生した児童については、令和３年１０月分）の児童手当（特例給付）の受給者
- ②令和３年１０月１日から令和４年３月３１日までに出生した新生児の父母等（児童手当の特例給付相当の所得の者に限る）
- ③令和３年９月３０日において、平成１５年４月２日から平成１８年４月１日までに出生した児童の児童を養育する者等（児童手当の特例給付相当の所得の者に限る）
- ④令和３年１０月１日から令和４年２月２８日までに本市に転入した者であって、平成１５年４月２日から令和４年３月３１日までに出生した児童を養育する者（児童手当の特例給付相当の所得の者に限る）

### ●支給実績

３,０１６世帯、児童５,０４１人、支給額５０４,１００,０００円

## 【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、すべての子育て世帯の支援を実施することができた。

## 【４．国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市単独事業として実施した。

## 【5. 事業費】

事業費 504,603,601 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

| No.     | 取組名 | こども加算給付金      |
|---------|-----|---------------|
| 13-1-16 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課 |

## 【１．背景と目的】

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年１１月２日閣議決定）において、食費等の物価高騰等への対応として物価高騰重点支援給付金の支給が決定されたことを踏まえ、当該給付金の受給者のうち児童を養育する者に対して、対象児童１人当たり５万円を追加で給付した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和５年度住民税が非課税又は均等割のみ課税の者のみで構成される世帯であることを事由として、物価高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯主に対し、平成１７年４月２日以降に出生した児童１人あたり５万円を支給した。

### ●支給実績

2,212世帯、児童3,578人、支給額178,900,000円

## 【３．効果】

食費等の物価高騰の影響をより強く受けていると見込まれる、低所得の子育て世帯に給付金を支給することにより、市民の福祉の向上に資することができた。

## 【４．実施上の課題と対応】

基準日以降に出生した児童分についても給付を行うこととされたため、繰越明許費を設定し、令和６年度にわたって給付を行った。

令和６年度住民税において、新たに非課税又は均等割のみ課税となった者のみで構成される世帯に対しても支援を行うため、令和６年度予算に必要な経費を計上し、給付金の支給を継続した。

## 【５．国・県との関連】

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年１１月２日閣議決定）に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）を活用して支給したものの。

補助率は、国 10/10。

## 【6. 事業費】

事業費 179,883,722 円

財源 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年12月補正（第7号）

| No.     | 取組名 | 介護保険料の減免  |
|---------|-----|-----------|
| 13-1-17 | 担 当 | 福祉部 介護保険課 |

## 【１．背景と目的】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、厚生労働省より介護保険の第１号被保険者の保険料減免に対する財政支援についての方針が示された。国基準のとおり減免を行った場合は、全額を国から財政支援されることとなった。

本市においても、国基準による介護保険料の減免を行うこととし、対象者の負担を軽減することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

広報や納付書に同封する案内等で減免について周知を行い、希望者に対し減免申請書を送付し、減免を実施した。

### ● 対象期間

令和２年２月１日から令和５年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている介護保険料。

### ● 減免件数と減免額

- ①令和２年度 190件 5,451,700円  
（うち、令和元年度賦課分） 90件 720,500円  
（うち、令和２年度賦課分） 100件 4,731,200円
- ②令和３年度 50件 2,436,100円
- ③令和４年度 21件 803,900円

## 【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により生計中心者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、一定程度収入が下がった第１号被保険者に介護保険料の減免を行い、負担軽減に寄与した。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

減免対象となる基準が、収入減少の割合が前年比で10分の3以上とされていたため、1年目で収入がゼロになるなど大幅に減少した場合、2年目以降にさらに前年比10分の3以上の減少が必要なため、対象とならなかった。

2年目以降に本件減免の対象にならない場合は市の減免基準（常設のもの）に該当すれば減免を行うが、本件減免が前年の所得により全額又は10分の8の減免であることに対し、市の減免（常設のもの）の場合で所得段階が第2段階・第3段階の第1号被保険者であるときは第1段階に減免、第1段階の場合は2分の1減免となるため、減免の効果が限定的であった。

#### 【5. 国・県との関連】

介護保険の第1号被保険者の新型コロナウイルス感染症に関する保険料減免全額について、国から介護保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金による財政支援があった。

|         |     |               |
|---------|-----|---------------|
| No.     | 取組名 | 国民健康保険税の減免    |
| 13-1-18 | 担 当 | 保健医療部 国民健康保険課 |

## 【１．背景と目的】

令和２年４月８日付けで厚生労働省及び総務省より「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」の通知があり、令和２年５月１日付けで厚生労働省より確定通知があった。

国民健康保険税の減免について、川越市国民健康保険税条例第２５条（現在は２６条）の定めるところにより、川越市国民健康保険税減免の事務取扱要綱及び川越市国民健康保険税減免の事務取扱細則により運用していたが、新型コロナウイルス感染症についての減免は、当該通知のとおり緊急的かつ限定的な対応であるため、東日本大震災の災害減免と同様に、要綱第２条第４項及び細則第４条第４項の規定によらず、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免基準」を規定し、取り扱うこととした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●実施期間 令和２年２月分から令和５年３月分

●減免対象世帯 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、以下の１から３のすべてに該当する世帯

1. 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。
2. 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が１,０００万円以下であること。
3. 減少することが見込まれる事業収入等（１の収入）に係る所得以外の世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。

●減免額 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯  
⇒保険税全額

②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯  
⇒世帯の被保険者全員について算定した保険税額、減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額、主たる生計維持者及び世帯に属するすべての被保険者について算定した前年の所得の合計額、及



び主たる生計維持者の前年の合計所得金額により、10分の2から全額を減免。

|     |       |       |              |
|-----|-------|-------|--------------|
| ●実績 | 令和元年度 | 325 件 | 7,556,400 円  |
|     | 令和2年度 | 446 件 | 75,376,100 円 |
|     | 令和3年度 | 131 件 | 18,794,100 円 |
|     | 令和4年度 | 37 件  | 5,812,700 円  |

### 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を、国基準により行うことで、国からの財政支援が受けられ、国保税相当額を確保しつつ、対象世帯の負担軽減を図ることができた。

### 【4. 国・県との関連】

当該支給に要した費用の全額について、国から災害等臨時特例補助金と特別調整交付金による財政支援があった。

| No.     | 取組名 | 後期高齢者医療保険料の減免  |
|---------|-----|----------------|
| 13-1-19 | 担 当 | 保健医療部 高齢・障害医療課 |

## 【1. 背景と目的】

後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第 111 条の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合は保険料の減免を行うことができるとしており、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえて、後期高齢者医療保険料の減免が財政支援の対象とされた。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ後期高齢者医療保険料の減免を行うもので、令和 3 年度及び令和 4 年度に埼玉県後期高齢者医療広域連合において実施され、受付は市町村が行う。

### ●減免対象者

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病（1 か月以上の入院や人工心肺等の治療を要する場合等）を負った世帯の方

⇒ 保険料を全額免除

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の当該年の事業収入や給与収入などのいずれかの収入額が、前年の収入に比べて 10 分の 3 以上減少することが見込まれる世帯の方で、一定の要件に該当する方

⇒ 保険料の一部又は全部を減額

### ●減免の対象となる保険料

当該年度分の保険料額で、普通徴収の納期限（年金天引きの場合には年金の支払日）が当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの保険料が対象となる。

なお、当該年 3 月に後期高齢者医療制度に加入された方は前年度分（当該年 4 月以後納期限）の保険料も対象となる。

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による後期高齢者医療保険料の減免を、国基準により行うことで、国からの財政支援が受けられ、保険料相当額を確保しつつ、対象者の負担軽減を図ることができた。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

実施主体は、埼玉県後期高齢者医療広域連合であるため、受付から減免が決定されるまで1カ月半から2カ月程度の期間を要した。

#### 【5. 国・県との関連】

実施主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合が、国からの特別調整交付金を受ける。

#### 【6. 事業費】

埼玉県後期高齢者医療広域連合による費用負担となるため、川越市としての予算措置はない。

| No.     | 取組名 | 水道料金の基本料金免除   |
|---------|-----|---------------|
| 13-1-20 | 担 当 | 上下水道局 給水サービス課 |

## 【1. 背景と目的】

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰等の影響を受けた市民や事業者の負担の軽減を目的として、水道料金の基本料金の免除を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

免除にあたっての申請手続きは不要とし、水道料金の請求額から基本料金相当額を差し引く形で実施した。

### ●対象者

地方公共団体等を除く、給水契約をしているすべての市民と事業者 173,358 件

### ●免除対象期間

令和4年9月及び10月の検針分

### ●周知方法

広報川越への掲載、市公式ホームページへの掲載及び水道料金等お知らせ票の通信欄への記載

## 【3. 効果】

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた市民や事業者等、幅広い対象者の負担の軽減に寄与した。

## 【4. 実施上の課題と対応】

免除を行うことにより水道事業において大幅な減収となるが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したことにより、大きな影響はなかった。

国からの説明により、「国の施設、市役所等の利用に係る水道料金の減免は対象外」とされたため、免除対象外とする使用者の抽出作業が必要となった。

## 【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

## 【6. 事業費】

事業費 128,265,630 円

財 源 国庫支出金（他会計補助金）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年6月補正（第1号）

|         |     |               |
|---------|-----|---------------|
| No.     | 取組名 | 傷病手当金（国民健康保険） |
| 13-1-21 | 担 当 | 保健医療部 国民健康保険課 |

## 【1. 背景と目的】

傷病手当金は、被保険者が療養のために労務に服することができなかった場合に支給されるものであり、被用者保険においては法定の給付となっているが、国民健康保険制度では、さまざまな就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、保険者が保険財政上余裕のある場合などに、任意に条例等で定めることで支給できるとされており、これまで本市の国民健康保険では傷病手当金の支給制度を設けていなかった。

これに対して、国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備することが重要であるため、国内の感染拡大防止の観点から、国が国民健康保険を運営する市町村に傷病手当金制度の創設を促すとともに、国の緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援（全額国費）を行うこととした。

このことを受けて、本市では、令和2年6月定例会にて国民健康保険条例の一部改正を行い、傷病手当金を支給することとした。

## 【. 実施概要（実施時期、取組内容）】

国の財政支援の適用期間については、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえて、当初、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間としていた。

その後、国は、国内の感染拡大の状況を勘案し、3箇月ごとに期間延長の見直しを行い、令和5年3月31日まで財政支援措置の期間が延長されていたが、令和5年2月10日付の厚生労働省からの事務連絡により、傷病手当金の支給に関し、令和5年4月1日から同年5月7日までの延長と、併せて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了することが示された。

これに伴い、本市においても適用期間の終期を令和5年5月7日までとした。

### ●対象者

川越市国民健康保険の被保険者で、勤務先から給与等の支払いを受けている被用者。

※個人事業主等は対象とならない。

### ●対象要件

新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。

就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労することができない期間のうち、就労を予定していた日があること。

#### ●支給実績

|       |      |            |
|-------|------|------------|
| 令和2年度 | 11件  | 504,794円   |
| 令和3年度 | 52件  | 2,498,194円 |
| 令和4年度 | 154件 | 5,003,762円 |
| 令和5年度 | 14件  | 346,465円   |

### 【3. 効果】

労働者が感染した場合等に、休みやすい環境を整備することで、感染者及び感染が疑われる者の外出等を抑制し、国内の感染拡大の機会の防止に寄与した。

### 【4. 実施上の課題と対応】

本市の国民健康保険では傷病手当金の支給制度を設ける例はなかったことから、令和2年6月定例会にて国民健康保険条例の一部改正を行い、傷病手当金を支給することとした。

制度の周知にあたっては広報川越や市公式ホームページを通じて行った。

国の緊急的・特例的な措置としての財政支援に基づき実施したものであるため、令和5年5月8日以降の国の財政支援終了に伴い、本市においても適用期間の終期を令和5年5月7日までとした。

### 【5. 国・県との関連】

当該支給に要した費用については、全額が国の財政支援として、特別調整交付金により交付された。

### 【6. 事業費】

|     |       |            |
|-----|-------|------------|
| 事業費 | 令和2年度 | 504,794円   |
|     | 令和3年度 | 2,498,194円 |
|     | 令和4年度 | 5,003,762円 |
|     | 令和5年度 | 346,465円   |

|      |               |          |
|------|---------------|----------|
| 財源   | 県支出金          | 特別調整交付金分 |
| 予算措置 | 令和2年6月補正（第1号） |          |
|      | 令和3年度当初予算     |          |
|      | 令和4年度当初予算     |          |
|      | 令和5年度当初予算     |          |

| No.     | 取組名 | 傷病手当金（後期高齢者医療制度） |
|---------|-----|------------------|
| 13-1-22 | 担 当 | 保健医療部 高齢・障害医療課   |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対策については、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要であることから、令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部において、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うことが決定された。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

後期高齢者医療制度被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に罹患、または感染症疑いの療養等により、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった方に対し、埼玉県後期高齢者医療広域連合への申請により傷病手当金を支給するもの。

### ●支給対象者（下記の条件をすべて満たす方）

- ・埼玉県後期高齢者医療制度被保険者であること
- ・勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること
- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること
- ・就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと

### ●対象期間

- ・就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間（待期期間）を除いた4日目以降の休みの期間

（入院が継続する場合は最長1年6か月）

※令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる状態となり、その療養のため就労できなかった期間が対象

※申請できるのは、待機期間を除いた支給対象日（労務不能であった日）ごとに、その翌日から2年間



## ●支給対象日数

支給対象期間において、就労を予定していた日数

## ●支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 支給対象日数 × 2 / 3

※給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額を減額もしくは不支給とする

※上限額あり（日額：30,887円）

## 【3. 効果】

労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することで、感染拡大を防ぐことができる。

## 【4. 実施上の課題と対応】

令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる状態となり、その療養のため就労できなかった期間が対象となり、申請できるのは、待機期間を除いた支給対象日（労務不能であった日）ごとに、その翌日から2年間となっているため、申請受付期間に注意する必要がある。

## 【5. 国・県との関連】

実施主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合が国からの特別調整交付金を受ける。

## 【6. 事業費】

埼玉県後期高齢者医療広域連合による支給となるため、川越市としての予算措置はない。

|         |     |                |
|---------|-----|----------------|
| No.     | 取組名 | 赤ちゃん応援手当       |
| 13-1-23 | 担 当 | 保健医療部 健康づくり支援課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症が流行し、生活においてさまざまな制約がある中で、出産・子育てをしている世帯に対し、経済的な支援を行い、子の健やかな成長を応援するもの。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●実施期間

令和2年8月～令和3年6月

### ●給付対象者

- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日に生まれた子（転入者含）
- ・申請時点において、本市の住民基本台帳への記録がある子

### ●受給対象者

- ・給付対象者を出産した者で、本市の住民基本台帳に記録がある者
- ・給付対象者と同一世帯である者
- ・申請時点において、本市の住民基本台帳への記録がある者

### ●給付額及び給付方法

子1人に対し3万円を、申請書に記載された指定口座への口座振込

## 【3. 効果】

コロナ禍において出産・子育てをしている世帯の経済的負担を軽減することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

申請件数のうち約1割が書類不備となり、通知により再提出を促した。

## 【5. 国・県との関連】

市独自事業（地方創生臨時交付金活用事業）

## 【6. 事業費】

事業費 56,832,420 円（令和 2 年度）

16,269,206 円（令和 3 年度）※令和 2 年度からの繰越明許費

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 2 年度 7 月補正（第 8 号）

|         |     |                  |
|---------|-----|------------------|
| No.     | 取組名 | 省エネエアコン普及促進事業補助金 |
| 13-1-24 | 担 当 | 環境部 環境政策課        |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止として密を避けるために、自宅で過ごす時間が増え、エアコン等の利用によるエネルギー消費量が増える傾向となっていた。そのため、電力消費量の多いエアコン機器を省エネ性能の高いものを選択することで、家庭で使用する電力消費を抑え、二酸化炭素排出量を抑制することを目的に、省エネ性能の高いエアコンを購入する市民に対し、補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ● 実施時期

令和4年5月23日から申請受付を開始し、同年7月6日に予算額に達したため、申請受付を終了した。

### ● 補助概要

統一省エネルギーラベル4つ星以上の省エネエアコンを購入する市民に対し、購入金額（本体価格、取付費用）の3分の2又は次の補助基本額に加算額を加えた額のいずれか低い額（最大8万円を）を補助金として交付した。

- ・補助基本額（市内）：市内店舗で購入した場合の補助基本額 30,000 円
- ・補助基本額（市外）：市外店舗で購入した場合の補助基本額 10,000 円
- ・高齢者世帯加算：高齢者世帯が市内店舗で購入した場合に加算する額 20,000 円
- ・個人店舗加算：市内個人店舗で購入した場合に加算する額 30,000 円

## 【3. 効果】

省エネエアコンの購入 505 件に対し補助金を交付し、家庭で使用する電力消費の抑制を図ることができた。

また、省エネ家電の普及を促進するとともに、高齢者の熱中症対策、地域経済の活性化に寄与することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

市内販売店に事前に周知したことにより、申請等で大きなトラブルなく実施することができた。

設置前申請としたことにより、設置後に補助事業を知った方などから問い合わせがあったが、補助対象機器を限定していることから購入する前に確認させていただいていることなどを説明し、補助金を交付できないことを理解していただいた。

## 【5. 国・県との関連】

市独自事業

## 【6. 事業費】

事業費 27,250,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和4年度3月補正（第1号）

|         |     |                                |
|---------|-----|--------------------------------|
| No.     | 取組名 | 再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金<br>(追加分) |
| 13-1-25 | 担 当 | 環境部 環境政策課                      |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止として密を避けるために、自宅で過ごす時間が増え、家庭での消費電力量が増え、電気料金が家計への負担となっていた。そのため、購入する電力量を抑制するとともに、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の普及促進を図ることを目的に、太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車給充電設備を設置する市民に対し補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ● 実施時期

令和 4 年 5 月 9 日～12 月 23 日を申請受付期間とし、申請受付を行った。

### ● 補助概要

太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車給充電設備（V2H）を設置する市民に対し、次のとおり補助金を交付した。

- ・太陽光発電システム（4kW 以上） 1 件 50,000 円
- ・蓄電池（4kWh 以上） 1 件 60,000 円
- ・電気自動車給充電設備（V2H） 1 件 200,000 円

## 【3. 効果】

太陽光発電システム 137 件、蓄電池 154 件、電気自動車給充電設備（V2H）1 件に対し補助を行い、再生可能エネルギー機器等の普及を図ることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

電気自動車給充電設備（V2H）の申請件数が少なかった。

## 【5. 国・県との関連】

市単独事業

## 【6. 事業費】

事業費 10,330,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 4 年度 3 月補正（第 1 号）

|         |     |              |
|---------|-----|--------------|
| No.     | 取組名 | 省エネ家電買換え促進事業 |
| 13-1-26 | 担 当 | 環境部 環境政策課    |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民を支援するため、家庭の電力消費を抑制することを目的に、電力消費量の多いエアコン又は冷蔵庫を省エネ性能の高い機器への買い替える市民に対し、補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ● 実施時期

令和5年8月1日から申請受付を開始し、同年9月11日に予算額に達したため、申請受付を終了した。

### ● 補助概要

市内にある店舗を利用して、既存のエアコン又は冷蔵庫を省エネ基準達成率100%以上（エアコンで目標年度2010年の場合は114%以上）の製品へ買換える市民に対し、次の補助基本額に加算額を加えた額又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を補助金（最大5万円）として交付した。

- ・補助基本額（30,000円）：市内店舗で購入した場合
- ・住民税非課税世帯加算（20,000円）：世帯全員が令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯

## 【3. 効果】

省エネ家電の購入690件に対し補助金を交付し、家庭で使用する電力消費の抑制を図ることができた。

また、省エネ家電の普及を促進するとともに、非課税世帯への経済的支援に寄与することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

事業開始が8月となったこともあり、エアコンを設置してしまった市民から補助金の交付対象にならないかとの問い合わせが多くあった。次年度以降に実施する場合は、事業開始時期を4月～5月に通した。

また、冷蔵庫については、故障して買換える例が多く、購入前申請としていたことから、申請受付後に急ぎで交付決定をする必要があった。

## 【5. 国・県との関連】

市単独事業

## 【6. 事業費】

事業費 22,990,733 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年度6月補正（第3号）



| No.     | 取組名 | エネルギー価格高騰対策再エネ機器導入支援事業 |
|---------|-----|------------------------|
| 13-1-27 | 担 当 | 環境部 環境政策課              |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民を支援するため、家庭で購入する電力量を抑制するとともに、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の普及促進を図ることを目的に、太陽光発電システム、蓄電池を設置する市民に対し補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ● 実施時期

令和 5 年 8 月 1 日～12 月 23 日を申請受付期間とし、申請受付を行った。

### ● 補助概要

太陽光発電システム、蓄電池を設置する市民に対し、次のとおり補助金を交付した。

- ・太陽光発電システム（4kW 以上・既存住宅） 1 件 60,000 円
- ・太陽光発電システム（4kW 以上・新築住宅） 1 件 30,000 円
- ・蓄電池（4kWh 以上） 1 件 40,000 円

## 【3. 効果】

太陽光発電システム 26 件、蓄電池 45 件に対し補助を行い、再生可能エネルギー機器等の普及を図ることができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

当初予算による事業を終了した後に 2 か月ほど期間をおいてから当該事業を実施したため、周知をすることが難しかった。

また、県補助事業との併用について、当初予算分は可であったが、交付金を活用した当該事業は不可となるため、同じ補助対象で差が出てしまった。

## 【5. 国・県との関連】

市単独事業

## 【6. 事業費】

事業費 3,249,468 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 5 年度 6 月補正（第 3 号）

| No.     | 取組名 | 女性の負担軽減（生理用品の配布） |
|---------|-----|------------------|
| 13-1-28 | 担 当 | 市民部 男女共同参画課      |

## 【1. 背景と目的】

経済的な事情やネグレクト、家族の無理解等により、必要な生理用品を十分に入手できない「生理の貧困」が新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で顕在化し問題となっていた。

そうした状況において、コロナ禍における女性の負担軽減に関する要望を受け、経済的な理由等により生理用品の購入が困難な方に、防災備蓄品の生理用品を活用し無償配布した。

また、必要に応じて相談案内を渡し、相談窓口の周知啓発を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●配布物の調達

第1回 市の防災備蓄品の生理用品（1パック 20 個入り）を 500 パック

第2回 第1回の残数のうち 50 パック、県の防災備蓄品の生理用品（1パック 10 個入り）から 80 パックの計 130 パック（男女共同参画課配布分）

### ●対象者

経済的な理由等により生理用品を購入できない女性及びその家族（原則として1家庭につき1パックを配布）

### ●実施期間

第1回 令和3年4月23日から6月30日まで

第2回 令和3年7月26日から令和4年3月31日まで

### ●配布場所

第1回 川越市役所（男女共同参画課、こども家庭課、生活福祉課）、各市民センター及び福祉総合相談窓口（U\_PLACE 内） 計 15 箇所

第2回 川越市役所（男女共同参画課）、福祉総合相談窓口（U\_PLACE 内）

### ●配布方法

- ・配布場所窓口において配布（窓口におき、必要な人に渡す）
- ・1家庭につき1パックを紙袋にいれて配布
- ・本人確認はしない。名前住所は聞かない。
- ・窓口で申し出にくい場合には、設置した専用カードやスマートフォンの画面を提示する方法により配布

### 【3. 効果】

第1回 293 人に配布

第2回 121 人に配布

### 【4. 実施上の課題と対応】

困窮する人が生理用品1パックを受け取りにわざわざ窓口まで出向いてくれるのかという課題があった。また、生理で困っていると他人に公言することへの抵抗感も課題であった。

後者の対応として、設置した専用カードやスマートフォンの画面を提示する方法により、口頭で申し出なくても配布できるようにした。

### 【5. 国・県との関連】

第2回配布の際には、県から防災備蓄品の生理用品（1パック10個入り）80パックの提供を受けた。（県も防災備蓄品の生理用品を関連部署及び希望する市町村に提供した。）

### 【6. 事業費】

事業費 0円（使用した防災備蓄品の補充は防災危機管理室で対応）

| No.     | 取組名 | こころの相談窓口    |
|---------|-----|-------------|
| 13-1-29 | 担 当 | 保健医療部 保健予防課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした外出自粛要請等により、日常生活に幅広く影響が生じたことから、多くの市民が不安やストレスを抱えて生活していることが推察された。さらに、これらの影響が長期化することで、心身の変調を訴える者が増加し、うつ病等精神疾患の発症にもつながることが危惧された。

このような市民の不安やストレスについて、精神保健福祉士・保健師といった専門職が傾聴し、早期に適切な対応をすることで、精神疾患の早期発見、早期治療につなげられるよう相談支援を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」について、市公式ホームページに掲載。

掲載期間：令和2年5月7日から令和5年9月27日まで

精神保健福祉士・保健師が、市民からの新型コロナウイルス感染症の影響により生じる不安やストレス等のこころの相談を随時受け、問題解決に向けてアドバイスを行った。

電話・面接・訪問・メールにより随時相談を実施。相談件数は、令和2年度48件、令和3年度10件、令和4年度2件、令和5年度3件で、相談内容は、気分の落ち込みや不眠などの健康問題が多く、その他感染不安により外出できないなどの生活問題、家族関係の悪化などの家庭問題であった。

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により生じる市民の不安やストレスの軽減、精神疾患の早期発見、早期治療を促し、問題解決に向けた対応が図れた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで市民が不安やストレスを抱えており、相談内容は複雑で多岐にわたった。精神保健上の問題だけでなく、労働・失業等に関する問題、育児や介護疲れの問題、孤独・孤立の問題などのさまざまな社会的要因が複雑に関係しながら存在しており、関係機関と連携を図りながら相談対応を行う必要があった。

また、市民が不安やストレスを一人で抱えないようにするために、相談窓口の周知に努める必要がある。

## 【5. 国・県との関連】

国や県の相談窓口、こころのケアに関する情報のページへのリンクを貼るなど、市民が必要とする情報にアクセスしやすい環境を整えた。

| No.     | 取組名 | 市内在住の妊婦へのマスクの配布            |
|---------|-----|----------------------------|
| 13-1-30 | 担 当 | 保健医療部 保健医療推進課・こども未来部 母子保健課 |

## 【1. 背景と目的】

第1波の頃からマスクの購入が困難な状況となったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防対策として、感染リスクの高いとされる妊婦に対し、災害用に備蓄しているマスク（以下「備蓄マスク」という。）を活用して、配布した。

マスクの購入が困難な状況は続き、配布期間は5回延長して令和2年12月までとなった。期間延長は、市内事業者等から寄附を受けたマスクなどを活用して行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①当初：令和2年3月31日まで

対 象 者 市内居住の妊婦（里帰り出産のため、本市に居住する方を含む）

人 数 約 2,000 人

配布枚数 1人につき10枚

配布方法 郵送（3月6日発送）・妊娠届出時に窓口配布

### ②延長：令和2年4月30日まで、令和2年5月31日まで、

令和2年6月30日まで、令和2年7月31日まで、

令和2年12月31日まで

対 象 者 市内居住の妊婦（里帰り出産のため、本市に居住する方を含む）

配布枚数 1人につき10枚

配布方法 妊娠届出時に窓口配布

### ③寄附を受けたマスクが終了すること及びマスクが入手可能な環境となったことから、配布は12月31日をもって終了とした。

配布対象者は、①②を合計して3,763人となった。

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いとされる妊婦が、当時入手困難であったマスクを活用し、安心と安全を守ることに寄与した。

| No.     | 取組名 | 分娩前ウイルス検査    |
|---------|-----|--------------|
| 13-1-31 | 担 当 | こども未来部 母子保健課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス流行下において「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」が創設されたことにともない、本市においても令和2年度から「不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査」を開始した。

分娩予定日をおおむね2週間以内に控え、不安を抱えている、または基礎疾患を有する妊婦等で検査を希望する方に対して、ウイルス検査を適正に実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

埼玉県の集合契約及び償還払いによって対応した。

### ●対象者

分娩予定日をおおむね2週間以内に控え、不安を抱えている、または基礎疾患を有する妊婦等で検査を希望する方

### ●実施期間

令和2年9月1日～令和5年9月30日

### ●ウイルス検査実施件数

|       |         |
|-------|---------|
| 令和2年度 | 148 件   |
| 令和3年度 | 486 件   |
| 令和4年度 | 1,122 件 |
| 令和5年度 | 601 件   |

## 【3. 効果】

新型コロナウイルスに感染した場合の出産への影響や、新生児への感染リスクなど、解明されていないことも多く、出産を間近に控えた妊婦は多くの不安を抱えていたものと思慮される。

当事業における検査により、安心して出産に臨めるなど、不安を抱える妊婦の健康の保持及び増進に寄与した。

## 【4. 事業費】

### ●令和2年度

事業費 2,953,182 円  
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金  
予算措置 令和2年6月補正（第5号）

### ●令和3年度

事業費 9,699,500 円  
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和3年度当初予算

### ●令和4年度

事業費 22,415,500 円  
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金  
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和4年度当初予算、令和4年6月補正（第4号）

### ●令和5年度

事業費 5,410,512 円  
財 源 国庫支出金 母子保健衛生費国庫補助金  
予算措置 令和5年度当初予算



## (2) 事業者支援

| No.     | 取 組 名                                    | 担 当          | ページ |
|---------|------------------------------------------|--------------|-----|
| 13-2-1  | 高齢者施設等運営継続支援金<br>(障害)                    | 福祉部障害者福祉課    | 433 |
| 13-2-2  | 高齢者施設等運営継続支援金                            | 福祉部高齢者いきがい課  | 436 |
| 13-2-3  | 高齢者施設等運営継続支援金<br>(介護)                    | 福祉部介護保険課     | 438 |
| 13-2-4  | 保育所等における給食食材費等<br>高騰対策(認可外保育施設)          | こども未来部こども政策課 | 440 |
| 13-2-5  | 保育所等における光熱費等高騰<br>対策(認可外保育施設)            | こども未来部こども政策課 | 441 |
| 13-2-6  | 民間放課後児童クラブに係る小<br>学校臨時休業等支援補助金           | こども未来部こども育成課 | 442 |
| 13-2-7  | 民間放課後児童クラブ放課後児<br>童支援員等処遇改善臨時特例事<br>業補助金 | こども未来部こども育成課 | 444 |
| 13-2-8  | 保育所等における光熱費等高騰<br>対策(民間放課後児童クラブ)         | こども未来部こども育成課 | 446 |
| 13-2-9  | 保育所等における光熱費等高騰<br>対策(保育施設等)              | こども未来部保育課    | 448 |
| 13-2-10 | 保育所等における光熱費等高騰<br>対策(母子生活支援施設)           | こども未来部こども家庭課 | 450 |
| 13-2-11 | 事業者用太陽光発電システム設<br>置事業補助金                 | 環境部環境政策課     | 451 |
| 13-2-12 | エネルギー価格高騰対策LED<br>照明器具導入支援事業             | 環境部環境政策課     | 452 |
| 13-2-13 | 住宅改修補助金                                  | 産業観光部産業振興課   | 453 |
| 13-2-14 | 中小企業者向け無料相談窓口                            | 産業観光部産業振興課   | 455 |
| 13-2-15 | 中小企業者事業継続緊急支援金                           | 産業観光部産業振興課   | 457 |

|         |                         |            |     |
|---------|-------------------------|------------|-----|
| 13-2-16 | 中小企業者事業継続支援金            | 産業観光部産業振興課 | 459 |
| 13-2-17 | 中小企業者等金融支援              | 産業観光部産業振興課 | 461 |
| 13-2-18 | 飲食業出前支援業務               | 産業観光部産業振興課 | 463 |
| 13-2-19 | キャッシュレス決済消費活性化事業        | 産業観光部産業振興課 | 465 |
| 13-2-20 | 運送事業者事業継続支援金            | 産業観光部産業振興課 | 467 |
| 13-2-21 | 産業観光館（小江戸蔵里）再開支援事業      | 産業観光部産業振興課 | 468 |
| 13-2-22 | プレミアム付商品券事業（令和2年度）      | 産業観光部産業振興課 | 470 |
| 13-2-23 | プレミアム付商品券事業（令和4年度・5年度）  | 産業観光部産業振興課 | 471 |
| 13-2-24 | 飲食店における感染防止対策現地確認       | 産業観光部産業振興課 | 473 |
| 13-2-25 | 特別労働相談                  | 産業観光部雇用支援課 | 475 |
| 13-2-26 | 農業経営継続支援金               | 産業観光部農政課   | 477 |
| 13-2-27 | 認定農業者等臨時経営支援金           | 産業観光部農政課   | 478 |
| 13-2-28 | 観光消費促進事業（スタンプラリー）       | 産業観光部観光課   | 479 |
| 13-2-29 | デマンド型交通かわまる IC 端末導入補助金  | 都市計画部交通政策課 | 482 |
| 13-2-30 | バス・タクシー車内感染防止対策支援金      | 都市計画部交通政策課 | 483 |
| 13-2-31 | タクシー運行継続支援金             | 都市計画部交通政策課 | 485 |
| 13-2-32 | 路線バス運行継続支援金             | 都市計画部交通政策課 | 486 |
| 13-2-33 | 公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金 | 都市計画部交通政策課 | 487 |

| No.    | 取組名 | 高齢者施設等運営継続支援金（障害） |
|--------|-----|-------------------|
| 13-2-1 | 担 当 | 福祉部 障害者福祉課        |

## 【1. 背景と目的】

障害福祉サービス等事業所において、物価高騰の影響により、光熱費、燃料費、食材料費といった運営経費が増大しているなか、利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、事業者の負担を軽減し、障害者施設等の安定的な事業継続を目的として支援を行う。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により通常の事業運営に加えてかかった費用について、国の障害者総合支援事業費補助金を活用し、その費用の一部を補助する。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ①高齢者施設等運営継続支援金

安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、支援金を交付する。

#### ●令和4年度

申請期間：令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

障害者支援施設：6施設 260人（単価：9,000円/人）

グループホーム：56住居（単価：60,000円/住居）

通所系事業所：43事業所（単価：60,000円/事業所）

訪問系事業所：6事業所（単価：30,000円/事業所）

#### ●令和5年上半期

申請期間：令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

障害者支援施設：6施設 260人（単価：9,000円/人）

グループホーム：74住居（単価：60,000円/住居）

通所系事業所：63事業所（単価：60,000円/事業所）

訪問系事業所：6事業所（単価：10,000円/事業所）

#### ●令和5年度下半期

申請期間：令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

障害者支援施設：6施設 260人（単価：9,000円/人）

グループホーム：75住居（単価：60,000円/住居）

通所系事業所：64事業所（単価：60,000円/事業所）

訪問系事業所：8事業所（単価：10,000円/事業所）

## ②サービス継続支援事業

施設において感染者等が発生した際、必要なサービスの提供を継続的に行うために施設の消毒や人員確保等について、費用の補助を行う。

### ●令和2年度

通所系事業所：1事業所

### ●令和3年度

障害者支援施設：3施設

グループホーム：1事業所

## ③就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減少している就労系事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用の一部を補助する。

### ●令和2年度

就労系事業所：5事業所

## ④生産活動拡大支援事業

就労継続支援事業所に対し新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう補助を行う。

### ●令和3年度

就労系事業所：2事業所

## 【3. 効果】

事業者の安定的な運営に寄与することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

全国の市町村を対象とした国の補助金を活用した事業であったため、全施設・事業所を対象に実施できたが、その後の国の補助メニューはなく、同様の支援金を要望された際に、市単独の財源では実施することが難しい。

## 【5. 国・県との関連】

国の補助金を活用し、補助を行った。

## 【6. 事業費】

### ①高齢者施設等運営継続支援金

|     |          |             |
|-----|----------|-------------|
| 事業費 | 令和4年度    | 8,460,000円  |
|     | 令和5年度上半期 | 10,620,000円 |
|     | 令和5年度下半期 | 10,760,000円 |

財 源

|          |       |                         |
|----------|-------|-------------------------|
| 令和4年度    | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 令和5年度上半期 | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 令和5年度下半期 | 国庫支出金 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金     |

予算措置

|          |                |
|----------|----------------|
| 令和4年度    | 令和4年12月補正（第8号） |
| 令和5年度上半期 | 令和5年6月補正（第3号）  |
| 令和5年度下半期 | 令和5年12月補正（第7号） |

### ②サービス継続支援事業

|     |       |            |
|-----|-------|------------|
| 事業費 | 令和2年度 | 616,000円   |
|     | 令和3年度 | 2,505,000円 |

財 源 国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

|      |       |               |
|------|-------|---------------|
| 予算措置 | 令和2年度 | 令和2年6月補正（第4号） |
|      | 令和3年度 | 令和3年6月補正（第3号） |

### ③就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

|     |       |            |
|-----|-------|------------|
| 事業費 | 令和2年度 | 2,500,000円 |
|-----|-------|------------|

財 源 国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

予算措置 令和2年9月補正（第9号）

### ④生産活動拡大支援事業

|     |       |          |
|-----|-------|----------|
| 事業費 | 令和3年度 | 250,000円 |
|-----|-------|----------|

財 源 国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

予算措置 令和3年6月補正（第3号）の執行残により対応

| No.    | 取組名 | 高齢者施設等運営継続支援金 |
|--------|-----|---------------|
| 13-2-2 | 担 当 | 福祉部 高齢者いきがい課  |

## 【1. 背景と目的】

物価高騰の影響により、光熱費、燃料費、食材料費といった運営経費が増大している中、高齢者施設の入居者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、事業所・施設を運営する事業者の負担を軽減し、安定的な事業継続を目的として、支援金の交付を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

事業者からの申請により、支援金を交付した。

### ① 令和4年度

申請期間：令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

・入所系施設 36 施設（1,494 人）／全 39 施設

（1 施設当たりの支給額：入所者数×12,000 円）

### ② 令和5年度上半期

申請期間：令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

・入所系施設 42 施設（1,783 人）／全 42 施設

（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）

### ③ 令和5年度下半期

申請期間：令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

・入所系施設 44 施設（1,891 人）／全 44 施設

（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）

## 【3. 効果】

事業者の安定的な運営に寄与することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

全国の市町村を対象とした国の補助金を活用した事業であったため、全施設・事業所を対象に実施できたが、その後の国の補助メニューはなく、同様の支援金を要望された際に、市単独の財源では実施することが難しい。

## 【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

## 【6. 事業費】

### 事業費

- ①令和4年度 17,928,000 円
- ②令和5年度上半期 30,311,000 円
- ③令和5年度下半期 32,147,000 円

### 財 源

- ①令和4年度 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- ②令和5年度上半期 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- ③令和5年度下半期 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

### 予算措置

- ①令和4年12月補正（第9号）
- ②令和5年6月補正（第3号）
- ③令和5年12月補正（第6号）

|        |     |                   |
|--------|-----|-------------------|
| No.    | 取組名 | 高齢者施設等運営継続支援金（介護） |
| 13-2-3 | 担 当 | 福祉部 介護保険課         |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰の影響により、光熱費、燃料費、食材料費といった運営経費が増大している中、介護保険サービスの利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持するため、事業所・施設を運営する事業者の負担の軽減及び安定的な事業継続を目的として、支援金の交付を行った。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

事業者からの申請により、支援金を交付した。

### ① 令和4年度

申請期間：令和5年1月4日から令和5年2月28日まで

- ・入所系 67 施設（2,840 人）／全 68 施設  
（1 施設当たりの支給額：入所者数×12,000 円）
- ・通所系 111 事業所／全 125 事業所  
（1 事業所当たりの支給額：150,000 円）
- ・訪問系 208 事業所／全 236 事業所  
（1 事業所当たりの支給額：50,000 円）

### ② 令和5年度上半期

申請期間：令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

- ・入所系 68 施設（2,846 人）／全 68 施設  
（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）
- ・通所系 114 事業所／全 125 事業所  
（1 事業所当たりの支給額：210,000 円）
- ・訪問系 212 事業所／全 236 事業所  
（1 事業所当たりの支給額：10,000 円）

### ③ 令和5年度下半期

申請期間：令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

- ・入所系 69 施設（2,864 人）／全 69 施設  
（1 施設当たりの支給額：入所者数×17,000 円）
- ・通所系 112 事業所／全 120 事業所  
（1 事業所当たりの支給額：210,000 円）
- ・訪問系 226 事業所／全 247 事業所  
（1 事業所当たりの支給額：10,000 円）



### 【3. 効果】

事業者の安定的な運営に寄与することができた。

### 【4. 実施上の課題と対応】

国の交付金を活用し実施してきたが、今後、物価高騰が継続しても国で同様の経済対策が講じられていない場合には、市単独で財源を確保しなければならず、実施が困難である。

### 【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

### 【6. 事業費】

#### 事業費

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ①令和4年度    | 61,130,000 円 |
| ②令和5年度上半期 | 74,442,000 円 |
| ③令和5年度下半期 | 74,468,000 円 |

#### 財 源

- |           |       |                         |
|-----------|-------|-------------------------|
| ①令和4年度    | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| ②令和5年度上半期 | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| ③令和5年度下半期 | 国庫支出金 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金     |

#### 予算措置

- |                 |
|-----------------|
| ①令和4年12月補正（第9号） |
| ②令和5年6月補正（第3号）  |
| ③令和5年12月補正（第6号） |

| No.    | 取組名 | 保育所等における給食食材費等高騰対策（認可外保育施設） |
|--------|-----|-----------------------------|
| 13-2-4 | 担 当 | こども未来部 こども政策課               |

## 【１．背景と目的】

認可外保育施設において、コロナ禍における食材価格上昇分について、保育事業者の負担を軽減する。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の認可外保育施設における食材価格の上昇分に係る経費を対象とする。

（令和４年度、令和５年度、※令和５年度下半期）

※ただし、令和５年度下半期については、財源として、国の補助金について新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金は使用せず、物価高騰対策対応の地方創生臨時交付金を使用したため、参考掲載。

## 【３．効果】

保育事業者の負担軽減を図る。

支援施設数：令和４年度（４施設）

令和５年度（１０施設）、令和５年度下（１０施設）

食材費高騰により負担増となった認可外保育施設に補助を行うことにより、安定した保育事業の運営に寄与した。

## 【４．事業費】

事業費 令和４年度 482,400 円

令和５年度 1,300,800 円

令和５年度下 423,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和４年度 ６月補正（第５号）

令和５年度 ６月補正（第３号）

12月補正（第６号）

| No.    | 取組名 | 保育所等における光熱費等高騰対策（認可外保育施設） |
|--------|-----|---------------------------|
| 13-2-5 | 担 当 | こども未来部 こども政策課             |

## 【１．背景と目的】

令和４年９月９日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、認可外保育施設の負担軽減のため光熱費を補助することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の認可外保育施設に対し、物価高騰の影響で増加した光熱費の上昇相当分に係る経費について補助金を交付した。

## 【３．効果】

物価高騰対策として対象施設の事業運営を支援した。（支援施設数 令和４年度 34 施設、令和５年度 25 施設）

光熱費高騰により負担増となった認可外保育施設に対し、高騰分の補助を行うことにより、施設の負担を軽減し、安定した保育事業の運営に寄与した。

## 【４．事業費】

事業費 令和４年度 1,905,700 円

令和５年度 2,535,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和４年度 12 月補正（第 9 号）

令和５年度 6 月補正（第 3 号）

|        |     |                                 |
|--------|-----|---------------------------------|
| No.    | 取組名 | 民間放課後児童クラブに係る小学校臨時休業時等<br>支援補助金 |
| 13-2-6 | 担 当 | こども未来部 こども育成課                   |

### 【１．背景と目的】

国交付金（子ども・子育て支援交付金）において、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う、小学校の臨時休業時等の放課後児童クラブの人件費等に対する財源措置が示されたことから、当該財源措置を活用し、民間放課後児童クラブにおいて、開所時間を延長し、午前中から児童の受入れを行った場合の人件費等に対する補助を行った。

### 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

民間放課後児童クラブにおいて、市内小学校の臨時休業を受け、開所時間を延長し、午前中から児童の受入れを行った場合の人件費及び、感染拡大防止に係る児童の利用自粛に伴う保育料減収額に対し補助金を交付する。

#### ●補助対象者

民間放課後児童クラブ（１施設）

#### ●実施期間

令和元年度（令和２年３月）・令和２年度

#### ●交付実績

令和元年度 民間放課後児童クラブ（１施設）：40,262 円

※令和元年度は、民間放課後児童クラブ事業補助金として、該当経費を追加交付。

令和２年度 民間放課後児童クラブ（１施設）：895,000 円

### 【３．効果】

民間放課後児童クラブについて、小学校の臨時休業等により午前中から開室したことにより、保育を必要とする方へのサービス提供の確保を図ることができた。また、登室自粛利用者の保育料を減免したことにより、経済的負担の軽減と真に保育を必要とする方へのサービス提供の確保を図ることができた。

#### 【4. 国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱において、新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

#### 【5. 事業費】

##### ●令和元年度

事業費 40,262 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

予算措置 令和元年度当初予算

##### ●令和2年度

事業費 895,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度当初予算（流用）

|        |     |                                  |
|--------|-----|----------------------------------|
| No.    | 取組名 | 民間放課後児童クラブ放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 |
| 13-2-7 | 担 当 | こども未来部 こども育成課                    |

## 【１．背景と目的】

国において、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で保育等へ従事する職員の処遇改善のための各種補助制度が創設された。放課後児童健全育成事業の従事者については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和４年２月から収入を３％程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施することを目的に、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」が定められたことから、市内の民間放課後児童クラブに対し、当該処遇改善に係る経費の補助を行うこととなった。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の民間放課後児童クラブに対し、従事する職員の処遇改善に係る経費を対象として補助金を交付する。

### ●補助対象者

民間放課後児童クラブ（１施設）

### ●実施期間

令和４年２月から令和４年９月

### ●交付実績

令和３年度 民間放課後児童クラブ（１施設）： 41,800 円

令和４年度 民間放課後児童クラブ（１施設）： 125,400 円

## 【３．効果】

民間放課後児童クラブに対し補助を行うことにより、支援の質の維持及び施設運営の安定化に寄与した。

## 【４．国・県との関連】

保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱において、財源補助が示された。

## 【5. 事業費】

### ●令和3年度

事業費 41,800 円

財 源 国庫支出金 保育士等処遇改善臨時特例交付金

予算措置 令和3年度当初予算（流用）

### ●令和4年度

事業費 125,400 円

財 源 国庫支出金 保育士等処遇改善臨時特例交付金

予算措置 令和4年度当初予算

| No.    | 取組名 | 保育所等における光熱費等高騰対策（民間放課後児童クラブ） |
|--------|-----|------------------------------|
| 13-2-8 | 担 当 | こども未来部 こども育成課                |

## 【１．背景と目的】

令和４年９月９日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、民間放課後児童クラブの負担軽減のため光熱費を補助することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の民間放課後児童クラブに対し、物価高騰の影響で増加した光熱費の上昇相当分に係る経費について補助金を交付する。

### ●補助対象者

民間放課後児童クラブ（４施設）

### ●実施期間

令和４年度・令和５年度

### ●交付実績

令和４年度 民間放課後児童クラブ（４施設）：68,000 円

令和５年度 民間放課後児童クラブ（３施設）：120,000 円

## 【３．効果】

民間放課後児童クラブに対し補助を行うことにより、物価高騰による負担を軽減し、支援の質の維持及び施設運営の安定化に寄与した。

## 【４．国・県との関連】

埼玉県放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金交付要綱において、財源補助が示された。



## 【5. 事業費】

### ●令和4年度

事業費 68,000 円

財 源 県支出金 放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金

予算措置 令和4年度当初予算

### ●令和5年度

事業費 120,000 円

財 源 県支出金 放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年6月補正（第3号）

| No.    | 取組名 | 保育所等における光熱費等高騰対策（保育施設等） |
|--------|-----|-------------------------|
| 13-2-9 | 担 当 | こども未来部 保育課              |

## 【１．背景と目的】

令和４年９月９日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、保育事業者の負担軽減のため光熱費を補助することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和４年度

令和４年４月から令和５年３月を対象に、保育施設等運営者に対し、光熱費上昇相当額の一部を補助するもの。

補助額 1,700 円×利用定員数（R4. 4. 1 時点）

### ●令和５年度

令和５年４月から令和６年３月を対象に、保育施設等運営者に対し、光熱費上昇相当額の一部を補助するもの。

補助額 3,000 円×当該年度の開所月数×利用定員数（R5. 4. 1 時点）

## 【３．効果】

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた保育施設等事業者の負担を軽減し、安定した保育事業の運営に寄与した。

## 【４．国・県との関連】

### ●令和４年度

- ・埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金

### ●令和５年度

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金

## 【5. 事業費】

事業費 20,965,000 円

|       |              |
|-------|--------------|
| 令和4年度 | 8,024,000 円  |
| 令和5年度 | 12,941,000 円 |

財 源

### 令和4年度

- ・県支出金 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、  
電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金  
(国庫支出金)

### 令和5年度

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、  
電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金  
(国庫支出金)

予算措置 令和4年度 令和4年12月補正(第9号)

令和5年度 令和5年6月補正(第2号)

| No.     | 取組名 | 保育所等における光熱費等高騰対策（母子生活支援施設） |
|---------|-----|----------------------------|
| 13-2-10 | 担 当 | こども未来部 こども家庭課              |

## 【１．背景と目的】

令和４年９月９日付け内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」が周知されたことに伴い、本市でも地方創生臨時交付金を活用し、市内母子生活支援施設の負担軽減のため光熱費を補助することとした。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●令和４年度

光熱費等高騰対策として、前年度実績をもとに算出した金額４０万円の補助を行った。

### ●令和５年度

光熱費等高騰対策として、前年度実績をもとに算出した金額２８万円の補助を行った。

## 【３．効果】

対象施設に対し、光熱費高騰対策に係る補助を行うことにより、負担の激変緩和につながり、安定したサービスの質の維持に寄与した。

## 【４．国・県との関連】

補助率は、令和３・４年度とも国 10/10。

## 【５．事業費】

### ●令和４年度

事業費 400,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和４年 12 月補正（第 8 号）

### ●令和５年度

事業費 280,000 円

財 源 国庫支出金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金  
(地方創生臨時交付金)

予算措置 令和５年 6 月補正（第 3 号）

| No.     | 取組名 | 事業者用太陽光発電システム設置事業補助金 |
|---------|-----|----------------------|
| 13-2-11 | 担 当 | 環境部 環境政策課            |

## 【1. 背景と目的】

事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を自ら使用することにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を抑制するとともに、脱炭素社会の実現を目指すことを目的に、太陽光発電設備の設置に対する費用に補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ● 実施時期

令和4年8月1日～12月23日を申請受付期間とし、申請受付を行った。

### ● 補助概要

太陽光発電システム（5kW以上）を設置する事業者に対し、1kWあたり3万円（上限60万円）又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を補助金として交付した。

## 【3. 効果】

市内事業者1件（太陽光発電システム11kW）に補助金を交付した。

## 【4. 実施上の課題と対応】

申請が想定よりも大幅に少なかった。年度途中から申請受付を開始したことや事業の周知不足が原因と考えられる。

## 【5. 国・県との関連】

市単独事業

## 【6. 事業費】

事業費 330,000円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年度6月補正（第5号）

|         |     |                          |
|---------|-----|--------------------------|
| No.     | 取組名 | エネルギー価格高騰対策LED照明器具導入支援事業 |
| 13-2-12 | 担 当 | 環境部 環境政策課                |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、市内事業所の電力消費を抑制することを目的に、事業所の既存照明設備を省エネ性能の高いLED照明設備へ更新する事業者に対し、補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ● 実施時期

令和5年8月1日から申請受付を開始し、同年12月14日に予算額に達したため、申請受付を終了した。

### ● 補助概要

LED照明切り替え工事に要する費用の2分の1（千円未満切り捨て）又は300,000円のいずれか低い額を補助金（最大5万円）として交付した。

## 【3. 効果】

市内事業所14件について補助金を交付し、事業所の省エネ化を促進することができた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

年度途中からの実施となったため、広報川越や市公式ホームページのほかに市内工業会へ郵送で案内を送付し、事業の周知を図った。

## 【5. 国・県との関連】

市単独事業

## 【6. 事業費】

事業費 3,001,775円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年度6月補正（第3号）

|         |     |             |
|---------|-----|-------------|
| No.     | 取組名 | 住宅改修補助金     |
| 13-2-13 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課 |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、停滞する市内経済の振興と、コロナ禍によって変わった生活環境に合った住宅へのリフォーム需要に対応する為、令和４年度に限り住宅改修制度を拡充し年間を通じて申請の受付を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●対象者

通常の住宅改修補助金制度の対象者と同じ

### ●受付期間

令和４年４月２１日～令和５年１月１０日【抽選なし・随時受付】

※予算に達し次第、受付終了としていたが、一部流用対応し、期間内受付を行った。

### ●補助額

改修工事費用（税抜）の５％ 補助上限額７万円（千円未満切捨て）

## 【３．効果】

コロナ禍におけるリフォーム需要に対応するとともに、市内施工業者の受注機会の拡大につながり、市内経済の活性化が図られた。

（補助件数８５６件）

## 【４．実施上の課題と対応】

当初、交付件数７００件を見込んでいたところ、８５６件の申請があり、一部流用を行い、すべての申請者に補助金交付を行った。当事業の他にもコロナ対応の事務を多く抱えている中で、担当のみでの対応は困難であったため、会計年度任用職員を採用し、対応した。

例年、上限額５万円で補助金交付をしている中で、令和４年度のみ７万円と上限を引き上げたことで、他の年度との不均衡が生じることが懸念されたが、大きな混乱はなかった。

## 【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

## 【6. 事業費】

事業費 52,251,986 円

(会計年度任用職員の人件費及び市の一般財源分を含む)

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年度3月補正(第1号)



| No.     | 取組名 | 中小企業者向け無料相談窓口 |
|---------|-----|---------------|
| 13-2-14 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課   |

## 【1. 背景と目的】

令和2年度においては、埼玉県よろず支援拠点から専門家の派遣を受け、新型コロナウイルス感染症の対応に係る各種支援金等を含めたさまざまな相談に対応していた。この専門家派遣が終了となったことから、継続した事業者相談窓口を設置するため、当該相談事業を設置することとした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●設置期間

令和3年4月1日から令和4年3月15日まで

### ●設置場所

川越市役所本庁舎5階 商工相談室

### ●対象者

市内で事業を営む中小企業、個人事業主等

### ●相談員

中小企業診断士 ※（一社）埼玉県中小企業診断協会から派遣

### ●申込方法

相談希望日1週間前までの事前予約制

### ●相談日及び相談時間帯

土日・祝日を除く平日 午前10時から午後5時まで（最長2時間）

### ●相談費用

無料

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症対策として、国や県等が実施する支援策についての紹介及びこれに係る諸手続き、資金繰り、経営改善などのさまざまな相談に対応することで、中小企業者の事業継続などに寄与した。

#### 【４．実施上の課題と対応】

課題としては、前年度実績をもとに年間の相談件数を５０件と見込んでいたが、９件の相談に留まった。令和２年度中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大初期であり、先行きが不透明であったことから相談数が多かったのに対し、令和３年度には、国や県等が実施する支援などに係る周知が図られ、実際に支援等が開始されたことなどが要因であると考えられる。

今後の実施にあたっては、他の関係機関等が実施する相談事業との差別化を図るなどにより、中小企業者が求める支援を効果的かつ効率的に行うことができるよう、検討する必要がある。

#### 【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

#### 【６．事業費】

事業費 １５８,４００円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年度３月補正（第１号）

|         |     |                |
|---------|-----|----------------|
| No.     | 取組名 | 中小企業者事業継続緊急支援金 |
| 13-2-15 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課    |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高の減少によって経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業継続を支援する為、中小企業者事業継続緊急支援金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●「川越市中小企業者事業継続緊急支援金」

【実施期間】 申請期間：令和2年5月15日～令和2年6月30日

#### 【実施概要】

令和2年2月～5月までのいずれか1箇月の売上が前年同月と比較して15%以上50%未満減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律10万円を給付 ※国の持続化給付金との併給不可

### ●「川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】」

【実施期間】 申請期間：令和2年8月5日～令和3年2月28日

#### 【実施概要】

令和2年2月～12月までのいずれか1箇月の売上が前年同月と比較して15%以上減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律10万円を給付 ※国の持続化給付金との併給も可能

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に業種を問わず用途を限定しない支援金を一律に交付することでより多くの市内中小企業者の事業継続に貢献した。

### ●交付件数

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 第1弾 | 1,259件              |
| 拡充版 | 5,811件              |
| 合 計 | 7,070件（総交付額7億700万円） |

#### 【4. 実施上の課題と対応】

対象となる中小企業者数がわからなかった為、予算計上が困難であった。  
同じ臨交事業からの流用で対応した。

#### 【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

#### 【6. 事業費】

事業費 708,053,795 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
寄付金

予算措置 「川越市中小企業者事業継続支援金」

令和2年度4次補正

「川越市中小企業者事業継続支援金【拡充版】」

令和2年度8次補正

|         |     |              |
|---------|-----|--------------|
| No.     | 取組名 | 中小企業者事業継続支援金 |
| 13-2-16 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課  |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高の減少によって経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業継続を支援する為、中小企業者事業継続支援金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●「川越市中小企業者事業継続支援金」（第1弾）

【実施期間】 申請期間：令和3年4月19日～令和3年7月31日

#### 【実施概要】

令和3年1月～3月までのいずれか1箇月の売上が前年（前々年）同月と比較して15%以上かつ7万円以上減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律7万円を給付

※県による時短要請対象飲食店等は対象外

### ●「川越市中小企業者事業継続支援金」（第2弾）

【実施期間】 申請期間：令和3年10月13日～令和4年2月14日

※当初の期日（令和4年1月31日）を延長

#### 【実施概要】

令和3年4月～12月までのいずれか1箇月の売上が前年（前々年）同月と比較して15%以上減少している市内の中小企業者（個人事業主を含む）に一律6万円を給付

※第1弾時設定の減少額要件を撤廃し、県による時短要請対象飲食店等も対象

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に業種を問わず用途を限定しない支援金を一律に交付することでより多くの市内中小企業者の事業継続に貢献した。

### ●交付件数

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 第1弾 | 4,468件                 |
| 第2弾 | 5,815件                 |
| 合 計 | 10,283件（総交付額6億6,166万円） |

#### 【4. 実施上の課題と対応】

第二弾の実施にあたり、第一弾から提出書類を簡略化したところだが、申請者からの誤記載等が発生し、再振込が発生した事例があった。不明瞭な点については、別途書類の提出を求めることで、再振込発生件数を抑えた。

#### 【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

#### 【6. 事業費】

事業費 667,270,148 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
寄付金

予算措置 「川越市中小企業者事業継続支援金」 令和3年度1次補正

「川越市中小企業者事業継続支援金」 令和3年度9次補正

|         |     |             |
|---------|-----|-------------|
| No.     | 取組名 | 中小企業者等金融支援  |
| 13-2-17 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている小規模企業者の資金調達の支援を目的として、既存の小規模企業者セーフティ融資に新型コロナウイルス特例として特例を設け金融支援を行うこととなった。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●対象者 ※令和2年7月1日から適用分で記載

- ・事業所を市内に有し、同一の事業を3箇月以上継続して営んでいる小規模企業者
- ・新型コロナウイルス感染症のため、3箇月間の売上が前年同月比で5%以上減少し、セーフティネット保証5号の認定を受けていること。
- ・【借換えの場合】借換えにより、経営の安定及び事業の継続が図られ、かつ、返済の見込みが十分にあると見込まれること。

### ●受付期間

令和2年3月26日～令和2年6月30日

令和2年7月1日～令和3年3月31日（拡充）

### ●取組概要

#### 1. 融資条件の拡充

- ・融資限度額の引上げ 500万円⇒1,000万円
- ・融資期間の延長 5年以内⇒10年以内
- ・据置期間の延長 6箇月以内⇒3年以内
- ・信用保証料補助の補助率 40%⇒100%
- ・貸付利率 年1.1%⇒当初2年間は無利子

#### 2. 資格要件の緩和

- ・市内での所在要件（個人） 住所及び事業所⇒事業所
- ・所在期間及び事業継続期間 1年以上⇒3箇月以上
- ・納税証明書 添付不要

#### 3. 借換え要件の追加

### 【3. 効果】

小規模企業者セーフティ融資の融資条件の拡充等のほか、利子（当初2年間）及び信用保証料の全額補助を行ったことで、地域経済の原動力である小規模企業者の資金繰りの支援を行った。（融資件数：159件）

### 【4. 実施上の課題と対応】

融資を受けた小規模企業者が借入融資について繰上償還を行ったことにより、当初の保証期間が短縮されて未経過分に係る信用保証料補助金が過払いになり、市へ過払い分の信用保証料補助金が返金されている。（令和2年6月26日に要綱改正を行い、保証料の返還規定を設けている。）

小規模企業者セーフティ融資（新型コロナウイルス特例）により貸し付けた融資について信用保証料補助金の返還が生じた場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用していることから、国庫返納の手続きが必要になる。補助金返還が生じた場合、財政課を通じ毎年5月頃に国庫返納手続きを取ることにしているため、繰上償還及び市へ補助金返還があったときはその都度、財政課に返還金額を共有することに留意する。なお、国庫返納に係る予算措置については財政課で対応している。

※令和4年11月4日付 事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る信用保証料の補助等事業における過払分返金額の国庫返納手続等について」参照

### 【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

### 【6. 事業費】

事業費 34,856,787円（令和2年度 利子補助＋保証料補助）

10,253,260円（令和3年度 利子補助）

3,815,345円（令和4年度 利子補助）

38,629円（令和5年度 利子補助）

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※令和5年度分のみ国庫充当無

予算措置 令和2年度3月補正（第1号）

令和3，4，5年度は当初予算



|         |     |             |
|---------|-----|-------------|
| No.     | 取組名 | 飲食業出前支援業務   |
| 13-2-18 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課 |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などにより外出自粛が要請されている中において、市内飲食店では客足が激減し、売上が大幅に減少する状況となっていた。

このことから、市内飲食店（チェーン店を除く）に対する支援策の一つとして、影響が特に大きいと考えられる、中心市街地にある小規模飲食店等の出前を支援するため、注文受付及び配達代行等を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●対象

個人経営で出前対応が困難な飲食店

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新たに出前業務に取り組んだ飲食店も対象とするなど、柔軟に対応

### ●実施期間

【飲食店募集】 令和２年６月１８日～令和２年８月３１日

１８店舗、４４商品にて実施

【注文受付】 令和２年６月２４日～令和２年８月３１日

注文件数：２０２件

注文数：５０７食

売上：６８５，１００円

### ●実施方法

下記①～⑥について、本事業の受託事業者が対応

①利用者（注文者）からの注文受付（電話等）

※前日の１０時～１５時

②参加飲食店への注文品の連絡

※前日

③参加飲食店からの注文品の受け取り

④利用者（注文者）への注文品の配達

※ランチ：１１時～１４時、ディナー：１６時３０分～１９時３０分

⑤代金の収受・利用者（注文者）からの代金の受け取り

⑥飲食店へ代金の支払

※代金は一週間分まとめて支払い

### 【3. 効果】

飲食店だけでなく消費者からも事業継続の希望があったことから、コロナ禍での支援としては一定の効果があったものと考えている。

特に、飲食店に対しては、テイクアウト用の容器や配達人員など負担増となる部分を提供することにより、これまで店内のみで営業を行っていた飲食店が新たにテイクアウトやデリバリーに取り組むための支援にもつながった。

### 【4. 実施上の課題と対応】

前日までの注文、実施期間の短さ、配達エリアの狭さなどについて意見があったことから、今後実施するにあたっては、検討が必要だと考える。

飲食店には、埼玉県による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、営業時間の短縮等の要請に協力した飲食店等を運営する事業者に対して「埼玉県感染防止対策協礼金」も支給されていたことから、飲食店に対する支援は手厚いものになった。一方で、飲食関連事業者（食材を提供する業者等）に対する支援についても検討する必要があるのではないかと考える。

### 【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

### 【6. 事業費】

事業費 8,990,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和2年度5月補正（第4号）

|         |     |                  |
|---------|-----|------------------|
| No.     | 取組名 | キャッシュレス決済消費活性化事業 |
| 13-2-19 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課      |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新型コロナウイルスワクチンの接種が進み、経済活動の本格的な再開、正常化に向かう局面を迎えることを見込み、国の地方創生臨時交付金を活用してキャッシュレス決済のポイント還元事業を実施することで、市内商店、飲食店等における販売促進を図るとともに、地域の消費を喚起し、市内経済の活性化を図ることを目的とした。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●実施時期

令和4年1月5日～1月31日

### ●ポイント付与率

25%

### ●「付与上限額／期間」及び「付与上限額／回」

5,000円／期間・2,000円／回

### ●対象店舗

PayPay（株）の市内加盟店舗のうち、中小企業基本法の「中小企業」に限る。  
また、スーパー、ドラッグストア及びコンビニエンスストア等を除く。

## 【3. 効果】

キャンペーン期間中のPayPay総取引額は4億6400万円で、キャンペーン前と比べると205%の伸び率であった。最も利用された業種は各種小売業で、全体の約45%を占め、続いて飲食業が約35%を占めた。両業種とも約140%の伸び率であったとともに、両業種で全体の約8割を占めたことより、本キャンペーンの事業目的である飲食・小売業等の売上げの向上に大きく寄与したと判断できる。

#### 【４．実施上の課題と対応】

スマートフォンを所有していない方についてはご利用いただくことができないといった課題はあったが、スマートフォンをお持ちであればアプリをダウンロードするだけで簡単に利用いただけることを積極的にＰＲした。また、スマートフォンの操作が不慣れな方に対しては、操作説明会を実施し、キャッシュレス決済を活用した消費活性化を図った。

#### 【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

#### 【６．事業費】

事業費 90,189,618 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年度９月補正（第６号）

| No.     | 取組名 | 運送事業者事業継続支援金 |
|---------|-----|--------------|
| 13-2-20 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課  |

## 【１．背景と目的】

燃料価格等の高騰が続いている中、経費の増大を価格転嫁することが困難で厳しい経営環境下にある運送事業者に対して、対象車両の保有台数に応じた支援金を交付することで、経営に係る負担を軽減させ、事業の継続を支援することを目的として実施した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和６年１月５日時点で一般貨物自動車運送業・特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者に対し、燃料費負担の軽減に繋がる支援を行う。

支援金額

事業用貨物自動車（緑ナンバー）：24,000 円／台

事業用貨物軽自動車（黒ナンバー）：8,000 円／台

## 【３．効果】

市内運送事業者の事業継続に寄与した。

交付件数 2,598 件（緑ナンバー2,364 件/黒ナンバー234 件）

支出額 58,608,000 円（執行率 65.12%）

## 【４．実施上の課題と対応】

本支援金の執行率が低かったことが問題であった。課題としては２点ある。

１点目には、個人事業主に対する制度の効果的な周知方法がないことである。周知期間を長期間取ることができれば、改善される可能性がある。

２点目としては、対象となる運送事業者の実数の把握が困難であったことが挙げられる。予算根拠を検討する期間が取れば、同様の制度を実施している他市町のヒアリング結果や陸運局への照会等により、より実数に近い数を把握できた可能性がある。

## 【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

## 【６．事業費】

事業費 58,649,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和５年度 12 月補正（第５号）

|         |     |                    |
|---------|-----|--------------------|
| No.     | 取組名 | 産業観光館（小江戸蔵里）再開支援事業 |
| 13-2-21 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課        |

## 【１．背景と目的】

産業観光館（小江戸蔵里）の休業期間中における施設の維持管理費用及び人件費並びに施設の再開に向けて必要となる費用について、事業の継続を図るため、当該施設の指定管理者に対して補助を行った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●対象者

株式会社まちづくり川越 ※指定管理者

### ●対象期間（産業観光館の休業期間）

令和２年４月４日～５日、４月９日～９月３０日

### ●対象経費

- ・備品購入  
空気清浄機、サーキュレーター、サーモグラフィー、管理用パソコン
- ・工事  
全熱交換機設置工事、エアコン設置工事
- ・運営支援  
人件費、物件費

## 【３．効果】

施設の維持管理が図られるとともに、全熱交換機や空気清浄機等の導入による感染拡大防止対策が整ったことから、施設を再開することができた。

運営については、彩の国「新しい生活様式」安心宣言を掲出し、新たに導入したサーモカメラでの検温による入場制限を行うとともに、アクリルボードでの飛沫対策、レジ待ちの間隔などのソーシャルディスタンスの確保、飲食施設での席数の削減による密集の回避など、感染拡大防止対策を徹底し、安心して施設を利用していただけるよう取り組んだ。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

課題としては、産業観光館（小江戸蔵里）の利用を休止するにあたって、指定管理者との費用や人員等に係る調整が必要となった。前例がないことから、市が所有する他の施設とのバランスを図りつつ、本施設の特性を踏まえた対応をすることが求められた。

対応としては、令和2年度上期は補助金を充て、令和2年度下期以降は指定管理料を支出した。

#### 【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

#### 【6. 事業費】

事業費 69,907,940 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度5月補正（第4号）

|         |     |                    |
|---------|-----|--------------------|
| No.     | 取組名 | プレミアム付商品券事業（令和２年度） |
| 13-2-22 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課        |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受け厳しい状況にある市内商店、飲食店等における販売促進を図るとともに、地域の消費を喚起し、市内経済の活力回復に資するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、児童扶養手当受給世帯等への生活支援のための配布分を含めたプレミアム付商品券を発行した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

使用期間：令和２年１１月２７日から令和３年５月６日まで

発行口数：１１万冊

発行総額：１４億３,０００万円（内プレミアム分３億３千万円）

販売単位：１冊（１世帯あたり３冊まで）

販売額：１万円、商品券額面：１万３千円（プレミアム率３０％）

券種内訳：共通券 ８,０００円分（全加盟店舗で使用可能）

専用券 ５,０００円分（中小規模店舗でのみ使用可能）

## 【３．効果】

商品券の利用率 ９９.３２％

総換金額 １,４２０,３１０,０００円

市内商店、飲食店等における販売促進を図るとともに、地域の消費を喚起することに寄与した。

## 【４．実施上の課題と対応】

利用者が使用期間内に使用しなかった額と加盟店舗が換金期間に換金しなかった額の合計（販売済未換金額）が約９６０万円あった。市公式ホームページや広報川越において周知は図ったが、一定程度販売済未換金額が生じる結果となってしまった。

## 【５．国・県との関連】

市の単独事業として実施

## 【６．事業費】

事業費 ４６９,４２３,３３２円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年度７月補正（第８号）



|         |     |                          |
|---------|-----|--------------------------|
| No.     | 取組名 | プレミアム付電子商品券事業（令和４年度・５年度） |
| 13-2-23 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課              |

## 【１．背景と目的】

長引くコロナ禍において、厳しい状況にある市内商店・飲食店等における販売促進を図るとともに、物価高騰に直面している市民の消費生活を支えるため、プレミアム付商品券を発行して地域の消費を喚起し、市内経済の活力回復に資する。

また、本事業は電子化することにより換金作業等の効率化を図るとともに利用者データを活用した効果測定を効率的に実施することができ、商店街を中心とした地域のデジタル化の推進となることから、電子商品券を活用した内容とする。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●概要（令和４年度分を記載）

川越市プレミアム付電子商品券「小江戸ペイ」第１弾（令和４年度実施）

※令和５年度に実施した第２弾もおおむね同内容だが、スマホ型７万口、QRカード型を３万口とした。

使用期間：令和４年１１月１０日（木）から令和５年２月２８日（火）

発行口数：１０万口

発行総額：１３億円（内プレミアム分３億円）

販売単位：１口、販売額：１万円、商品券額面：１万３千円

券種内訳：共通券１万円分（全加盟店舗で使用可能）

専用券３千円分（中小規模店舗でのみ使用可能）

商品券の形態：スマホ型６万口、QRカード型４万口

## 【３．効果】

市内商店・飲食店等における販売促進を図るとともに、市民の消費生活を支え、地域の消費を喚起し、市内経済の活力回復や地域のデジタル化に資するために実施しており多くの方に利用いただけたことで事業目的である市民の消費生活を支えるとともに、地域の消費を喚起することができた。また、電子商品券としたことで、地域のデジタル化にも効果があった。

## 【４．実施上の課題と対応】

スマートフォン型電子商品券では、購入、利用者登録、使用等の各段階で、手続きの煩雑さや使いづらさが課題だった。こうした課題に対して、購入手段を増やしたり、コールセンターでの対応人数を増員するなどの対応を行い、利便性の向上に努めた。

## 【5. 国・県との関連】

市の単独事業として実施

## 【6. 事業費】

### ●第1弾（令和4年度）

事業費 427,223,463 円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年度6月追加補正（第5号）

### ●第2弾（令和5年度）

事業費 425,022,283 円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年度6月補正（第3号）

|         |     |                   |
|---------|-----|-------------------|
| No.     | 取組名 | 飲食店における感染防止対策現地確認 |
| 13-2-24 | 担 当 | 産業観光部 産業振興課       |

## 【1. 背景と目的】

令和3年4月20日から、本県に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づくまん延防止等重点措置が適用され、4月28日から川越市が重点措置区域と指定された。重点措置区域では、飲食事業者へ営業時間短縮を要請し、感染防止対策に係る現地確認を行うこととなっていることから、県からの依頼のもと現地確認を行った。

なお、営業時間短縮に協力した飲食店に対しては、協力金が支給されるが、支給にあたってはこの現地確認を受けていることが要件となっている。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●日時

合計 16日間

(1) 6日間

令和3年4月28日・4月30日・5月4日・5月9日～11日

(2) 6日間

5月12日～14日・5月16日～18日

(3) 4日間

6月29日・7月5日～7日

各日とも8時30分～17時15分

### ●実施内容

県職員等1名と市職員1名でチームになり、市内の飲食店を訪問し、感染防止対策の状況を確認する（1チーム、1日当たり約7件）

## 【3. 効果】

埼玉県と協力し、市内の飲食店を訪問し感染防止対策の状況を確認したことで、飲食店に対し感染防止対策の徹底を意識付けることが出来た。

（現地確認店舗数：1,160件）

## 【4. 実施上の課題と対応】

現地確認実施の前日に埼玉県から対象店舗のルート図（1ルートが7店舗程度、2～34ルート／日）が送られ、市ではそれぞれのルート図について現地確認チームとのマッチングとそれぞれのチームの交通手段（徒歩、自転車、庁用車）の確定を行う流れになって

いたが、前日の夜中にルート図が送られてくる状況であった為、当日の早朝に出勤してマッチング事務を行った。

## **【5. 国・県との関連】**

県からの要請により実施

| No.     | 取組名 | 特別労働相談      |
|---------|-----|-------------|
| 13-2-25 | 担 当 | 産業観光部 雇用支援課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済情勢の悪化等により、雇用環境が不安定となっていることから、労働者及び事業者においては先行きへの不安が増大している状況となる中、市民の雇用・労働に関する不安解消の一助とするため、社会保険労務士による相談を実施した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

市内在住及び在勤の労働者並びに市内の事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生じた労働関係の諸問題について、電話による相談を実施した。

### ●主な相談内容

- ①雇用喪失、雇止め等に関すること
- ②雇用調整助成金、持続化給付金法の申請等に関すること

### ●実施期間

令和2年5月14日（木）～令和2年6月30日（火） 全12日  
午前10時～午後4時まで 相談時間30分

### ●対象者

市内在住及び在勤の労働者並びに市内の事業者

### ●実施場所

- ①ウェスタ川越内の男女共同参画相談室（5月14日～6月4日）
- ②市民サービスステーション内の相談室（6月9日～6月30日）

### ●実績

事業者 1名  
労働者 12名

## 【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済情勢が悪化し、労働者及び事業者においては先行きへの不安が増大している状況となる中、市民の雇用・労働に関する不安解消に寄与した。

#### 【4. 実施上の課題と対応】

開催決定から実施までの期間が短く周知期間に課題を残した。

国や埼玉県に周知の依頼をしたほか、市公式ホームページや市公式 SNS を通じて周知を行った。

#### 【5. 国・県との関連】

国と一体的に実施している川越しごと支援センターや埼玉県企業人材サポートデスクを利用する労働者や事業者等に対して、同事業の周知を行った。

#### 【6. 事業費】

事業費 226,211 円

財 源 一般財源

予算措置 令和2年度当初予算

|         |     |           |
|---------|-----|-----------|
| No.     | 取組名 | 農業経営継続支援金 |
| 13-2-26 | 担 当 | 産業観光部 農政課 |

## 【1. 背景と目的】

コロナ禍における肥料価格の高騰等の影響に対し、農業経営の継続支援として、川越市内の農地を10アール以上耕作している農家等へ、10アール当たり3,000円の支援金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和4年9月に交付要綱を制定し、同月に業務委託契約を締結。10月31日に委託業者から対象農家等に対し、申請書を送付（令和4年12月9日消印有効）。申請者に対し令和5年2月17日及び3月14日に支援金の振込を行った。

対象者：①市内在住かつ市内で10アール以上耕作している農家、②市内の集落営農組織、③市内に本店所在地を置く法人

実績：申請件数 2,477件 交付実績額 68,172,300円  
交付割合 約72.1%

## 【3. 効果】

対象農家世帯等3,880件のうち2,477件の申請があり、申請割合は約63.8%であった。個別の聞き取りでは、「肥料費や燃料費に充てることができ助かった」との声をいただけたため、一定の効果があつた。

## 【4. 実施上の課題と対応】

申請書類にチェック欄を設けたが、申請者のチェック漏れが多かったため、都度確認する必要がある、時間を要した。

また、申請期間が短かったことや振込まで時間を要してしまったことが課題として挙げられる。

## 【5. 国・県との関連】

地方創生臨時交付金活用事業である。

## 【6. 事業費】

事業費 77,300,374円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
予算措置 令和4年6月補正（第5号）

| No.     | 取組名 | 認定農業者等臨時経営支援金 |
|---------|-----|---------------|
| 13-2-27 | 担 当 | 産業観光部 農政課     |

## 【１．背景と目的】

コロナ禍における物価高騰の影響を受ける市内農業の中核的な担い手である認定農業者等に対して、高騰する肥料費等の経費増加分の一部として１経営体当たり 50,000 円を支援し、農業経営の継続を図った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和５年７月に交付要綱を制定し、８月１８日に対象農家等に対し、申請書を送付（令和５年１０月３１日必着）。１０月１１日に未提出者に対し再周知文書を送付。申請者に対し１２月１８日及び令和６年１月１２日に支援金の振込を行った。

対象者：①認定農業者、②認定新規就農者、③集落営農組織、④基本構想水準到達者

実績：申請件数 214 件 交付実績額 10,700,000 円

交付割合 約 95.5%

## 【３．効果】

対象農家世帯等 224 件のうち 214 件の申請があり、申請割合は約 95.5%であった。個別の聞き取りでは、「資材が高騰している中でこのような支援金は非常に助かった」との声をいただけたため、一定の効果があつた。

## 【４．実施上の課題と対応】

申請から振込まで時間を要してしまったことが課題として挙げられる。

## 【５．国・県との関連】

地方創生臨時交付金活用事業である。

## 【６．事業費】

事業費 10,854,086 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和５年６月補正（第３号）



|         |     |                   |
|---------|-----|-------------------|
| No.     | 取組名 | 観光消費促進事業（スタンプラリー） |
| 13-2-28 | 担 当 | 産業観光部 観光課         |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により観光消費が落ち込んだことから、観光による市内経済の循環を回復させることを目的とし、市内の観光関連店舗での消費促進及び特産品の物産振興を図った。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

### ●第１弾

実施時期：令和３年４月１日～令和３年６月２０日

取組内容：観光客等が観光案内所等においてスタンプカードを入手のうえ、スタンプラリー加盟店（飲食店、土産品店、体験施設等の計３０２店舗）で１店舗につき５００円（税込）お買い上げごとにスタンプを一つ押印し、６ポイント集めたら、抽選会場において抽選のうえ、抽選結果に応じて、特産品等を進呈した。

### ●第２弾

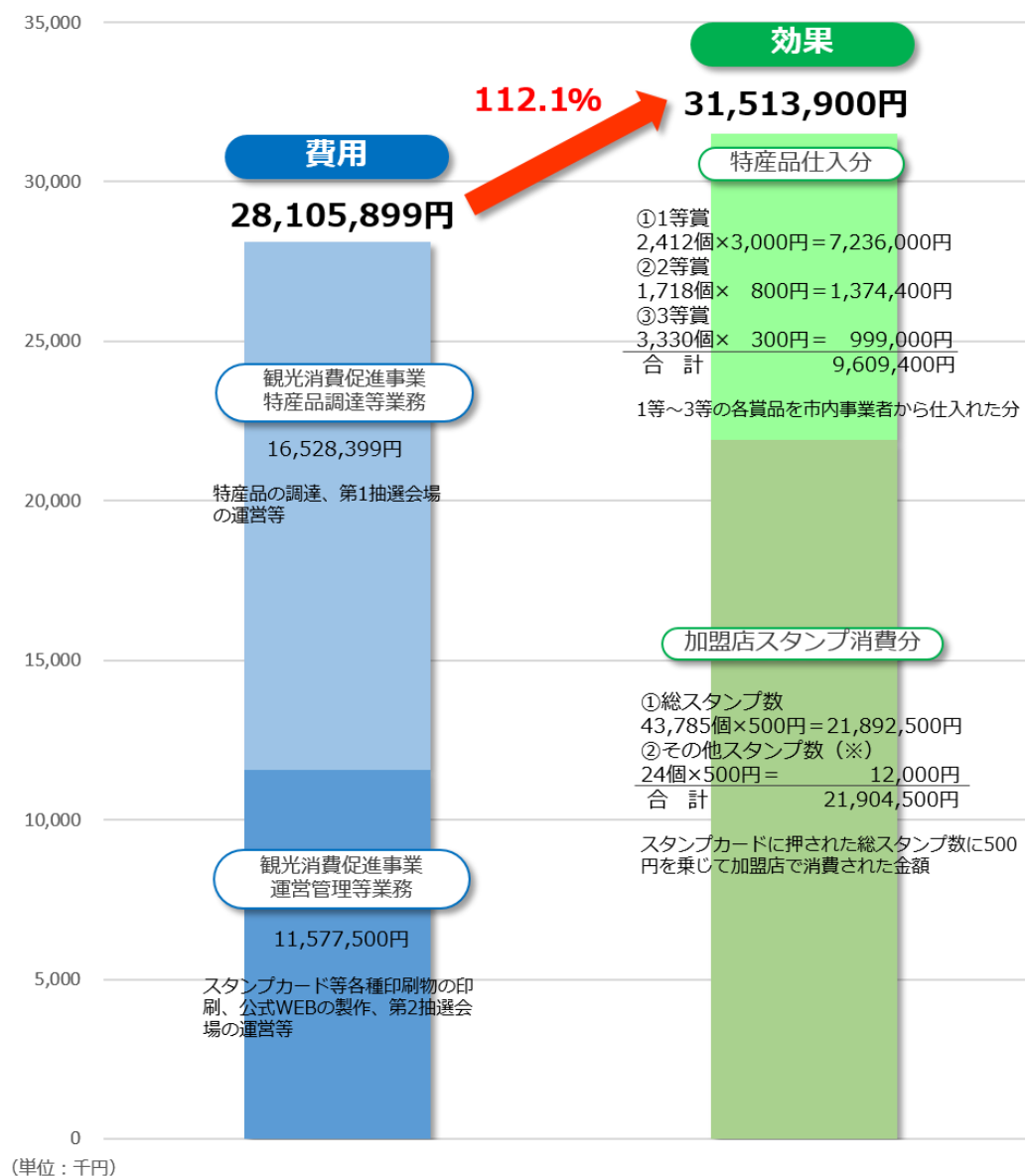
実施時期：令和４年７月１５日～令和４年９月２５日

取組内容：観光客等が観光案内所等においてスタンプカードを入手のうえ、スタンプラリー加盟店（飲食店、土産品店、体験施設等）で１店舗につき５００円（税込）お買い上げごとにスタンプを一つ押印し、３ポイント集めたら、抽選会場において抽選のうえ、抽選結果に応じて、以下の特産品等を進呈した。

第２弾においては、特賞で市内宿泊補助券を導入し、市内の宿泊需要を喚起するとともに、抽選のボーナスチャンスにおいて、川越まつり会館と旧山崎家別邸の入場を条件とすることにより観光課所管施設の入館促進を図った。

### 【3. 効果】

#### ●第1弾



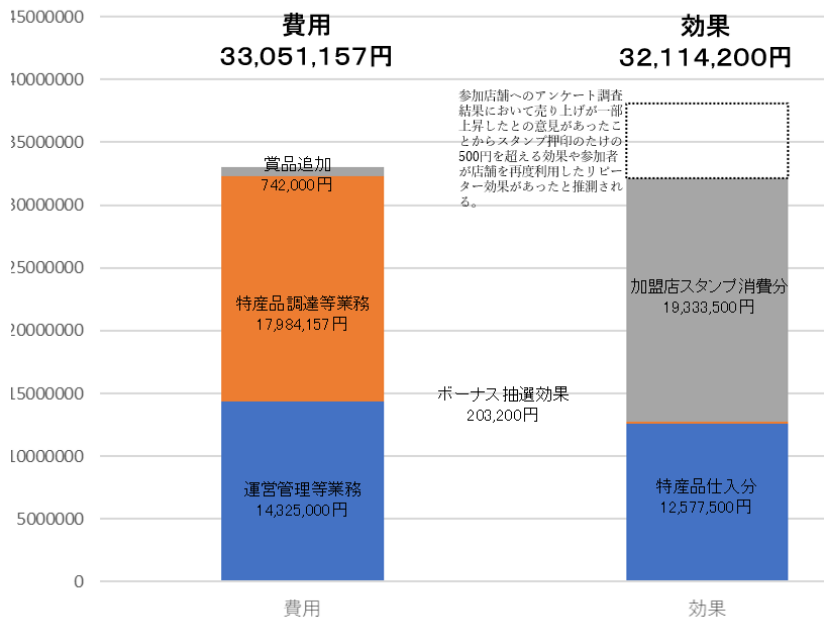
28,105千円の費用（事業費）に対して31,513千円の経済効果（試算額）となり、112.1%の費用対効果となった。

※「その他スタンプ数」とは

スタンプ押印を終えた参加者が抽選会場を間違える（帰り際に川越駅観光案内所に来所）等の事情により、抽選を終えることなく、事務局で預かったスタンプカードに押されたスタンプを指す。抽選件数には含まれていないが、消費自体は実際に行われたため、当該数値に含めることとした。

## ●第2弾

### 効果検証



#### 効果の部詳細

##### 【加盟店スタンプ消費分】

総スタンプ数 38,667 × 500円 = 19,333,500円

##### 【特産品仕入分】

特賞 497本 × 6,000円 = 2,982,000円

1等 2,106本 × 2,000円 = 4,212,000円

2等 3,014本 × 1,000円 = 3,014,000円

3等 7,769本 × 500円 = 3,884,500円

※宿泊補助券の未使用分(303枚 × 5,000円 = 1,515,000円)は差し引く

##### 【ボーナス抽選効果】

508件 × 400円 = 203,200円

※400円は川越まつり会館の入館料(300円)と旧山崎家別邸の入館料(100円)の合計額

## 【4. 実施上の課題と対応】

第1弾においては、抽選数が実施予定数に満たなかったが、第2弾は当事業の認知が進んだことから、予定数以上の抽選が行われ、報償費において追加分の特産品に係る対応を行った。

## 【5. 事業費】

### ●第1弾

事業費 28,105,899円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 商工費（繰越明許費）

### ●第2弾

事業費 33,051,157円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 商工費（繰越明許費）

|         |     |                        |
|---------|-----|------------------------|
| No.     | 取組名 | デマンド型交通かわまる IC 端末導入補助金 |
| 13-2-29 | 担 当 | 都市計画部 交通政策課            |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、利用者や乗務員のウイルス感染のリスクを減少させるため、デマンド型交通かわまる車内へのキャッシュレス決済ができる IC 端末導入経費への補助金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

かわまる車両への IC 端末導入経費（IC 端末購入費用・初期登録費用・端末維持費用）に係る経済的な支援を行った。

### ●対象者

ダイヤモンド交通株式会社

（川越市デマンド型交通の運行に関する協定書締結事業者）

### ●支援金額

補助率 10／10

### ●実施期間

令和 3 年 3 月

## 【3. 効果】

デマンド型交通かわまるの車内に IC 端末を導入したことにより、ウイルス感染リスクの軽減及び支払いの利便性向上に寄与した。

## 【4. 事業費】

事業費 373,527 円

財 源 一般財源

予算措置 令和 2 年 7 月補正（第 8 号）

|         |     |                    |
|---------|-----|--------------------|
| No.     | 取組名 | バス・タクシー車内感染防止対策支援金 |
| 13-2-30 | 担 当 | 都市計画部 交通政策課        |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、市民が安心して公共交通を利用できるよう、車内等の感染防止対策に取り組む路線バス、タクシー事業者に対して支援金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

感染予防に資する対策に係る経費に係る経済的な支援を行った。

### ●対象者

路線バス事業者 16 者

タクシー事業者 17 者（法人 10 者、個人 7 者）

### ●支援金額

#### ①路線バス事業者

1 日あたり最大運行車両数×8 万円 ※上限 240 万円

#### ②高速バス事業者（川越駅西口経由）

1 日あたり最大運行車両数×4 万円 ※上限 120 万円

#### ③法人タクシー事業者

保有車両数×3 万円 ※上限 70 万円

#### ④個人タクシー事業者

3 万円

### ●実施期間

令和 2 年 8 月～10 月

### 【3. 効果】

車内等の感染防止対策に取り組む路線バス事業者及び高速バス事業者に合計 6,840 千円、タクシー事業者に合計 6,730 千円の支援金を交付した。

路線バス事業者、高速バス事業者及びタクシー事業者に経済的な支援を行い、感染防止対策に取り組むことにより、市民が安心して公共交通を利用できるようになった。

### 【4. 事業費】

事業費 13,570,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年7月補正（第8号）

|         |     |             |
|---------|-----|-------------|
| No.     | 取組名 | タクシー運行継続支援金 |
| 13-2-31 | 担 当 | 都市計画部 交通政策課 |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、市民等の移動手段としてタクシーの運行を確保するため、タクシー事業者に対して支援金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

タクシーの運行を確保するための経費に係る経済的な支援を行った。

### ●対象者

タクシー事業者 17 者（法人 10 者、個人 7 者）

### ●支援金額

①法人タクシー事業者

基本額 50 万円＋（保有車両数×3 万円）

②個人タクシー事業者

3 万円

### ●実施期間

令和 3 年 10 月～11 月

## 【3. 効果】

法人タクシー事業者に合計 15,560 千円、個人タクシー事業者に合計 210 千円の支援金を交付した。これにより、市民等の移動手段として運行を継続しているタクシー事業者の運行を確保することにつながった。

## 【4. 事業費】

事業費 15,770,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和 3 年 8 月補正（第 6 号）

| No.     | 取組名 | 路線バス運行継続支援金 |
|---------|-----|-------------|
| 13-2-32 | 担 当 | 都市計画部 交通政策課 |

## 【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、市民等の移動手段として運行されている乗合バス路線を確保するため、路線バス事業者に対して支援金を交付した。

## 【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

乗合バス路線を確保するための経費に係る経済的な支援を行った。

### ●対象者

路線バス事業者３者

### ●支援金額

基本額 50 万円＋（バス運行系統数×30 万円） ※上限 500 万円

### ●実施期間

令和３年４月～６月

## 【３．効果】

路線バス事業者に合計 12,000 千円の支援金を交付した。これにより、市民等の移動手段として運行されている乗合バス路線を確保することにつながった。

## 【４．事業費】

事業費 12,000,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年３月補正（第１号）



| No.     | 取組名 | 公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金 |
|---------|-----|-------------------------|
| 13-2-33 | 担 当 | 都市計画部 交通政策課             |

## 【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、燃料価格等の高騰により更に厳しい経営状況が続いている公共交通事業者の事業継続を支援することにより、本市における地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常生活における移動手段の確保を図るため、路線バス、タクシー事業者に対して支援金を交付した。

## 【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

事業を継続するための経費に係る経済的な支援を行った。

### ●対象者

路線バス事業者 3 者

タクシー事業者 17 者（法人 10 者、個人 7 者）

### ●支援金額

#### ①路線バス事業者

基本額 50 万円＋（バス運行系統数×30 万円） ※上限 600 万円

#### ②法人タクシー事業者

基本額 50 万円＋（保有車両数×4 万円）

※保有車両がユニバーサルデザインタクシーの場合は 5 万円

#### ③個人タクシー事業者

4 万円

### ●実施期間

令和 4 年 7 月～令和 5 年 1 月

## 【3. 効果】

路線バス事業者 3 者に合計 13,900 千円、法人タクシー事業者 10 者に合計 19,410 千円、個人タクシー事業者 7 者に合計 280 千円の支援金を交付した。また、事業完了後に実施したアンケート調査によれば「非常に効果があった」「効果があった」との回答が大半を占め、一定程度の効果があったものと思われる。

#### 【4. 事業費】

事業費 33,590,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年6月補正（第5号）

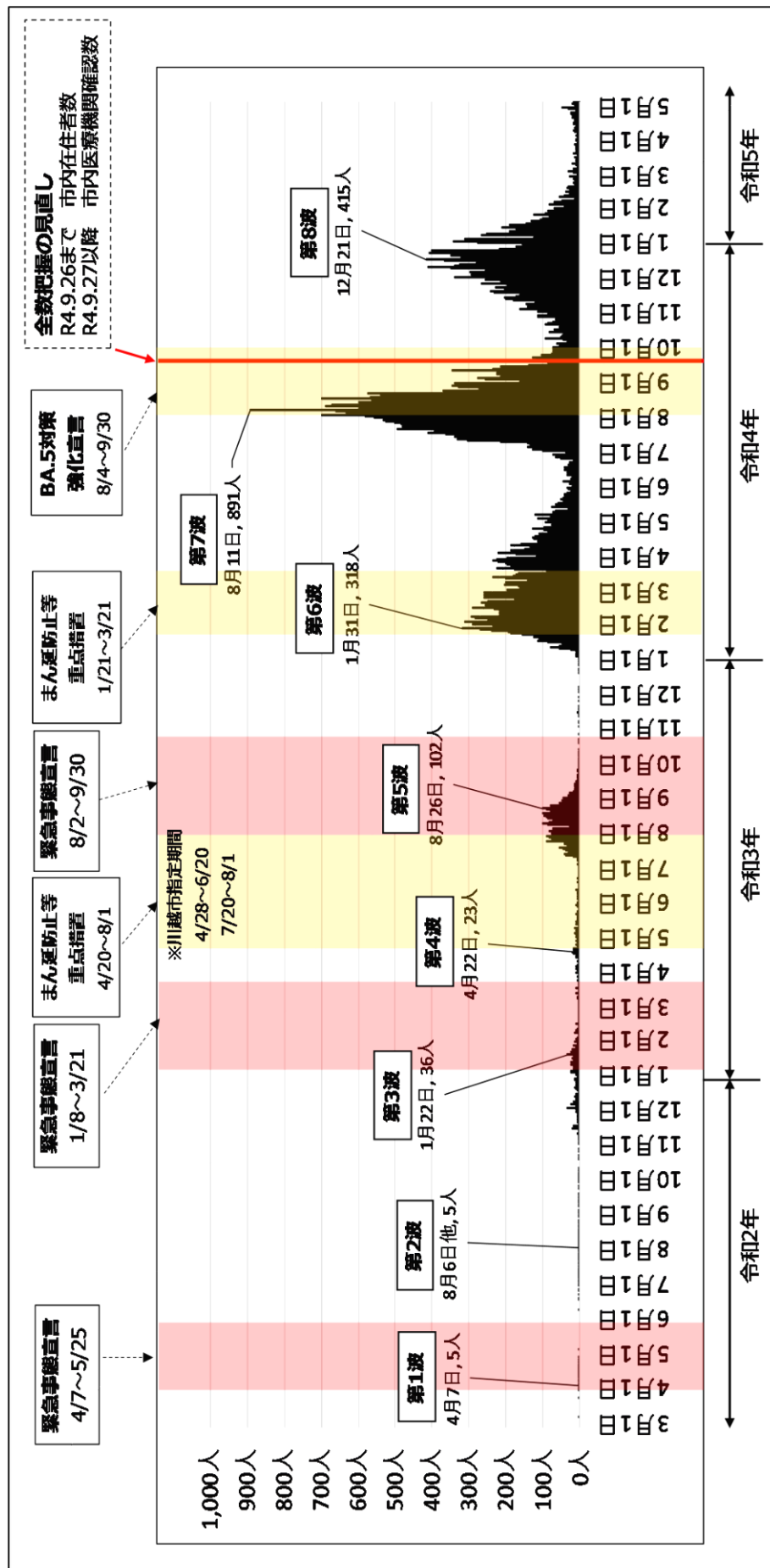
# 参考資料

- 1 新規陽性者数
- 2 死亡者数
- 3 クラスター発生状況
- 4 検査数
- 5 保健所相談件数
- 6 保健所人員体制
- 7 療養者数（埼玉県）
- 8 病床使用率（埼玉県）
- 9 医療提供体制
  - （１）市内医療体制
  - （２）市内における病床確保数の推移
  - （３）市内における診療・検査医療機関数の推移
- 10 新型コロナウイルス感染症対策関連経費
- 11 本部会議等開催状況

※参考資料で使用している国及び埼玉県のデータは、当時の公表数を本市が集計したものであり、現在、国や県が報告書等で公表しているデータと数が一致しない場合があります。



# 1 新規陽性者数



## ○新規陽性者数（波別）の状況

| 波     |        | 県内発生前                  | 第1波                   | 第2波                     | 第3波                     | 第4波                     |
|-------|--------|------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|       |        | 令和2年1月6日<br>～令和2年1月31日 | 令和2年2月1日<br>～令和2年6月9日 | 令和2年6月10日<br>～令和2年9月13日 | 令和2年9月14日<br>～令和3年2月22日 | 令和3年2月23日<br>～令和3年6月10日 |
| 主な変異株 |        |                        |                       |                         |                         | アルファ株                   |
| 川越市   | 新規陽性者数 | 0人                     | 44人                   | 122人                    | 1,228人                  | 763人                    |
|       | ピーク時   | －                      | 5人                    | 5人                      | 36人                     | 23人                     |
|       |        | －                      | 2020/4/7              | 2020/8/6 他              | 2021/1/22               | 2021/4/22               |
| 埼玉県   | 新規陽性者数 | 0人                     | 1,008人                | 3,277人                  | 24,470人                 | 16,049人                 |
|       | ピーク時   | －                      | 61人                   | 84人                     | 582人                    | 290人                    |
|       |        | －                      | 2020/4/15             | 2020/8/8                | 2021/1/16               | 2021/5/2                |
| 国     | 新規陽性者数 | 12人                    | 17,051人               | 58,250人                 | 350,088人                | 341,875人                |
|       | ピーク時   | 4人                     | 644人                  | 1,597人                  | 8,045人                  | 7,244人                  |
|       |        | 2020/1/30              | 2020/4/11             | 2020/8/7                | 2021/1/8                | 2021/5/8                |

| 波     |        | 第5波                      | 第6波                     | 第7波                    | 第8波                    | 合 計         |
|-------|--------|--------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
|       |        | 令和3年6月11日<br>～令和3年12月14日 | 令和3年12月15日<br>～令和4年6月5日 | 令和4年6月6日<br>～令和4年10月7日 | 令和4年10月8日<br>～令和5年5月7日 |             |
| 主な変異株 |        | デルタ株                     | オミクロン株                  | オミクロン株                 | オミクロン株                 |             |
| 川越市   | 新規陽性者数 | 3,814人                   | 20,131人                 | 31,034人                | 20,860人                | 77,996人     |
|       | ピーク時   | 102人                     | 318人                    | 891人                   | 415人                   |             |
|       |        | 2021/8/26                | 2022/1/31               | 2022/8/11              | 2022/12/21             |             |
| 埼玉県   | 新規陽性者数 | 71,133人                  | 438,119人                | 647,981人               | 612,797人               | 1,814,834人  |
|       | ピーク時   | 2,169人                   | 7,353人                  | 13,991人                | 11,429人                |             |
|       |        | 2021/8/19                | 2022/2/5                | 2022/8/5               | 2023/1/6               |             |
| 国     | 新規陽性者数 | 955,509人                 | 6,949,906人              | 12,561,246人            | 12,303,186人            | 33,537,123人 |
|       | ピーク時   | 25,975人                  | 104,520人                | 261,004人               | 246,751人               |             |
|       |        | 2021/8/20                | 2021/2/1                | 2021/8/19              | 2022/1/6               |             |

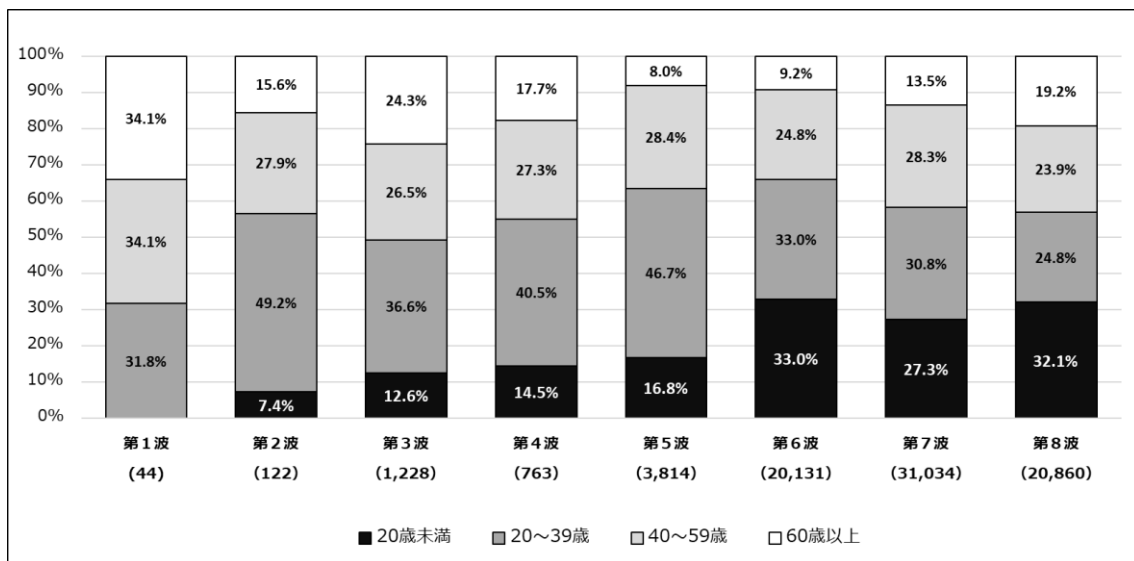
## ○年代別人数

（単位：人）

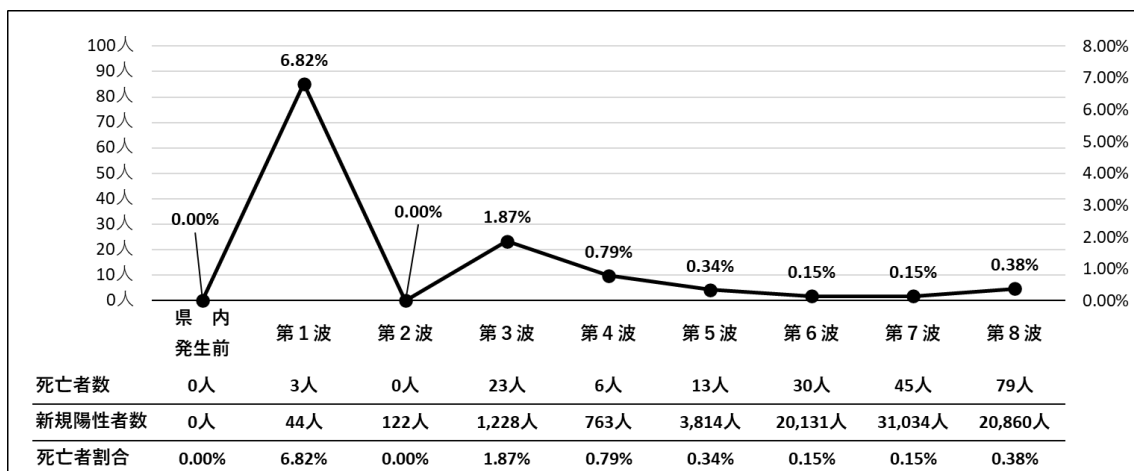
|        | 第1波 | 第2波 | 第3波   | 第4波 | 第5波   | 第6波    | 第7波    | 第8波    | 合 計     |
|--------|-----|-----|-------|-----|-------|--------|--------|--------|---------|
| 20歳未満  | 0   | 9   | 155   | 111 | 642   | 6,639  | 8,482  | 6,690  | 45,456  |
| 20～39歳 | 14  | 60  | 449   | 309 | 1,780 | 6,639  | 9,573  | 5,177  | 48,002  |
| 40～59歳 | 15  | 34  | 326   | 208 | 1,085 | 5,001  | 8,794  | 4,995  | 40,916  |
| 60歳以上  | 15  | 19  | 298   | 135 | 307   | 1,852  | 4,185  | 3,997  | 21,616  |
| 調査中    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0     | 0      | 0      | 1      | 2       |
| 合計     | 44  | 122 | 1,228 | 763 | 3,814 | 20,131 | 31,034 | 20,860 | 155,992 |

## ○年代別割合

|        | 第1波<br>(44) | 第2波<br>(122) | 第3波<br>(1,228) | 第4波<br>(763) | 第5波<br>(3,814) | 第6波<br>(20,131) | 第7波<br>(31,034) | 第8波<br>(20,860) | 合 計   |
|--------|-------------|--------------|----------------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| 20歳未満  | 0.0%        | 7.4%         | 12.6%          | 14.5%        | 16.8%          | 33.0%           | 27.3%           | 32.1%           | 29.1% |
| 20～39歳 | 31.8%       | 49.2%        | 36.6%          | 40.5%        | 46.7%          | 33.0%           | 30.8%           | 24.8%           | 30.8% |
| 40～59歳 | 34.1%       | 27.9%        | 26.5%          | 27.3%        | 28.4%          | 24.8%           | 28.3%           | 23.9%           | 26.2% |
| 60歳以上  | 34.1%       | 15.6%        | 24.3%          | 17.7%        | 8.0%           | 9.2%            | 13.5%           | 19.2%           | 13.9% |
| 調査中    | 0.0%        | 0.0%         | 0.0%           | 0.0%         | 0.0%           | 0.0%            | 0.0%            | 0.0%            | 0.0%  |



## 2 死亡者数



### 3 クラスター発生状況

(単位：件)

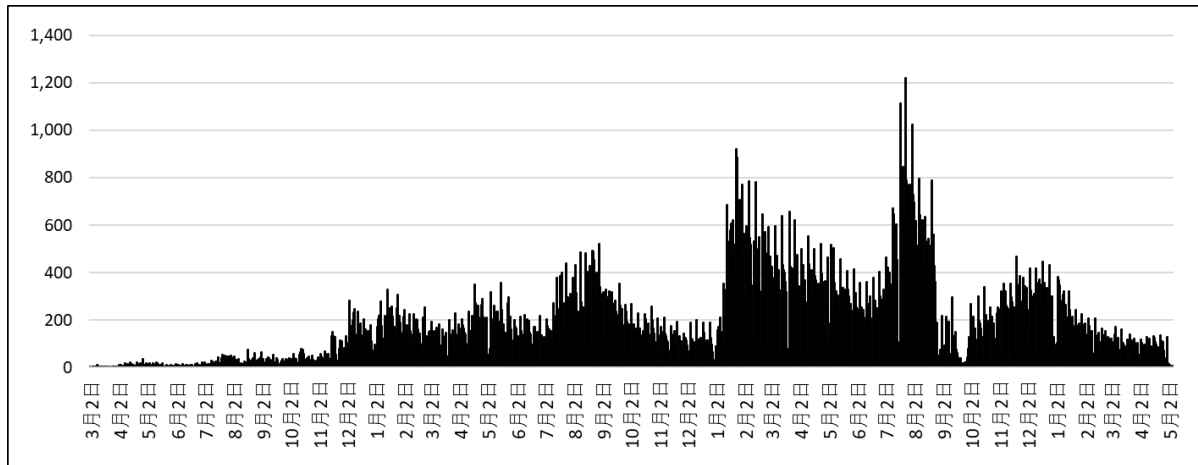
| 施設区分  | 合 計 |       | 年 度 別 |    |    | 波 別 |     |     |     |     |     |
|-------|-----|-------|-------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |     | 割合    | R2    | R3 | R4 | 第3波 | 第4波 | 第5波 | 第6波 | 第7波 | 第8波 |
| 医療機関  | 16  | 29.1% | 2     | 2  | 12 | 2   |     |     | 4   | 4   | 6   |
| 学校    | 5   | 9.1%  | 2     | 3  |    | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     |
| 高齢者施設 | 27  | 49.1% | 3     | 2  | 22 | 3   |     |     | 5   | 10  | 9   |
| 障害者施設 | 6   | 10.9% |       | 4  | 2  |     |     | 1   | 3   | 2   |     |
| 保育施設  | 1   | 1.8%  |       | 1  |    |     |     |     | 1   |     |     |
| 合 計   | 55  |       | 7     | 12 | 36 | 7   | 1   | 2   | 14  | 16  | 15  |

| 年度 | 時期区分 | 施設区分 | 認定日        | 施 設                   |
|----|------|------|------------|-----------------------|
| R2 | 第3波  | 医療   | R2. 11. 30 | 医療機関                  |
|    |      | 学校   | R2. 12. 6  | 中学校                   |
|    |      | 高齢者  | R2. 12. 18 | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
|    |      | 学校   | R2. 12. 30 | 高等学校                  |
|    |      | 医療   | R3. 1. 14  | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R3. 1. 21  | 介護老人保健施設              |
|    |      | 高齢者  | R3. 2. 17  | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
| R3 | 第4波  | 学校   | R3. 4. 22  | 中学校・高等学校              |
|    |      | 障害者  | R3. 7. 19  | 障害者通所支援事業所            |
|    | 第5波  | 学校   | R3. 7. 30  | 大学（合宿所）               |
|    |      | 学校   | R4. 1. 16  | 小学校                   |
|    | 第6波  | 保育   | R4. 1. 18  | 民間保育園                 |
|    |      | 高齢者  | R4. 1. 23  | 高齢者施設                 |
|    |      | 医療   | R4. 1. 24  | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 2. 2   | 介護老人保健施設              |
|    |      | 障害者  | R4. 2. 16  | 障害者支援施設               |
|    |      | 障害者  | R4. 3. 16  | 障害者施設                 |
|    |      | 障害者  | R4. 3. 18  | 障害者施設                 |
|    |      | 医療   | R4. 3. 31  | 医療機関                  |
|    |      | 医療   | R4. 4. 13  | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 4. 26  | 有料老人ホーム               |
|    |      | 高齢者  | R4. 5. 3   | 特別養護老人ホーム             |
|    |      | 高齢者  | R4. 5. 20  | サービス付き高齢者向け住宅         |
| R4 | 第7波  | 医療   | R4. 6. 9   | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 7. 12  | サービス付き高齢者向け住宅         |
|    |      | 障害者  | R4. 7. 21  | 障害者関連施設               |
|    |      | 高齢者  | R4. 7. 24  | 高齢者グループホーム            |
|    |      | 医療   | R4. 7. 31  | 医療機関                  |
|    |      | 障害者  | R4. 8. 1   | 障害者関連施設               |
|    |      | 高齢者  | R4. 8. 14  | 介護老人保健施設              |
|    |      | 医療   | R4. 8. 16  | 医療機関                  |
|    |      | 医療   | R4. 8. 16  | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 8. 18  | 特別養護老人ホーム             |
|    |      | 高齢者  | R4. 8. 18  | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
|    |      | 高齢者  | R4. 8. 18  | 特別養護老人ホーム             |
|    |      | 医療   | R4. 8. 22  | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 8. 22  | 有料老人ホーム               |
|    |      | 高齢者  | R4. 9. 1   | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
|    |      | 高齢者  | R4. 9. 14  | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
|    | 第8波  | 高齢者  | R4. 10. 24 | 特別養護老人ホーム             |
|    |      | 高齢者  | R4. 11. 2  | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
|    |      | 医療   | R4. 11. 15 | 医療機関                  |
|    |      | 医療   | R4. 11. 21 | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 12. 7  | 特別養護老人ホーム             |
|    |      | 医療   | R4. 12. 8  | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 12. 15 | 介護老人保健施設              |
|    |      | 高齢者  | R4. 12. 15 | 有料老人ホーム               |
|    |      | 医療   | R4. 12. 19 | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R4. 12. 19 | サービス付き高齢者向け住宅         |
|    |      | 医療   | R5. 1. 1   | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R5. 1. 1   | 特別養護老人ホーム             |
|    |      | 高齢者  | R5. 1. 9   | 特別養護老人ホーム             |
|    |      | 医療   | R5. 1. 10  | 医療機関                  |
|    |      | 高齢者  | R5. 1. 12  | 有料老人ホーム               |
|    |      | 高齢者  | R5. 1. 19  | 特別養護老人ホーム             |

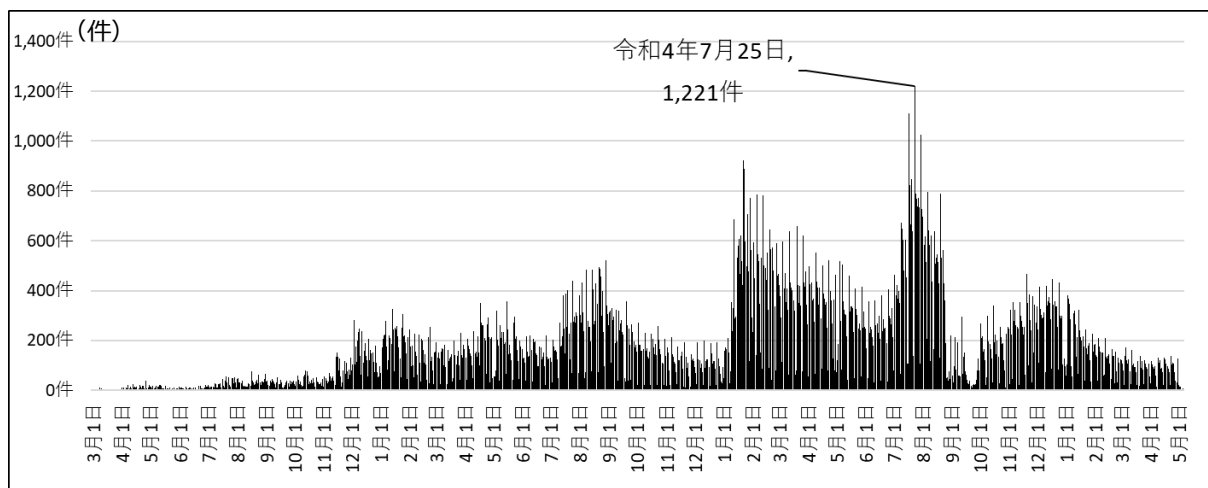


## 4 検査数

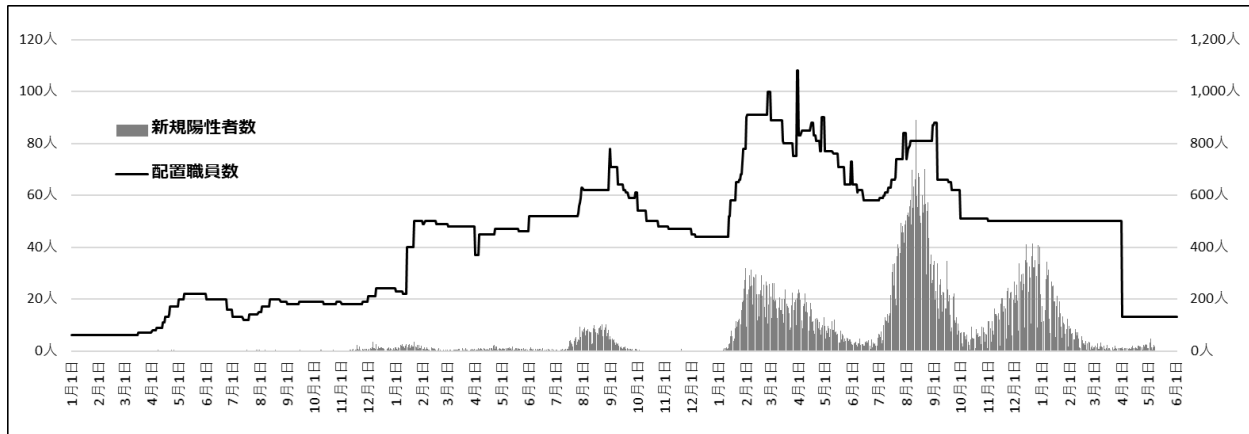
(単位：件)



## 5 保健所相談件数



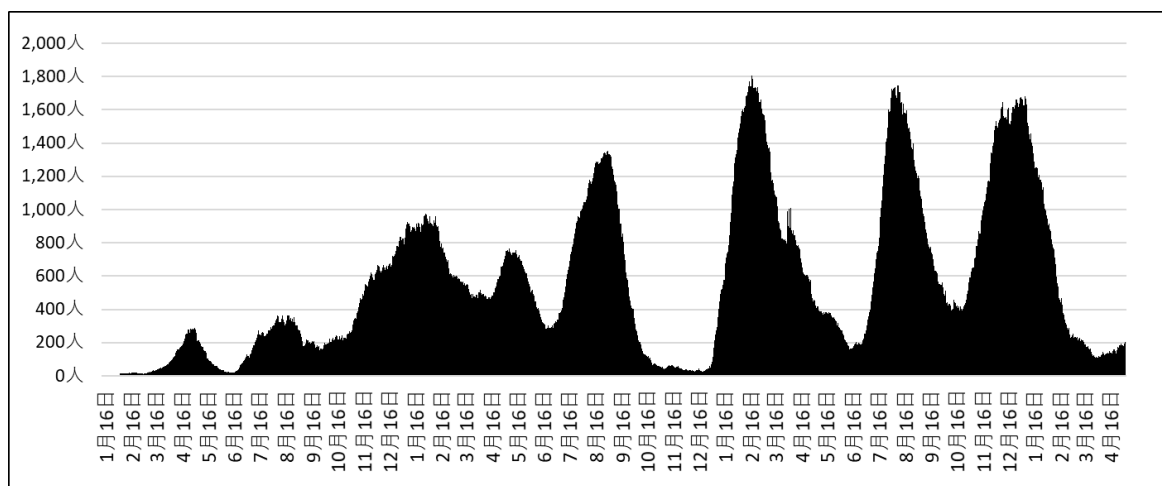
## 6 保健所人員体制



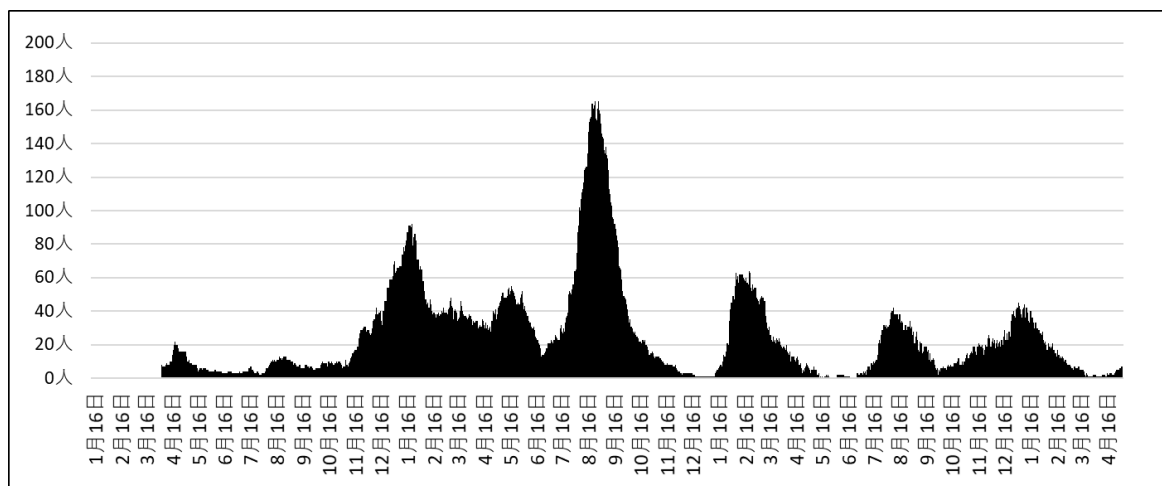
|               | 第1波               | 第2波                 | 第3波                 | 第4波                 | 第5波                  | 第6波                 | 第7波                | 第8波                 | 5類移行期    |
|---------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|--------------------|---------------------|----------|
|               | R2.2.1～<br>R2.6.9 | R2.6.10～<br>R2.9.13 | R2.9.14～<br>R3.2.22 | R3.2.23～<br>R3.6.10 | R3.6.11～<br>R3.12.14 | R3.12.15～<br>R4.6.5 | R4.6.6～<br>R4.10.7 | R4.10.8～<br>R5.4.13 | R5.4.14～ |
| 1日あたり最大新規陽性者数 | 5                 | 5                   | 36                  | 23                  | 102                  | 318                 | 891                | 415                 | 49       |
| 配置職員数         | 22                | 20                  | 50                  | 52                  | 71                   | 91                  | 81                 | 51                  | 13       |
| 保健師           | 15                | 13                  | 32                  | 37                  | 40                   | 37                  | 34                 | 34                  | 9        |
| 事務等           | 7                 | 7                   | 18                  | 15                  | 31                   | 54                  | 47                 | 17                  | 4        |
| うち本務          | 7                 | 7                   | 8                   | 9                   | 9                    | 15                  | 14                 | 14                  | 11       |
| 保健師           | 5                 | 5                   | 5                   | 6                   | 6                    | 9                   | 8                  | 8                   | 7        |
| 事務等           | 2                 | 2                   | 3                   | 3                   | 3                    | 6                   | 6                  | 6                   | 4        |
| うち兼務          | 15                | 13                  | 42                  | 43                  | 62                   | 76                  | 67                 | 37                  | 2        |
| 保健師           | 10                | 8                   | 27                  | 31                  | 34                   | 28                  | 26                 | 26                  | 2        |
| 事務等           | 5                 | 5                   | 15                  | 12                  | 28                   | 48                  | 41                 | 11                  | 0        |
| うち保健医療部       | 7                 | 7                   | 24                  | 30                  | 32                   | 35                  | 37                 | 37                  | 2        |
| 保健師           | 7                 | 7                   | 24                  | 30                  | 30                   | 27                  | 26                 | 26                  | 2        |
| 事務等           | 0                 | 0                   | 0                   | 0                   | 2                    | 8                   | 11                 | 11                  | 0        |
| うち保健医療部以外     | 8                 | 6                   | 18                  | 13                  | 30                   | 41                  | 30                 | 0                   | 0        |
| 保健師           | 3                 | 1                   | 3                   | 1                   | 4                    | 1                   | 0                  | 0                   | 0        |
| 事務等           | 5                 | 5                   | 15                  | 12                  | 26                   | 40                  | 30                 | 0                   | 0        |

## 7 療養者数（埼玉県データより）

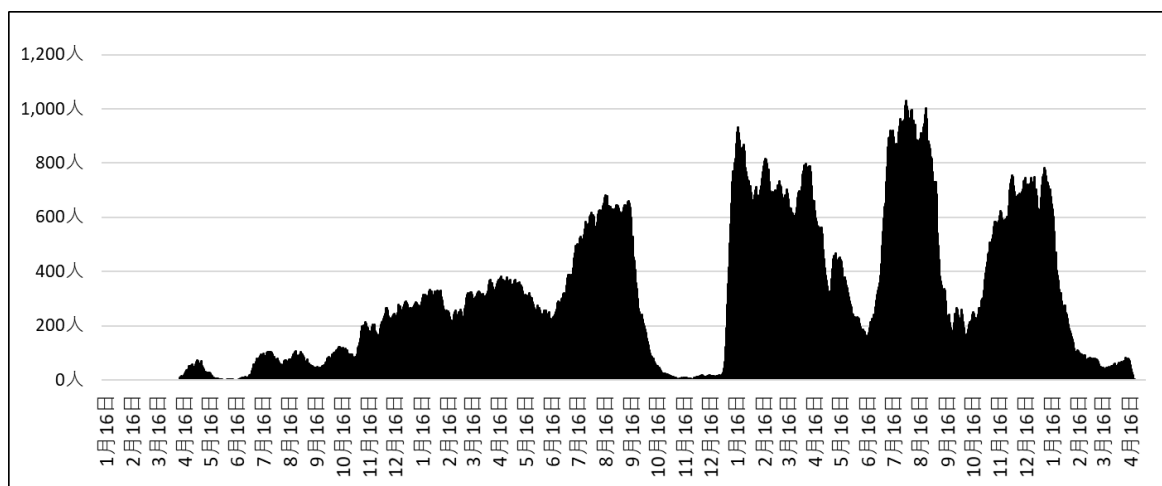
### ○入院患者数の推移



### ○入院患者数（うち重症患者数）の推移

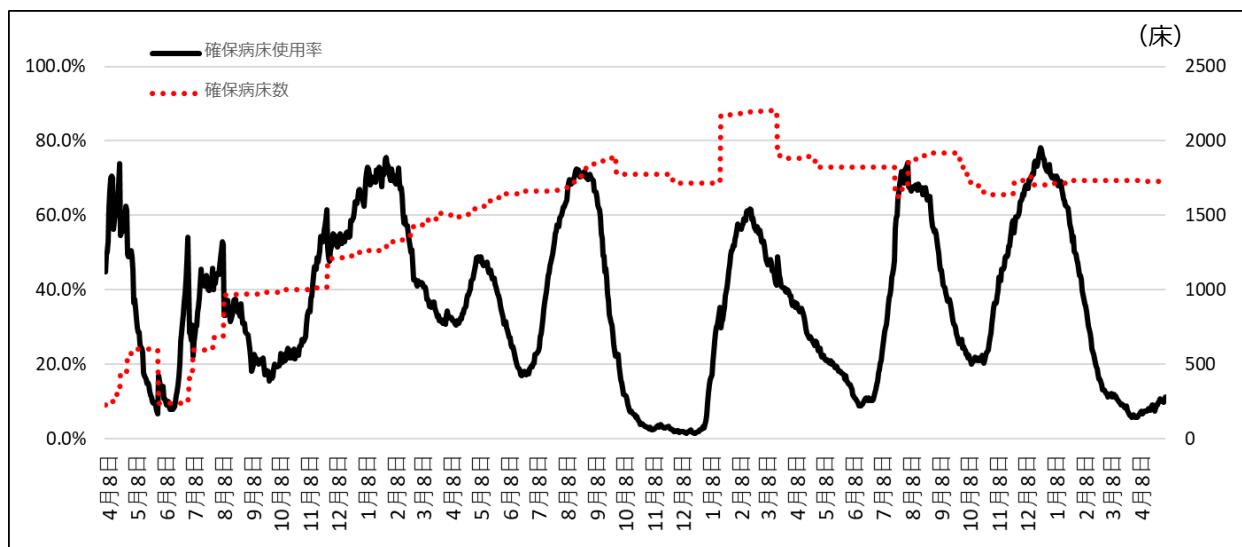


### ○宿泊療養者数の推移

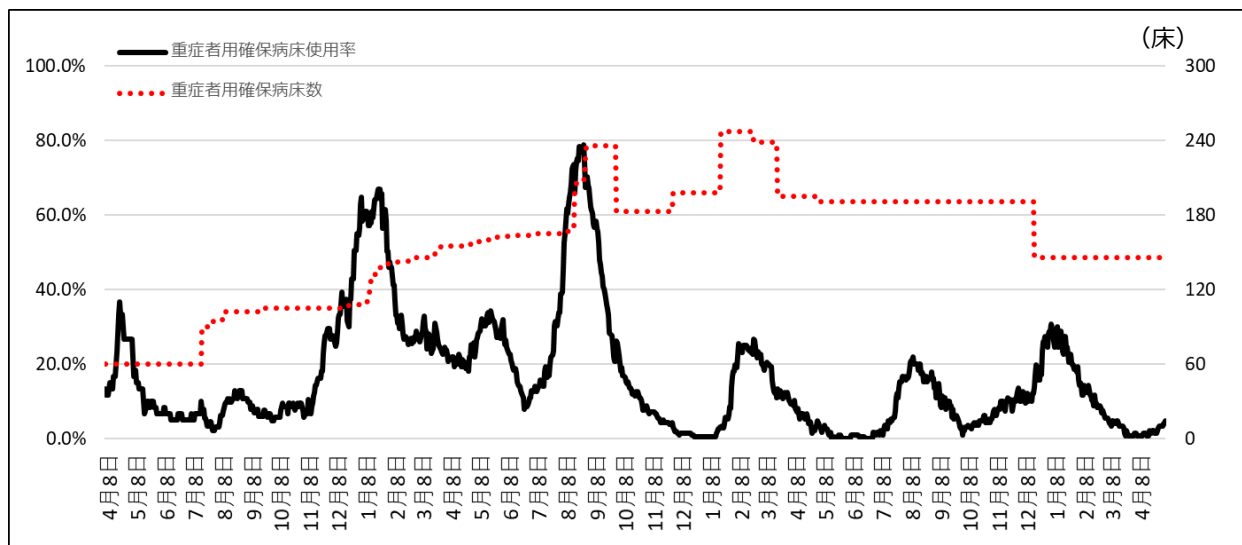


## 8 病床使用率（埼玉県データより）

### ○確保病床使用率の推移

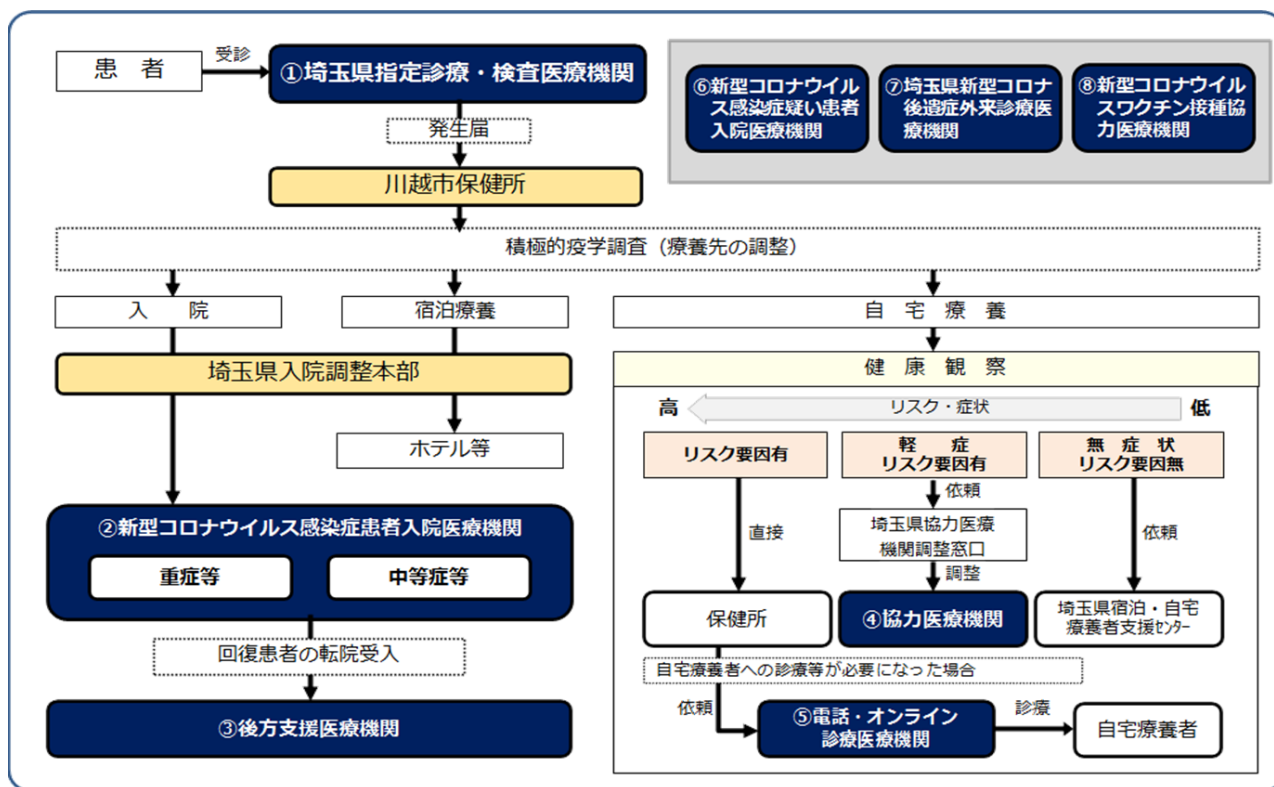


### ○重症者用確保病床使用率の推移



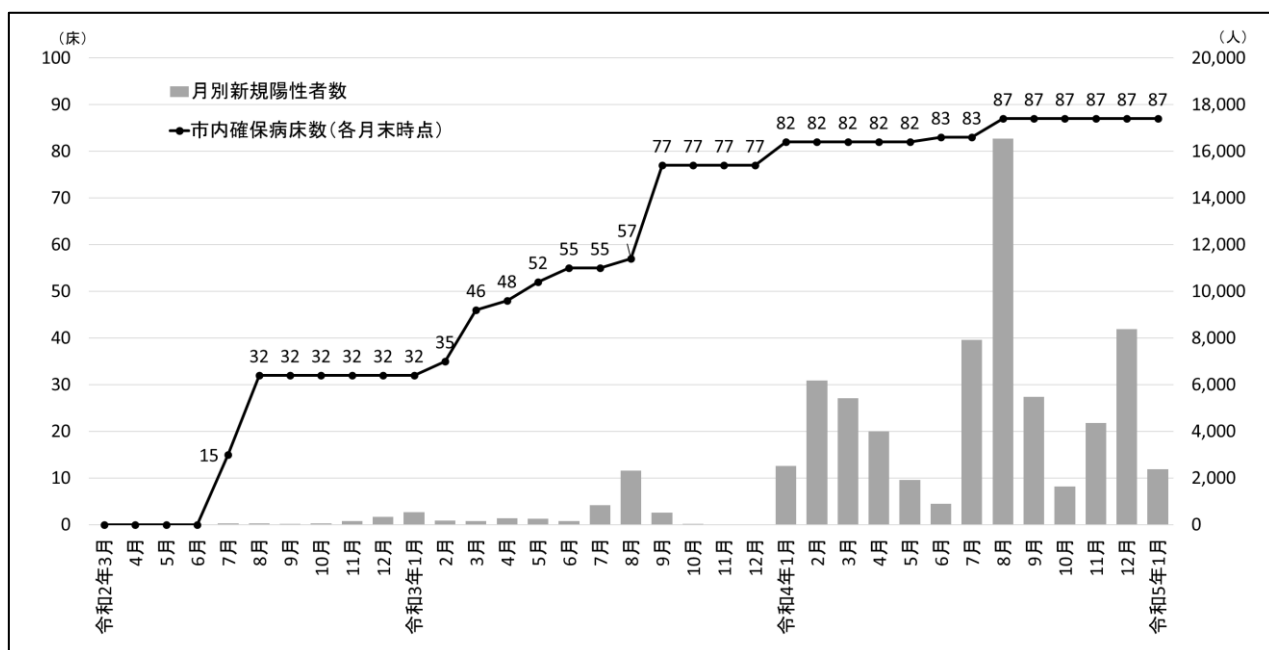
## 9 医療提供体制

### (1) 市内医療体制

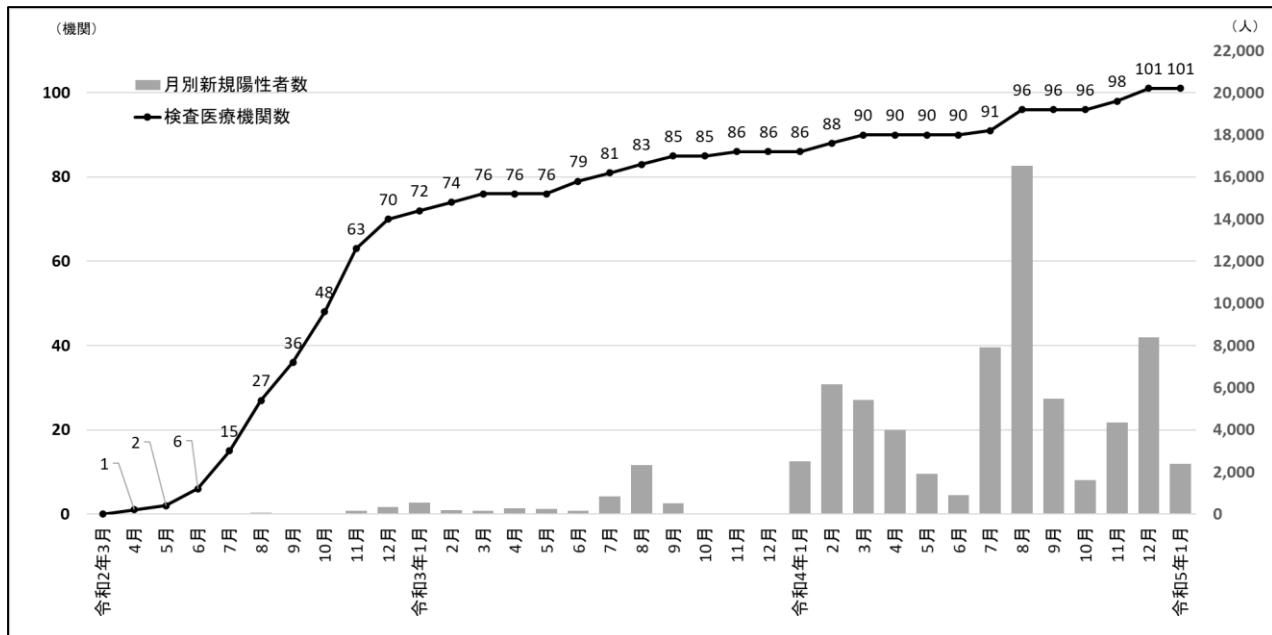


|                         |                                                 |                                                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ①埼玉県指定診療・検査医療機関         | 埼玉県の指定を受け、新型コロナウイルス感染症など発熱等の症状がある方の診療・検査を行う医療機関 | 73医療機関<br>(R5.1.13現在)                                       |
| ②新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関   | 埼玉県の要請に応じ、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を確保している医療機関        | 超重症・重症<br>1医療機関: 13床<br>中等症・軽症<br>6医療機関: 74床<br>(R5.1.13現在) |
| ③後方支援医療機関               | 埼玉県救急医療情報システムに掲載されている、退院基準を満たした患者の転院受入可能な医療機関   | 18医療機関<br>(R4.10.19現在)                                      |
| ④埼玉県健康観察協力医療機関          | 埼玉県と委託契約を締結し、陽性者の健康観察等を行う医療機関                   | 32医療機関<br>(R4.10.13現在)                                      |
| ⑤電話・オンライン診療医療機関         | 電話やオンラインにより患者の診療や薬の処方等を行う旨、埼玉県に報告している医療機関       | 39医療機関<br>(R4.12.22現在)                                      |
| ⑥新型コロナウイルス感染症疑い患者入院医療機関 | 埼玉県の要請に応じ、新型コロナウイルス感染症の疑い患者の受入病床を確保している医療機関     | 2医療機関: 4床<br>(R5.1.13現在)                                    |
| ⑦埼玉県新型コロナ後遺症外来診療医療機関    | 埼玉県の募集に応じ、新型コロナウイルス感染症の後遺症外来を実施する医療機関           | 14医療機関<br>(R5.1.13現在)                                       |
| ⑧新型コロナウイルスワクチン接種協力医療機関  | 川越市から予診及びワクチンの接種等を委託業務として受託する医療機関               | 125医療機関<br>(延べ数)                                            |

## (2) 市内における病床確保数の推移



## (3) 市内における検査医療機関数の推移



# 10 新型コロナウイルス感染症対策関連経費

## ○令和2年度

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策関連の調べ(区分別)

一般会計

| 区分         | 区分別決算額(円)      | 主な事業及び決算額[事業課]                   |                         |
|------------|----------------|----------------------------------|-------------------------|
| 1.医療提供体制整備 | 769,481,661    | ・検査機関の設備整備補助等(緊急包括支援)            | 378,020,000円 [保健医療推進課]  |
|            |                | ・医療機関等事業継続支援金                    | 161,431,080円 [保健医療推進課]  |
|            |                | ・入院受入医療機関支援事業費補助金                | 100,000,000円 [保健医療推進課]  |
|            |                | ・外来医療機関協合金                       | 44,955,900円 [保健医療推進課]   |
|            |                | ・PCR検査センター運営業務                   | 41,574,681円 [保健医療推進課]   |
| 2.感染拡大防止対策 | 956,316,848    | ・高齢者のインフルエンザ予防接種費用無償化            | 167,539,029円 [健康管理課]    |
|            |                | ・行政検査委託及び積極的疫学調査等(感染症発生動向調査)     | 81,568,312円 [保健予防課]     |
|            |                | ・防災拠点施設における分散型電源整備事業             | 51,982,132円 [管財課]       |
|            |                | ・市立学童保育室の衛生用品購入等(子ども・子育て、緊急包括支援) | 51,484,722円 [教育財務課]     |
|            |                | ・認可保育施設における衛生用品等確保(緊急包括支援)       | 49,040,037円 [保育課]       |
| 3.地域経済対策   | 1,292,834,025  | ・中小企業者事業継続緊急支援金                  | 708,053,795円 [産業振興課]    |
|            |                | ・プレミアム付商品券事業                     | 442,083,476円 [産業振興課]    |
|            |                | ・産業観光館への再開支援                     | 69,907,940円 [産業振興課]     |
|            |                | ・小規模企業者セーフティ融資(特例)               | 34,856,787円 [産業振興課]     |
|            |                | ・歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築        | 14,998,500円 [都市景観課]     |
| 4.住民生活支援   | 36,516,608,803 | ・特別定額給付金給付事業                     | 35,546,584,299円 [政策企画課] |
|            |                | ・子育て世帯臨時特別給付金給付事業                | 432,701,026円 [こども政策課]   |
|            |                | ・ひとり親世帯臨時特別給付金事業                 | 380,340,515円 [こども家庭課]   |
|            |                | ・赤ちゃん応援手当給付事業                    | 56,832,420円 [健康づくり支援課]  |
|            |                | ・子育て応援支援金給付事業                    | 53,181,406円 [こども家庭課]    |
| 5.教育関連支援   | 1,545,872,395  | ・小・中学校学習用情報機器端末の導入(情報機器整備)       | 783,879,833円 [教育センター]   |
|            |                | ・小学校学習用情報機器端末の導入                 | 304,250,705円 [教育センター]   |
|            |                | ・中学校学習用情報機器端末及び電子黒板の導入           | 173,754,416円 [教育センター]   |
|            |                | ・電子黒板等の導入(学校保健特別対策)              | 147,011,440円 [教育センター]   |
|            |                | ・GIGAスクールサポーター配置支援事業             | 22,146,300円 [教育センター]    |
| 合計         | 41,081,113,732 |                                  |                         |

国民健康保険事業特別会計

|            |         |                       |                    |
|------------|---------|-----------------------|--------------------|
| 2.感染拡大防止対策 | 504,794 | ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金 | 504,794円 [国民健康保険課] |
| 合計         | 504,794 |                       |                    |

歯科診療事業特別会計

|             |           |                      |                      |
|-------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 1.医療提供体制の整備 | 374,602   | ・診療体制確保等に要する機器の維持管理  | 374,602円 [保健医療推進課]   |
| 2.感染拡大防止対策  | 1,598,352 | ・院内感染を防ぐための機器及び物品の購入 | 1,232,492円 [保健医療推進課] |
|             |           | ・空気清浄機の購入            | 365,860円 [保健医療推進課]   |
| 合計          | 1,972,954 |                      |                      |

## ○令和3年度

| 令和3年度新型コロナウイルス感染症対策関連の調べ(区分別) |            |                                    | (単位:千円)                           |
|-------------------------------|------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 一般会計                          |            |                                    |                                   |
| 区分                            | 区分別決算額     | 主な事業及び決算額[事業課]                     |                                   |
| 1.医療提供及び保健所体制の強化              | 1,103,158  | ・高齢者施設等の従事者等に対するPCR検査【国】           | 369,031 千円 [保健予防課]                |
|                               |            | ・PCR検査等の公費負担【国】                    | 264,222 千円 [保健予防課]                |
|                               |            | ・感染症入院医療費の公費負担【国】                  | 101,866 千円 [保健予防課]                |
|                               |            | ・新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保協合金(追加分)     | 90,000 千円 [保健医療推進課]               |
|                               |            | ・新型コロナウイルス検査に係る試薬購入等【国・県】          | 63,537 千円 [衛生検査課]                 |
| 2.感染拡大防止対策                    | 3,033,825  | ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【国】              | 2,662,156 千円 [新型コロナウイルスワクチン接種対策室] |
|                               |            | ・東庁舎空調設備改修工事                       | 71,097 千円 [管財課]                   |
|                               |            | ・電話機増設による庁舎での感染機会の削減               | 44,000 千円 [管財課]                   |
|                               |            | ・公立保育所の空調設備更新                      | 35,074 千円 [保育課]                   |
|                               |            | ・保育施設等における感染拡大防止対策支援補助金(民間保育所分)【国】 | 28,157 千円 [保育課]                   |
| 3.地域経済対策                      | 876,499    | ・中小企業者事業継続支援金(第2弾)                 | 351,775 千円 [産業振興課]                |
|                               |            | ・中小企業者事業継続支援金                      | 315,495 千円 [産業振興課]                |
|                               |            | ・キャッシュレス決済消費活性化事業                  | 90,190 千円 [産業振興課]                 |
|                               |            | ・観光消費促進事業(スタンプラリー)                 | 28,106 千円 [観光課]                   |
|                               |            | ・プレミアム付商品券事業                       | 27,340 千円 [産業振興課]                 |
| 4.住民生活支援                      | 8,361,269  | ・特定世帯等臨時特別給付金給付事業【国】               | 2,749,890 千円 [福祉推進課]              |
|                               |            | ・子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)【国】           | 2,432,513 千円 [こども家庭課]             |
|                               |            | ・子育て世帯への臨時特別給付(追加給付金)【国】           | 2,431,419 千円 [こども家庭課]             |
|                               |            | ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業【国】             | 339,513 千円 [こども家庭課]               |
|                               |            | ・特定不妊治療支援事業【国】                     | 146,407 千円 [健康管理課]                |
| 5.教育関連支援                      | 232,005    | ・分散登校における学習機会の確保                   | 61,631 千円 [教育指導課]                 |
|                               |            | ・GIGAスクール構想の加速化を図るための大型電子黒板の導入     | 53,946 千円 [教育指導課]                 |
|                               |            | ・GIGAスクールサポーター配置支援事業【国】            | 30,360 千円 [教育指導課]                 |
|                               |            | ・林間学校及び修学旅行中止等に伴うキャンセル料支援補助        | 18,754 千円 [教育指導課]                 |
|                               |            | ・小学校における学習活動を実施するための物品の購入等【国】      | 14,591 千円 [教育指導課]                 |
| 6.行政及び民間のICT化推進               | 71,234     | ・市立学童保育室におけるICT化推進【国・県】            | 28,379 千円 [教育財務課]                 |
|                               |            | ・電子書籍サービスの充実                       | 17,490 千円 [中央図書館]                 |
|                               |            | ・民間保育所等におけるICT化等推進補助【国】            | 16,001 千円 [保育課]                   |
|                               |            | ・会議用モニターの導入                        | 2,473 千円 [管財課]                    |
|                               |            | ・都市計画情報の電子データ化                     | 2,035 千円 [都市計画課]                  |
| 合計                            | 13,677,991 |                                    |                                   |

※表中の金額は表示単位未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合がある。  
※表中の【国】又は【県】が付記されている事業は、国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を除く)又は県支出金を財源に実施している事業である。



○令和４年度

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策関連の調べ(区分別)

財政課

一般会計

(単位:千円)

| 区分               | 区分別決算額    | 主な事業及び決算額[事業課]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.医療提供及び保健所体制の強化 | 877,101   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査等の公費支援【国】 336,400 千円 [保健予防課]</li> <li>・感染症入院医療費の公費負担【国】 195,682 千円 [保健予防課]</li> <li>・新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保協力金 91,000 千円 [保健医療推進課]</li> <li>・積極的疫学調査【国】 71,294 千円 [保健予防課]</li> <li>・事務従事者の配置等の業務体制整備 64,109 千円 [保健予防課]</li> </ul>                                                    |
| 2.感染拡大防止         | 2,543,652 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種事業【国】 2,018,146 千円 [新型コロナウイルスワクチン接種対策室]</li> <li>・高齢者施設、通所系事業所及び訪問系事業所の従事者等に対する頻回検査 98,836 千円 [介護保険課]</li> <li>・市立学童保育室における衛生用品購入等【国・県】 52,790 千円 [教育財務課]</li> <li>・公立保育所の空調設備更新 46,689 千円 [保育課]</li> <li>・保育施設等における感染症対策改修整備等事業補助金(民間保育所分)【国】 41,010 千円 [保育課]</li> </ul> |
| 3.地域経済支援         | 731,348   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム付電子商品券の発行 427,223 千円 [産業振興課]</li> <li>・農業経営継続支援金 77,300 千円 [農政課]</li> <li>・高齢者施設等の運営継続に対する支援 61,130 千円 [介護保険課]</li> <li>・住宅改修補助金[制度拡充] 35,052 千円 [産業振興課]</li> <li>・公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金 33,590 千円 [交通政策課]</li> </ul>                                                             |
| 4.住民生活支援         | 4,503,722 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業【国】 1,646,965 千円 [福祉推進課]</li> <li>・特定世帯等臨時特別給付金給付事業【国】 888,122 千円 [福祉推進課]</li> <li>・こども応援給付金給付事業 563,888 千円 [こども政策課]</li> <li>・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業(特例給付等対象者分) 504,604 千円 [こども家庭課]</li> <li>・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業【国】 315,873 千円 [こども家庭課]</li> </ul>                 |
| 5.行政及び民間のICT化推進  | 241,815   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済及びセミナーフレジの導入 54,563 千円 [会計室]</li> <li>・公立保育所ICT化推進【国】 39,321 千円 [保育課]</li> <li>・市立学童保育室におけるICT化推進【国・県】 36,126 千円 [教育財務課]</li> <li>・封入封緘作業の自動化 16,280 千円 [情報政策課]</li> <li>・ファイル管理ソフトの導入 16,170 千円 [情報政策課]</li> </ul>                                                             |
| 合計               | 8,897,638 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

※表中の金額は表示単位未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合がある。

※表中の【国】又は【県】が付記されている事業は、主に国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を除く)又は県支出金を財源として実施している事業である。

○令和５年度

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策関連の調べ(区分別)

財政課

一般会計

(単位:千円)

| 区分               | 区分別決算額    | 主な事業及び決算額[事業課]         |                                   |
|------------------|-----------|------------------------|-----------------------------------|
| 1.医療提供及び保健所体制の強化 | 150,103   | ・感染症入院医療費の公費負担【国】      | 79,403 千円 [保健予防課]                 |
|                  |           | ・PCR検査等の公費支援【国】        | 33,414 千円 [保健予防課]                 |
|                  |           | ・新型コロナウイルスゲノム検査【国】     | 13,828 千円 [衛生検査課]                 |
|                  |           | ・事務従事者の配置等の業務体制整備      | 13,331 千円 [保健予防課]                 |
|                  |           | ・積極的疫学調査【国】            | 6,024 千円 [保健予防課]                  |
| 2.感染拡大防止対策       | 1,299,105 | ・新型コロナウイルスワクチン接種事業【国】  | 1,128,283 千円 [新型コロナウイルスワクチン接種対策室] |
|                  |           | ・高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査  | 57,633 千円 [介護保険課]                 |
|                  |           | ・公民館の空調設備整備            | 38,298 千円 [中央公民館]                 |
|                  |           | ・図書館の空調設備整備            | 25,087 千円 [中央図書館]                 |
|                  |           | ・障害者施設等の従事者に対する集中的検査   | 15,147 千円 [障害者福祉課]                |
| 3.地域経済対策         | 752,602   | ・プレミアム付電子商品券の発行        | 425,022 千円 [産業振興課]                |
|                  |           | ・川越まつり会館展示設備等の改修       | 112,340 千円 [観光課]                  |
|                  |           | ・高齢者施設等に対する物価高騰対策支援    | 74,442 千円 [介護保険課]                 |
|                  |           | ・運送事業者事業継続支援金          | 58,648 千円 [産業振興課]                 |
|                  |           | ・高齢者施設に対する物価高騰対策支援     | 30,311 千円 [高齢者いきがいき課]             |
| 4.住民生活支援         | 1,605,199 | ・物価高騰重点支援給付金給付事業       | 1,115,564 千円 [福祉推進課]              |
|                  |           | ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業【国】 | 352,562 千円 [こども家庭課]               |
|                  |           | ・学校給食における給食食材費等高騰対策    | 70,778 千円 [学校給食課]                 |
|                  |           | ・省エネ家電買換え促進事業          | 22,991 千円 [環境政策課]                 |
|                  |           | ・認定農業者等臨時経営支援          | 10,854 千円 [農政課]                   |
| 5.行政及び民間のICT化推進  | 103,429   | ・証明書等コンビニ交付の推進         | 31,505 千円 [市民課]                   |
|                  |           | ・図書館における電子書籍等購入        | 27,449 千円 [中央図書館]                 |
|                  |           | ・図書館における貸出用資料ICタグ貼付    | 17,365 千円 [中央図書館]                 |
|                  |           | ・小学校理科室への電子黒板導入        | 10,384 千円 [教育指導課]                 |
|                  |           | ・中学校理科室への電子黒板導入        | 7,260 千円 [教育指導課]                  |
| 合計               | 3,910,438 |                        |                                   |

※表中の金額は表示単位未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合がある。

※表中の【国】又は【県】が付記されている事業は、主に国庫支出金(地方創生臨時交付金を除く)又は県支出金を財源として実施している事業である。



## 11 本部会議等開催状況

| 会 議 名                  | 設置日     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度       | 令和5年度 | 開催回数 |
|------------------------|---------|-------|-------|-------|-------------|-------|------|
| 川越市新型コロナウイルス感染症対策会議    | R2.1.31 | 12    |       |       |             |       | 12   |
| 川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議    | R2.3.27 | 1     | 2     |       |             |       | 3    |
| 川越市新型インフルエンザ等対策本部会議    | R2.4.7  |       | 8     |       |             |       | 8    |
| 第2期川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議 | R2.5.26 |       | 9     |       |             |       | 9    |
| 第2期川越市新型インフルエンザ等対策本部会議 | R3.1.7  |       | 5     |       |             |       | 5    |
| 第3期川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議 | R3.3.22 |       |       | 1     |             |       | 1    |
| 第3期川越市新型インフルエンザ等対策本部会議 | R3.4.23 |       |       | 10    |             |       | 10   |
| 第4期川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議 | R3.10.1 |       |       | 6     | 1           | 1     | 8    |
|                        |         |       |       |       | 本部長指示<br>6回 |       |      |
| 開催回数                   |         | 13    | 24    | 17    | 1           | 1     | 56   |

|                     |    |
|---------------------|----|
| 川越市新型コロナウイルス感染症対策会議 | 12 |
| 川越市新型インフルエンザ等対策本部会議 | 23 |
| 川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議 | 21 |
| ※本部長指示を行った数         | 6  |

### ○その他会議

| 会議名                   | 開催日     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 開催回数 |
|-----------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 新型コロナウイルス対策に関する関係課長会議 | R2.1.29 | 1     |       |       |       |       | 1    |

### ○川越市新型インフルエンザ等対策本部会議

新型インフルエンザ等が発生し、特措法に基づく緊急事態宣言がされた場合に、条例に基づき市長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。組織は、特措法に定める者のほか要綱に基づき、関係各部の部長等を本部員とし、業務を分担して対策にあたる。

### ○川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議

新型インフルエンザ等が発生した場合、必要に応じて、市長を本部長として要綱に基づき設置し、市対策本部と同じ組織体制で対策を実施する。

### ○川越市新型コロナウイルス感染症対策会議

新型コロナウイルス感染症が特措法に位置付けられるまでの間、新型コロナウイルス感染症の発生予防とまん延の防止に必要な対策を総合的に推進するために設置。特措法に位置付けられることを想定し、市対策本部と同じ構成員とした。

○新型コロナウイルス対策に関する関係課長会議

| 回数  | 開催日              | 議 事                             |
|-----|------------------|---------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>1月29日(火) | ・新型コロナウイルスの現状について<br>・今後の対応について |

○川越市新型コロナウイルス感染症対策会議

| 回数   | 開催日              | 議 事                                                  |
|------|------------------|------------------------------------------------------|
| 第1回  | 令和2年<br>2月4日(火)  | ・新型コロナウイルスについて<br>・推進体制について                          |
| 第2回  | 令和2年<br>2月17日(月) | ・新型コロナウイルスの現状について<br>・本市の対応状況について                    |
| 第3回  | 令和2年<br>2月25日(火) | ・現状と緊急対策について<br>・市主催イベント等への対応について                    |
| 第4回  | 令和2年<br>2月28日(金) | ・学校の臨時休業について                                         |
| 第5回  | 令和2年<br>2月28日(金) | ・学校の臨時休業による影響について<br>・施設の休止について                      |
| 第6回  | 令和2年<br>3月2日(月)  | ・現状について<br>・各部の対応状況について<br>・業務継続について<br>・公民館等の休止について |
| 第7回  | 令和2年<br>3月6日(金)  | ・新型コロナウイルスの現状について<br>・本市の対応状況について                    |
| 第8回  | 令和2年<br>3月10日(火) | ・新型コロナウイルスに関連した患者の発生について                             |
| 第9回  | 令和2年<br>3月11日(水) | ・現状について<br>・国の緊急対応策について<br>・各部からの報告について              |
| 第10回 | 令和2年<br>3月17日(火) | ・現状について<br>・緊急対応策について<br>・各部からの報告について                |
| 第11回 | 令和2年<br>3月24日(火) | ・現状について<br>・今後の対応について<br>・各部からの報告について                |
| 第12回 | 令和2年<br>3月26日(木) | ・埼玉県からの要請について                                        |

○川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第1期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                                  |
|-----|------------------|------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>3月27日(金) | ・行事・イベント等の取扱いについて<br>・施設の休館等の取扱いについて<br>・各部からの報告について |
| 第2回 | 令和2年<br>4月3日(金)  | ・現状について<br>・学校の臨時休業について<br>・各部からの報告について              |
| 第3回 | 令和2年<br>4月7日(火)  | ・現状について<br>・緊急事態宣言への対応について                           |

○川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第1期）

| 回数  | 開催日                  | 議 事                                                                                                                     |
|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>4月8日(金)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言への対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>                                 |
| 第2回 | 令和2年<br>4月13日(月)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について</li> <li>・非常出勤体制について</li> <li>・業務継続について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |
| 第3回 | 令和2年<br>4月23日(木)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について</li> <li>・GWの対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>                     |
| 第4回 | 令和2年<br>4月28日(火)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月7日以降の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>                                  |
| 第5回 | 令和2年<br>5月1日(金)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GW中の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>                                     |
| 第6回 | 令和2年<br>5月5日(火)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について</li> <li>・緊急事態宣言について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>                    |
| 第7回 | 令和2年<br>5月15日<br>金曜日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について</li> <li>・国の方向性を踏まえた市の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>            |
| 第8回 | 令和2年<br>5月22日(金)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について</li> <li>・国の方向性を踏まえた市の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>            |

○川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第2期）

| 回数  | 開催日               | 議 事                                                         |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和2年<br>5月26日(火)  | ・現状について<br>・緊急事態宣言解除後の市の対応について<br>・各部からの報告について              |
| 第2回 | 令和2年<br>6月4日(火)   | ・現状について<br>・施設の再開について<br>・各部からの報告について                       |
| 第3回 | 令和2年<br>6月30日(火)  | ・現状について<br>・これまでの課題と今後の対応について<br>・各部からの報告について               |
| 第4回 | 令和2年<br>7月28日(火)  | ・現状について<br>・埼玉県からの協力要請について<br>・保健所の業務体制について<br>・各部からの報告について |
| 第5回 | 令和2年<br>8月21日(金)  | ・現状について<br>・各部からの報告について                                     |
| 第6回 | 令和2年<br>11月18日(水) | ・現状について<br>・今後の取組課題について<br>・各部からの報告について                     |
| 第7回 | 令和2年<br>12月11日(金) | ・川越市の現状について<br>・急激な感染拡大への緊急対策について<br>・各部からの報告について           |
| 第8回 | 令和2年<br>12月25日(金) | ・川越市の現状について<br>・屋内市有施設の休館について<br>・各部からの報告について               |
| 第9回 | 令和3年<br>1月5日(火)   | ・川越市の現状について<br>・埼玉県からの協力要請への対応について<br>・各部からの報告について          |

○川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第2期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                                 |
|-----|------------------|-----------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和3年<br>1月8日(金)  | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について                     |
| 第2回 | 令和3年<br>1月29日(金) | ・現状について<br>・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について<br>・各部からの報告について |
| 第3回 | 令和3年<br>2月5日(金)  | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について<br>・その他             |
| 第4回 | 令和3年<br>3月6日(土)  | ・緊急事態宣言への対応について<br>・各部からの報告について                     |
| 第5回 | 令和3年<br>3月19日(金) | ・緊急事態宣言解除後の市の対応について<br>・各部からの報告について                 |

○川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第3期）

| 回数  | 開催日              | 議 事                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和3年<br>4月21日(水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県における「まん延防止等重点措置」等に基づく協力要請について</li> <li>・川越市における感染状況</li> <li>・今後想定される本市の課題</li> <li>・保健所（保健予防課）体制について</li> <li>・変異株について</li> <li>・ワクチン接種について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |

○川越市新型インフルエンザ等対策本部会議（第3期）

| 回数            | 開催日              | 議 事                                                                                                                        |
|---------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回           | 令和3年<br>4月26日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況</li> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>         |
| 第2回           | 令和3年<br>5月10日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況</li> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>         |
| 第3回<br>(書面会議) | 令和3年<br>5月31日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応について</li> </ul>                                                 |
| 第4回           | 令和3年<br>6月18日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況について</li> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |
| 第5回           | 令和3年<br>7月9日(金)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況について</li> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |
| 第6回           | 令和3年<br>7月19日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況について</li> <li>・埼玉県の協力要請を踏まえた川越市の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul> |
| 第7回           | 令和3年<br>7月30日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況について</li> <li>・緊急事態宣言への対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>          |
| 第8回           | 令和3年<br>8月16日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市における感染状況について</li> <li>・感染の急拡大に対する緊急対策について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>      |
| 第9回           | 令和3年<br>9月10日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言への対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>                                    |
| 第10回          | 令和3年<br>9月29日(水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市の現状について</li> <li>・緊急事態宣言解除後の川越市の対応について</li> <li>・各部からの報告について</li> </ul>         |

○川越市新型インフルエンザ等警戒本部会議（第4期）

| 回数            | 開催日               | 議 事                                                           |
|---------------|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 第1回           | 令和3年<br>10月22日(金) | ・ 川越市の現状について<br>・ 令和3年10月25日以降における川越市の対応について<br>・ 各部からの報告について |
| 第2回           | 令和4年<br>1月20日(木)  | ・ 川越市の現状について<br>・ 埼玉県協力の要請を踏まえた川越市の対応について<br>・ 各部からの報告について    |
| 第3回           | 令和4年<br>1月28日(金)  | ・ 川越市の現状について<br>・ 川越市保健所の体制について<br>・ 各部からの報告について              |
| 第4回           | 令和4年<br>2月14日(月)  | ・ 川越市の現状について<br>・ 埼玉県協力の要請を踏まえた川越市の対応について<br>・ 各部からの報告について    |
| 第5回<br>(書面会議) | 令和4年<br>3月7日(月)   | ・ 川越市の現状について<br>・ 埼玉県協力の要請を踏まえた川越市の対応について                     |
| 第6回<br>(書面会議) | 令和4年<br>3月18日(金)  | ・ 埼玉県協力の要請等を踏まえた川越市の対応について                                    |
| 第7回           | 令和4年<br>7月20日(水)  | ・ 川越市の現状について<br>・ 国・県の方針を踏まえた川越市の対応について<br>・ 各部からの報告について      |
| 本部長指示         | 令和4年<br>8月4日(木)   | ・ 埼玉県における B A. 5 対策強化宣言への対応について                               |
| 本部長指示         | 令和4年<br>8月30日(火)  | ・ 埼玉県協力の要請等を踏まえた本市の対応について                                     |
| 本部長指示         | 令和4年<br>9月9日(金)   | ・ 埼玉県協力の要請等を踏まえた本市の対応について                                     |
| 本部長指示         | 令和4年<br>9月28日(水)  | ・ 令和4年10月1日以降の本市の対応について                                       |
| 本部長指示         | 令和5年<br>1月30日(月)  | ・ 埼玉県協力の要請等への対応について                                           |
| 本部長指示         | 令和5年<br>2月17日(金)  | ・ 埼玉県協力の要請等の内容の変更を踏まえた本市の対応について                               |
| 第8回           | 令和5年<br>4月26日(水)  | 1川越市の現状について<br>2令和5年5月8日以降の本市の対応について<br>3各部からの報告について          |

# 掲載事業一覧





## 1 実施体制

| No. | 取 組 名     | 担 当                    | ページ |
|-----|-----------|------------------------|-----|
| 1-1 | 本部体制      | 保健医療部保健医療推進課           | 55  |
| 1-2 | 組織体制      | 総合政策部行政改革推進課           | 64  |
| 1-3 | 職員体制      | 総合政策部行政改革推進課<br>総務部職員課 | 65  |
| 1-4 | 職員に係る予算対応 | 総務部職員課                 | 66  |
| 1-5 | 予算措置      | 財政部財政課                 | 68  |
| 1-6 | 寄附金       | 財政部財政課                 | 79  |
| 参考  | 市議会における対応 | 議会事務局庶務課               | 80  |

## 2 情報収集・分析

| No. | 取 組 名   | 担 当          | ページ |
|-----|---------|--------------|-----|
| 2-1 | 情報収集・分析 | 保健医療部保健医療推進課 | 83  |

## 3 サーベイランス

| No. | 取 組 名   | 担 当                      | ページ |
|-----|---------|--------------------------|-----|
| 3-1 | サーベイランス | 保健医療部保健予防課<br>保健医療部衛生検査課 | 87  |

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

| No.  | 取 組 名              | 担 当                                                            | ページ |
|------|--------------------|----------------------------------------------------------------|-----|
| 4-1  | 広報川越を活用した情報提供      | 広報室                                                            | 91  |
| 4-2  | 市公式ホームページを活用した情報提供 | 広報室                                                            | 94  |
| 4-3  | プレスリリース            | 広報室                                                            | 95  |
| 4-4  | 防災行政無線を活用した情報提供    | 防災危機管理室                                                        | 96  |
| 4-5  | 街頭キャンペーン           | 総合政策部政策企画課                                                     | 97  |
| 4-6  | 偏見・差別関係の啓発         | 総務部人権推進課                                                       | 99  |
| 4-7  | 偽・誤情報対策            | 市民部 広聴課                                                        | 101 |
| 4-8  | 外国人への情報提供          | 文化スポーツ部国際文化交流課                                                 | 102 |
| 4-9  | 事業者・飲食店・大学等への情報提供  | 保健医療部保健医療推進課<br>文化スポーツ部文化芸術振興課<br>文化スポーツ部国際文化交流課<br>産業振興部産業振興課 | 103 |
| 4-10 | 議会への報告             | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健予防課                                     | 104 |
| 4-11 | その他の情報提供           | 保健医療部保健医療推進課                                                   | 105 |

## 5 水際対策

| No. | 取 組 名 | 担 当                        | ページ |
|-----|-------|----------------------------|-----|
| 5-1 | 水際対策  | 保健医療部保健予防課<br>保健医療部保健医療推進課 | 109 |

## 6 まん延防止

### (1) 市有施設

| No.    | 施 設 名                        | 担 当            | ページ |
|--------|------------------------------|----------------|-----|
| 6-1-1  | 総括                           | 保健医療部保健医療推進課   | 115 |
| 6-1-2  | 本庁舎                          | 財政部管財課         | 118 |
| 6-1-3  | 市役所窓口                        | 財政部市民税課        | 118 |
| 6-1-4  | 市民センター                       | 市民部地域づくり推進課    | 119 |
| 6-1-5  | 市民聖苑やすらぎのさと                  | 市民部斎場          | 120 |
| 6-1-6  | 斎場                           | 市民部斎場          | 121 |
| 6-1-7  | 地域ふれあいセンター                   | 市民部地域づくり推進課    | 122 |
| 6-1-8  | ワークショップ・情報コーナー<br>(ウェスタ川越2階) | 市民部地域づくり推進課    | 123 |
| 6-1-9  | 文化施設                         | 文化スポーツ部文化芸術振興課 | 124 |
| 6-1-10 | ウェスタ川越                       | 文化スポーツ部文化芸術振興課 | 125 |
| 6-1-11 | 川越運動公園                       | 文化スポーツ部スポーツ振興課 | 127 |
| 6-1-12 | 武道館                          | 文化スポーツ部スポーツ振興課 | 128 |
| 6-1-13 | 国際交流センター                     | 文化スポーツ部国際文化交流課 | 129 |
| 6-1-14 | 美術館                          | 文化スポーツ部美術館     | 130 |
| 6-1-15 | 総合福祉センター（オアシス）               | 福祉部障害者福祉課      | 131 |
| 6-1-16 | みよしの支援センター                   | 福祉部障害者福祉課      | 134 |
| 6-1-17 | 養護老人ホーム（やまぶき荘）               | 福祉部高齢者いきがい課    | 134 |
| 6-1-18 | 老人憩いの家                       | 福祉部高齢者いきがい課    | 135 |
| 6-1-19 | 後楽会館（西後楽会館）                  | 福祉部高齢者いきがい課    | 135 |
| 6-1-20 | 子育て支援センター                    | こども未来部こども育成課   | 137 |
| 6-1-21 | 児童館                          | こども未来部こども育成課   | 138 |
| 6-1-22 | 母子生活支援施設                     | こども未来部こども家庭課   | 140 |
| 6-1-23 | 児童発達支援センター                   | こども未来部療育支援課    | 141 |
| 6-1-24 | 保健所・保健センター                   | 保健医療部保健総務課     | 142 |
| 6-1-25 | ふれあい歯科診療所                    | 保健医療部保健医療推進課   | 143 |
| 6-1-26 | 環境プラザ（つばさ館）                  | 環境部資源循環推進課     | 144 |
| 6-1-27 | 東清掃センター・資源化センタ<br>ー          | 環境部環境施設課       | 145 |
| 6-1-28 | 産業観光館（小江戸蔵里）                 | 産業観光部産業振興課     | 146 |

|        |                            |            |     |
|--------|----------------------------|------------|-----|
| 6-1-29 | 中高年齢労働者福祉センター<br>(サンライフ川越) | 産業観光部雇用支援課 | 147 |
| 6-1-30 | 社会体育館(芳野台体育館)              | 産業観光部雇用支援課 | 148 |
| 6-1-31 | 農業ふれあいセンター                 | 産業観光部農政課   | 149 |
| 6-1-32 | 川越まつり会館                    | 産業観光部観光課   | 149 |
| 6-1-33 | 旧山崎家別邸                     | 産業観光部観光課   | 150 |
| 6-1-34 | 観光案内所                      | 産業観光部観光課   | 151 |
| 6-1-35 | 都市公園                       | 都市計画部公園整備課 | 152 |
| 6-1-36 | なぐわし公園 PiKOA (ぴこあ)         | 都市計画部公園整備課 | 154 |
| 6-1-37 | 公民館                        | 教育総務部中央公民館 | 156 |
| 6-1-38 | 図書館                        | 教育総務部中央図書館 | 157 |
| 6-1-39 | 博物館(本丸御殿含む)                | 教育総務部博物館   | 158 |

## (2) イベント

| No.   | 取 組 名                    | 担 当          | ページ |
|-------|--------------------------|--------------|-----|
| 6-2-1 | 総括                       | 保健医療部保健医療推進課 | 163 |
| 6-2-2 | 東京 2020 オリンピックにおける<br>対応 | 総合政策部政策企画課   | 167 |
| 6-2-3 | 100 周年記念事業における対応         | 総合政策部政策企画課   | 170 |

## (3) 福祉施設

| No.   | 取 組 名                     | 担 当                     | ページ |
|-------|---------------------------|-------------------------|-----|
| 6-3-1 | 障害者施設等における対策<br>(拡大防止対策)  | 福祉部障害者福祉課               | 175 |
| 6-3-2 | 障害者施設等における対策<br>(集中的検査)   | 福祉部障害者福祉課               | 177 |
| 6-3-3 | 障害者施設等における対策<br>(随時検査)    | 福祉部障害者福祉課               | 179 |
| 6-3-4 | 障害者施設等における対策<br>(障害児施設)   | こども未来部療育支援課             | 181 |
| 6-3-5 | 高齢者施設における対策<br>(医療用物資の配布) | 福祉部介護保険課<br>福祉部高齢者いきがい課 | 184 |
| 6-3-6 | 高齢者施設における対策<br>(集中的検査)    | 福祉部介護保険課<br>福祉部高齢者いきがい課 | 186 |
| 6-3-7 | 高齢者施設における対策<br>(随時検査)     | 福祉部介護保険課<br>福祉部高齢者いきがい課 | 189 |

#### (4) 子育て・保育

| No.    | 取 組 名                                       | 担 当          | ページ |
|--------|---------------------------------------------|--------------|-----|
| 6-4-1  | 子育て支援施設における対策                               | こども未来部こども育成課 | 193 |
| 6-4-2  | 子育て支援施設における対策（地域子育て支援拠点施設）                  | こども未来部こども育成課 | 195 |
| 6-4-3  | 保育施設における対策                                  | こども未来部保育課    | 197 |
| 6-4-4  | 認可外保育施設に係る登園自粛分保育料補助金                       | こども未来部こども政策課 | 201 |
| 6-4-5  | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（保育施設等）   | こども未来部保育課    | 202 |
| 6-4-6  | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（認可外保育施設） | こども未来部こども政策課 | 204 |
| 6-4-7  | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（こども育成課分） | こども未来部こども育成課 | 205 |
| 6-4-8  | 抗原定性検査キットの購入（保育施設等）                         | こども未来部保育課    | 207 |
| 6-4-9  | 抗原定性検査キットの購入（認可外保育施設）                       | こども未来部こども政策課 | 209 |
| 6-4-10 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（保育施設等）     | こども未来部保育課    | 210 |
| 6-4-11 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（認可外保育施設）   | こども未来部こども政策課 | 212 |
| 6-4-12 | 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（こども育成課分）   | こども未来部こども育成課 | 213 |
| 6-4-13 | 子育て短期支援事業における感染症拡大防止対策                      | こども未来部こども家庭課 | 215 |
| 6-4-14 | 保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金                  | こども未来部保育課    | 217 |
| 6-4-15 | 保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金（こども育成課分）         | こども未来部こども育成課 | 218 |
| 6-4-16 | 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金                           | こども未来部保育課    | 220 |

|        |                   |            |     |
|--------|-------------------|------------|-----|
| 6-4-17 | 保育所等におけるＩＣＴ化等推進事業 | こども未来部 保育課 | 221 |
|--------|-------------------|------------|-----|

## (5) 学童保育

| No.   | 取 組 名                 | 担 当        | ページ |
|-------|-----------------------|------------|-----|
| 6-5-1 | 学童保育室における対策（感染対策）     | 教育総務部教育財務課 | 227 |
| 6-5-2 | 学童保育室における対策（登室自粛）     | 教育総務部教育財務課 | 230 |
| 6-5-3 | 学童保育室における対策（拡大検査）     | 教育総務部教育財務課 | 232 |
| 6-5-4 | 学童保育室における対策（クラスター対策）  | 教育総務部教育財務課 | 233 |
| 6-5-5 | 学童保育室における対策（臨時休業中の対応） | 教育総務部教育財務課 | 235 |
| 6-5-6 | 学童保育室における対策（集中的検査）    | 教育総務部教育財務課 | 237 |

## (6) 学校

| No.   | 取 組 名        | 担 当                                                                       | ページ |
|-------|--------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| 6-6-1 | 学校の休業・再開     | 学校教育部学校管理課                                                                | 241 |
| 6-6-2 | 学校における感染防止対策 | 学校教育部教育指導課<br>学校教育部学校管理課<br>学校教育部市立川越高等学校<br>学校教育部教育センター<br>学校教育部市立特別支援学校 | 243 |
| 6-6-3 | 学校教育活動の制限    | 学校教育部教育指導課<br>学校教育部市立川越高等学校<br>学校教育部市立特別支援学校                              | 246 |
| 6-6-4 | 学びの保障・継続     | 学校教育部教育指導課<br>学校教育部市立川越高等学校<br>学校教育部教育センター<br>学校教育部市立特別支援学校               | 248 |
| 6-6-5 | 学校給食の対応      | 学校教育部学校給食課                                                                | 251 |

## (7) 職員

| No.   | 取 組 名                     | 担 当                    | ページ |
|-------|---------------------------|------------------------|-----|
| 6-7-1 | 職員の感染対策（執務体制）             | 総合政策部行政改革推進課           | 255 |
| 6-7-2 | 職員の感染対策（服務上の取扱い及び出勤体制の整備） | 総合政策部行政改革推進課<br>総務部職員課 | 257 |

|       |                          |              |     |
|-------|--------------------------|--------------|-----|
| 6-7-3 | 職員の感染対策（職場における対策、対応及び報告） | 総務部職員課       | 259 |
| 6-7-4 | 職員の感染対策（研修、採用試験等）        | 総務部職員課       | 261 |
| 6-7-5 | 庁内会議の取扱い                 | 保健医療部保健医療推進課 | 263 |

## （８）その他

| No.   | 取 組 名                  | 担 当        | ページ |
|-------|------------------------|------------|-----|
| 6-8-1 | 避難所の感染対策               | 防災危機管理室    | 267 |
| 6-8-2 | 入札・契約事務及び発注に係る感染拡大防止対策 | 総務部契約課     | 268 |
| 6-8-3 | RPA、AI-OCR の導入         | 財政部市民税課    | 270 |
| 6-8-4 | 観光における感染対策             | 産業観光部観光課   | 271 |
| 6-8-5 | 選挙における感染対策             | 選挙管理委員会事務局 | 273 |
| 参考    | 議会運営における新型コロナウイルス対応    | 議会事務局議事課   | 275 |

## 7 ワクチン

| No. | 取 組 名 | 担 当                                 | ページ |
|-----|-------|-------------------------------------|-----|
| 7-1 | ワクチン  | 保健医療部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室<br>（健康管理課） | 279 |

## 8 医療

### （１）総括

| No.   | 取 組 名 | 担 当          | ページ |
|-------|-------|--------------|-----|
| 8-1-1 | 医療    | 保健医療部保健医療推進課 | 291 |

### （２）外来医療

| No.   | 取 組 名                     | 担 当          | ページ |
|-------|---------------------------|--------------|-----|
| 8-2-1 | 帰国者・接触者外来協力医療機関補助金        | 保健医療部保健医療推進課 | 301 |
| 8-2-2 | PCR 検査センター                | 保健医療部保健医療推進課 | 303 |
| 8-2-3 | 帰国者・接触者相談センター（医師・医療機関対応用） | 保健医療部保健医療推進課 | 305 |
| 8-2-4 | 新型コロナウイルス感染症外来医療機関協力金     | 保健医療部保健医療推進課 | 307 |
| 8-2-5 | 受診方法・相談窓口の変更              | 保健医療部保健医療推進課 | 309 |

|       |                             |              |     |
|-------|-----------------------------|--------------|-----|
| 8-2-6 | 休日等の診療・検査体制強化               | 保健医療部保健医療推進課 | 314 |
| 8-2-7 | 抗原定性検査キットの購入                | 保健医療部保健医療推進課 | 316 |
| 8-2-8 | 抗原定性検査キットの無料配布<br>(市民)      | 保健医療部保健医療推進課 | 318 |
| 8-2-9 | 抗原定性検査キットの無料配布<br>(医療機関従事者) | 保健医療部保健医療推進課 | 320 |

### (3) 入院医療

| No.   | 取 組 名                            | 担 当                                      | ページ |
|-------|----------------------------------|------------------------------------------|-----|
| 8-3-1 | 簡易陰圧装置の貸出                        | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健総務課<br>保健医療部保健予防課 | 325 |
| 8-3-2 | 新型コロナウイルス感染症患者転<br>院受入協力金        | 保健医療部保健医療推進課                             | 326 |
| 8-3-3 | 新型コロナウイルス感染症入院受<br>入医療機関支援事業費補助金 | 保健医療部保健医療推進課                             | 329 |
| 8-3-4 | 新型コロナウイルス感染症患者等<br>受入病床確保協力金     | 保健医療部保健医療推進課                             | 331 |

### (4) その他

| No.   | 取 組 名          | 担 当                                      | ページ |
|-------|----------------|------------------------------------------|-----|
| 8-4-1 | 医療機関等事業継続支援金   | 保健医療部保健医療推進課                             | 335 |
| 8-4-2 | 夜間休日診療所事業継続支援金 | 保健医療部保健医療推進課                             | 337 |
| 8-4-3 | 医療機関における感染対策   | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健総務課<br>保健医療部保健予防課 | 339 |
| 8-4-4 | 医療機関への情報提供     | 保健医療部保健医療推進課<br>保健医療部保健総務課<br>保健医療部保健予防課 | 340 |

## 9 治療薬・治療法

| No. | 取 組 名   | 担 当        | ページ |
|-----|---------|------------|-----|
| 9-1 | 治療薬・治療法 | 保健医療部保健総務課 | 343 |

## 10 検査

| No.  | 取 組 名                | 担 当        | ページ |
|------|----------------------|------------|-----|
| 10-1 | 新型コロナウイルス検査体制の整<br>備 | 保健医療部衛生検査課 | 347 |



## 1 1 保健

| No.  | 取 組 名 | 担 当        | ページ |
|------|-------|------------|-----|
| 11-1 | 保健    | 保健医療部保健予防課 | 353 |

## 1 2 物資

| No.  | 取 組 名        | 担 当          | ページ |
|------|--------------|--------------|-----|
| 12-1 | 防災備蓄品の管理・活用  | 防災危機管理室      | 363 |
| 12-2 | 保健所備蓄品の管理・活用 | 保健医療部保健予防課   | 365 |
| 12-3 | 寄附物品の活用      | 保健医療部保健医療推進課 | 367 |

## 1 3 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 市民生活支援

| No.     | 取 組 名                   | 担 当                                    | ページ |
|---------|-------------------------|----------------------------------------|-----|
| 13-1-1  | 特別定額給付金                 | 総合政策部政策企画課                             | 373 |
| 13-1-2  | 特定世帯等臨時特別給付金            | 福祉部福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室                  | 375 |
| 13-1-3  | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金   | 福祉部福祉推進課特定世帯等臨時特別給付金室                  | 377 |
| 13-1-4  | プレミアム付商品券の配布            | 福祉部生活福祉課<br>こども未来部こども家庭課<br>教育総務部教育財務課 | 379 |
| 13-1-5  | 高齢者世帯エアコン購入費等助成         | 福祉部高齢者いきがい課                            | 381 |
| 13-1-6  | ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金 | こども未来部こども育成課                           | 383 |
| 13-1-7  | 保育所等における給食食材費等高騰対策      | こども未来部保育課                              | 385 |
| 13-1-8  | ひとり親世帯臨時特別給付金           | こども未来部こども家庭課                           | 387 |
| 13-1-9  | ひとり親世帯生活応援支援金           | こども未来部こども家庭課                           | 389 |
| 13-1-10 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和3年度）   | こども未来部こども家庭課                           | 391 |
| 13-1-11 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和4年度）   | こども未来部こども家庭課                           | 393 |
| 13-1-12 | 子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）   | こども未来部こども家庭課                           | 395 |
| 13-1-13 | 子育て応援支援金                | こども未来部こども家庭課                           | 397 |



|         |                                          |                             |     |
|---------|------------------------------------------|-----------------------------|-----|
| 13-1-14 | 子育て世帯への臨時特別給付<br>(先行給付金・追加給付金・支<br>援給付金) | こども未来部こども家庭課                | 398 |
| 13-1-15 | 子育て世帯への臨時特別給付金<br>(特例給付等対象者分)            | こども未来部こども家庭課                | 400 |
| 13-1-16 | こども加算給付金                                 | こども未来部こども家庭課                | 402 |
| 13-1-17 | 介護保険料の減免                                 | 福祉部介護保険課                    | 404 |
| 13-1-18 | 国民健康保険税の減免                               | 保健医療部国民健康保険課                | 406 |
| 13-1-19 | 後期高齢者医療保険料の減免                            | 保健医療部高齢・障害医療<br>課           | 408 |
| 13-1-20 | 水道料金の基本料金免除                              | 上下水道局給水サービス課                | 410 |
| 13-1-21 | 傷病手当金 (国民健康保険)                           | 保健医療部国民健康保険課                | 412 |
| 13-1-22 | 傷病手当金 (後期高齢者医療制<br>度)                    | 保健医療部高齢・障害医療<br>課           | 414 |
| 13-1-23 | 赤ちゃん応援手当                                 | 保健医療部健康づくり支援<br>課           | 416 |
| 13-1-24 | 省エネエアコン普及促進事業補<br>助金                     | 環境部環境政策課                    | 418 |
| 13-1-25 | 再生可能エネルギー機器等普及<br>促進事業補助金 (追加分)          | 環境部環境政策課                    | 420 |
| 13-1-26 | 省エネ家電買換え促進事業                             | 環境部環境政策課                    | 421 |
| 13-1-27 | エネルギー価格高騰対策再エネ<br>機器導入支援事業               | 環境部環境政策課                    | 423 |
| 13-1-28 | 女性の負担軽減 (生理用品の配<br>布)                    | 市民部男女共同参画課                  | 424 |
| 13-1-29 | こころの相談窓口                                 | 保健医療部保健予防課                  | 426 |
| 13-1-30 | 市内在住の妊婦へのマスクの配<br>布                      | 保健医療部保健医療推進課<br>こども未来部母子保健課 | 428 |
| 13-1-31 | 分娩前ウイルス検査                                | こども未来部母子保健課                 | 429 |

## (2) 事業者支援

| No.    | 取 組 名                            | 担 当          | ページ |
|--------|----------------------------------|--------------|-----|
| 13-2-1 | 高齢者施設等運営継続支援金<br>(障害)            | 福祉部障害者福祉課    | 433 |
| 13-2-2 | 高齢者施設等運営継続支援金                    | 福祉部高齢者いきがい課  | 436 |
| 13-2-3 | 高齢者施設等運営継続支援金<br>(介護)            | 福祉部介護保険課     | 438 |
| 13-2-4 | 保育所等における給食食材費等<br>高騰対策 (認可外保育施設) | こども未来部こども政策課 | 440 |

|         |                                  |              |     |
|---------|----------------------------------|--------------|-----|
| 13-2-5  | 保育所等における光熱費等高騰対策（認可外保育施設）        | こども未来部こども政策課 | 441 |
| 13-2-6  | 民間放課後児童クラブに係る小学校臨時休業等支援補助金       | こども未来部こども育成課 | 442 |
| 13-2-7  | 民間放課後児童クラブ放課後児童支援員等处遇改善臨時特例事業補助金 | こども未来部こども育成課 | 444 |
| 13-2-8  | 保育所等における光熱費等高騰対策（民間放課後児童クラブ）     | こども未来部こども育成課 | 446 |
| 13-2-9  | 保育所等における光熱費等高騰対策（保育施設等）          | こども未来部保育課    | 448 |
| 13-2-10 | 保育所等における光熱費等高騰対策（母子生活支援施設）       | こども未来部こども家庭課 | 450 |
| 13-2-11 | 事業者用太陽光発電システム設置事業補助金             | 環境部環境政策課     | 451 |
| 13-2-12 | エネルギー価格高騰対策LED照明器具導入支援事業         | 環境部環境政策課     | 452 |
| 13-2-13 | 住宅改修補助金                          | 産業観光部産業振興課   | 453 |
| 13-2-14 | 中小企業者向け無料相談窓口                    | 産業観光部産業振興課   | 455 |
| 13-2-15 | 中小企業者事業継続緊急支援金                   | 産業観光部産業振興課   | 457 |
| 13-2-16 | 中小企業者事業継続支援金                     | 産業観光部産業振興課   | 459 |
| 13-2-17 | 中小企業者等金融支援                       | 産業観光部産業振興課   | 461 |
| 13-2-18 | 飲食業出前支援業務                        | 産業観光部産業振興課   | 463 |
| 13-2-19 | キャッシュレス決済消費活性化事業                 | 産業観光部産業振興課   | 465 |
| 13-2-20 | 運送事業者事業継続支援金                     | 産業観光部産業振興課   | 467 |
| 13-2-21 | 産業観光館（小江戸蔵里）再開支援事業               | 産業観光部産業振興課   | 468 |
| 13-2-22 | プレミアム付商品券事業（令和2年度）               | 産業観光部産業振興課   | 470 |
| 13-2-23 | プレミアム付商品券事業（令和4年度・5年度）           | 産業観光部産業振興課   | 471 |
| 13-2-24 | 飲食店における感染防止対策現地確認                | 産業観光部産業振興課   | 473 |
| 13-2-25 | 特別労働相談                           | 産業観光部雇用支援課   | 475 |
| 13-2-26 | 農業経営継続支援金                        | 産業観光部農政課     | 477 |
| 13-2-27 | 認定農業者等臨時経営支援金                    | 産業観光部農政課     | 478 |
| 13-2-28 | 観光消費促進事業（スタンプラリー）                | 産業観光部観光課     | 479 |

|         |                         |            |     |
|---------|-------------------------|------------|-----|
| 13-2-29 | デマンド型交通かわまる IC 端末導入補助金  | 都市計画部交通政策課 | 482 |
| 13-2-30 | バス・タクシー車内感染防止対策支援金      | 都市計画部交通政策課 | 483 |
| 13-2-31 | タクシー運行継続支援金             | 都市計画部交通政策課 | 485 |
| 13-2-32 | 路線バス運行継続支援金             | 都市計画部交通政策課 | 486 |
| 13-2-33 | 公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金 | 都市計画部交通政策課 | 487 |

## 川越市における新型コロナウイルス感染症対応報告書

令和 7 年 3 月

編 集 川越市保健医療部保健医療推進課

〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

TEL 049-224-8811 (代表)

FAX 049-225-2895